

令和7年度 中部ブロック 発注者協議会 幹事会

令和7年7月3日

1. 協議会概要と現状

「中部ブロック発注者協議会」規約（案）

（設置）

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）（平成17年法律第18号）」第7条第3項及び第21条第4項に基づき中部ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携や、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者の支援等により、発注者間の協力体制を強化するとともに地域を支える建設生産システムの向上に関する各種施策の推進・強化を図り、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、次の事項について連絡調整を行うとともに、取り組みの強化を図る。

- 一 品確法に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策について
- 二 地域を支える建設生産システム向上のための具体的な施策について
- 三 発注者に対する支援施策について
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、国土交通省中部地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、農林水産省東海農政局長がこれにあたる。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事会）

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

併せて各県地域における取り組みの円滑化を図るものとする。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省中部地方整備局企画部長がこれにあたる。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、農林水産省東海農政局農村振興部長がこれにあたる。

（部会）

第8条 全ての市町村が各施策を推進・強化するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の各県に部会を設置する。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、中部地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この規約は、平成20年11月18日から施行する。
この規約は、平成24年5月16日から施行する。
この規約は、平成25年1月21日から施行する。
この規約は、平成26年10月31日から施行する。
この規約は、平成28年2月29日から施行する。
この規約は、平成29年9月28日から施行する。
この規約は、平成30年2月27日から施行する。
この規約は、平成30年7月27日から施行する。
この規約は、令和元年7月25日から施行する。
この規約は、令和2年6月19日から施行する。
この規約は、令和3年7月30日から施行する。
この規約は、令和4年6月24日から施行する。
この規約は、令和5年6月30日から施行する。
この規約は、令和6年6月28日から施行する。
この規約は、令和7年 月 日から施行する。

第4条関係（委員）

会長 国土交通省 中部地方整備局長
副会長 農林水産省 東海農政局長
委員 警察庁 中部管区警察局 総務監察・広域調整部長
警察庁 中部管区警察学校長
財務省 東海財務局 総務部次長
財務省 名古屋税関 総務部長
国税庁 名古屋国税局 総務部次長
~~厚生労働省 東海北陸厚生局長~~
厚生労働省 岐阜労働局長
厚生労働省 静岡労働局長
厚生労働省 愛知労働局長
厚生労働省 三重労働局長
林野庁 中部森林管理局長
~~経済産業省 中部経済産業局 総務企画部長~~
国土交通省 中部運輸局長
海上保安庁 第四管区海上保安本部 総務部長
環境省 中部地方環境事務所長
岐阜県 副知事
静岡県 副知事
愛知県 副知事
三重県 副知事
静岡市 副市長
浜松市 副市長
名古屋市 副市長
岐阜県部会で決定する者
静岡県部会で決定する者
愛知県部会で決定する者
三重県部会で決定する者
中日本高速道路株式会社 名古屋支社長
(独)都市再生機構 中部支社長
(国)日本原子力研究開発機構 東濃地科学センター 所長
(独)水資源機構 中部支社長
静岡県道路公社 理事長
愛知県道路公社 理事長
名古屋高速道路公社 理事長
名古屋港管理組合 副管理者
四日市港管理組合 副管理者
日本下水道事業団 東海総合事務所長

オブザーバー 法務省名古屋法務局
~~名古屋高等裁判所~~
~~厚生労働省 東海北陸厚生局長~~
~~経済産業省 中部経済産業局 総務企画部長~~

第7条関係（幹事）

幹事長 国土交通省 中部地方整備局 企画部長
副幹事長 農林水産省 東海農政局 農村振興部長
幹事 警察庁 中部管区警察局 総務監察・広域調整部 会計課長
警察庁 中部管区警察学校 庶務部長
財務省 東海財務局 会計課長
財務省 名古屋税関 会計課長
国税庁 名古屋国税局 総務部 営繕監理官
~~厚生労働省 東海北陸厚生局 総務課長~~
厚生労働省 岐阜労働局 総務部長
厚生労働省 静岡労働局 総務部長
厚生労働省 愛知労働局 総務部長
厚生労働省 三重労働局 総務部長
林野庁 中部森林管理局 総務企画部長
~~経済産業省 中部経済産業局 総務企画部 会計課長~~
国土交通省 中部地方整備局 総務部長
国土交通省 中部地方整備局 営繕部長
国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部長
国土交通省 中部運輸局 総務部長
海上保安庁 第四管区海上保安本部 経理課長
環境省 中部地方環境事務所 統括自然保護企画官
岐阜県 県土整備部長
静岡県 交通基盤部長
静岡県 経済産業部農林水産担当統括部長
愛知県 建設局長
愛知県 農林基盤局長
三重県 県土整備部理事
三重県 農林水産部長
静岡市 建設局長
浜松市 財務部長
名古屋市 財政局 担当局長（契約監理）
岐阜県部会で決定する者
静岡県部会で決定する者
愛知県部会で決定する者
三重県部会で決定する者
中日本高速道路株式会社 名古屋支社 環境・技術管理部長
(独)都市再生機構 中部支社 住宅経営部次長
(国)日本原子力研究開発機構 東濃地科学センター
保安・施設管理課長~~マネージャ~~
(独)水資源機構 中部支社 次長
静岡県道路公社 道路部長
愛知県道路公社 事業部長
名古屋高速道路公社 総務部長
名古屋港管理組合 建設部担当部長~~（技術調整担当）~~
四日市港管理組合 経営企画部理事
日本下水道事業団 東海総合事務所 施工管理課長

オブザーバー 法務省名古屋法務局
~~名古屋高等裁判所~~
国土交通省 中部地方整備局 建政部

厚生労働省 東海北陸厚生局 総務課長
経済産業省 中部経済産業局 総務企画部 会計課長

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）

第7条第3項（発注者の責務）

発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、**他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。**

第22条第4項（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等）

国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し助言を適切に行う能力を有する者の活用の促進、**発注者間の連携体制の整備**その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

基本方針（公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針）

12 施策の進め方

各発注者は、公共工事の品質確保や適切な発注関係事務の実施に向け、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成・確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。

運用指針（発注関係事務の運用に関する指針）

3 発注体制の強化等 3-2 発注者間の連携強化

（発注者間の連携体制の構築）

各発注者は、本指針を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。

また、地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、それを踏まえて、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整を行い、**支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。**さらに、国土交通省が全国の事務所等に設置している「品確法運用指針に関する相談窓口」を活用し、実務担当者間での意見交換等を実施するための体制を構築する。

中部ブロック発注者協議会

<構成員>
(国)中部地整局長、関係省庁出先機関部長等
(県・政令市・代表市町村)副知事、副市長等
(特殊法人等)中部ブロック内に組織を有する機関の部長等

幹事会

<構成員>
(国)中部地整企画部長、関係省庁出先機関部長等
(県・政令市・代表市)部長、局長等
(特殊法人等)中部ブロックに組織を有する機関の課長等

県部会

<組織> 岐阜県部会、静岡県部会、愛知県部会、三重県部会
<活動> 市町村へ施策実施に向けた働きかけ、支援要望等の情報交換
<構成員> (県)担当課長、県建設(土木)事務所
(市町村)副市町村長又は課長(発注担当・財務担当課)
(国)顧問又はオブザーバー

推進会議

<組織> 17地域【岐阜5地域、静岡4地域、愛知3地域、三重5地域】
<構成員> (県)担当課長等 (国)オブザーバー
(市町村)課長(発注担当課・財務担当課)
<活動> 取組推進に向けた目標設定、支援、意見交換等

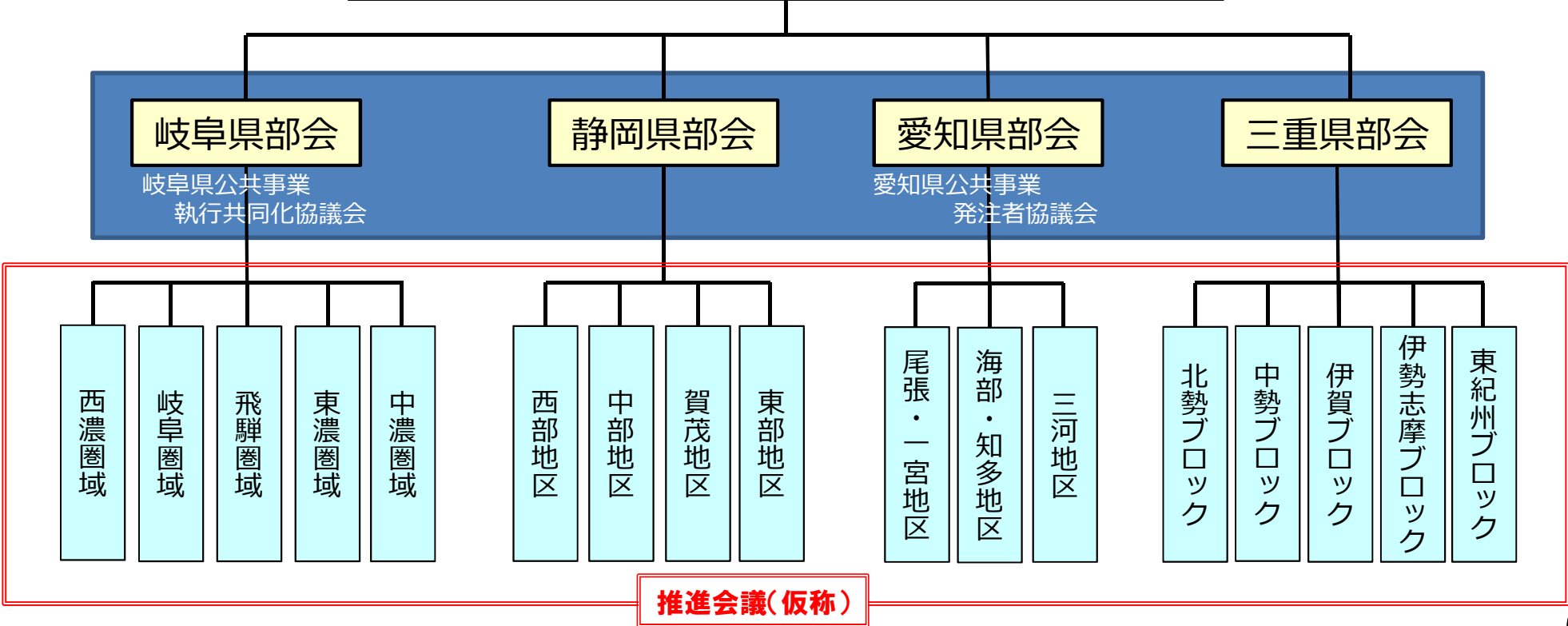
※推進会議は組織強化のため令和元年度より設置

中部ブロック発注者協議会

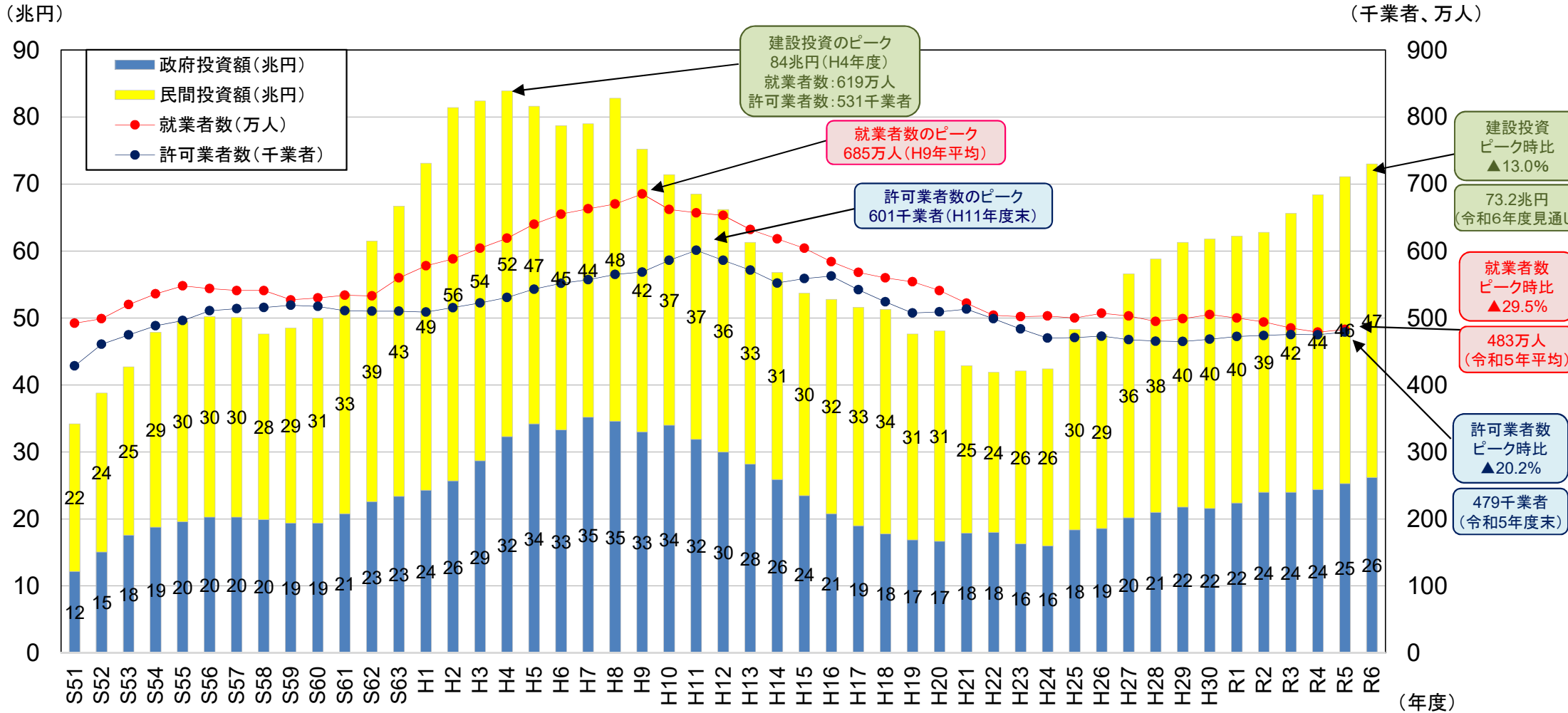
会 長：中部地方整備局長
副会長：東海農政局長

幹事会

幹 事 長：中部地方整備局 企画部長
副幹事長：東海農政局 農村振興部長



- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和6年度は約73兆円となる見通し（ピーク時から約13%減）。
- 建設業者数（令和5年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和5年平均）は483万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和3年度（2021年度）まで実績、令和4年度（2022年度）・令和5年度（2023年度）は見込み、令和6年度（2024年度）は見通し
※平成27年度の建設投資額から建築補修（改装・改修）投資額を新たに計上している

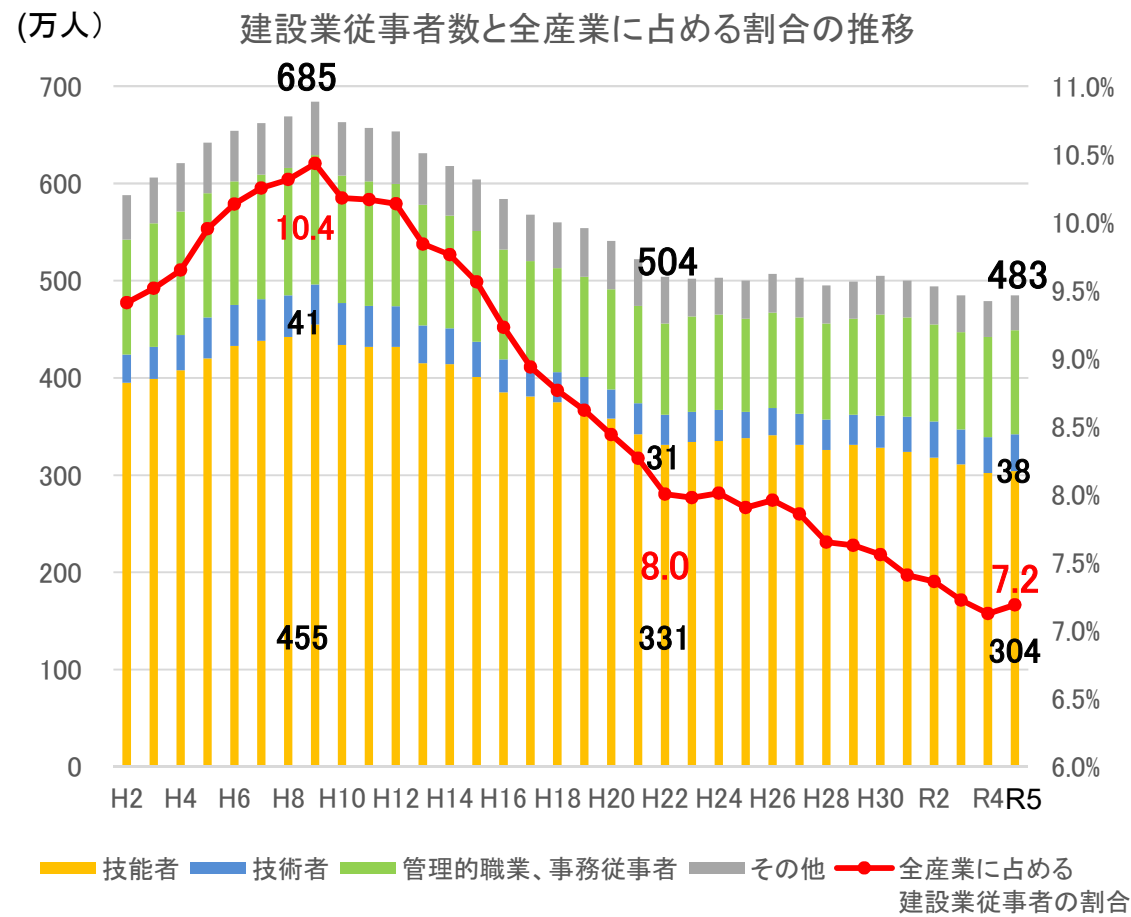
注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

注3 就業者数は年平均。平成23年（2011年）は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

技能者等の推移

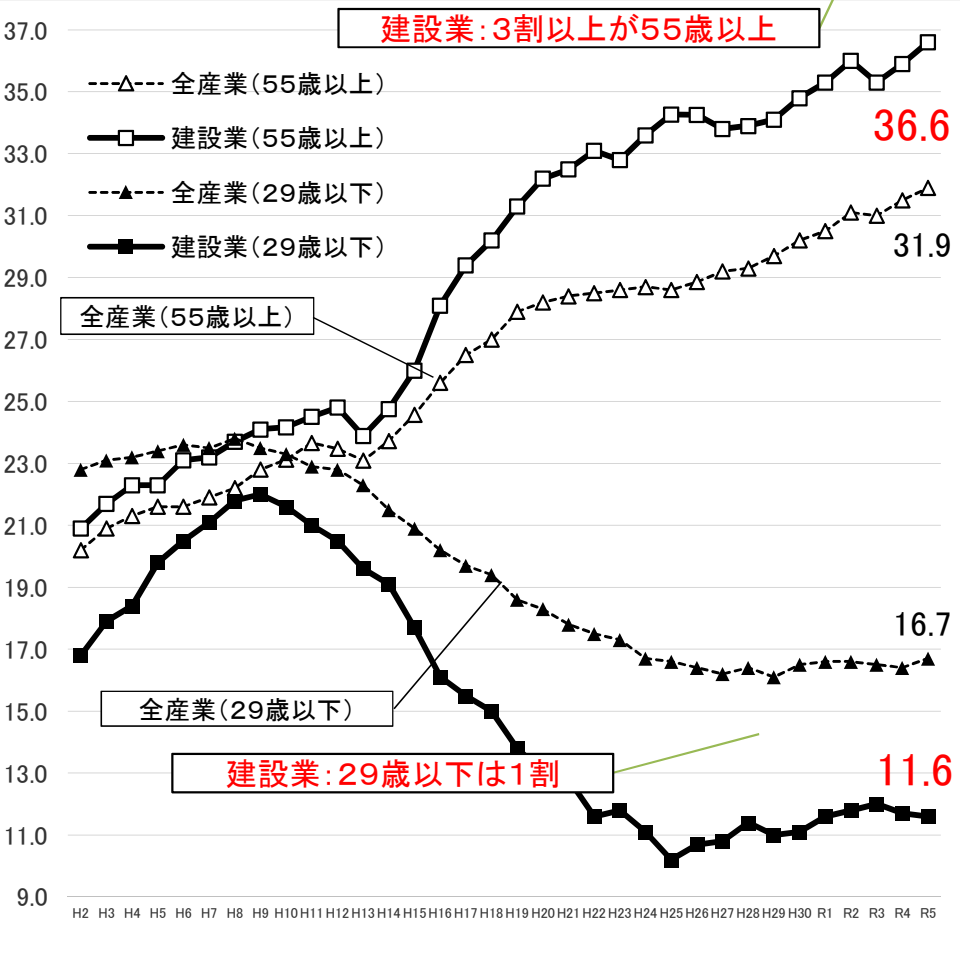
＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 483万人(R5)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 38万人(R5)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 304万人(R5)



建設業就業者の高齢化の進行

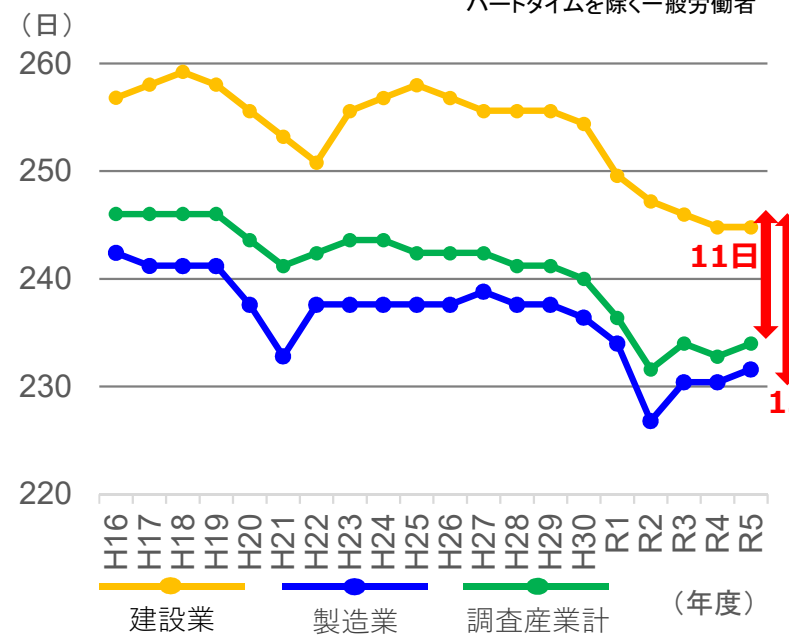
- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。



出典:総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

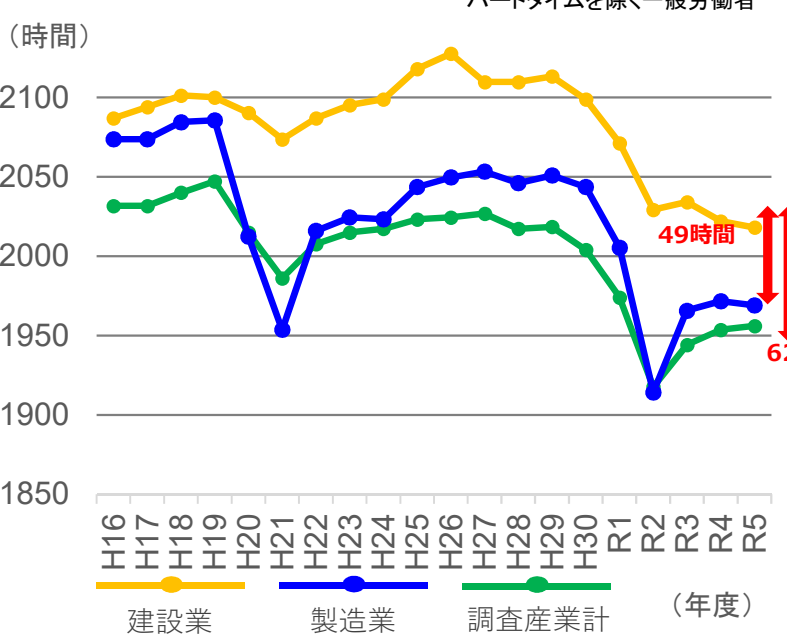
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

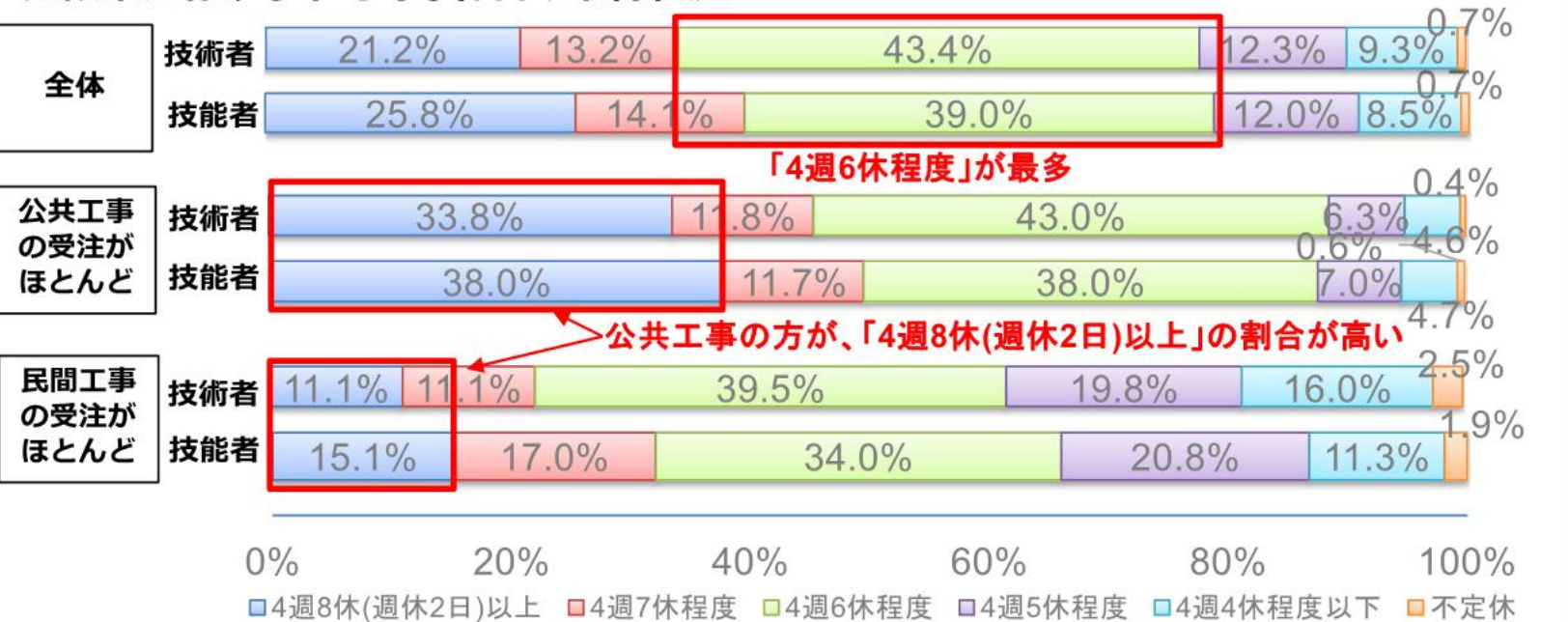
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて62時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

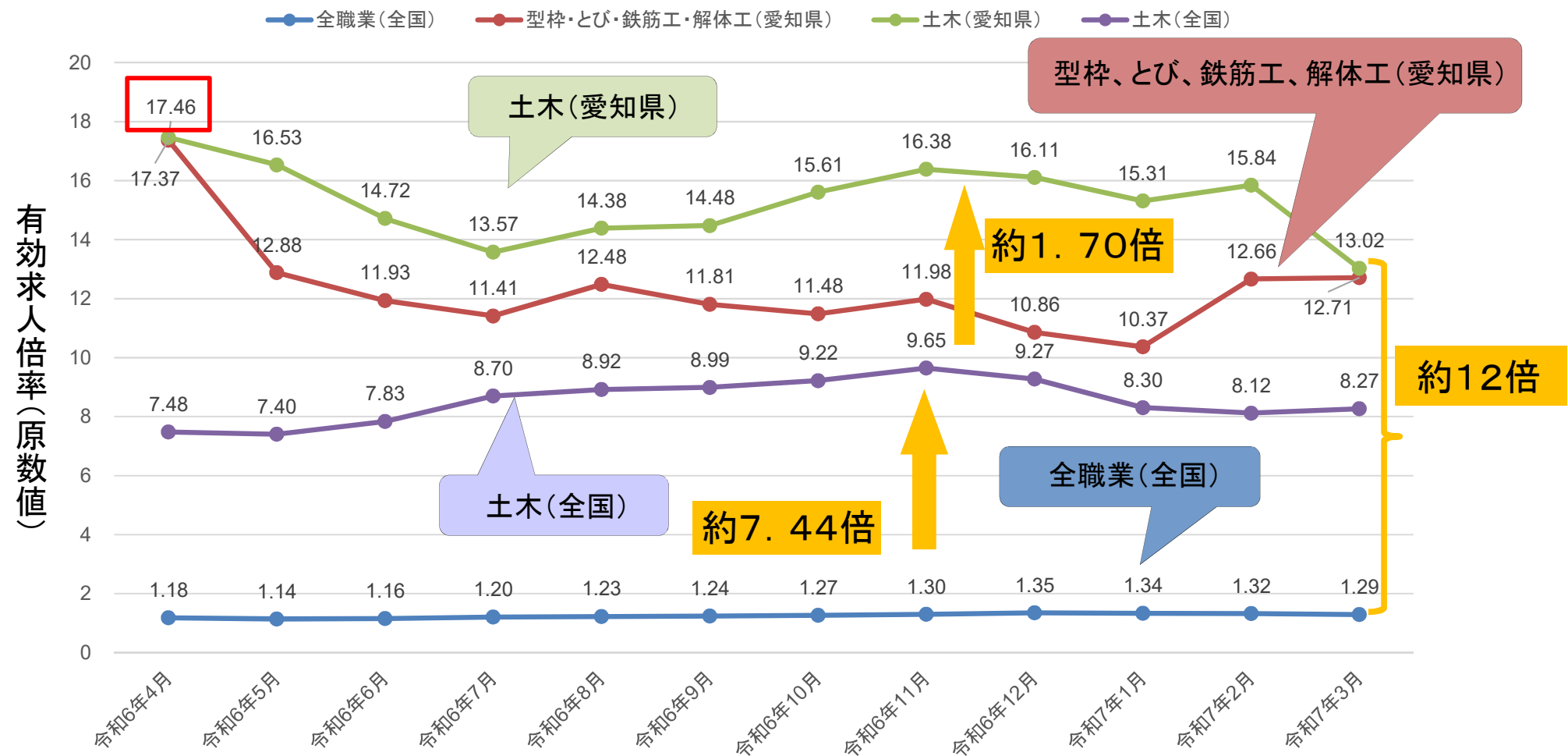
建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和6年8月6日公表)

令和6年度 建設技能労働者の有効求人倍率



現在、土木業界は全職業に比べ人手不足が慢性的に続いている
また、工種によってはさらに深刻な人手不足が発生している

担い手3法のこれまでの改正経緯

品確法
(平成17年制定)

Point
価格のみでなく品質を加味した総合評価の導入



建設業法 ・ 入契法
(昭和24年制定) (平成12年制定)

Point
建設工事の適正な施工の確保・公共工事の入札契約の適正化



平成26年 担い手3法

Point
発注者は、受注者が適正な利潤を確保できるようにすること
従事する者の賃金その他の労働条件、労働環境の改善
※5年後見直し規定あり(附則第2項)



Point
ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保
※5年後見直し規定あり(附則第8条)



令和元年 新・担い手3法

Point
元請は、下請が利潤・工期を確保できる発注をすること
※5年後見直し規定あり(附則第2項)



Point
働き方改革に向けた適正な工期の確保
※5年後見直し規定あり(附則第8条)



令和6年 第3次・担い手3法

Point
担い手の休日・賃金の確保と地域建設業等の維持
※5年後見直し規定あり(附則第2項)

Point
労働者の処遇改善と価格高騰時の労務費へのしわ寄せ防止
※5年後見直し規定あり(附則第5条)

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	(参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要

令和6年6月12日成立
令和6年6月19日公布・施行※
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）・測量業の登録に係る暴力団排除規定

「発注関係事務の運用に関する指針(解説資料)」 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議 事務局(国土交通省)

運用指針の主なポイント

運用指針の内容は発注関係事務全般について多岐にわたるものであるが、主なポイントを、「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」、「災害対応」について工事・業務別に整理すると以下のとおりである。

「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」、「災害対応」と工事・業務の対応

	工事	測量、調査及び設計
必ず実施すべき事項	①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】 ②予定価格の適正な設定 ③歩切りの根絶 ④適正な工期設定 ⑤施工時期の平準化【内容充実】 ⑥低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ⑦適切な設計変更 ⑧スライド条項の設定等【新】 等	①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】 ②予定価格の適正な設定 ③適正な履行期間の設定 ④履行期間の平準化【内容充実】 ⑤低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ⑥適切な設計変更 等
実施に努める事項	①情報通信技術を活用した生産性向上【内容充実】 ②「総合的に価値の最も高い資材等」の活用【新】 ③工事中の施工状況の確認 ④週休2日の質の向上【新】 ⑤受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】 ⑥維持管理を広域的に行う連携体制の構築【新】 ⑦参加者確認型随意契約方式の活用【新】 等	①情報通信技術を活用した生産性向上 ②プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 ③履行状況の確認 ④受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】 ⑤参加者確認型随意契約方式の活用【新】 等
災害対応	①随意契約等の適切な入札契約方式の活用 ②現地の状況等を踏まえた積算の導入 ③労災保険契約の保険料の予定価格への反映【新】 ④共同企業体等の活用【内容充実】	⑤工事・業務の一時中止【新】 ⑥被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用【新】 等

2. 取組指標の達成度

運用 指針		【工事】指 標	目標値 (R6)
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%
	②	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定 $\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$	1.00
	③	平準化率 $\frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$	0.80
	④	適正な工期設定	100%
	⑤	週休2日工事の実施状況 ※市町村を除く値 $\frac{\text{週休2日対象工事件数}}{\text{全工事件数}}$	1.00
	⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	100%
実施に努める事項	⑦	建設ICTの導入状況	100%
	⑧	受発注者間の工事情報の共有状況	100%
	⑨	総合評価落札方式の導入状況	100%

運用 指針		【業務】指 標	目標値 (R6)
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%
	②	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定 $\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$	1.00
	③	平準化率 $\frac{\text{第4四半期[1～3月]に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$	0.40 以下
	④	適正な履行期間の設定	100%
	⑤	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	100%
実施に努める事項	⑥	総合評価落札方式の導入状況	100%

※赤字は全国統一指標

1. 取組指標について【工事】達成状況

運用 指針		【工事】指 標	目標値 (R6)	R6目標達成◎ R6目標2%以内○ R6目標未達成× R5比較 →				
				中部ブロッ	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
必ず 実施す べき事 項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%	✕ →	✕ →	✕ →	✕ →	◎ →
	②	低入札価格調査基準価格及び 最低制限価格の設定 設定した入札件数 年度の発注工事件数	1.00	—	✕ →	○ →	✕ →	○ →
	③	平準化率 4～6月期の工事平均稼働件数 年度の工事平均稼働件数	0.80	✕ →	✕ →	✕ →	✕ →	✕ →
	④	適正な工期設定	100%	✕ →	✕ →	✕ →	✕ →	◎ →
	⑤	週休2日工事の 実施状況 ※市町村を除く値	1.00	○ →	◎ →	◎ →	◎ →	◎ →
	⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況 週休2日対象工事件数 全工事件数	100%	✕ →	✕ →	◎ →	✕ →	◎ →
実施 に努 める事 項	⑦	建設ICTの導入状況	100%	✕ →	✕ →	✕ →	✕ →	✕ →
	⑧	受発注者間の工事情報の共有状況	100%	✕ →	✕ →	✕ →	✕ →	✕ →
	⑨	総合評価落札方式の導入状況	100%	✕ →	✕ →	✕ →	✕ →	✕ →

中部ブロック

運用方針	【工事】指 標		達成率の推移	
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況等	38% (R2年度)	81% (R6年度)
	②	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定	0.85 (R2年度)	0.93 (R6年度)
	③	平準化率	0.65 (R2年度)	0.70 (R6年度)
	④	適正な工期設定	47% (R2年度)	82% (R6年度)
	⑤	週休2日工事の実施状況	0.29 (R2年度)	0.75 (R6年度)
	⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	78% (R2年度)	85% (R6年度)
実施に努める事項	⑦	建設ICTの導入状況	11% (R2年度)	21% (R6年度)
	⑧	受発注者間の工事情報の共有状況	7% (R2年度)	40% (R6年度)
	⑨	総合評価落札方式の導入状況	75% (R2年度)	87% (R6年度)

※赤字は全国統一指標

1. 取組指標について【業務】達成状況

R6目標達成◎ R6目標2%以内○ R6目標未達成×
R5比較 →

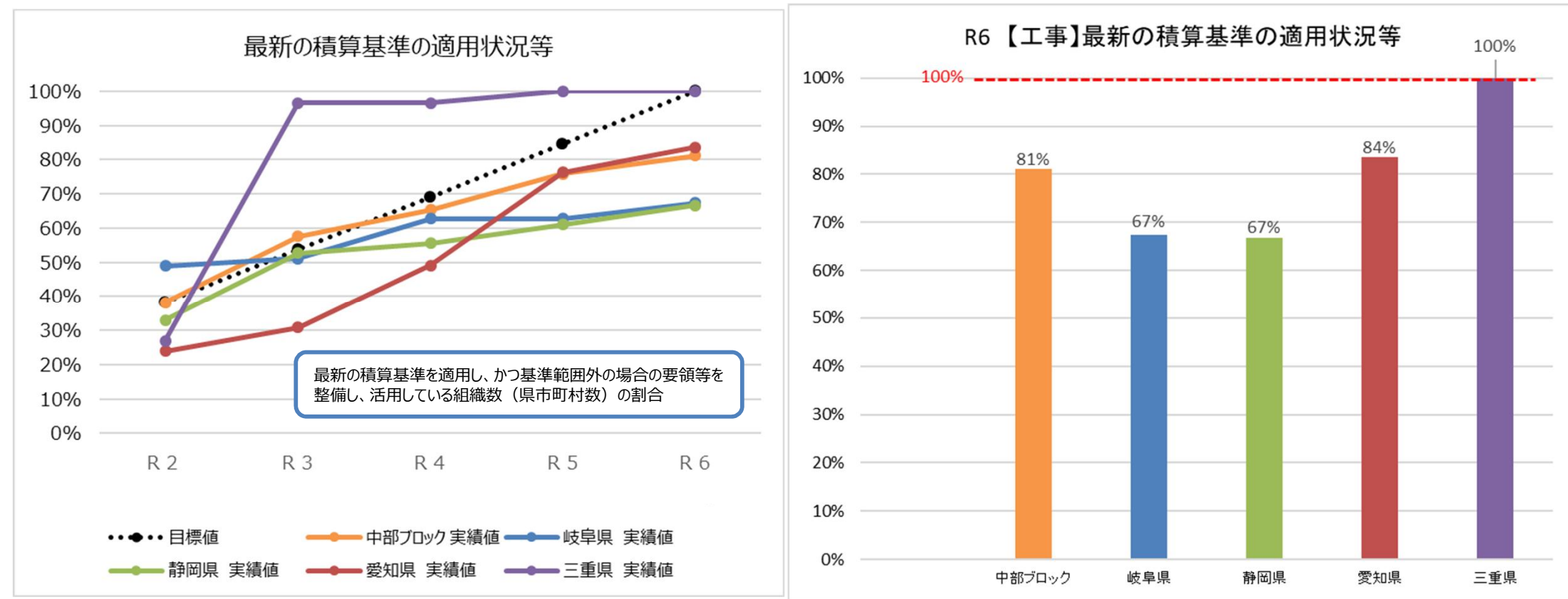
運用 指針		【業務】指 標	目標値 (R6)	中部ブロック	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%	○ →	◎ →	◎ →	◎ →	◎ →
	②	※市町村を除く値 低入札価格調査基準価格及び 最低制限価格の設定 設定した入札件数 年度の発注工事件数	1.00	—	◎ →	△ →	◎ →	◎ →
	③	※市町村を除く値 平準化率	0.40 以下	× →	○ →	× →	× →	× →
	④	第4四半期[1～3月]に完了する業務件数 適正な履行期間の設定 年度の業務稼働件数	100%	× →	× →	× →	× →	◎ →
	⑤	設計変更ガイドラインの策定・ 活用状況	100%	× →	× →	× →	× →	◎ →
実施に 務める 事項	⑥	総合評価落札方式の導入状況	100%	× →	× →	× →	× →	× →

中部ブロック

運用方針	【業務】指 標		達成率の推移	
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況等	92% (R2年度)	99% (R6年度)
	②	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定	0.67 (R2年度)	0.82 (R6年度)
	③	平準化率	0.60 (R2年度)	0.50 (R6年度)
	④	適正な履行期間の設定	24% (R2年度)	50% (R6年度)
	⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	45% (R2年度)	64% (R6年度)
努め実施する事項	⑦	総合評価落札方式の導入状況	21% (R2年度)	27% (R6年度)

※赤字は全国統一指標

- ◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組
- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇している(+5%)が、目標達成していない。
- 令和6年度の実績値は三重県が引き続き目標達成。最新の積算基準を使用しているものの、基準範囲外の要領等を整備していない組織が多い。



- ◇ 目標達成のメリット
 - ・価格設定根拠の説明責任
適正な予定価格の設定をしていれば、説明責任が果たせる
積算担当者の違いによる積算のばらつきを防止し、違算にも気づきやすいため、適正な予定価格を設定できる
 - ・不調不落対策
原材料価格の高騰を反映した資材価格の設定、休日や天候等による作業不能日を考慮した経費補正を実施し、受注者の想定する費用との乖離をなくす

残36機関
国等1機関
35市町村

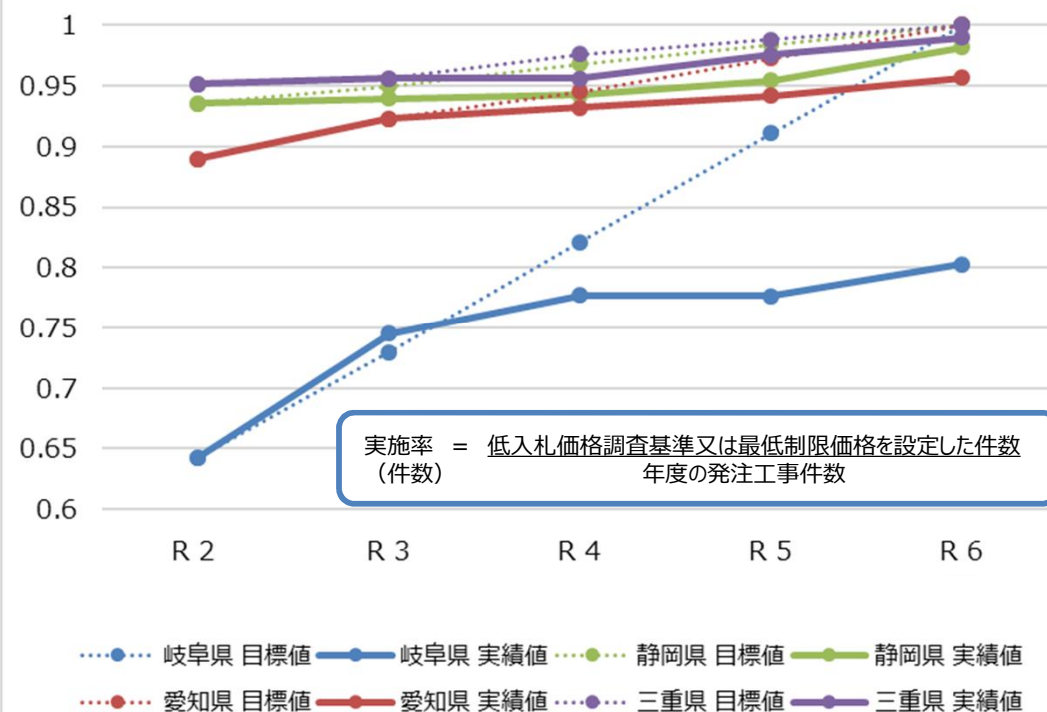
【工事②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

- ◇ 低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、品質確保とダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組 【R6達成度】岐阜× 静岡○ 愛知× 三重○

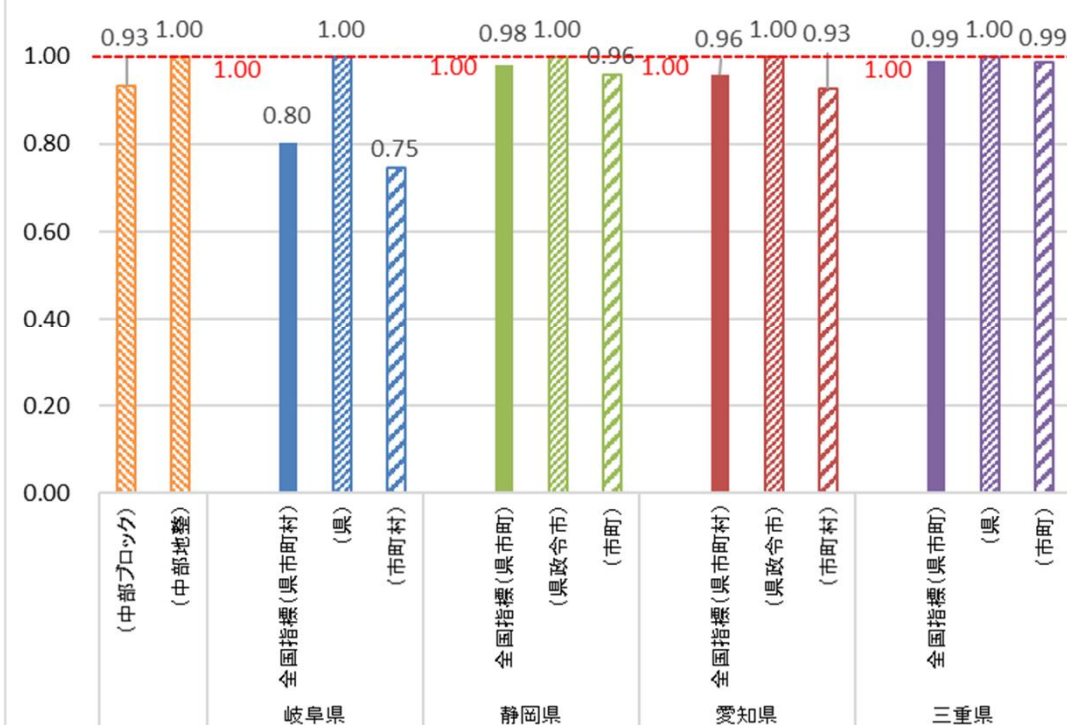
- 静岡県・三重県の市町村の取組が進んだため、ほぼ目標達成に。
○ 愛知県の市町村の取組がすすんだので、目標達成まであとわずか。
○ 岐阜県の市町村の実績値は低い。

全国指標対象工事：県、政令市、市町村発注の工事（随意契約を除く）

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定



R6 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定



◇ 目標達成のメリット

- ・工事の品質確保
低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、適切な技術力を持たない受注者による不良工事の発生を防止。
- ・コスト縮減
低入札による不良工事は、メンテナンス費用も含めるとコスト増大の可能性。
- ・労働条件の改善
下請の建設企業の含め、適正な賃金水準や安全対策、社会保険加入に必要な費用を確保出来る。

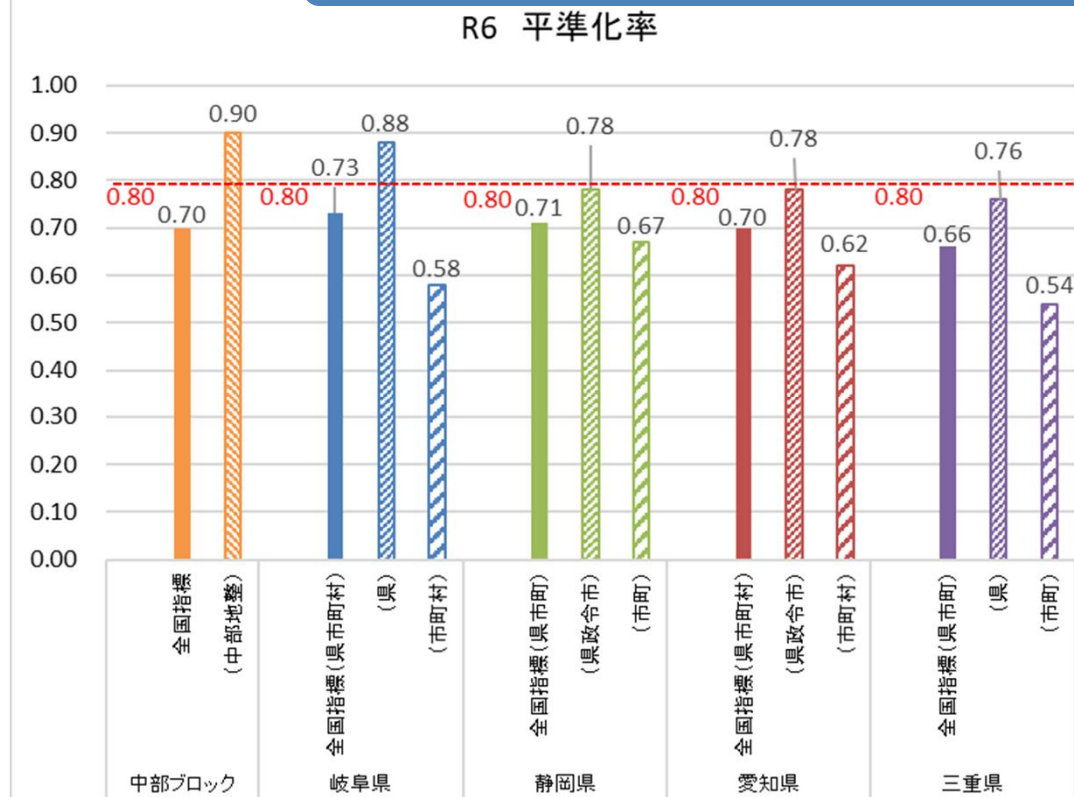
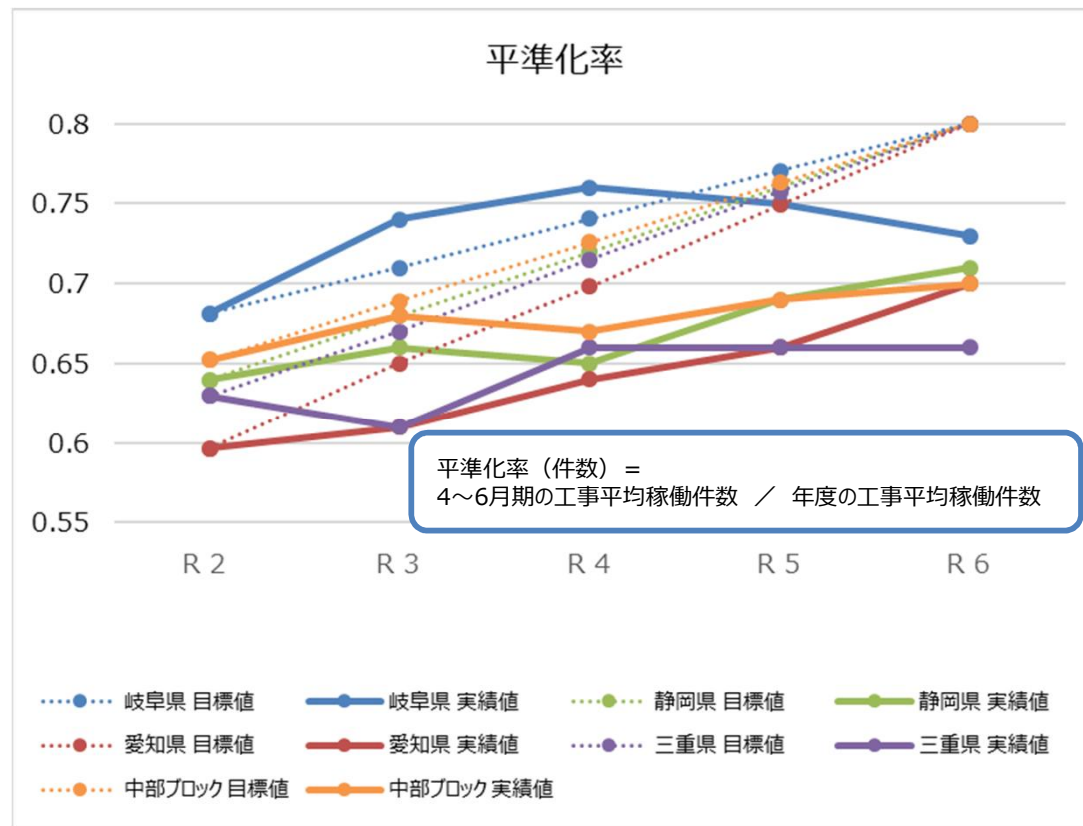
【工事③】 平準化率

◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。【R6達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

○ 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇し(0.01ポイント)、ようやく0.70台になった。

○ 県・政令市・市町村と少しずつであるが実績値は上昇。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市、市町村発注の工事
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）



◇ 目標達成のメリット

・発注者の負担軽減

不調・不落の抑制や、安定的な施工の確保により、発注担当職員の事務作業の負担軽減や、中長期的な公共工事の担い手確保が期待される。

・人材や資機材の効率的な活用

工事量の繁忙期は人材や資機材が不足し、価格も高騰、閑散期は人材や資機材が過剰となるが、平準化により効率的な活用が可能。

・経営の安定化

年度内の工事を平準化することにより、労働者の収入の安定や、人材、資機材の計画的な準備が可能。

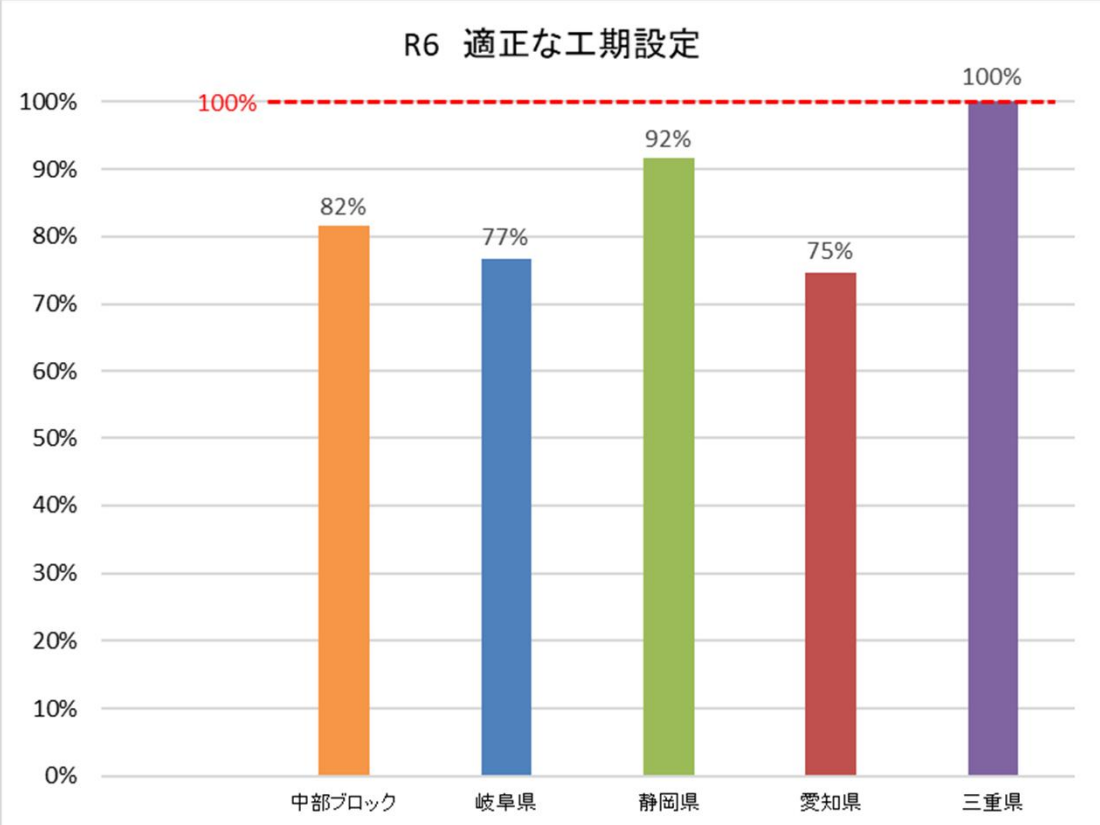
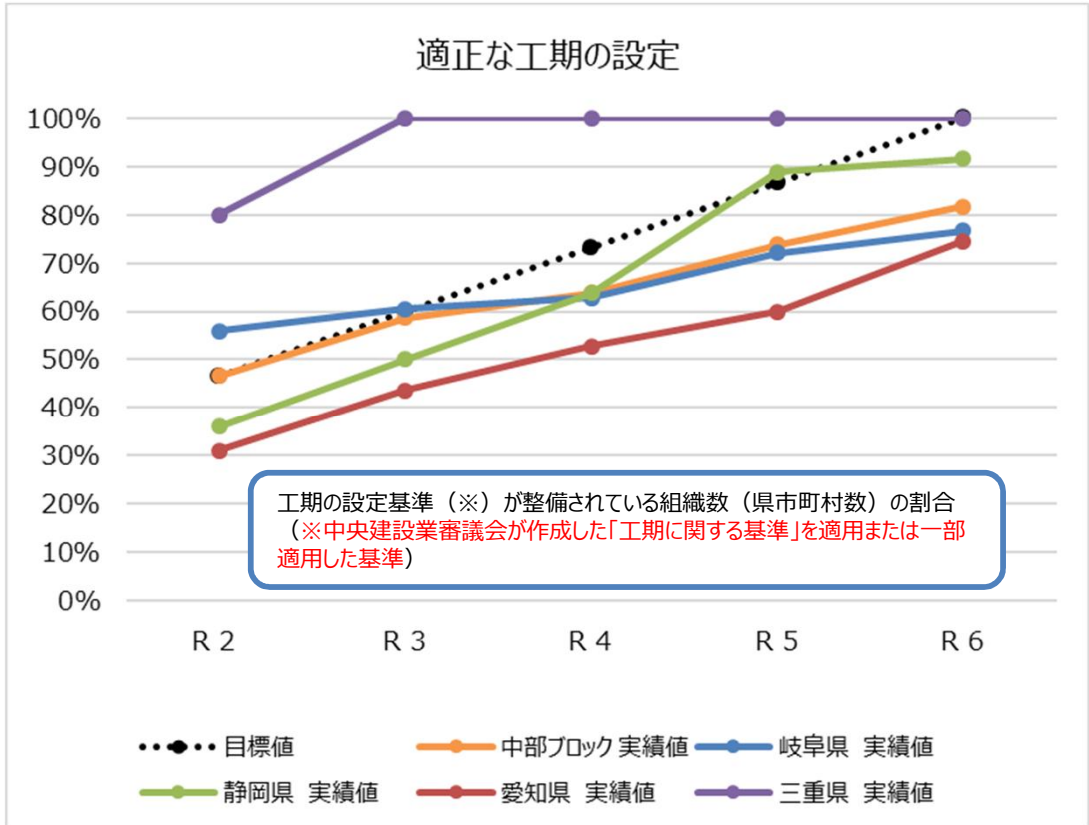
・地域住民への配慮

集中工事による不便や生活環境変化を防止する。

◇ 工期の適正な設定に向けた取組

【R6達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重◎

- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇している(+8%)が、目標達成していない。
- 令和6年度の実績値は三重県が引き続き目標達成。
- 愛知県では9市町が一気に導入。



- ◇ 目標達成のメリット
- ・不調不落対策
休日や天候等による作業不能日を考慮した工期設定を実施し、受注者の想定する工期との乖離をなくす。
 - ・品質確保
建設工事については、多様な関係者の関与があり、また、工事毎に目的物、天候、施工条件等によって、適正な工期を設定する必要がある。
品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係しており、適正な工期設定により、受発注者間で目的物の効用が最大限発揮される。
 - ・時間外労働の是正
建設業は他産業と比較して、長時間労働が常態化。また、他産業で当たり前となっている週休2日を確保している技術者は2割以下。
令和6年4月より、建設業においても罰則付きの時間外労働規制（労働基準法）が適用となるため、適正な工期設定は必須。

残35機関
国等8機関
27市町村

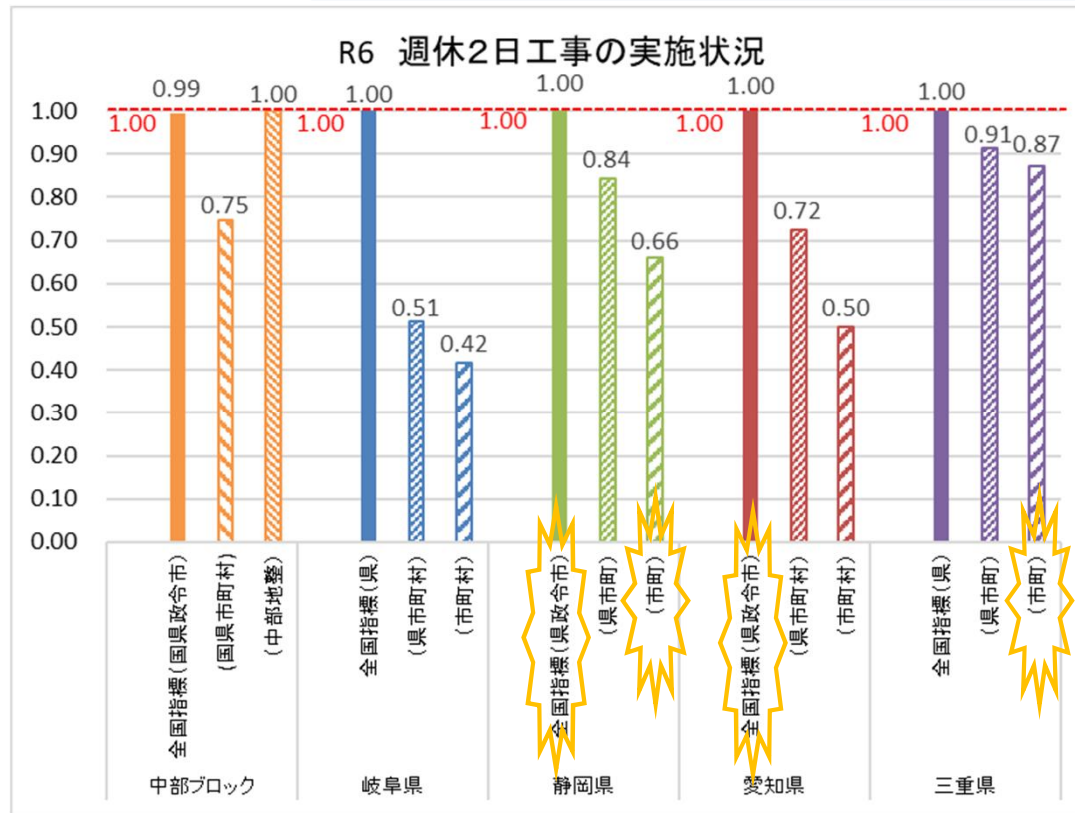
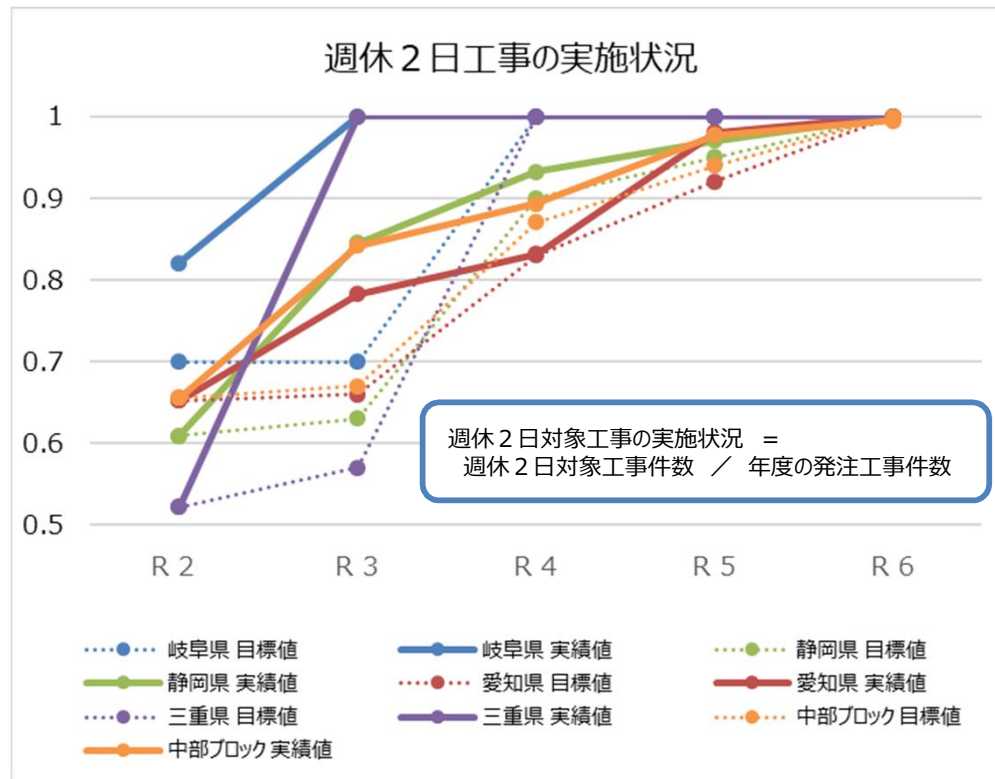
【工事⑤】 週休2日工事の実施状況

◇ 建設業における担い手の確保のため、週休2日工事の推進を図る取組

【R6達成度】中部ブロック○ 岐阜◎ 静岡◎ 愛知◎ 三重◎

- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は**上昇(0.98→0.99)**。
- 岐阜県・三重県が、引き続き目標達成。**愛知県・静岡県の(県・政令市)がついに目標達成に。**
- **静岡県の市町村0.21→0.66、三重県の市町0.28→0.87と一気に週休2日が浸透！**
- 岐阜県の市町村0.10→0.42、愛知県の市町村0.29→0.50と徐々に週休2日の意識が浸透。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市発注の工事
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）

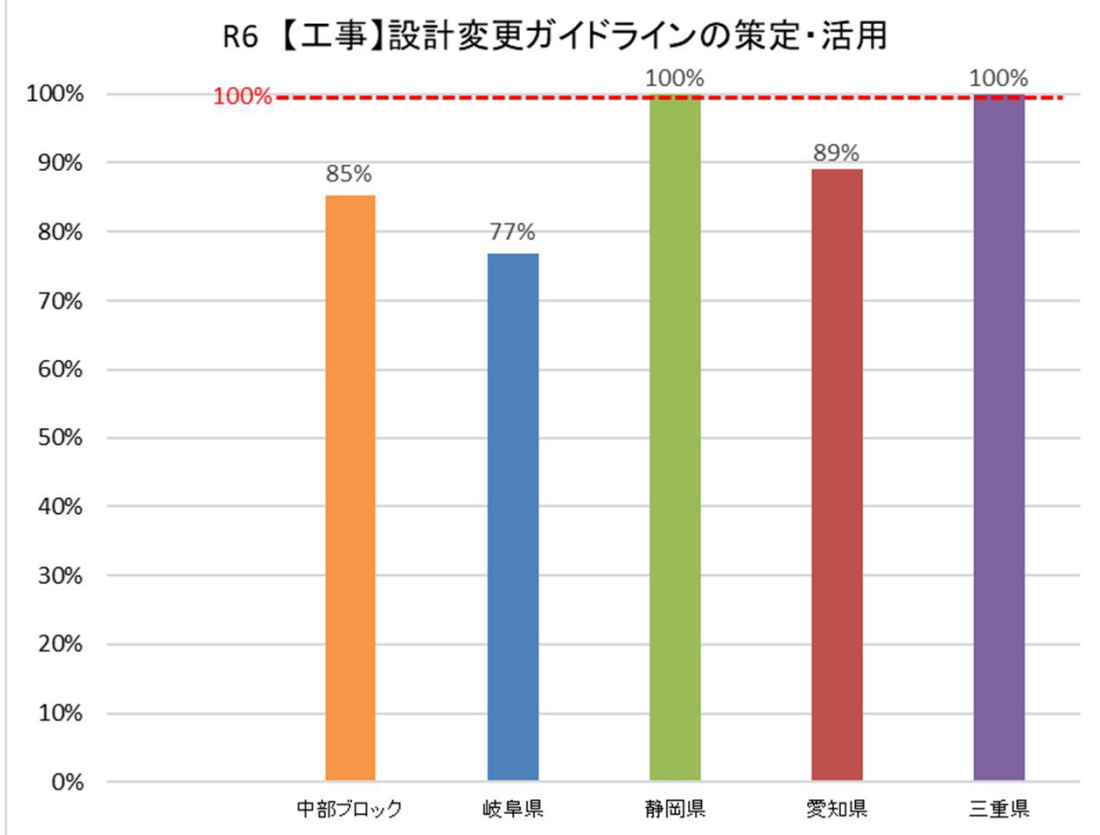
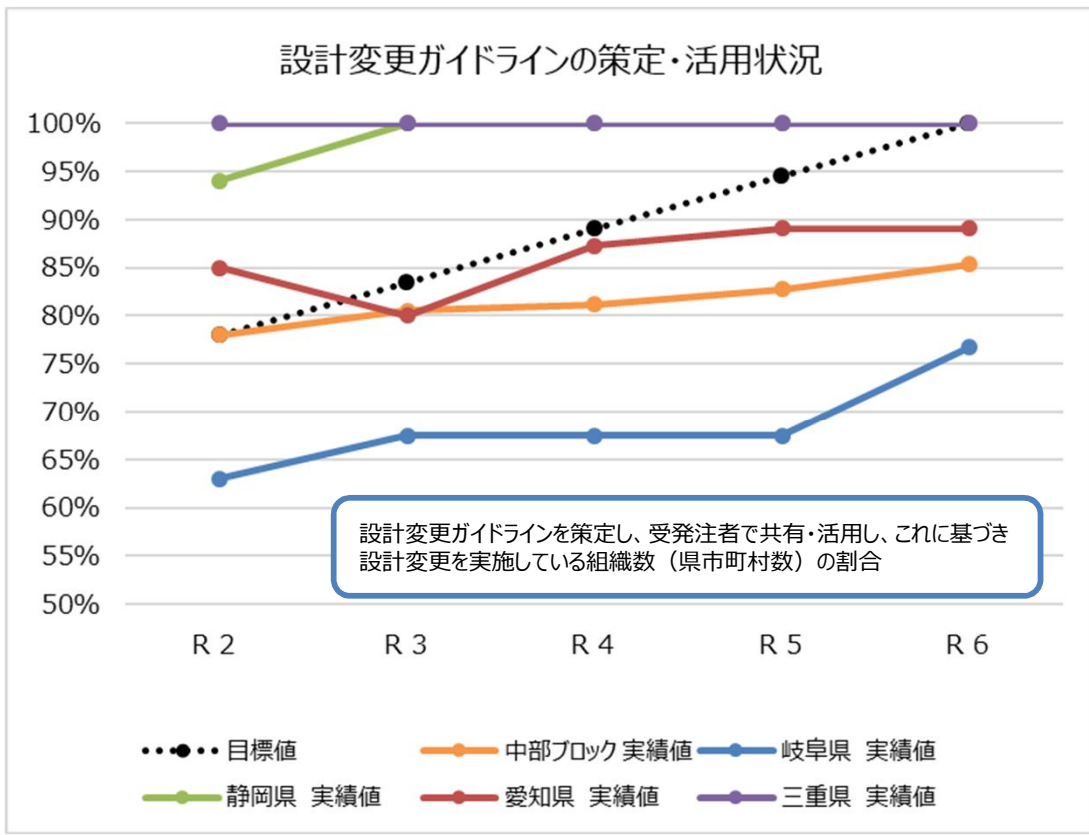


◇ 目標達成のメリット

- ・担い手確保
週休2日の確保により、ワークライフバランスの改善が図られること、また、他産業で当たり前となっている週休2日を建設業全体で推進し新規入職者を増やすことで、将来の担い手確保につながる。
- ・時間外労働の是正
建設業は他産業と比較して、長時間労働が常態化。また、他産業で当たり前となっている週休2日を確保している技術者は2割以下。
令和6年4月より、建設業においても罰則付きの時間外労働規制(労働基準法)が適用となるため、適正な工期設定は必須。

- ◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組
- 【R56成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡◎ 愛知× 三重◎

- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値はやや上昇したが、目標達成していない。
- 令和6年度の実績値は静岡県、三重県が引き続き目標100%達成している。
- 岐阜県は4市町が策定・共有した。愛知県は策定した市町村はあるが未共有だったため、増減がなかった。



- ◇ 目標達成のメリット
- ・設計変更の円滑化
ガイドラインの整備により、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等を十分理解できる。
また、対外に向けて、設計変更の説明責任が果たせる。
- ・対等の立場における合意
発注者と受注者が協議し、対等の立場における合意に基づいて、適切に設計変更を行うことができる。

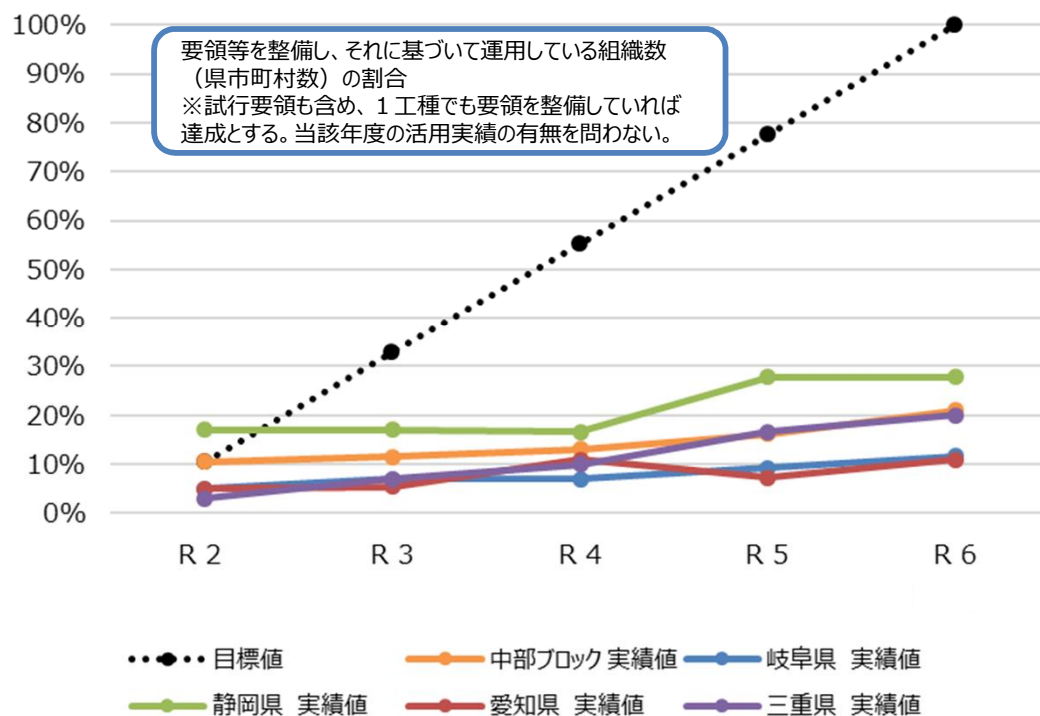
残28機関
国等12機関
16市町村

◇ 建設ICT(情報化施工)を推進し、施工効率及び品質の向上を図るとともに、省力化と安全性の向上を図る取組

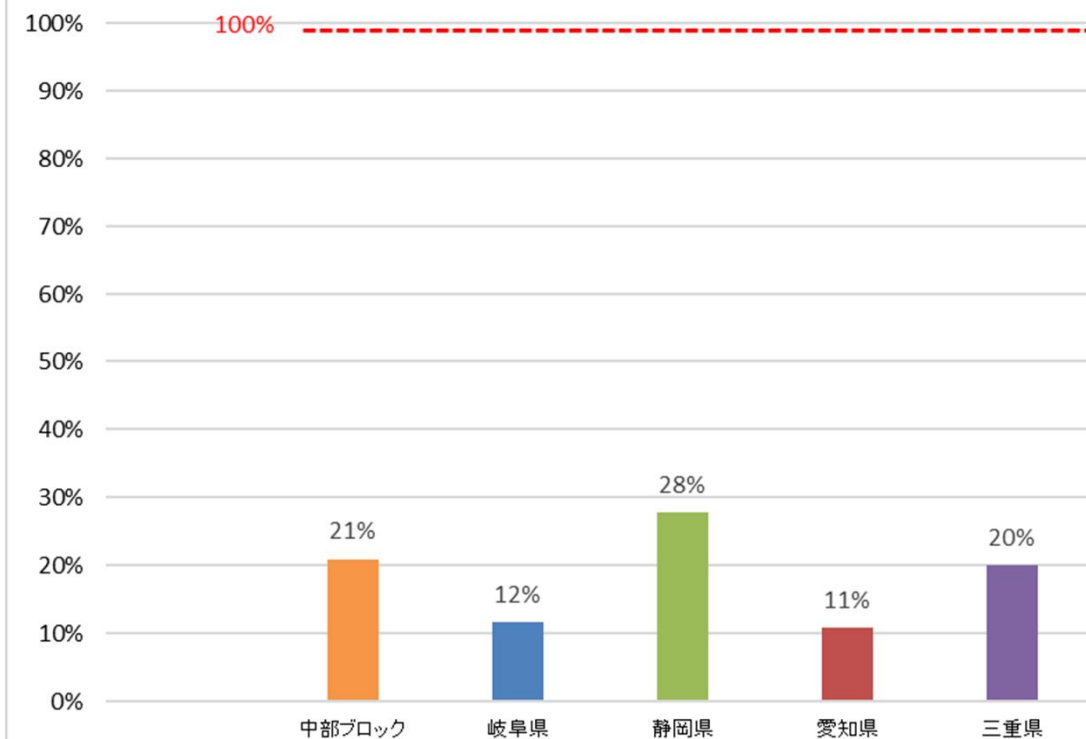
【R6達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値はやや上昇(+5%)。
- 令和6年度の実績値は各県とも取組は進まず、目標達成していない。

建設ICTの導入状況



R6 建設ICTの導入状況



◇ 目標達成のメリット

・業務効率化、高度化

計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、後工程においても情報を充実させながらこれを活用するとともに関係者間で情報共有を図ることで、建設生産・管理システムにおける品質確保と共に受発注者双方の業務効率化・高度化を図る。

また、監督・検査業務にICT技術を活用することで、書類の簡素化や、遠隔臨場による移動時間の短縮、リアルタイムの確認も可能。

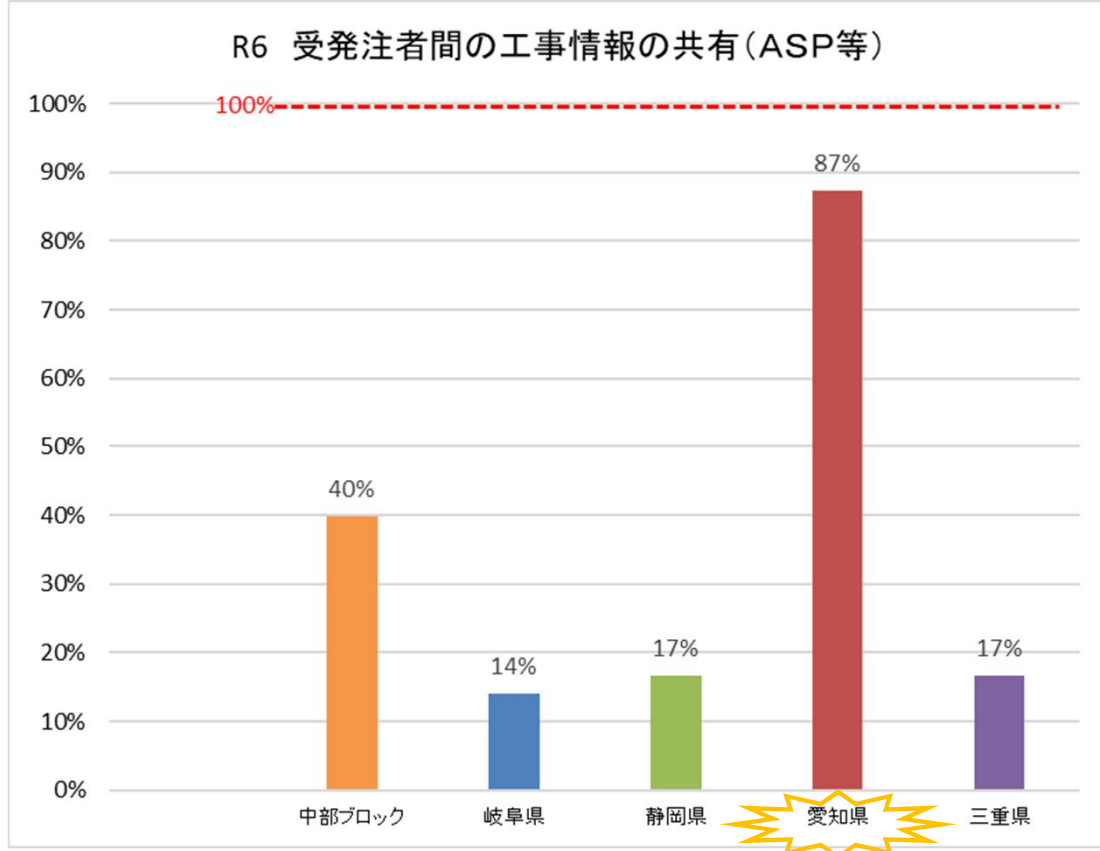
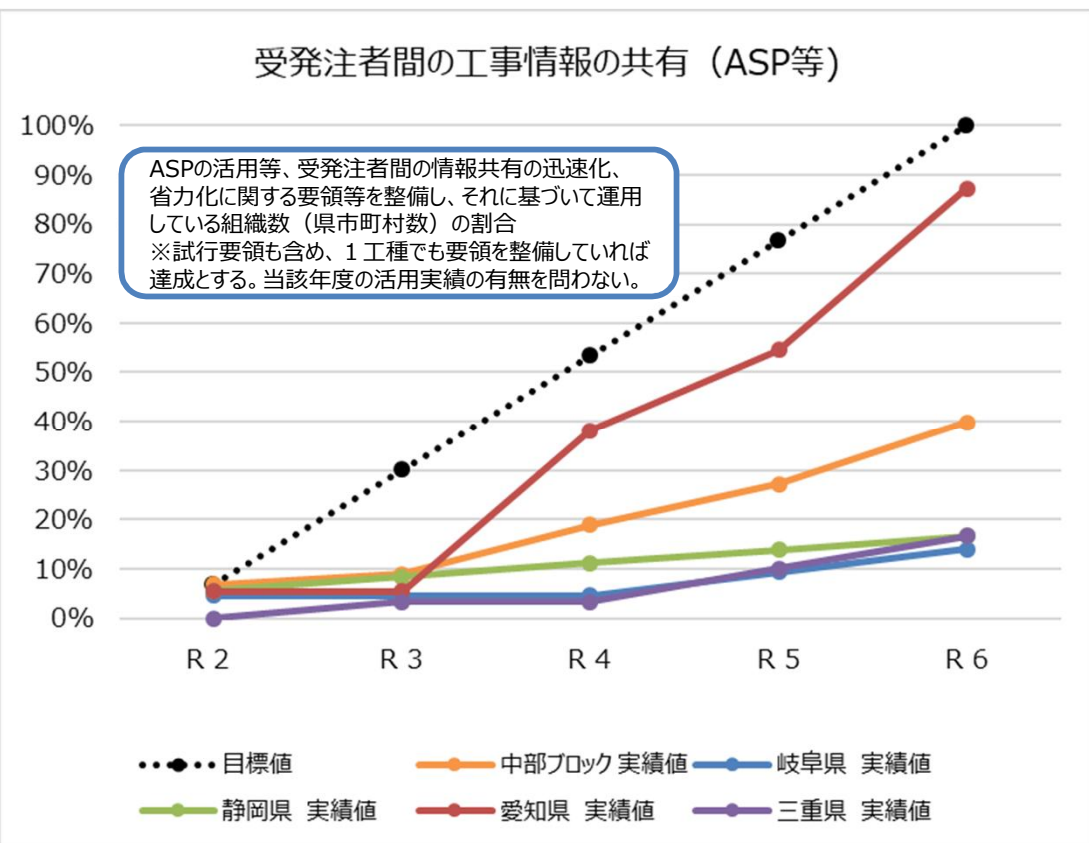
・作業の安全性向上

建設業における労働災害発生要因としては、建設機械との接触による事故が多く、ICT技術により現場の人的作業を削減することで、事故発生要因の削減が期待できる。

◇ 受発注者間の工事情報を共有（ASPの活用等）することにより、現場における生産性の向上と工事目的物の品質確保を図る取組

【R6達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇している(+13%)が、目標達成していない。
- 愛知県は18市町村が導入し、55%→87%と一気に浸透。
- 令和6年度の実績値は各県とも取組は進まず、目標達成していない。



◇ 目標達成のメリット

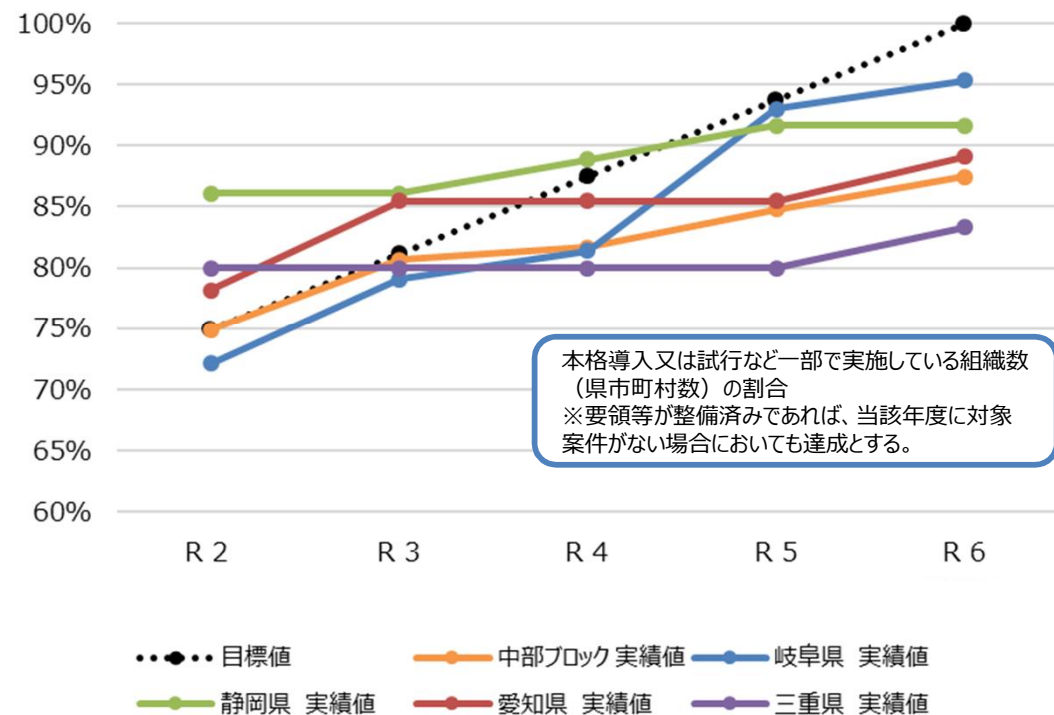
- ・業務の効率化
情報共有システムの活用により、受発注者間の工事帳票の処理の迅速化、工事帳票の整理作業の軽減、検査準備作業の軽減、情報共有の迅速化、及び日程調整の効率化が図られる。
- ・事業全体の円滑化
関係機関・地元協議資料、安全管理資料などを隣接工事及び後行程の業務や工事の関係者を含めて共有することにより、事業全体を円滑に進めることが可能。

◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって工事品質の向上を図る取組

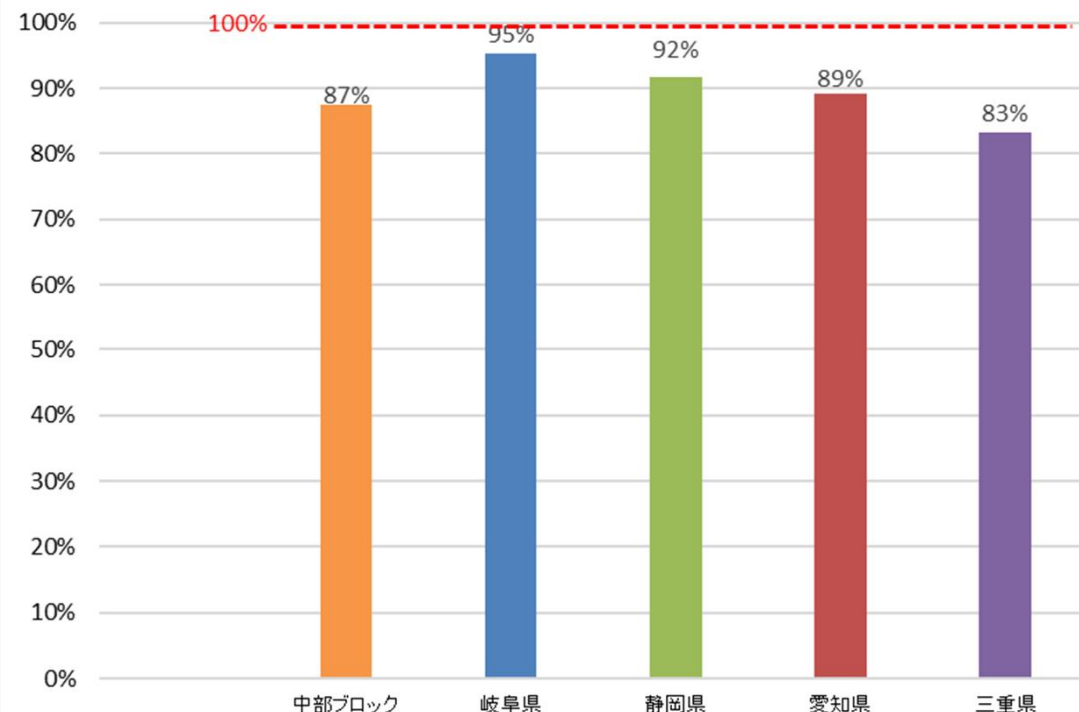
【R6達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+2%)。
- 愛知県・岐阜県・三重県が徐々にではあるが、導入した市町村あり。
- 岐阜県残り2市、静岡県残り3市、愛知県残り6市、三重県残り5市。

総合評価落札方式の導入状況



R6 【工事】総合評価落札方式の導入状況



◇ 目標達成のメリット

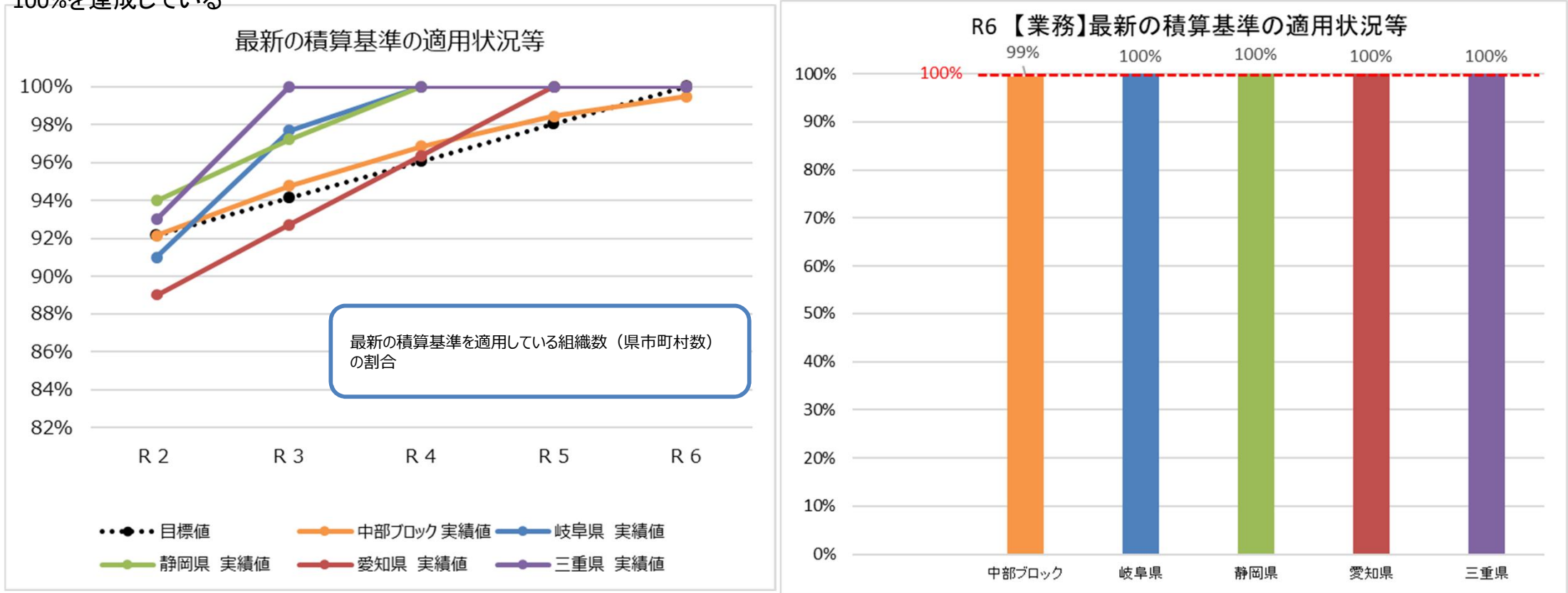
・適切な技術力を持つ企業の選定

公共工事は、施工者の技術力等により品質が左右されるため、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や、適切な監督・検査等の実施により、工事の品質を確保する。

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

【R6達成度】中部ブロック○ 岐阜◎ 静岡◎ 愛知◎ 三重◎

○ 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+1%)。
○ 令和5年度に実績値は岐阜県、静岡県、愛知県、三重県ともに目標達成している。残るは、国等機関の1機関のみ。
100%を達成している



◇ 目標達成のメリット

- ・価格設定根拠の説明責任
適正な予定価格の設定をしていれば、説明責任が果たせる
積算担当者の違いによる積算のばらつきを防止し、違算にも気づきやすいため、適正な予定価格を設定できる
- ・不調不落対策
最新の技術基準への対応や実態調査の結果を踏まえ、受注者の想定する費用との乖離をなくす

残1機関
国等1機関

【業務②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

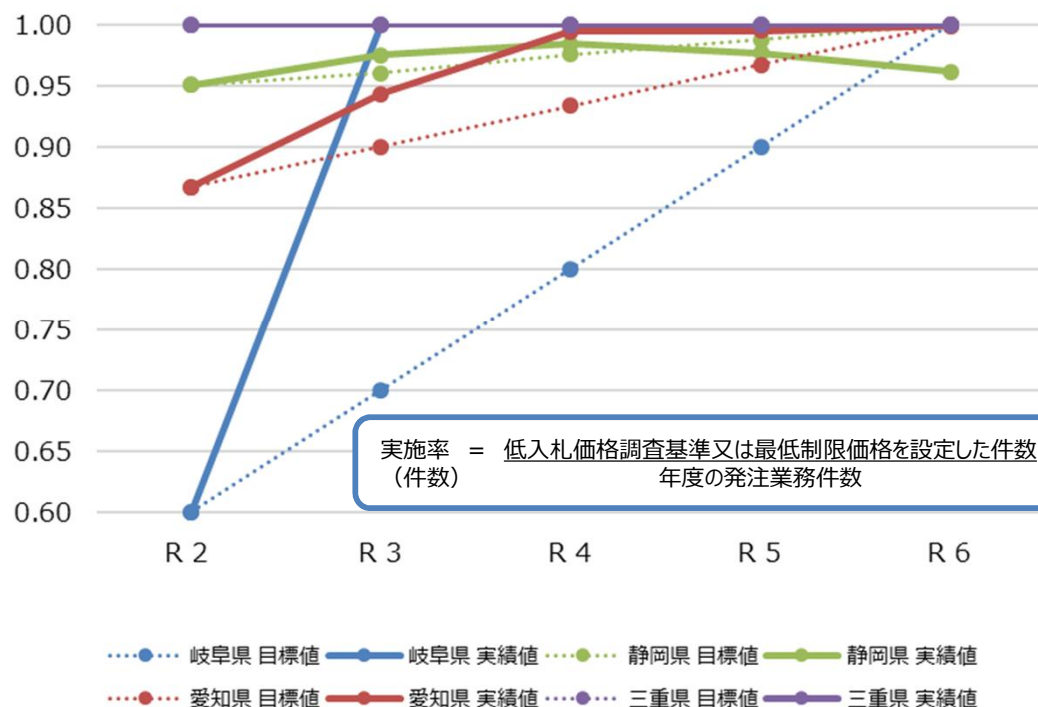
- ◇ 公共工事に準じ、これに関わる調査及び設計のダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組

【R6達成度】岐阜◎ 静岡△ 愛知◎ 三重◎

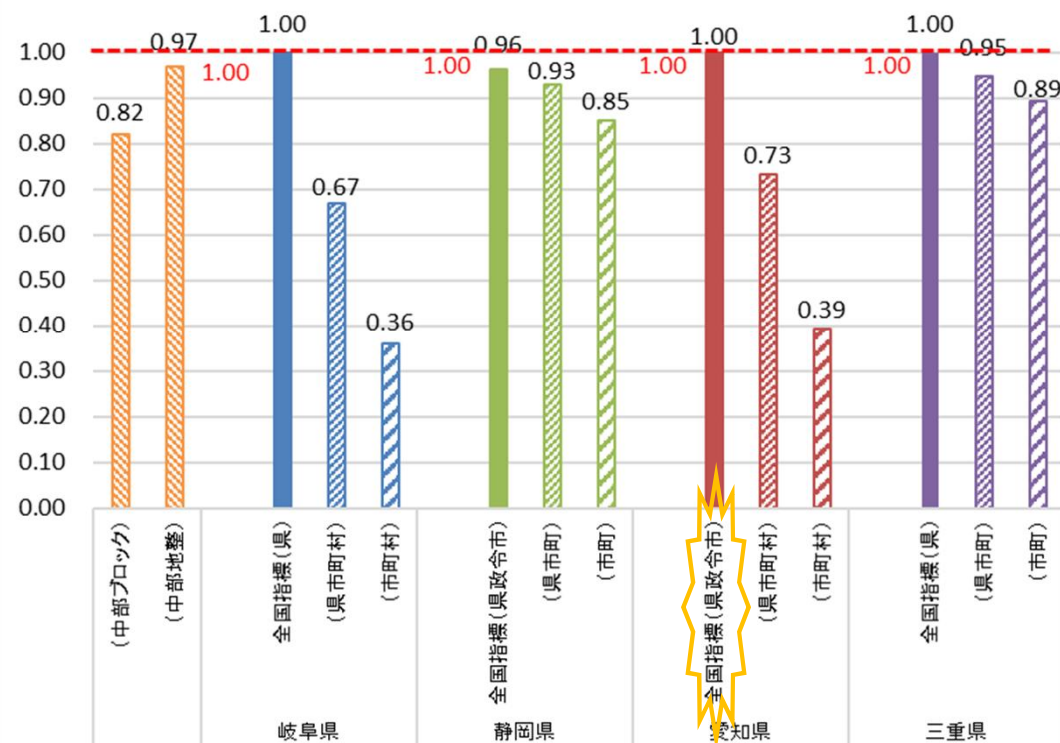
- 令和4年と令和5年を比較すると、各県の実績率は**わずかに上昇(0.81→0.82)**
- 令和6年度は**愛知県(県政令市)**が**目標達成**。岐阜県・三重県の実績値は引き続き1.0を達成している。
- 岐阜県と愛知県の市町村が低い。

全国指標対象業務：県、政令市発注の業務（随意契約を除く）

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定



R6 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定



◇ 目標達成のメリット

- ・工事の品質確保
公共工事に関する測量・調査・設計業務は、建設生産プロセスの上流に位置し、社会インフラの品質を確保する上で重要。業務の手抜きにつながりやすいダンピング受注を防止。
- ・労働条件の改善
賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底を防止し、必要な利潤を確保。

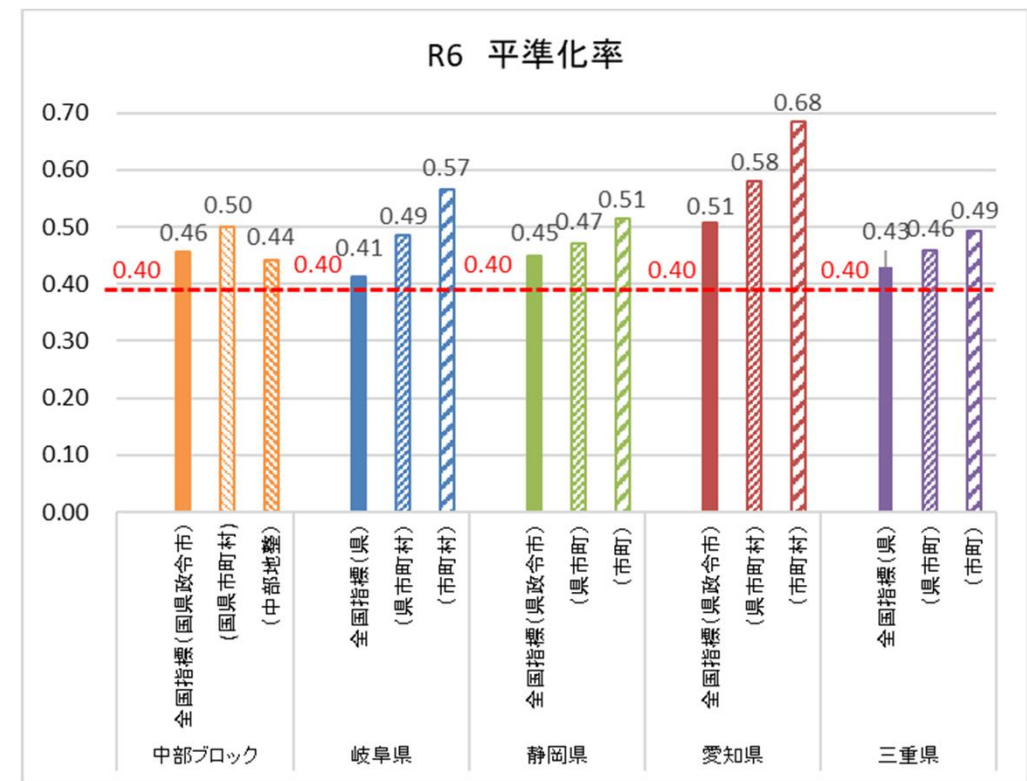
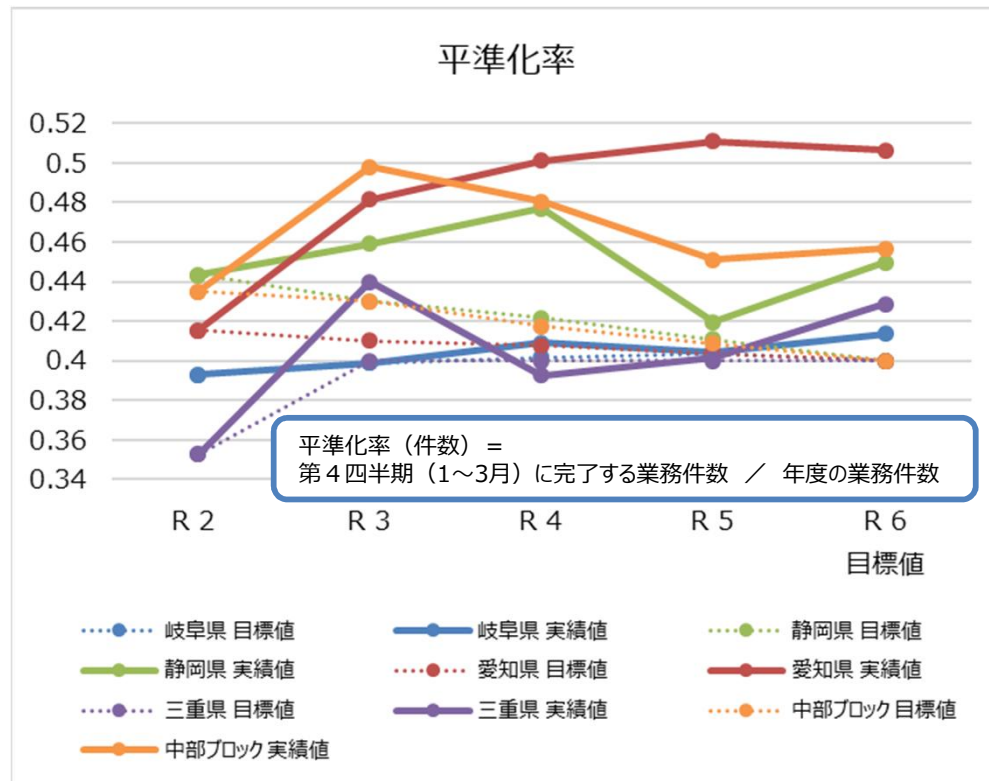
【業務③】 平準化率

◇ 業務の履行期限を分散し、効率的な人員配置を行い、経営環境の改善を図る取組。

【R6達成度】中部ブロック× 岐阜○ 静岡× 愛知× 三重×

- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は**上がってしまい(0.01ポイント)、目標達成していない。**
- 令和6年度の実績値は**岐阜県のみがほぼ目標達成。**
- 静岡県の市町村が0.60→0.51と取組を推進。

全国指標対象業務：国の機関（※）、県、政令市発注の業務
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）



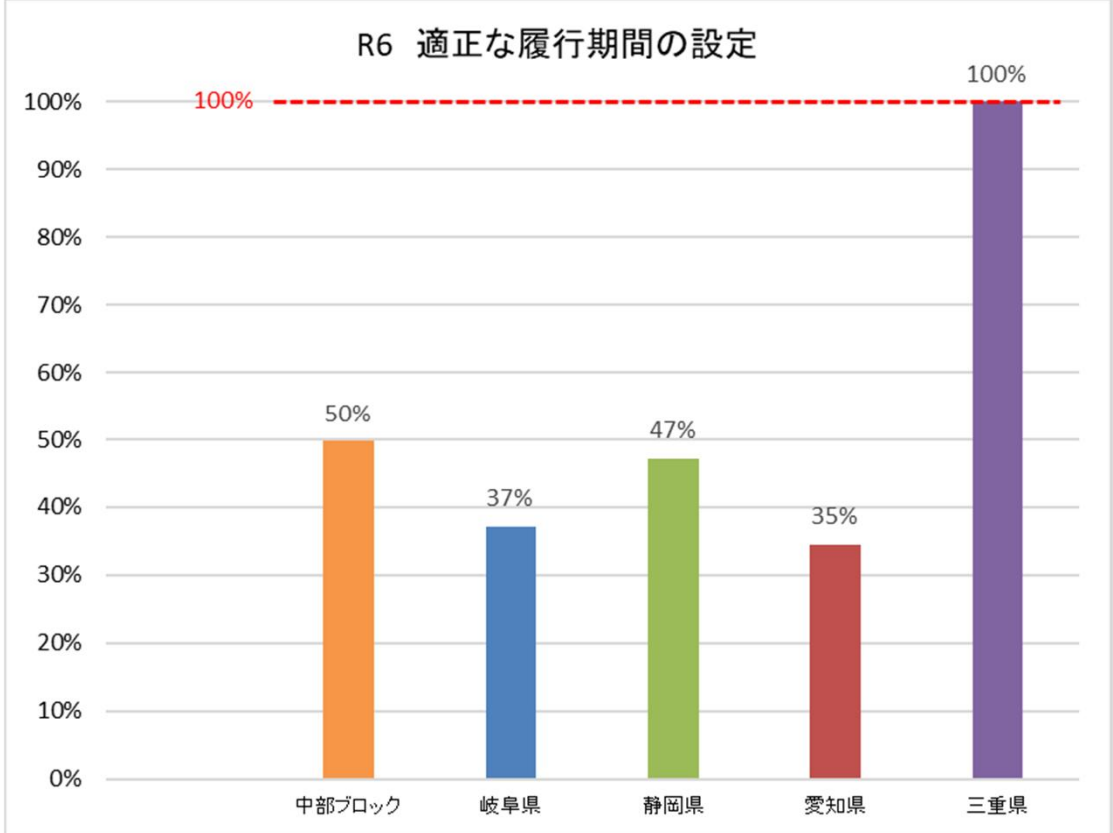
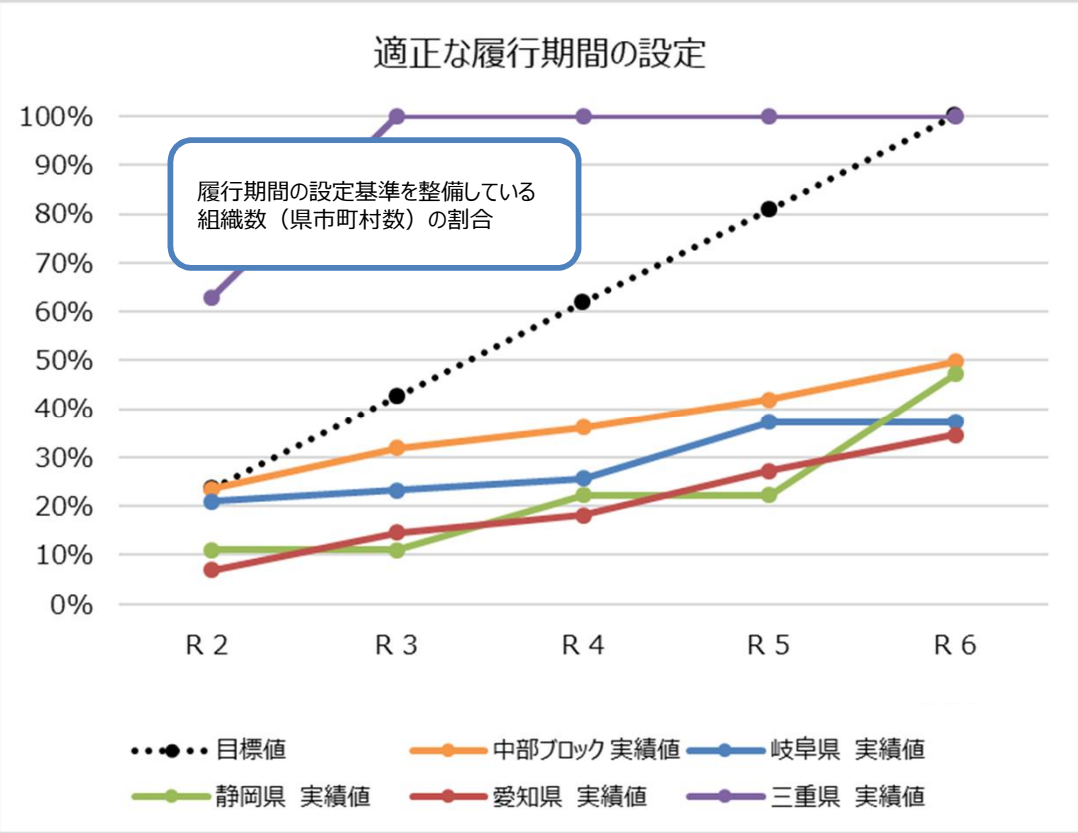
◇ 目標達成のメリット

- ・発注者の負担軽減
年度末に履行期限を集中させず、分散させることで、発注担当職員の事務作業や、監督職員の検査の負担軽減が期待される
- ・受注者の経営環境の改善
履行期限を分散させることにより、効率的な人員配置が可能となり、休日の確保等処遇の改善につながる

◇ 履行期間の適正な設定に向けた取組

【R6達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重◎

- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値はわずかに上昇している(+8%)。
- 令和6年度の実績値は三重県が引き続き100%を達成している
- 静岡県は、11市町(主に賀茂地域)が取組を進めた。



◇ 目標達成のメリット

- ・不調不落対策

業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、照査機関や、業務に従事する者の休日や、その他のやむを得ない事由による作業不能日を考慮した履行期間の設定を実施し、受注者の想定する履行期間との乖離をなくす。

- ・時間外労働の是正

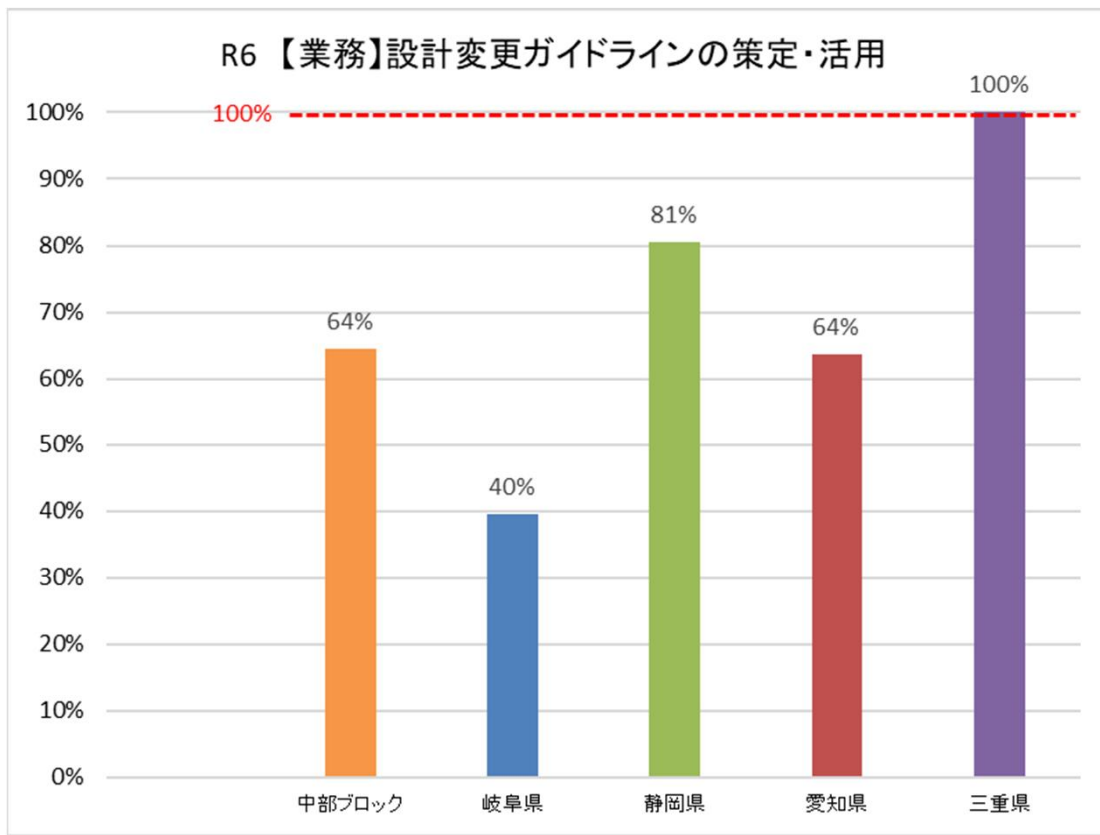
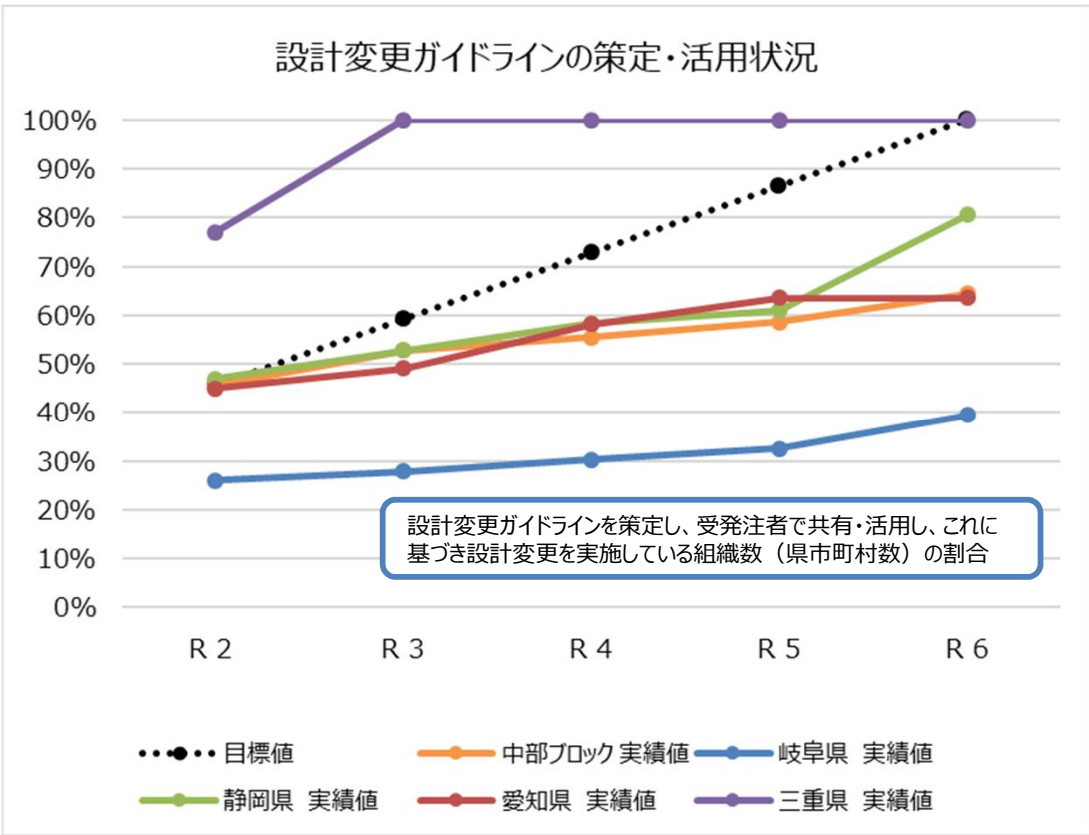
平成31年4月(中小企業は令和2年4月)より、罰則付きの時間外労働規制(労働基準法)が適用となっており、適正な履行期間の設定は必須。

残96機関
国等14機関
82市町村

◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組

【R6達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重◎

- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+5%)。
- 令和6年度の実績値は三重県が引き続き100%で目標達成。
- 静岡県は、7市町(主に賀茂地域)が取組を進めた。



◇ 目標達成のメリット

- ・設計変更の円滑化
ガイドラインの整備により、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等を十分理解できる。
また、対外に向けて、設計変更の説明責任が果たせる。
- ・対等の立場における合意
発注者と受注者が協議し、対等の立場における合意に基づいて、適切に設計変更を行うことができる。

残68機関
国等12機関
56市町村

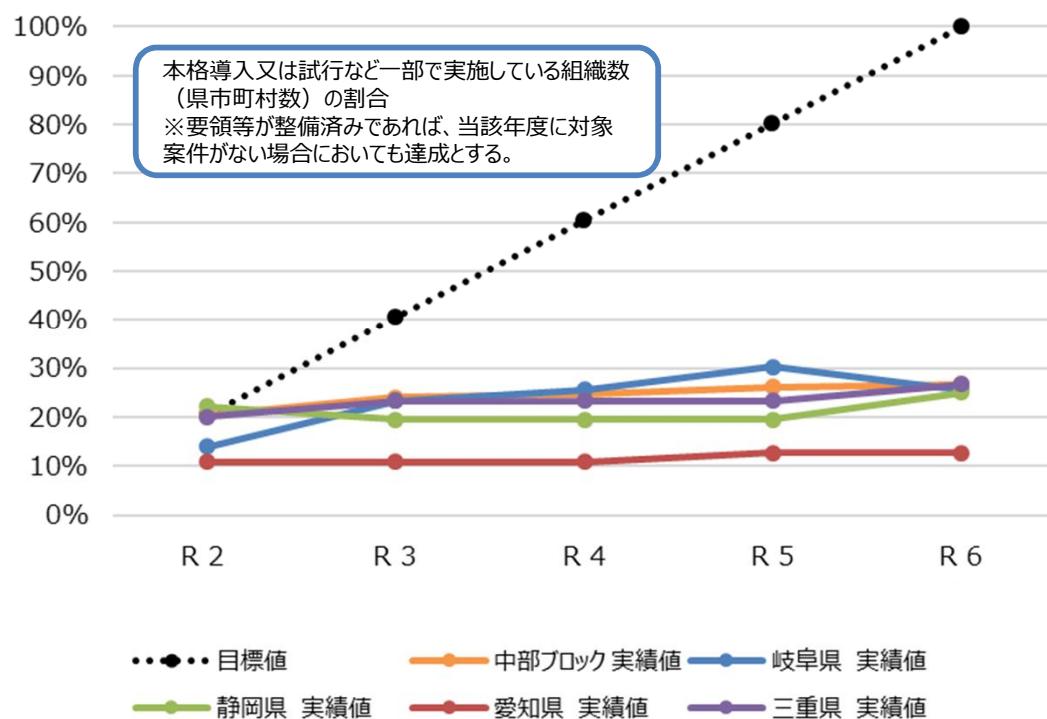
◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって業務品質の向上を図る取組

【R6達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

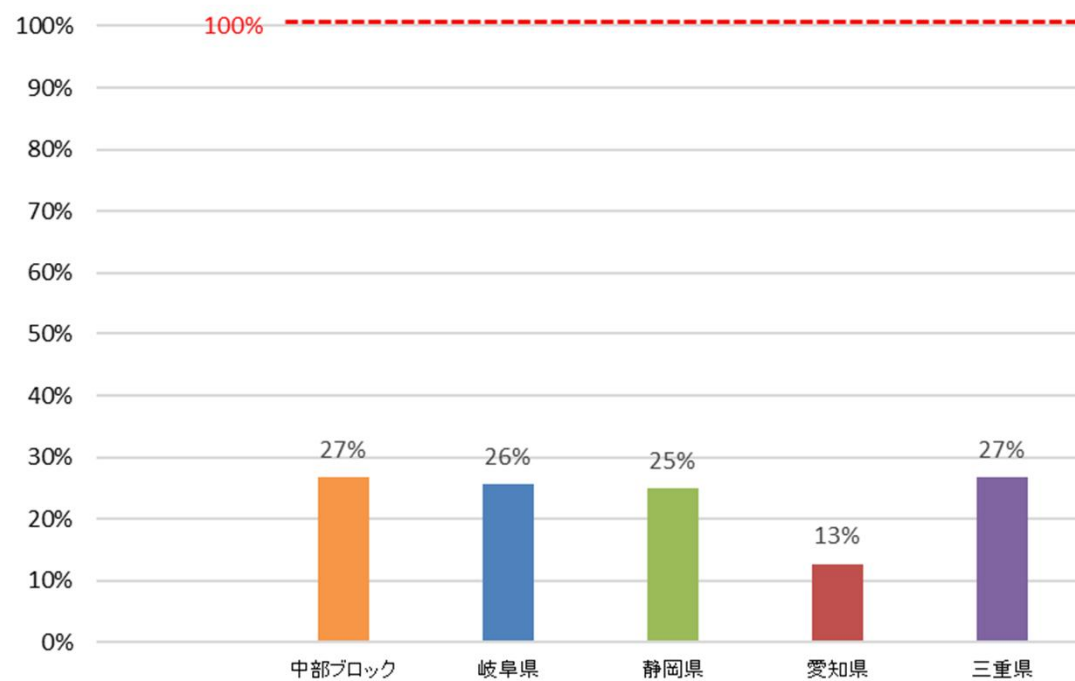
○ 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+1%)。

○ 令和6年度の実績値は各県とも取組は進まず、目標達成していない。

総合評価落札方式の導入状況



R6 【業務】総合評価落札方式の導入状況



◇ 目標達成のメリット

・適切な技術力を持つ企業の選定

個々の業務の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や、適切な監督・検査等の実施により、品質を確保する。

・技術提案による品質向上

業務の内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上が期待される。

3. 令和6年度に改正された運用指針に基づく発注者協議会の取組について

- ・ 第三次・全国統一指標の基準値・目標値の審議
- ・ 中部独自指標の提案

全国統一指標の新たな設定方針

- 令和6年品確法の改正に伴い、新たな全国統一指標を設定し、取組を強化していく。
- これまでの取組状況等も踏まえ、統一指標に加えて、地域ブロック毎に「地域独自指標」を設定し、取組を推進する。

	工事	測量、調査及び設計
必ず実施すべき事項	①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】 ②予定価格の適正な設定 ③歩切りの根拠 ④適正な工期設定 ⑤施工時期の平準化【内容充実】 ⑥低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ⑦適切な設計変更 ⑧スライド条項の設定等【新】	①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】 ②予定価格の適正な設定 ③適正な履行期間の設定 ④履行期間の平準化【内容充実】 ⑤低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ⑥適切な設計変更
実施に努める事項	①情報通信技術を活用した生産性向上【内容充実】 ②「総合的に価値の最も高い資材等」の活用【新】 ③工事中の施工状況の確認 ④週休2日の質の向上【新】 ⑤受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】 ⑥維持管理を広域的に行う連携体制の構築【新】 ⑦参加者確認型随意契約方式の活用【新】	①情報通信技術を活用した生産性向上 ②プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 ③履行状況の確認 ④受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】 ⑤参加者確認型随意契約方式の活用【新】
災害対応	①随意契約等の適切な入札契約方式の活用 ②現地の状況等を踏まえた積算の導入 ③労災保険契約の保険料の予定価格への反映【新】 ④共同企業体等の活用【内容充実】	⑤工事・業務の一時中止【新】 ⑥被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用【新】

「第三次・全国統一指標」 ＋ 「地域独自指標」の設定 37

※新・全国統一指標からの変更箇所は赤字で示す。

①地域平準化率(閑散期のボトムアップ・**繁忙期のピークカット**)

地域ブロック単位・県域単位で、国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(閑散期のボトムアップ・**繁忙期のピークカット**)

※地域平準化率の内訳となる各団体別の平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

※コリンズデータを用いて前年度実績により算出

※計算方法は別紙参照。当該月に工期が含まれるものを稼働件数に含める。

→品確法等の改正や現行指標の課題を踏まえ変更

②**週休2日の達成状況(休日の確保)**

地域ブロック単位・県域単位で、国等・都道府県・政令市の発注工事の**実際の週休2日の達成状況(4週8休以上達成状況)**

※工事対象期間(着手日から完成日の間)において、**実際に**4週8休以上(現場閉所・交代制問わず)を行ったと認められる工事の割合

※計算方法：
$$\frac{\text{該当年度に完了した工事(災害緊急復旧工事等を除く)のうち、実際に4週8休以上(現場閉所・交代制問わず)行ったと認められる工事件数}}{\text{該当年度の工事完了件数(災害緊急復旧工事等を除く)}}$$

(注1.該当年度は実績値を算出する年度のこと)

(注2.これまでと同様に災害緊急復旧工事以外で週休2日達成の集計対象から除く工事は各地域ブロックで判断。対象にならないとの説明がつくものとする。)

→品確法等の改正や現行指標の達成状況を踏まえ変更

※新・全国統一指標からの変更箇所は赤字で示す。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

県域単位で、都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準
又は最低制限価格の設定割合

※調査対象は、都道府県・政令市は400万円を超える工事(随契除く)、市区町村は200万円を超える工事(随契除く)。

→改正地方自治法施行令の施行※(R7.4.1～)を踏まえ、調査対象を変更

※少額随意契約の基準額が改正された

平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)の考え方の比較

- 平準化率(閑散期のボトムアップ)とは、通常**閑散期**である**4～6月期**における**公共工事の稼働状況**を年度平均と比較した指標
- 平準化率(繁忙期のピークカット)とは、通常**繁忙期**である**1～3月期**における**公共工事の稼働状況**を年度平均と比較した指標

	工期														
工事名と工期	過年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌年度	
い工事：前年度11/3～9/26	←														
ろ工事：6/5～1/13				←											
は工事：9/17～3/28								←							
に工事：1/21～翌年度5/25											←			→	
※工事稼働件数は、稼働日数に関わらず各月1件ずつカウント（例えば、工期が4/1～5/1の工事の場合、4月と5月の工事の稼働件数はそれぞれ1件としてカウント）															
各月における工事稼働件数		1件	1件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	3件	3件	2件		
年度全体の月平均工事稼働数		24÷12													
4-6月期の月平均工事稼働数		4÷3													
1-3月期の月平均工事稼働数											8÷3				

平準化率(閑散期のボトムアップ)の計算方法

- ① 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数をカウント
- ② 4～6月において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（上記**青枠**内の「**4～6月期の月平均工事稼働数**」）を算出
- ③ 当該年度全体において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（**緑枠**内の「**年度全体の月平均工事稼働数**」）を算出
- ④ 「**4～6月期の月平均工事稼働数**」を「**年度全体の月平均工事稼働数**」を割ることで平準化率を算出

$$\left[\frac{(\text{4～6月期の月平均工事稼働数})}{(\text{年度全体の月平均工事稼働数})} = \frac{4 \div 3}{24 \div 12} = 0.67 \right]$$

平準化率(繁忙期のピークカット)の計算方法

- ① 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数をカウント
- ② 1～3月において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（上記**赤枠**内の「**1～3月期の月平均工事稼働数**」）を算出
- ③ 当該年度全体において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（**緑枠**内の「**年度全体の月平均工事稼働数**」）を算出
- ④ 「**1～3月期の月平均工事稼働数**」を「**年度全体の月平均工事稼働数**」を割ることで平準化率を算出

$$\left[\frac{(\text{1～3月期の月平均工事稼働数})}{(\text{年度全体の月平均工事稼働数})} = \frac{8 \div 3}{24 \div 12} = 1.33 \right]$$

双方の平準化率を**1.00**に近づけていく必要

平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット) (地域ブロック単位※)

$$\text{平準化率(閑散期)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

$$\text{平準化率(繁忙期)} = \frac{\text{1～3月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等(国土交通省以外の国の機関を含む)、
都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出
※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、
財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

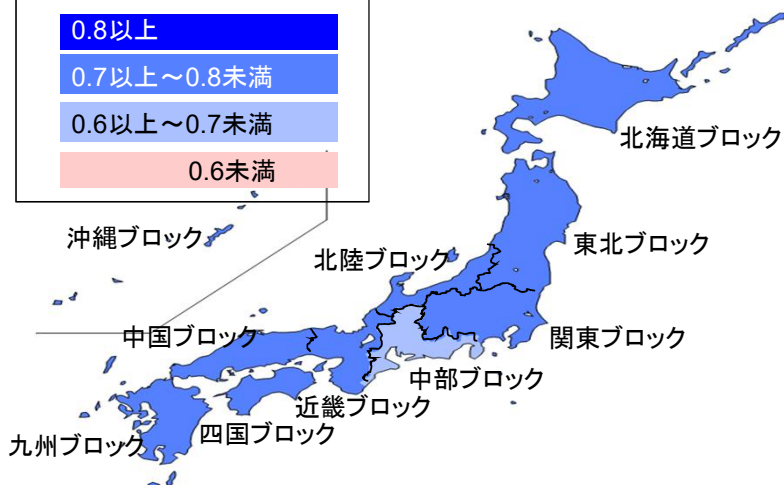
「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対 象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

■平準化率(閑散期)の実績値(R5)

凡例(平準化率(閑散期))

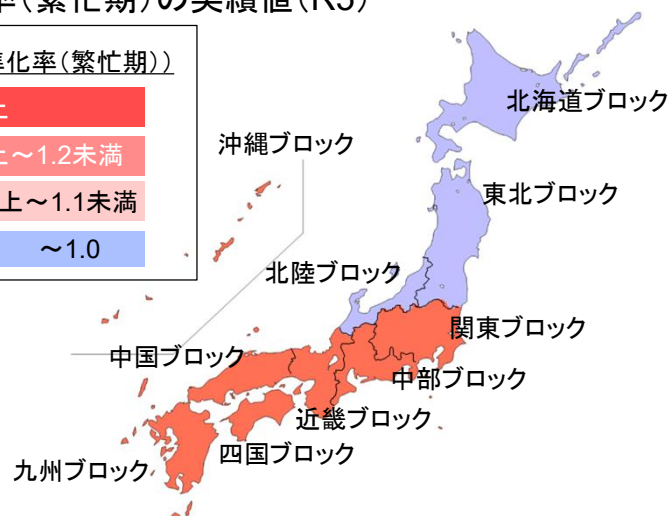
- 0.8以上
- 0.7以上～0.8未満
- 0.6以上～0.7未満
- 0.6未満



■平準化率(繁忙期)の実績値(R5)

凡例(平準化率(繁忙期))

- 1.2以上
- 1.1以上～1.2未満
- 1.01以上～1.1未満
- ～1.0



■実績値(R4・R5)

地域 ブロック	平準化率(閑散期)		平準化率(繁忙期)	対象範囲
	実績値 (R4)	実績値 (R5)	実績値 (R5)	
北海道	0.72	0.74	0.85	北海道
東北	0.73	0.73	1.00	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東	0.71	0.72	1.11	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.75	0.77	0.94	新潟県、富山県、石川県
中部	0.67	0.69	1.12	岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
近畿	0.71	0.71	1.14	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国	0.75	0.74	1.13	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国	0.73	0.74	1.12	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州	0.71	0.71	1.14	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄	0.76	0.78	1.12	沖縄県
全国	0.72	0.72	1.09	—

平準化率(繁忙期のピークカット) (県域単位※)

$$\text{平準化率(閑散期)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

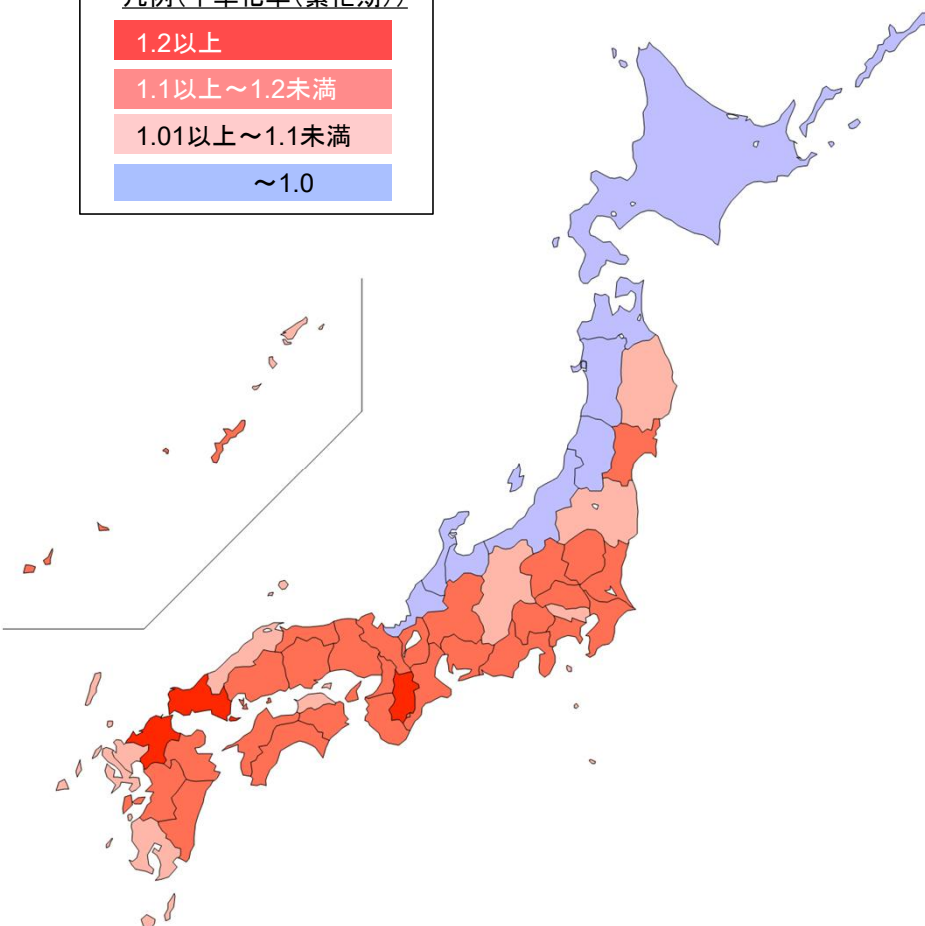
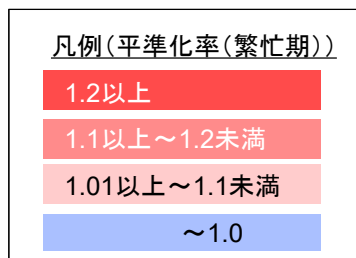
$$\text{平準化率(繁忙期)} = \frac{\text{1～3月期の月平均工事稼働件数}}{\text{年間の月平均工事稼働件数}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象:契約金額500万円以上の工事
稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

■平準化率(繁忙期)の実績値(R5)



■実績値(R5)

県域	平準化率(繁忙期)	県域	平準化率(繁忙期)	県域	平準化率(繁忙期)
	実績値(R5)		実績値(R5)		実績値(R5)
北海道	0.84	石川県	0.99	岡山県	1.14
青森県	0.91	福井県	0.98	広島県	1.13
岩手県	1.04	山梨県	1.13	山口県	1.21
宮城県	1.14	長野県	1.08	徳島県	1.16
秋田県	0.94	岐阜県	1.10	香川県	1.06
山形県	0.82	静岡県	1.11	愛媛県	1.13
福島県	1.07	愛知県	1.13	高知県	1.14
茨城県	1.13	三重県	1.16	福岡県	1.24
栃木県	1.14	滋賀県	1.18	佐賀県	1.07
群馬県	1.11	京都府	1.18	長崎県	1.09
埼玉県	1.14	大阪府	1.13	熊本県	1.14
千葉県	1.16	兵庫県	1.17	大分県	1.19
東京都	1.07	奈良県	1.29	宮崎県	1.13
神奈川県	1.15	和歌山県	1.18	鹿児島県	1.08
新潟県	0.89	鳥取県	1.13	沖縄県	1.12
富山県	0.96	島根県	1.07	全国	1.10

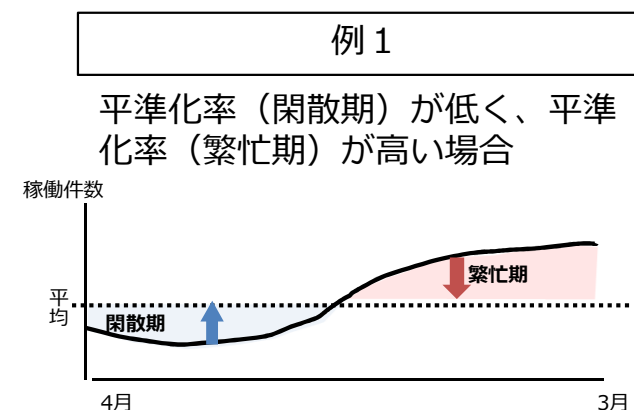
平準化率(繁忙期のピークカット)目標値の設定にあたっての考え方

平準化率(繁忙期のピークカット)実績値の分析

- 全市町村・都道府県における平準化率(繁忙期)の実績(R5年度)を分析した結果、【①平準化率(閑散期)が1以下かつ平準化率(繁忙期)が1以上】、【②平準化率(閑散期)及び平準化率(繁忙期)が1以下】のいずれかに概ね分類可能であった。
- なお、以下の類型はあくまで全体的な傾向を示した参考であり、類型論を所与の前提とするのではなく、個々の工事を分析の上、どの程度平準化の余地があるか、十分に議論する必要があることに留意。

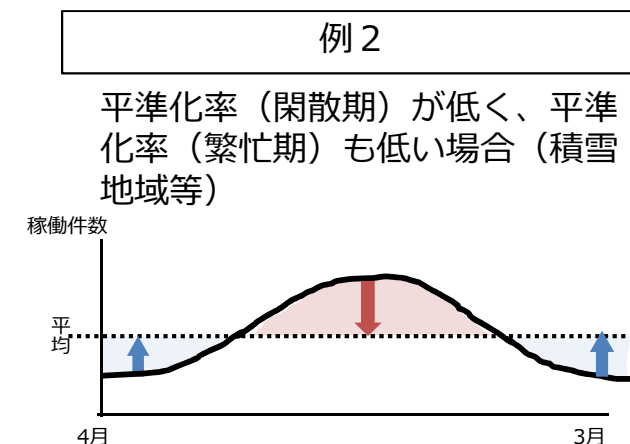
【①平準化率(閑散期)が1以下かつ平準化率(繁忙期)が1以上】

- この場合、春季(4月～6月)に工事施工量が少なく、冬季(1月～3月)に工事施工量が多いケース(例1)が典型である考えられる。
- この類型に該当する地域は、特に積算の前倒しや、早期執行のための目標設定等によるピークの低減に努めることとし、これらの取組の効力を見越した目標設定とすること。
- 一方で、例えば農業地域等では、農閑期に工事を行わざるを得ず、冬季の施工量削減が現実的に困難な場合もあるため、個々の工事の分析の結果、削減できない合理的な理由がある場合、平準化率(繁忙期)の目標値を現状維持とすることも差し支えない。



【②平準化率(閑散期)及び平準化率(繁忙期)が1以下】

- この場合、春季(4月～6月)と冬季(1月～3月)の工事施工量が少ない一方、秋季のピークが高いケース(例2)であり、積雪等により冬季の施工が物理的に困難である地域が典型と考えられる。
- この類型に該当する場合で、冬季の施工が物理的に困難である等合理的な理由がある場合には、目標値の設定にあたっては、現状維持とすることも差し支えない。
- 一方で、平準化率(繁忙期)の改善に取り組むことにより秋季のピークを低減し、年間の工事量の平準化に資することから、引き続き平準化率(繁忙期)の改善に努める。

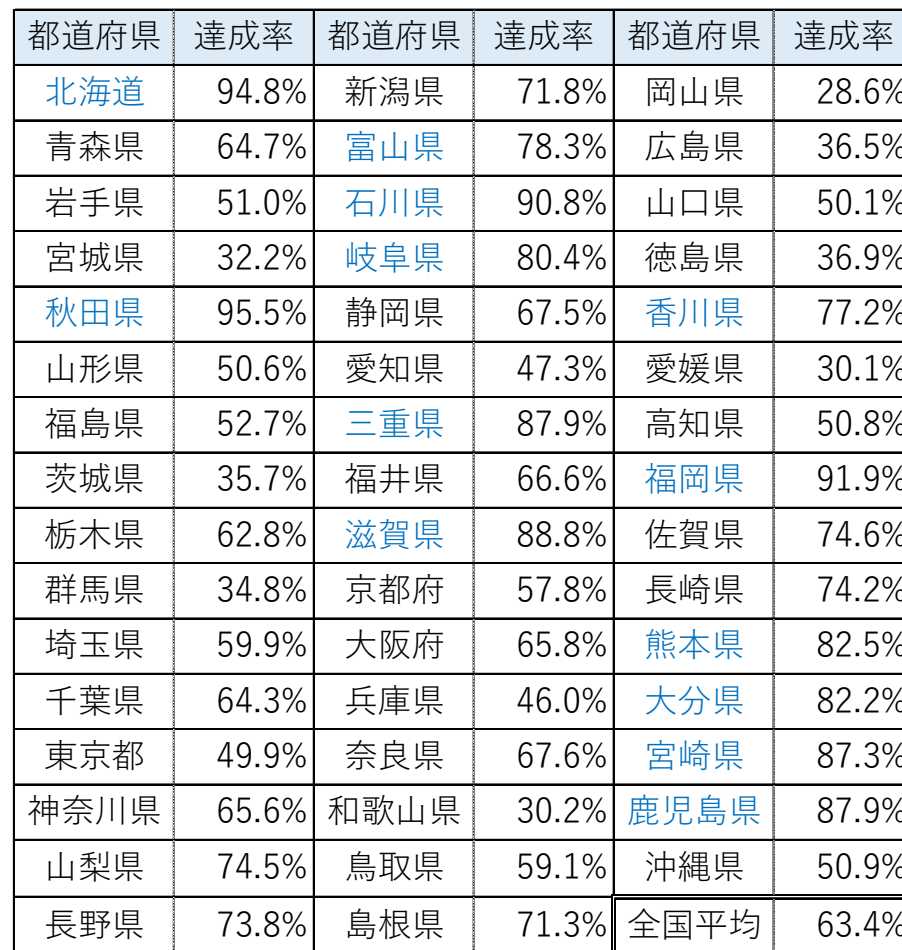


週休2日
達成ベース

$$\text{週休2日達成率} = \frac{\text{4週8休以上達成件数}}{\text{令和5年度工事完了件数}}$$

- ・対象期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日
- ・対象部局 : 土木部局、建築部局、農林部局
- ・4週8休達成件数 : 対象期間内に完了した工事のうち、4週8休以上を達成した工事件数
- ・令和5年度工事完了件数 : 対象期間内に完了した工事件数(災害緊急復旧工事除く)

■ 75%以上 : 13団体
■ 30%以上75%未満 : 33団体
■ 30%未満 : 1団体



指定都市	達成率
札幌市	78.6%
仙台市	48.1%
さいたま市	41.5%
千葉市	51.9%
横浜市	22.8%
川崎市	68.8%
相模原市	38.9%
新潟市	51.5%
静岡市	79.0%
浜松市	63.4%
名古屋市	37.9%
京都市	81.0%
大阪市	51.4%
堺市	18.5%
神戸市	70.4%
岡山市	26.9%
広島市	35.4%
北九州市	59.9%
福岡市	51.1%
熊本市	35.0%

※新・全国統一指標からの変更箇所は赤字で示す。

①地域平準化率(履行期限の分散)

地域ブロック単位・県域単位で、国等、都道府県、政令市の発注業務
の第4四半期履行期限設定割合

※テクリスデータ等を用いて集計時の前年度実績により算出

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

県域単位で、都道府県、**市区町村**の発注業務に対する
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント業務を対象

※都道府県、政令市は**200万円**を超える業務、市区町村は**100万円**を超える業務(随契除く)。

→調査対象を市区町村まで拡大

→改正地方自治法施行令の施行※(R7.4.1～)を踏まえ、調査対象を変更

※少額随意契約の基準額が改正された

4月中旬～下旬 地域ブロック発注者協議会宛に意見照会を実施

6月中旬 地域ブロック発注者協議会宛に意見照会の回答を送付

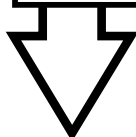
6月中旬 第三次・全国統一指標の決定(本省発表)

6月下旬～ 地域ブロック発注者協議会において以下を検討
○第三次・全国統一指標:基準値(R6実績値)、目標値等
○地域独自指標:項目、基準値(R6実績値)、目標値等

10～11月頃 地域ブロック発注者協議会において上記を決定・公表
※地域ごとに順次発表

**12月頃 全国の統一指標・地域独自指標の基準値・目標値を
まとめて公表【本省発表】**

R8以降(毎年度) 指標の実績値をフォローアップ



全国統一指標 + 中部独自指標を4つ定めて取組目標に掲げ、取組への向上率を上げる

キーワード：生産性の向上

i-Construction2.0の推進において、担い手確保の観点から、デジタル技術を最大限活用し、少ない人数で、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場の実現が求められている。建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、インフラを守り続けることが必要。

中部独自指標の提案

工事 ①工期の設定【継続】

②建設ICTの導入状況【継続】

③受発注者間の情報の共有状況（工事）【継続】

※工事書類の統一化（34様式41種類）と連携した整備が効果的と思慮

⇒工事書類の標準化の取組参考

※工事書類の簡素化も一緒に促すことが効果的と思慮

⇒土木工事電子書類スリム化ガイド（中部Version）参考

業務 ④受発注者間の情報の共有状況（業務）【新規】

①は生産性の向上というキーワードではなく、全国統一指標になっている週休2日工事の実施状況を把握するために継続とする。

工事

運用指針（R2～R6）		自己評価指標	
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	①	最新の積算基準の適用状況等
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	②	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
	施工時期の平準化	③	平準化率
	適正な工期設定	④	適正な工期設定
		⑤	週休2日制工事の実施状況
実施に努める事項	適切な設計変更	⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況等
	ICTを活用した生産性向上	⑦	建設ICTの導入状況
		⑧	受発注者間の工事情報の共有状況
	入札契約方式の選定・活用	⑨	総合評価落札方式の導入状況



運用指針（R7～）		自己評価指標	
必ず実施すべき事項	適正な工期設定	①	適正な工期設定
	適正な工期設定	②	週休2日制工事の実施状況
	施工時期の平準化【内容充実】	③	平準化率
	低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	④	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
実施に努める事項	情報通信技術を活用した生産性向上【内容充実】	⑤	建設ICTの導入状況
		⑥	受発注者間の工事情報の共有状況

- 中部独自

※各機関について概ね達成のため、指標として設定しない
- 全国統一
- 全国統一
- 中部独自

継続 ※各機関について概ね達成しているが、週休2日制工事を推進する前提のためにこの指標は必要
- 全国統一
- 中部独自

※各機関について概ね達成のため、指標として設定しない
- 中部独自

継続
- 中部独自

継続
- 中部独自

※各機関について概ね達成のため、指標として設定しない

業務

運用指針（R2～R6）		自己評価指標			
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	①	最新の積算基準の適用状況等	中部独自	※各機関について概ね達成のため、指標として設定しない
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	②	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	全国統一	
	履行期間の平準化	③	平準化率	全国統一	
	適正な履行期間の設定	④	適正な履行期間の設定	中部独自	※中部ブロック発注者協議会として体制が構築済みのため指標の設定はしない
	適切な設計変更	⑤	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	中部独自	※中部ブロック発注者協議会として体制が構築済みのため指標の設定はしない
める実施に努める事項	入札契約方式の選択・活用	⑥	総合評価落札方式の導入状況	中部独自	※中部ブロック発注者協議会として体制が構築済みのため指標の設定はしない



運用指針（R7～）		自己評価指標			
必ず実施すべき事項	履行期間の平準化【内容充実】	①	平準化率	全国統一	
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	②	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	全国統一	
める実施に努める事項	情報通信技術を活用した生産性向上	③	受発注者間の情報の共有状況	中部独自	新規

工事

運用指針	指標の設定 ＜●：旧指標（～R6）＞		備考
		設定案	
①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】	—		
②予定価格の適正な設定	●最新の積算基準の適用状況等		各機関について概ね達成のため、指標として設定しない
③歩切りの根絶	—		
④適正な工期設定	●適正な工期設定	○	継続
	●週休2日制工事の実施状況	全国統一	指標は、公告時の設定から実際の達成状況に変更
⑤施工時期の平準化【内容充実】	●平準化率	全国統一	指標は、閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカットに変更
⑥低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	●低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	全国統一	
⑦適切な設計変更	●設計変更ガイドラインの策定・活用状況等		各機関について概ね達成のため、指標として設定しない
⑧スライド条項の設定等【新】			
①情報通信技術を活用した生産性向上【内容充実】	●建設ICTの導入状況	○	継続
	●受発注者間の工事情報の共有状況	○	継続
②「総合的に価値の最も高い資材等」の活用【新】	●総合評価落札方式の導入状況		各機関について概ね達成のため、指標として設定しない
③工事中の施工状況の確認	—		
④週休2日の質の向上【新】			
⑤受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】	—		
⑥維持管理を広域的に行う連携体制の構築【新】			
⑦参加者確認型随意契約方式の活用【新】			

必ず実施すべき事項

実施に努める事項

業務

運用指針	指標の設定 ＜●：旧指標（～R6）＞		備考
		設定案	
①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】	—		
②予定価格の適正な設定	●最新の積算基準の適用状況等		各機関について概ね達成のため、指標として設定しない
③適正な履行期間の設定	●適正な履行期間設定		発注者協議会で構築済のため、指標として設定しない
④履行期間の平準化【内容充実】	●平準化率	全国統一	
⑤低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	●低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	全国統一	調査対象範囲が、県・市町村に変更
⑥適正な設計変更	●設計変更ガイドラインの策定・活用状況等		発注者協議会で構築済のため、指標として設定しない
①情報通信技術を活用した生産性向上	受発注者間の情報の共有状況（ASP等）	○	新規
②プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用	●総合評価落札方式の導入状況		発注者協議会で構築済のため、指標として設定しない
③履行状況の確認	—		
④受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】	—		
⑤参加者確認型随意契約方式の活用【新】			

- 必ず実施すべき事項
- 実施に努める事項

指標分類		中部ブロック方針	目標値（R11）
工事	《指標①》 適正な工期設定 工期の設定基準を整備した組織数/ 中部ブロック組織数	週休2日制工事の質の向上を図るため、工期の設定基準の策定状況を確認する。	R11年度までに中部ブロックにおける 設定基準整備率（中部ブロック単位）100%を目指す。
	《指標②》 建設ICTの導入状況 要領等を整備した組織数/中部ブロック組織数	施工効率及び品質向上を図るとともに、省人化と安全性の向上を図るため、要領を整備し、建設ICT（情報化施工）を推進する。	R11年度までに中部ブロックにおける 要領整備率（中部ブロック単位）100%を目指す。
	《指標③》 受発注者間の工事情報の共有状況 要領等を整備した組織数/中部ブロック組織数	現場における生産性の向上（時間外労働規制への対応）と工事目的物の品質確保を図るため、受発注者間の工事情報を共有（ASP等の活用）を推進する。	R11年度までに中部ブロックにおける 要領整備率（中部ブロック単位）100%を目指す。
	《指標④》 受発注者間の情報の共有状況 要領等を整備した組織数/中部ブロック組織数	現場における生産性の向上（時間外労働規制への対応）と工事目的物の品質確保を図るため、受発注者間の設計情報を共有（ASP等の活用）を推進する。	R11年度までに中部ブロックにおける 要領整備率（中部ブロック単位）100%を目指す。

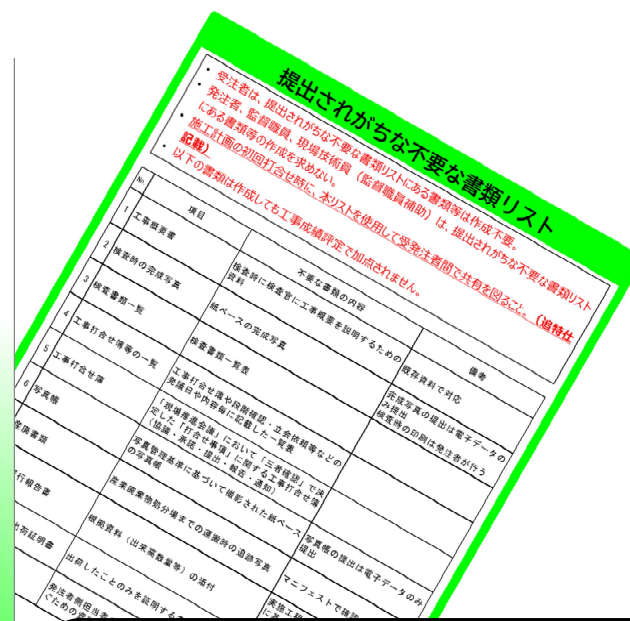
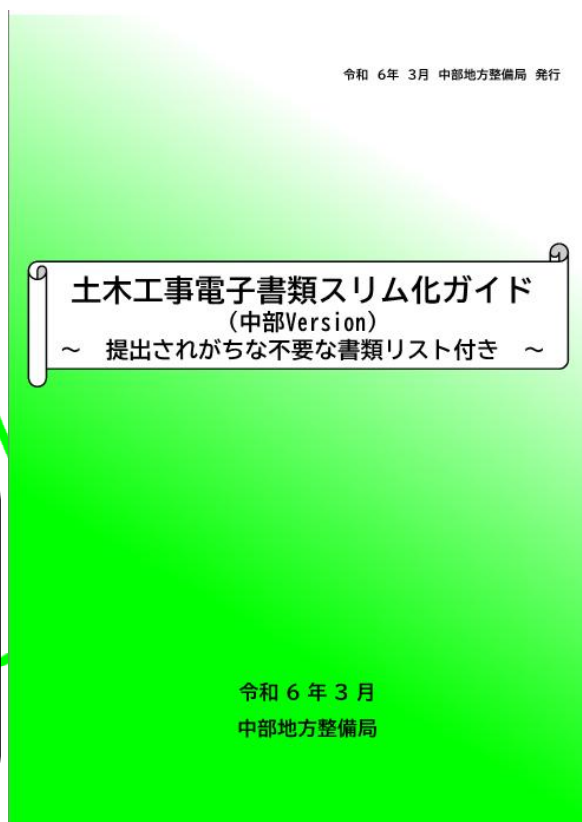
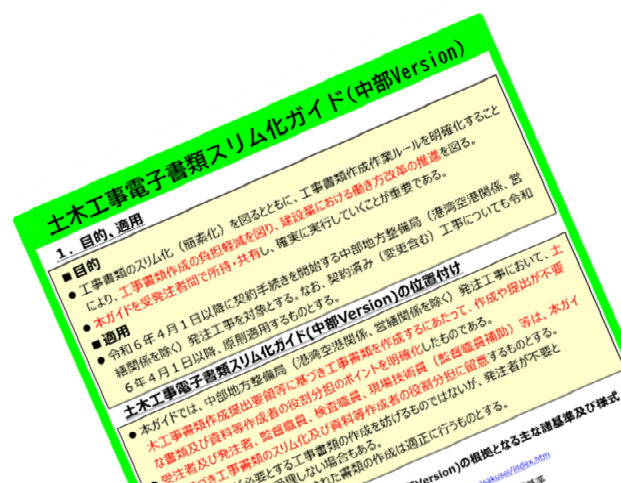
指標ではないが、次の2項目の取組状況を把握する

工事	《取組状況把握》 工事書類の統一化 工事書類を統一化した組織数/ 中部ブロックの地方公共団体組織数	書類作成時間の削減に向け、土木分野において工事書類の統一化を推進する。	R11年度までに中部ブロック地方公共団体における統一化100%を目指す。
	《取組状況把握》 工事書類の簡素化 工事書類を簡素化した組織数/ 中部ブロックの地方公共団体組織数	書類作成時間の削減に向け、土木工事電子書類スリム化ガイド（中部Version）を参考にして、スリム化（簡素化）することを推進する。	R11年度までに中部ブロック地方公共団体における簡素化100%を目指す。

建設業における働き方改革を推進しており、その一環として、工事書類のスリム化(簡素化)を図るとともに工事書類作成作業ルールを明確化することにより、受注者の工事書類作成に要する時間を短縮するため、『土木工事電子書類スリム化ガイド(中部Version)』を作成しました。

受発注者間で所持・共有し、円滑な工事施工に向けた受発注者間のコミュニケーションを図っていきます。巻末の「提出されがちな不要な書類リスト」は、作成不要な工事書類をリストとしてとりまとめ、掲載しています。

令和7年度も引き続き、説明会や各種会議で周知するとともに、令和6年度に実施したアンケート調査結果を踏まえフォローアップを図っていきます。



●適用

- 中部地方整備局(港湾空港関係、営繕関係を除く)発注工事
- 令和6年4月1日以降に契約手続きを開始する発注工事
- 契約済み工事(変更含む)についても令和6年4月1日以降、原則適用

●「提出されがちな不要な書類リスト」

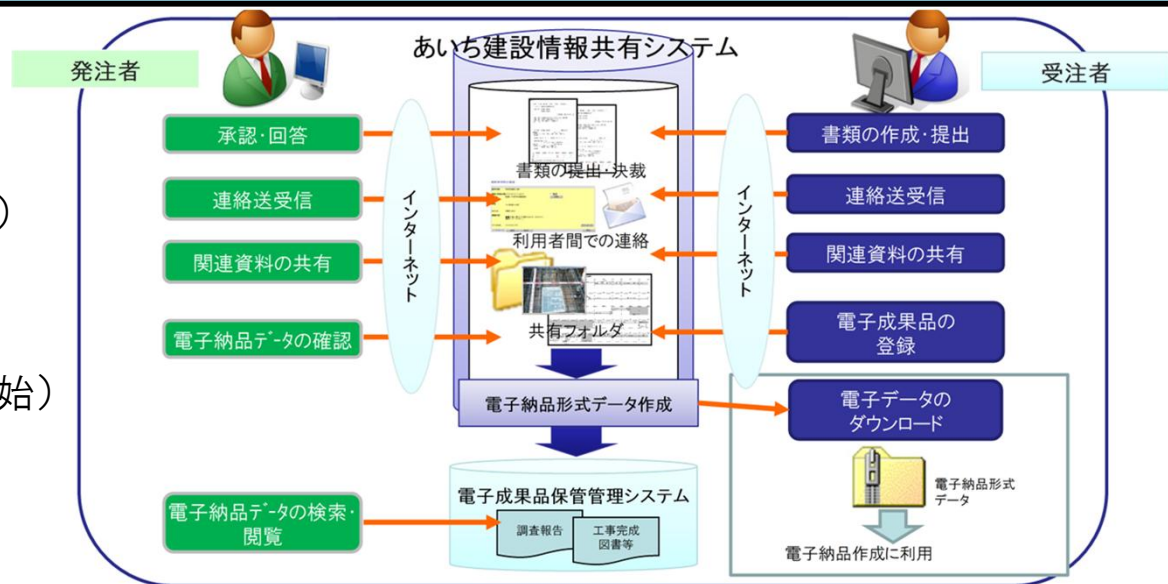
- 施工計画の初回打合せ時に、本リストを使用して受発注者間で共有を図ることとしています。

【愛知県の取組】①発注機関として生産性をあげるための取組

あいち建設情報共有システム

取組経緯

- 【土木】 令和2年度から本格運用を開始
(令和2年1月から一部工事で運用開始)
- 【建築】 令和7年度から本格運用を開始
(令和2年7月から受注者希望で運用開始)
- 【農林】 令和4年度から本格運用を開始
- 【企業庁】 令和3年度から本格運用を開始



▲システム体系図

対象工事

工事を所管する局	利用対象工事
建設局及び都市・交通局	令和2年4月以降に契約するすべての工事
建築局	令和7年4月以降に契約するすべての工事 令和7年3月までに契約する工事のうち、契約図書等で指定された工事
農業水産局及び農林基盤局	令和4年4月以降に契約するすべての工事
企業庁	令和3年4月以降に契約するすべての工事

あいち建設情報共有システム

■普及促進

① 説明会

【対象】

県内市町村関係職員

【会議】

愛知県公共事業発注者協議会

あいち土木技術・電算連絡協議会

② 個別訪問説明

【対象】 未導入の市町村

【実績】 R6 : 47/54自治体で導入 [87%]

2025/1/1 Debut! (予定)

あいち建設情報共有システム

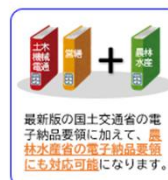
が全面リニューアルします

現在、当協会では、これまでの利用者様からのご意見を踏まえて、**より使いやすく、生産性を向上できるように**、全面リニューアルした**あいち建設情報共有システム**をご提供するための準備を進めています。



全面リニューアルは、ここが強い！

システム改良後は以下の機能を備え、使いやすく、効率的に仕事が可能となります。



全面リニューアルに向けた予定



※ 今後のシステム開発状況により、スケジュールが変更となる可能性があります。

公益財団法人
愛知県都市整備協会
応援します 新たな情報の出会い！

情報共有システムに関するお問い合わせ先
まちづくり事業部建設技術課 建設技術グループ
電話 052-756-2114 E-Mail kensetsukai@ich-i-toshi.or.jp

▲リーフレット

Point

県と市が 同じシステム を利用することで、請負業者は発注者ごとにシステム操作を覚える手間を軽減でき、生産性向上につながる。

あいち電子成果品保管管理システムで、**経済的に、効率的な業務を目指しませんか。**

経済的にシステム導入

①初期投資不要



②システム維持費もコスト削減

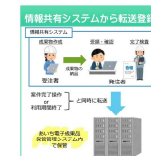


③導入が増えるほどより経済的に



効率的な業務実現

①成果品受取り不要



情報共有システムと一体利用で**成果品の提出・受取りはすべてWebで！**返却や受取のために**予定を空ける必要がなくなります。**

②成果品検索・DLはパソコン一台で！



自席で、あわせて、あせらず、成果品データを検索・ダウンロード！**クラウド保管で、成果品劣化による読取不能もありません。**

③協会独自の職員支援サービス



公益財団法人
愛知県都市整備協会



2. 三重県の実践（三重県建設産業活性化プラン2024）

労働環境の改善

【②-1】施工管理の社内分業化の支援

取組目標：説明会の開催回数 目標：1回 実績：1回

現場とバックオフィスの業務連携に向けた仕組みづくりをサポート（コンサルティング）

長時間労働の削減に！参加企業募集

令和6年度

バックオフィス業務 説明会・経営者セミナー

参加費：無料

- 建設現場とオフィスをつなぐ新たな職域、バックオフィス業務に関する説明会・セミナーを実施します。バックオフィス業務は技術者（現場代理人等）の負担を軽減し、長時間労働の削減に寄与する取組の一つです。ぜひご参加ください。

① バックオフィス業務説明会

日時・場所
令和7年2月13日(木) 9:30～11:00 三重県伊勢庁舎 4F 402会議室（伊勢市勢田町628番地2）
令和7年2月13日(木) 14:00～15:30 三重県尾鷲庁舎 5F 大会議室（尾鷲市坂西町1番1号）
令和7年2月14日(金) 10:00～11:30 JA三重ビル 5F大会議室（津市栄町1丁目960）
令和7年2月14日(金) 14:30～16:00 三重県四日市庁舎 6F 大会議室（四日市市新正4-21-5）
【各回受付 最大60名まで】

主な内容：バックオフィス業務に関する概要、現場とオフィスの業務連携の必要性等
対象者：建設企業の経営者、技術者、建設ディレクター等
申し込み：二次元バーコードまたは以下のアドレスからお申込み下さい。二次元バーコードを読み込めない場合など、ご不明な点は、お問い合わせ先にご連絡ください。
https://logoform.jp/f/cX0aP
締切日：令和7年2月6日（木）

② バックオフィス経営者セミナー

日時：令和7年2月28日（金）14:00～16:30（受付 最大60名まで）
場所：三重県勤労者福祉会館 6階研修室（三重県津市栄町1丁目891番地）
主な内容：バックオフィスの実例などから、社内体制の整備手法、適切な組織マネジメント等の課題を示し、バックオフィスに関する理解を深める。
対象者：バックオフィス業務説明会を受講した建設企業の経営者の方
申し込み：二次元バーコードまたは以下のアドレスからお申込み下さい。二次元バーコードを読み込めない場合など、ご不明な点は、お問い合わせ先にご連絡ください。
https://logoform.jp/f/SbnYv
締切日：令和7年2月20日（木）



お問合せ先

三重県 県土整備部 技術管理課 技術管理・DX推進班
TEL 059-224-2918 E-mail gijyutsu@pref.mie.lg.jp
（受託者）一般社団法人 建設ディレクター協会

R6年度説明会・セミナー募集案内



バックオフィス業務説明会開催状況（津会場）



バックオフィス経営者向けセミナー

【主な意見】

- ・バックオフィスによる分業化を自社に取り入れていきたい
- ・労働局の助成金を積極的に活用し研修等を受けていきたい
- ・新規社員を採用するか既存の社員を活用するか検討していきたい

令和6年度【導入編】

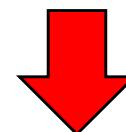
STEP1 バックオフィス説明会

- バックオフィス業務を紹介し、建設業の方に広く知ってもらうことを目的とする

STEP2 経営者向けセミナー

- 一般的な事例から社内体制の整備手法などの経営支援を目的とする
- 一般経営者の疑問に対して、その場で助言・指導を行う

説明会の継続
（導入企業増大）



セミナー高度化
（分業化の促進）

令和7年度（新）【活用編】

STEP1 バックオフィス説明会

STEP2 経営者向けセミナー

STEP3 技術者向けセミナー【新規】

- 業務連携のチームマネジメント（意識改革等）
- 作業所勤務と支援部門の連携の重要性
- 技術者とバックオフィス人材の業務整理

効果
検証

- バックオフィス業務説明会を受講した複数の企業よりバックオフィスによる分業化を進めたいとの前向きな意見があった。
- バックオフィスの導入を促進していくためには、企業にバックオフィスの考え方・取り組み方を周知していく必要がある。
- 経営者向けセミナーの内容を、実践企業の事例をレクチャーするなど、より高度なものにしていく必要がある。

現場での書類作成等にかかる業務負担の平準化を図る取組

事例22 (1/4)

現場ICT

機能配置

スペース確保

BO系システム

建設ディレクターおよびICT活用による 書類管理業務・現場管理業務の効率化を図る取組 【株式会社愛亀（本社：愛媛県松山市）】

参考対象範囲/キーワード

工事内容	国道舗装修繕工事
課題感	事務作業（書類作成・送付等）に多大な時間を割いており、長時間労働が発生している。
ツール	特になし

取組の背景

- 現場における書類作成の作業量が膨大であり、付随してメールでの書類共有・紙媒体での書類授受等の事務作業も発生している。
 - 各種事務作業：工事着手までの発注者との打合せ資料作成、関係各所への提出書類作成、施工中の写真管理、マニフェスト他各種管理資料整理、施工後の完成書類作成 等

導入施策

「TEAM SWITCH」プログラムの活用

- 建設ディレクターを配置し、書類作成等をバックオフィスから支援する。
 - （一社）建設ディレクター協会が提供するディレクター導入プログラムである「TEAM SWITCH」を活用

期待される効果

業務移管による現場技術者の労働時間削減

- 建設ディレクターへのノンコア業務の移管により、現場技術者がコア業務に専念でき、労働時間の削減が見込める。

実施体制

- （株）愛亀（元請）
 - 担当者（現場代理人・主任技術者）2名：事務業務等のノンコア業務の建設ディレクターへの移管～効果測定
 - 建設ディレクター（現場未経験・若手職員）2名：書類作成、写真整理、マニフェスト整理等のノンコア業務のサポート
 - 建設ディレクター指導者（現場技術者）1名：上記建設ディレクターへ移管する業務についての指導

具体的な取組の内容

取組前	課題	現場技術者の長時間労働の発生 - 現場における書類作成やそれに付随する事務作業（書類送付等）の作業量が膨大であるため、現場技術者の長時間労働に繋がっている。 - 各種事務作業：工事着手までの発注者との打合せ資料作成、関係各所への提出書類作成、施工中の写真管理、マニフェスト他各種管理資料整理、施工後の完成書類作成 等
	対応策	建設ディレクターの配置 - 社内にて配置した建設ディレクターが現場のノンコア業務を担当し、書類作成等をバックオフィスから支援する。（写真） - その際、（一社）建設ディレクター協会が提供するディレクター導入プログラムである「TEAM SWITCH」を活用し、ディレクターへの移管業務選定・移管計画の策定・移管後のフォロー等の支援を受けつつ施策を推進する。 - 同時にマニフェストの電子化も行うことで、効率化効果のさらなる拡大を目指す。



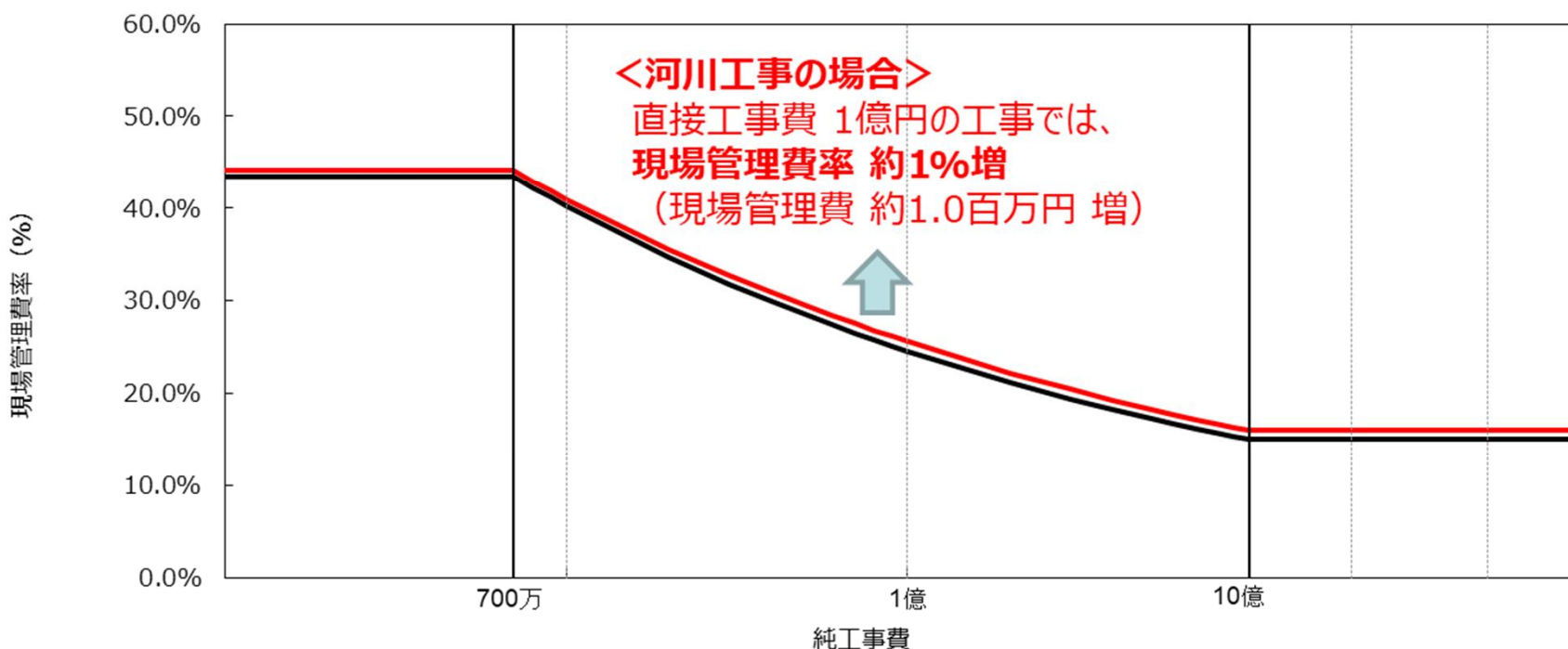
写真：
ディレクターの作業風景

取組の効果

取組後	労働時間削減効果	現場技術者の平均時間外労働時間の削減 - 監理技術者：約40時間（/月平均）の削減 - 現場代理人：約18時間（/月平均）の削減 ※直近2年間の同種工事（工期/工種/施工ボリューム/配置人員が同等）と比較 工期短縮 - 従来比で約2週間の工程短縮 - 完成検査後の書類整理（完結処理）について、従来検査後に行っていたものを、ディレクター配置により検査日当日に完了できたため
	その他の効果	建設ディレクターの認知度・重要性の周知 - 本事業を通じて建設ディレクターの認知度・地位向上、及びディレクター本人のモチベーション向上を実現 - 現状でディレクター導入2年目であり、生産性向上の実現が未知数である中、本事業にて定量的な効果・実績を得られたこと大きいと思慮

- 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

現場管理費率の改定イメージ



【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
43.43%	$1,276.7 \times Np^{-0.2145}$	14.98%

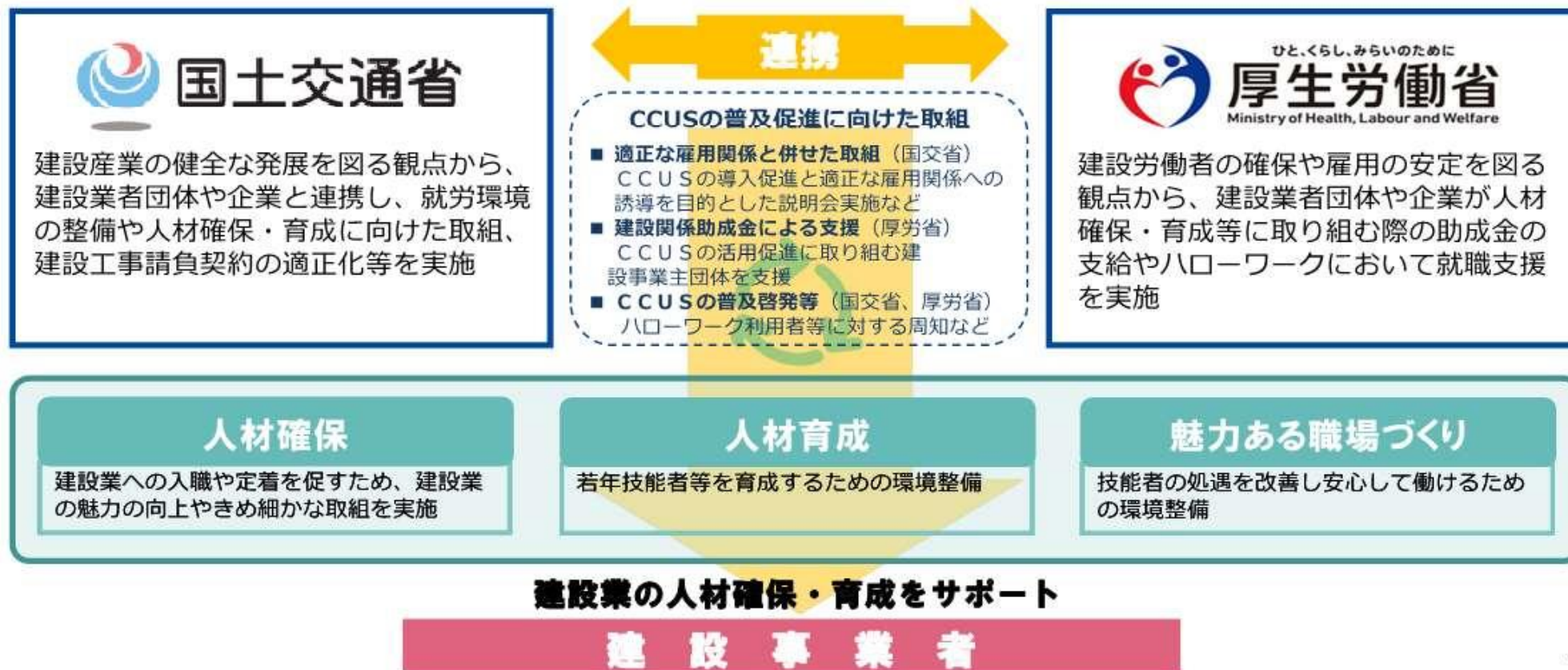


【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
44.05%	$1,118.2 \times Np^{-0.2052}$	15.91%

建設業の人材確保・育成に向けて（令和7年度予算概算要求の概要）別添

- ◆ 建設業の技能者のうち、**60歳以上の割合が約4分の1を占める一方、29歳以下は全体の約12%となっている。**建設業が引き続き「地域の守り手」として役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっている。**特に若者や女性の建設業への入職や定着の促進などに重点を置きつつ、担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進める**ことにより、中長期的に人材確保・育成を進めていくことが重要である。
- ◆ 国土交通省と厚生労働省は、業界団体が技能者の処遇改善や技能の研鑽を目指し推進する「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の活用促進など、引き続き、両省で連携して建設業の人材の確保・育成に向けた取組を進めていくこととしており、令和7年度予算概算要求において所要の措置を講じる。



国土交通省と厚生労働省の令和7年度予算概算要求の概要



※◆は建設業に特化した支援

人材確保

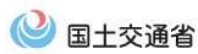
◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上 適正な工期設定等による働き方改革の推進 建設技術者の働き方改革の推進 建設業の生産性向上の促進 地方の入札契約改善推進事業 建設業における技能者の適正な雇用関係の促進 建設職人の安全・健康の確保の推進 建設産業の担い手確保に向けた女性・若者の入職・定着の促進	3億円	◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 ◆ 「つなぐ」化事業の実施 ◇ ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援 ◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援	69億円 29百万円 50億円 19百万円
--	-----	--	--------------------------------

人材育成

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上 (再掲) ◇ 暮らし維持のための安定的な住宅生産・維持管理事業	3億円 300億円の内数	◆ 中小建設事業主等への支援 ◆ 建設分野におけるハロートレーニング (職業訓練) の実施 ◇ ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導 ◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 (再掲)	4.9億円 1.3億円 24億円 69億円
--	-----------------	---	--------------------------------

魅力ある職場づくりの推進

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上 (再掲)	3億円	◇ 働き方改革推進支援助成金による支援 ◇ 働き方改革推進支援センターによる支援 ◆ 雇用管理責任者等に対する研修の実施 ◆ 「つなぐ」化事業の実施 (再掲) ◆ 建設業の一人親方等の安全衛生対策支援事業 ◆ 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施 ◇ 労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施 ◆ 墜落・転落災害等防止対策推進事業 ◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 (再掲)	70億円 30億円 82百万円 29百万円 1.1億円 95百万円 30百万円 87百万円 69億円
--------------------------	-----	--	--



今求められる 建設工事の効率化による 働き方改革の実現とは

働き方改革の実現に向けた
効率的な建設工事の促進事業

取り組み事例

現場 ICT

デジタルデータの
活用で業務全体を
効率化する



機能配置の見直し

遠隔サポートにより
工数を大幅削減



スペース確保

現場外に作業場を
確保することによる
作業時間および
運搬の効率化



バックオフィスシステム

書類管理業務の
削減による負担削減



事業概要

建設業者は、社会資本の担い手であり、災害時には地域社会の安全を守る重要な役割を果たしています。しかし、若い世代の入職が進まず、就業者の減少が続いています。建設業が魅力ある産業であり続けるためには、働き方改革や生産性向上の実現が必須です。また、令和6年4月から罰則付き時間外労働上限規制が適用され、建設工事現場の効率化も必要です。国土交通省では効率的な建設工事の実現に向けた取り組みを実施し、その成果を事例集として取りまとめました。事例の詳細はWEBサイトをご覧ください。



モデル事業の詳解はこちら

補助金ガイドブック

本事例集に掲載している取組の横展開を目的として、建設企業が活用可能な補助金・助成金を以下にまとめました。詳細は各サイトをご確認ください。

補助金名	省庁	補助対象	補助上限額	受付期間	URL
中小企業省力化投資補助金	中小企業庁	・カタログに掲載の製品カテゴリ - 清掃ロボット - 測量機(自動視準・自動追尾機能付き高機能トータルステーション) - バランサ装置 - 地上型3Dレーザースキャナー - GNSS測量機(RTK) - マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベル - シンダーコンクリート解体機 - チルトローテータ付ショベル - 建設現場作業ロボット(鉄筋組立作業ロボット)等	200万円 ～1,000万円 ※従業員数によって変動	随時受付	
		機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費等	750万円 ～8,000万円 ※従業員数によって変動	第1回公募 (25年3月19日～31日)	
人材開発支援助成金	厚生労働省	(人材育成支援コース) ・職務に関連した知識や技能を習得させるための10時間以上のOFF-JTによる訓練(事業展開等リスクリング支援コース) ・事業展開やDX等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	1人あたり 15万円 ※人材育成支援コース・訓練時間数100時間未満・中小企業の場合 ※訓練時間数・企業規模により限度額変動あり	訓練開始日の 1か月前まで	
IT導入補助金	中小企業庁	・ソフトウェア購入費、クラウド利用料、導入関連費 等	150万円 ～450万円	第1回公募 (25年3月31日～5月13日)	
人材確保等支援助成金(テレワークコース)	厚生労働省	就業規則等の整備のほか、外部専門家によるコンサルティング、労務管理担当者向けの研修など、テレワーク勤務を可能とする取組	① 制度導入助成20万円 ② 目標達成助成10万円(賃金要件を達成した場合、15万円)	① 制度導入助成、② 目標達成助成いずれもそれぞれの評価期間(テレワーク勤務に係る実績を評価する期間)の末日の翌日から2か月以内	

- 土木施工管理技士会連合会では、建設業に携わる技士会会員の皆様が日頃感じていることを調査・把握し、今後の活動の基礎資料とするため技士会会員にアンケート調査を平成15年度から3年毎に実施。
- 令和6年度に8回目のアンケート調査を実施し「令和6年度土木施工管理技士アンケート結果 ～現場技術者の声～」としてとりまとめ。

令和6年度（2024）

土木施工管理技士アンケート結果

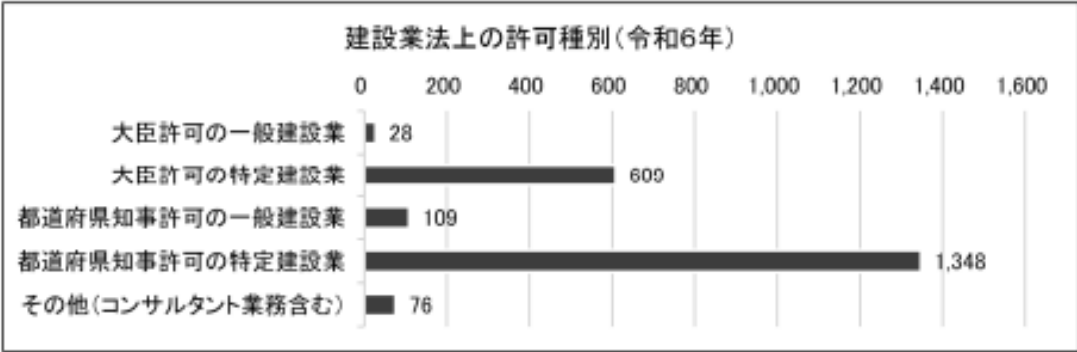
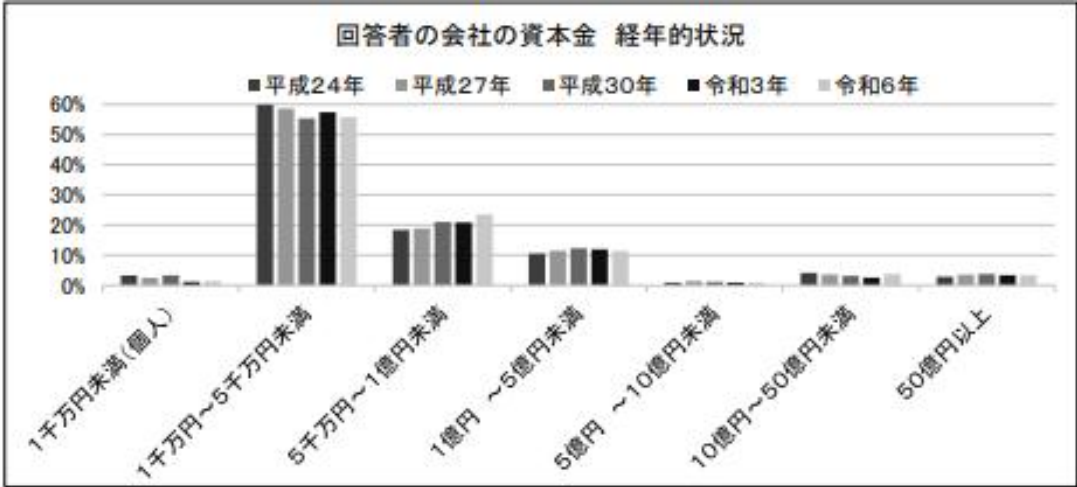
～現場技術者の声～

令和7年1月

一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

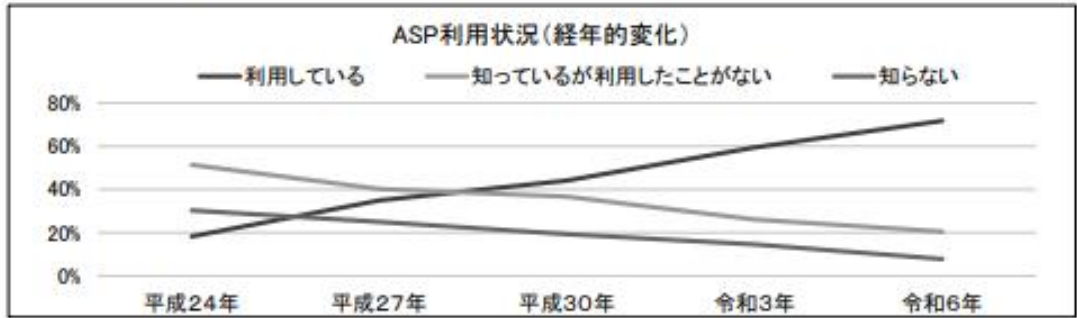
調査対象

全国の技士会会員のうち都道府県等技士会毎に会員の約5%の会員を調査対象者とした。ただし、5%の会員数が50人に満たない場合は50人、100人を超える場合は、100人とした。全国技士会会員約113千人のうち4,190人を調査対象者とした。



【問24】ASP(施工情報共有システム)の利用状況

ASP の利用状況	令和6年		令和3年		平成30年		平成27年		平成24年	
利用している	1,557	72%	1,221	59%	941	44%	873	35%	657	18%
知っているが利用したことがない	444	20%	536	26%	782	37%	1,005	40%	1,849	51%
知らない	169	8%	299	15%	411	19%	625	25%	1,090	30%
合 計	2,170	100%	2,056	100%	2,134	100%	2,503	100%	3,596	100%



【問24-1】「1. 利用している」を選択された方に伺います。ASPを利用した工事の発注者を下記よりお選びください。(複数選択可)

ASP を利用している工事発注者	令和6年	
国	728	47%
都道府県政令市	764	49%
市町村	33	2%
公共機関	25	2%
その他	7	0%
合 計	1,557	100%

市町村発注の工事でASPの利用は低い

【問24-2】ASPを利用した感想をお聞かせください。

ASP を利用した感想	令和6年	
とても良い	1,148	83%
改善すべき点がある	229	16%
負担が増え必要と思わない	11	1%
よくわからない	169	12%
合 計	1,388	100%

ASPを利用したことがある人から好感触

【問26】 貴方の会社では、どのようなインフラ分野におけるDXの取組を行っていますか。(複数選択可)

DXの取組内容	令和6年	
3次元設計データを活用した施工管理	910	42%
ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握	826	38%
ICT施工や遠隔操作による施工の実施	939	43%
段階確認時等のリモートによる遠隔臨場	857	39%
その他(自由記入)	48	2%
DXの取組は行っていない	457	21%
アンケート回答者数	2,170	

※アンケート回答者数に対する割合

【問26-2-1】「2. ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握」を選んだ方に伺います。どのような作業を行いましたか。(複数選択可)

ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握の作業内容	令和6年	
ドローンによる現場測量	688	83%
スマホによる現場測量	186	23%
ドローンによる構造物の出来形把握	168	20%
その他(自由記入)	18	2%
「2. ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握」を選んだ人数	826	

※「2. ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握」を選んだ人数に対する割合

その他の意見(一部抜粋)

スマホによる現場管理(写真管理、出来形管理)
ドローンによる定期写真 杭ナビ等を使用してスマホで現場測量等
ドローンやスマホによる写真管理
レーザースキャナによる出来形管理
地上型レーザースキャナを用いた測量

【問26-2-2】 ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握に効果はありましたか。

ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握の効果の有無	令和6年	
大変効果があった	250	30%
効果があった	499	60%
どちらともいえない	72	9%
効果がなかった	5	1%
「2. ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握」を選んだ人数	826	100%

【問26-2-3】「1. 大変効果があった」「2. 効果があった」を選んだ方に伺います。どのような効果がありましたか。(複数選択可)

ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握の効果の内容	令和6年	
データ処理にかかる時間が減った	214	29%
少ない人数でデータ処理ができた	388	52%
施工管理がしやすくなった	419	56%
工事関係書類の作成量が減った	115	15%
その他(自由記入)	17	2%
「1. 大変効果があった」「2. 効果があった」を選んだ人数	749	

※「1. 大変効果があった」「2. 効果があった」を選んだ人数に対する割合

その他の意見(一部抜粋)

より詳細な測量データを取得できるようになった。
一人で測量ができる。また、測点以外の任意点でも位置や高さをすぐ確認できる所が良い。
平均断面法では実際の土量が把握できないが、点群データによる測量により土量が正確に測定できた。
測量に係る手間が大きく省けた。
管理業務はしていないのでわからない
出来形・数量計算等には効果があったが、データ処理・作成には時間を要した。
危険な作業が低減した
市役所においては、まだ対応していただけない
新たな人材の活躍できる場が広がった
施工箇所の状態を把握できるので、安全・工程・ヤード等の計画や管理が可能になった。
発注者への説明・理解度が高まった
複雑な形状の出来形の測定がスムーズに実施出来ました。
計測にあたり特殊技術が不要であり、計測自体に要する時間を短縮できた。
電算処理が可能になった。
面管理することで定点(測点)以外の場所の地形も把握することができた。
高所の概算寸法計測で活用したが、足場を組む必要がなく、工程・原価・安全性の面で効果が得られた。

効果があると感じた人は90%

一人あたりの生産量が増加

【問26-3-1】 問26で「3. ICT施工や遠隔操作による施工の実施」を選んだ方に伺います。
どのような作業を実施しましたか。(複数選択可)

ICT施工や遠隔操作による施工の内容	令和6年	
ICT施工	910	97%
遠隔操作による施工	90	10%
その他(自由記入)	4	0%
「3. ICT施工や遠隔操作による施工の実施」を選んだ人数	939	

※「3. ICT施工や遠隔操作による施工の実施」を選んだ人数に対する割合

【問26-3-2】 ICT施工や遠隔操作による施工に効果はありましたか。

ICT施工や遠隔操作による施工の効果の有無	令和6年	
大変効果があった	269	29%
効果があった	557	59%
どちらともいえない	106	11%
効果がなかった	7	1%
「3. ICT施工や遠隔操作による施工の実施」を選んだ人数	939	100%

効果があると感じた人は88%

【問26-3-3】「1. 大変効果があった」「2. 効果があった」を選んだ方に伺います。どのような効果があったか選択してください。(複数選択可)

ICT施工や遠隔操作による施工の効果の内容	令和6年	
施工時間が減った	306	37%
少ない人工で施工できた	548	66%
出来高管理がしやすかった	433	52%
品質管理がしやすかった	119	14%
安全管理がしやすかった	126	15%
施工費の軽減が図れた	59	7%
工事関係書類の作成時間が減った	125	15%
その他(自由記入)	16	2%
「1. 大変効果があった」「2. 効果があった」を選んだ人数	826	

※「1. 大変効果があった」「2. 効果があった」を選んだ人数に対する割合

その他の意見(一部抜粋)

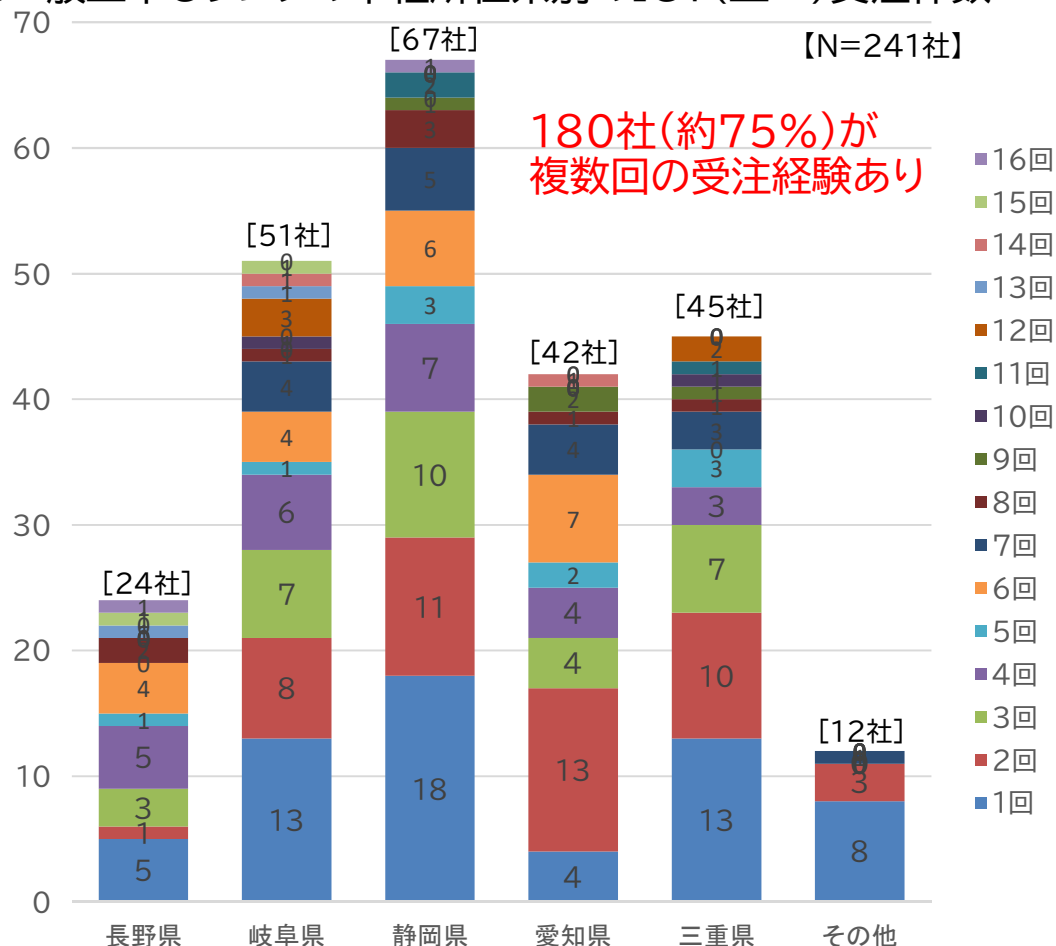
3次元設計データ作成の時間は必要になるが丁張を掛けない分、書類作成に充てられる時間が増えた。
新たな人材の活躍できる場が広がった。
法面を無丁張で管理でき、オペの腕にかかわらず出来栄も良いと思う。
熟練者でなくても施工が可能な部分が増える。
現場での施工管理が省力化できた。
現場員が丁張作業を行う時間が不要となったため昼間でも事務所で工事書類を作成する時間を確保できるようになった。
出来形の精度が向上した
施工管理(出来形管理)を効率化できた。

一人あたりの生産量が増加

一般土木CランクのICT土工の普及状況(中部地整)

- 「一般土木Cランクの本社所在県別のICT(土工)受注件数」では、241社中180社(約75%)が複数回の受注経験があり、ICT活用の定着が進んでいる。
- 中部地方整備局管内で、一般土木Cランク工事受注者の78%がICT(土工)の実績があり、平成29年度末と比較して、110社(25point)増加した。

一般土木Cランクの本社所在県別のICT(土工)受注件数



どの県においても複数回経験の企業の割合が高く
ICT活用の定着が進んでいる

一般土木CランクのICT(土工)普及率 [企業数]

H29年度末	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	中部地整全体
ICT(土工)受注者数	14	27	28	23	27	119
全工事受注者数	23	53	58	43	48	225
普及率	61%	51%	48%	53%	56%	53%

+25point

R5年度末	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	中部地整全体
ICT(土工)受注者数	24	51	67	42	45	229
全工事受注者数	33	70	73	50	66	292
普及率	73%	73%	92%	84%	68%	78%

※1:平成28年度から平成29年度末時点・令和元5年度末時点までの工事を対象。
 ※2:ICT(土工)受注者数・全工事受注者数ともに重複する受注者は除く。
 ※3:ICT(土工)受注者数の5県以外のその他の都道府県は除く。

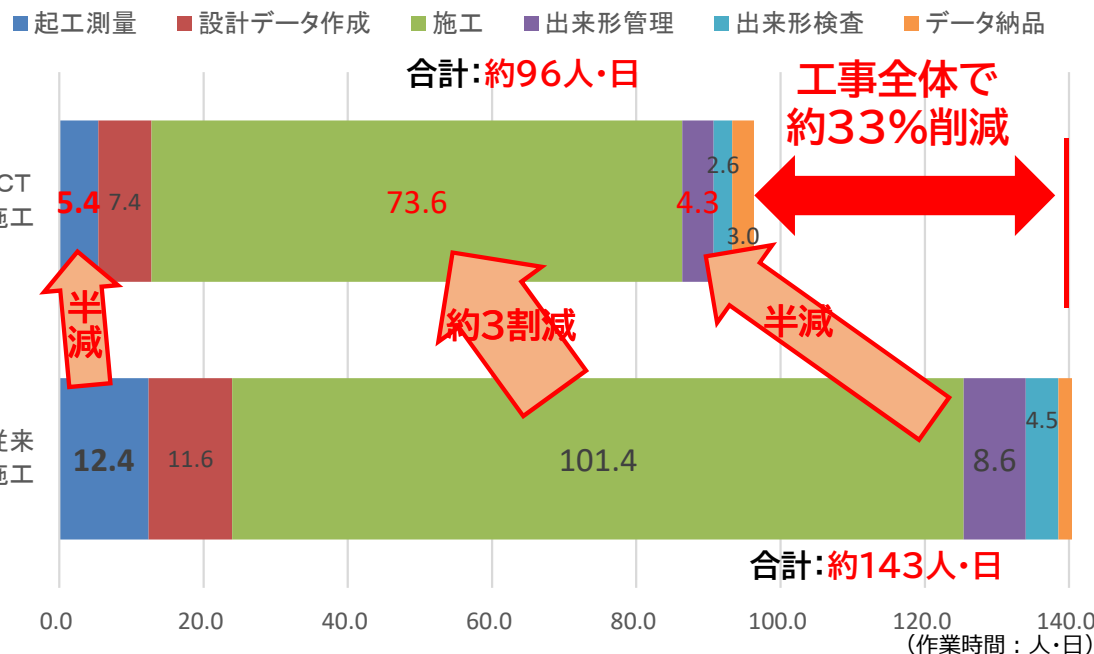
中部地整管内の一般土木Cランク企業の
ICT(土工)普及率は着実に伸びている

ICT(土工)活用工事の効果検証 (作業時間の削減効果)

- 中部地方整備局発注の直轄工事で、令和6年度末までに完成した工事の受注者から提出されたアンケート(N=521)を分析した結果、全国平均と同等の**約33%の削減効果**が発現。(平均土量:約12,700m³)
- 特に、「起工測量」「ICT建機による施工」「出来形管理」の作業時間(人・日)で、従来施工と比較して**作業時間の削減効果**が発現。
- 延べ作業時間の削減は、**施工した土量にかかわらず削減効果が発現**している。

■土工に係る延べ作業時間 ※全工事(人・日)での比較

【N=521工事】



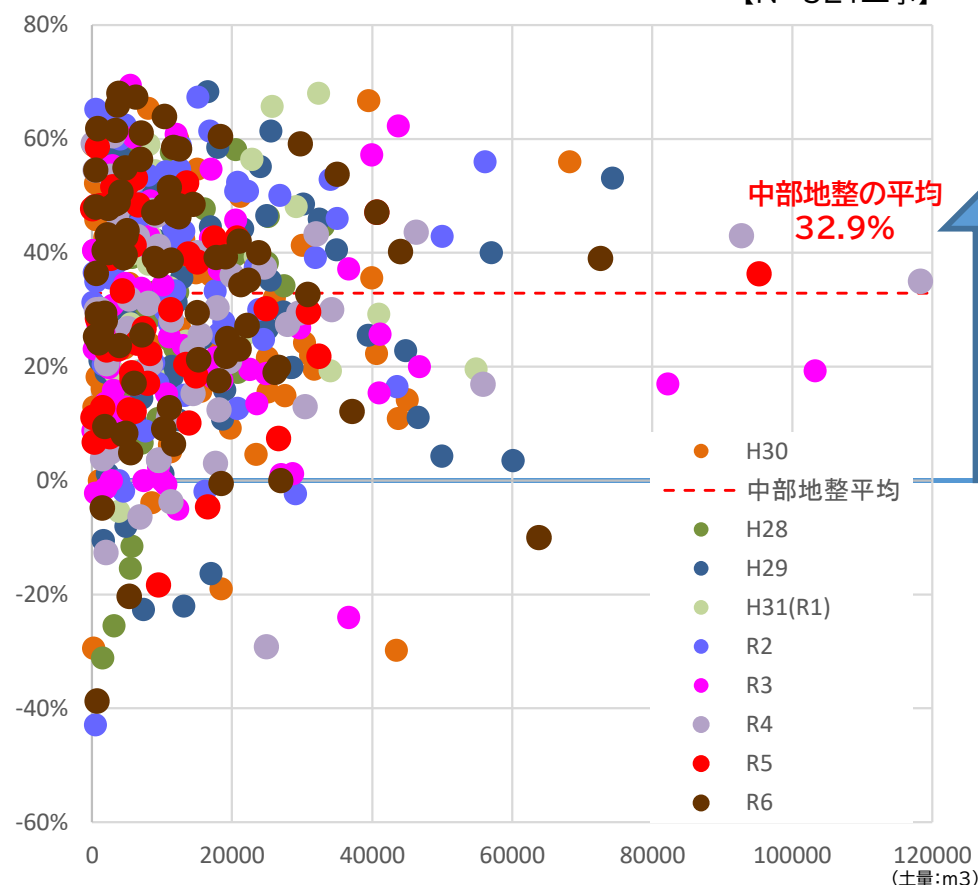
※全国平均データは、平成31年3月1日に国土交通本省で開催された「ICT導入協議会(第7回)」資料-1より引用【N=126工事】
 ※従来施工は、同じ工事内容を実施した場合の各社の想定時間(人・日)
 ※起工測量
 ・ICT施工、従来施工とも基準点測量は除く。
 ※設計データ作成
 ・ICT施工は、3次元設計データの作成、起工測量との重ね合わせ作業を対象(追加・修正含む)
 ・従来施工は、起工測量結果の設計横断面上への図化及び丁張り設置のための準備計算作業を対象。

※施工
 ・ICT施工には、キャリブレーション及びローカライゼーション等を含む。
 ・従来施工には、丁張り設置を含む。
 ※出来形管理
 ・出来形計測及び出来形管理資料作成にかかる作業を対象。
 ※出来形検査
 ・実地検査にかかる作業を対象。
 ※データ納品
 ・成果品作成及び整理を含む作業を対象。

**1工事当たりの延べ作業時間が
約33%削減(中部地整の平均)
(全国平均 約3割削減)**

■土量別削減率の分布 ※全工事(人・日)での比較

【N=521工事】



土量に関わらず作業時間の削減効果が発現

- 中部地方整備局では、「もっと詳しくICT施工の一連の流れについて学びたい」とのご要望を受け、「ICT施工講習会」を平成30年度より実施しています。
- 地方自治体等における裾野拡大を目指し、ICT活用未経験の技術者が、i-ConstructionにおけるICT活用の実施に関する概要や、ICT測量や3次元設計データの作成に関する基礎を中心に学び理解する事を目的に開催しました。
- また、ICT施工を担当した先輩技術者の体験談など、普段聞くことができない講義を実施しました。

概 要

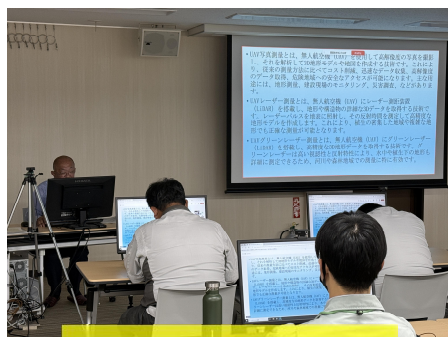
- 日 時:令和6年10月16日(水) 13:00~17:00
- 開催場所:中部インフラDXセンター(2階研修エリア)+WEB
- 主 催 者:中部地方整備局(中部i-Construction研究会)
- 参 加 者:対面参加 25名・WEB参加 41名 合計66名
(内訳:施工業者等52名・自治体職員6名・国交省職員8名)



会場受講状況

【ICT施工講習会カリキュラム】

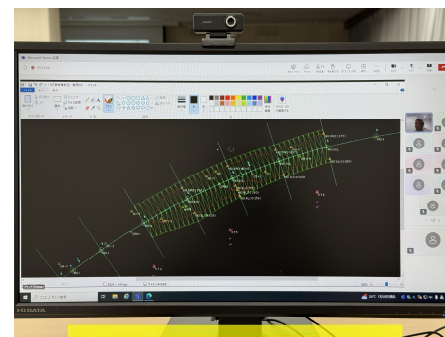
時間	講義名	講義内容	講師
13:00~13:03	開会	開会挨拶	主催者代表
13:03~13:25	i-Construction(基礎編)	建設産業の現状と課題 i-Constructionの取り組み	国土交通省中部地方整備局 i-Construction中部サポートセンター
13:25~14:05	ICT測量について	ICT測量技術の紹介(測量の基礎、従来測量との比較等)	中部復建(株) 池端 康 氏
14:05~14:15	休憩		
14:15~16:10	3次元設計データの作成 (TREND CORE体験)	3次元設計データの基礎知識 TREND COREを利用した3次元設計データの作成(操作体験)	福井コンピュータ(株) 細井 和美 氏
16:10~16:55	先輩技術者から学ぶ	ICT施工を担当した技術者の体験談	青協建設(株)木村 優花 氏 林千里 氏 (有)アダプト 野村 優輝 氏 (株)イチテック 上平 昭仁 氏
16:55~17:00	閉会	アンケート入力 CPDSの配布	



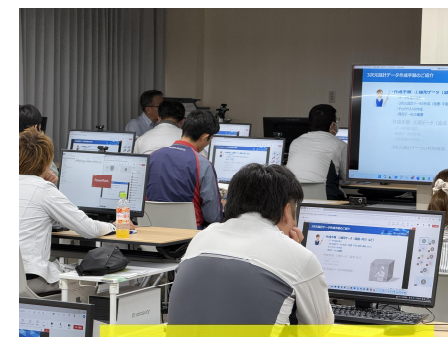
ICT測量について



先輩技術者から学ぶ



WEB配信状況



3次元設計データの作成

- 中部地整では、初心者向けのICT関連の講習会を平成30年度より実施してきましたが、「より詳しくICT施工を学びたい」とのご要望を受け、昨年度(令和5年度)より中上級者向けの講習会を開催したところです。
- 今回、ICT活用工事の経験者を想定し、ICT施工の更なる知識習得を目的に、「3次元モデル化による可視化のメリット」や「施工における留意点」など、一歩進んだ講義を工種ごとに学んでいただくため、ICT施工の先駆者であるICTアドバイザーを講師に迎え、中上級者向けの「ICT施工講習会(応用編)」を開催しました。

概 要

- 日 時:令和6年11月7日(木) 13:00~16:45
- 開催場所:中部技術事務所研修棟4階+WEB
- 主 催 者:中部地方整備局(中部i-Construction研究会)
- 参 加 者:対面参加 21名・WEB参加 31名 合計52名
(内訳:施工業者等49名・自治体職員1名・国交省職員2名)



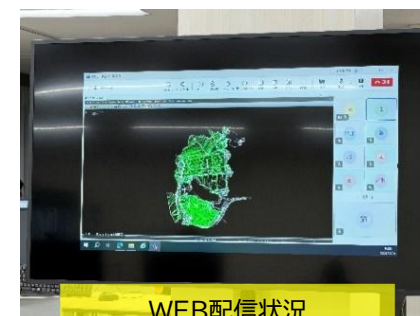
会場受講状況

【ICT施工WEB講習会カリキュラム】

時間	講義名	講義内容	講師
13:00~13:05	開会	開会挨拶	主催者代表
13:05~13:35	河川浚渫工	水中の浚渫におけるICT建機施工	中日建設株式会社 水野 安基 氏
13:35~14:10	舗装工(CIM)	3次元モデル化による可視化のメリット 舗装工のICT施工における留意点	株式会社正治組 大矢 洋平 氏
14:10~14:20	休憩		
14:20~14:50	河川土工(護岸工)	3次元モデル化による可視化のメリット 河川堤防補強工事のICT施工における留意点	黒柳建設株式会社 笹尾 孝行 氏
14:50~15:20	道路土工	3次元モデル化による可視化のメリット 道路土工のICT施工における留意点	株式会社加藤建設 舟橋 知成 氏
15:20~15:30	休憩		
15:30~16:10	3次元設計データ作成	座標点からのデータ作成方法	ICT Design 森 伸治 氏
16:10~16:40	路面切削工(測量)	路面切削工における測量から3次元設計データ作成	株式会社山奴 細川 正憲 氏、鶴飼 信行 氏
16:40~16:45	閉会	閉会挨拶	中部復建株式会社 池端 康 氏



熱弁する講師陣(ICTアドバイザー)



WEB配信状況

◆ 日建連 意見交換会(令和7年6月16日:中部) 日建連HP掲載「2025年度公共工事の諸課題に関する意見交換会」説明資料より

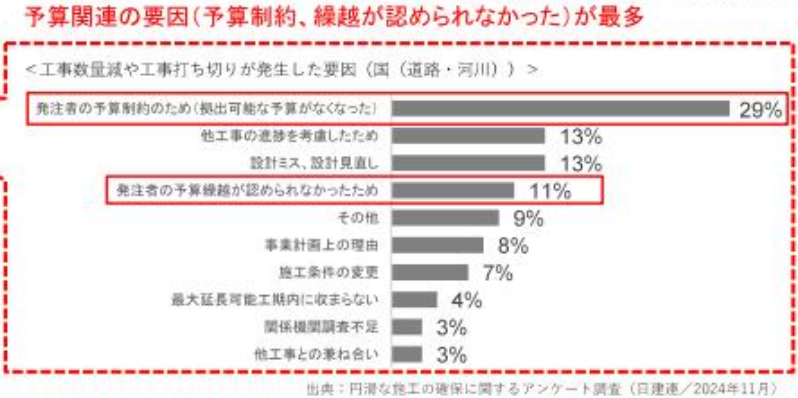
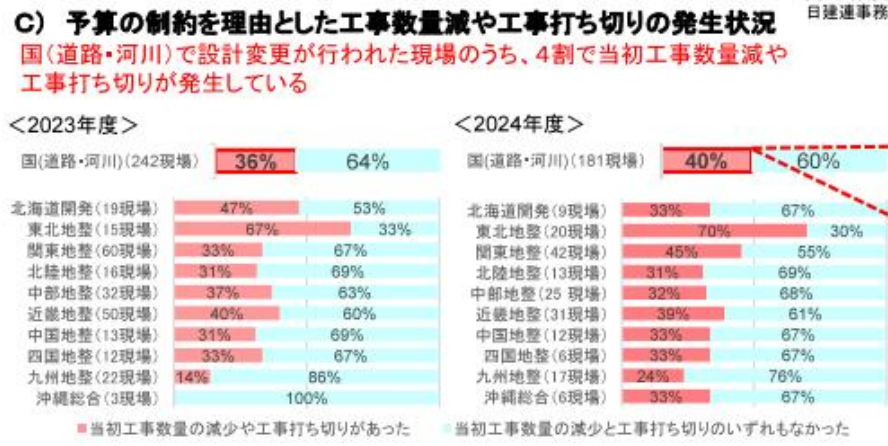
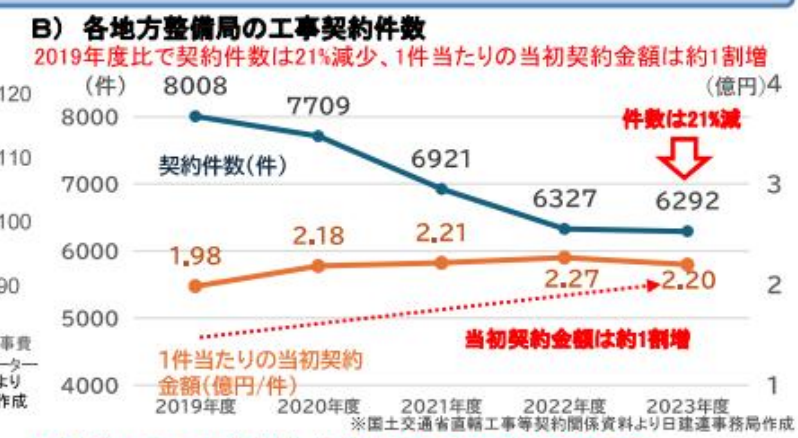
1. (1) ① 予算確保と発注の平準化



国の公共事業関係費予算(当初)は、ここ10年間ほぼ横ばいの約6兆円で推移しているものの、近年の労務費ならびに資材価格の上昇等により、実質的に事業量及び発注件数は減少している。社会資本の着実な整備に向けた必要な事業量を確保するため、近年の労務、資材価格の上昇を踏まえ、必要かつ十分な公共事業費を安定的・持続的に確保していただきたい。

また、国土強靱化の根幹的施設を計画的に整備するため、「国土強靱化実施中期計画」を早期に策定するとともに、現行の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を上回る予算を確保していただきたい。さらに効率的な施工のためには、発注の平準化や計画的な早期執行が求められることから、債務負担行為や事業加速円滑化国債の活用拡大等により適切な規模・工期を確保した上で発注していただきたい。

一方、国土交通省の発注工事では、予算の制約により契約工事数量減や工事打ち切り等が4割の現場で発生していることから、契約変更に必要な予算の確保に努めていただきたい。



◆道建協（令和7年5月29日）

■年間を通じた工事の平準化

・年度末に工期末が集中すると、業務が増加する年度末にさらに作業が集中するため、土日出勤や超過勤務が多くなる可能性があり、以下の事項を要望します。

- ①既に取り組んでいただいている多年度国債および繰り越しを活用し、年度をまたぐ柔軟な工期の設定をお願いします。
- ②工事の平準化については、「工事ごとの現場施工のピーク」「変更の可能性も踏まえた工期末の分散」など、実際の現場の作業負荷の変動を考慮した平準化となるよう検討をお願いします。

◆愛知建協（令和6年12月16日）

■働き方改革の推進（時間外労働時間の上限規制への対応）について

本年4月から適用された時間外労働時間の上限規制への対応として、休日・準備期間・天候等を考慮した適切な工期の設定、予算の繰越制度・債務負担行為の活用による施工時期の平準化、用地取得や関係機関協議等の施行環境が整った後での精度の高い設計に基づき発注されますようお願いするとともに地方公共団体等に対してこれらの普及促進が図られるようご指導をお願いします

◆ 日建連 意見交換会(令和7年6月16日:中部) 日建連HP掲載「2025年度公共工事の諸課題に関する意見交換会」説明資料より

2.(3)土日現場閉所による完全週休二日の実現

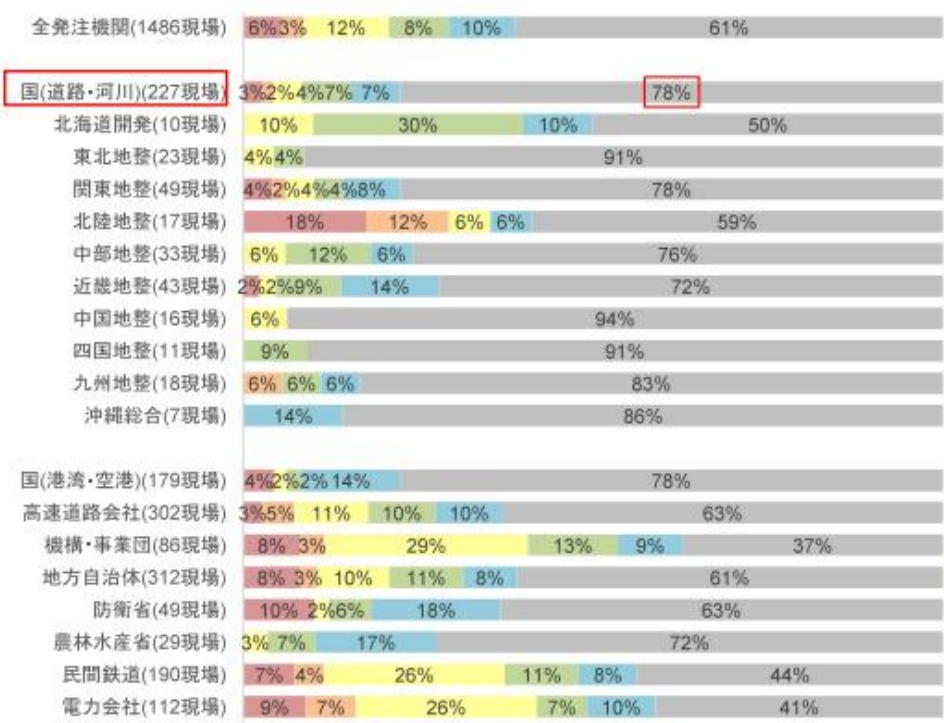


建設業の担い手（技術者・技能労働者）を確保し、時間外労働の上限規制を遵守するためには、土日閉所を基本とした週休二日の実現が不可欠である。国土交通省をはじめとする全ての発注機関において、既契約を含む全ての工事で土日閉所による週休二日制工事（完全週休二日）を原則導入していただきたい。
また、災害発生を含めて受注者の責めによらない理由で完全週休二日が困難となった工事については、施工途中で交替制に切り替え可能となる仕組みを導入するとともに、増員となる技術者や生産性向上策（建設機械等の大型化、プレキャスト採用等）の導入に係る費用等について設計変更により適切に負担していただきたい。

A) 現場閉所実績

◆ 工期開始日から本日まで（竣工済みの場合は竣工まで）の現場閉所日数を教えてください。

国(道路・河川)工事では、78%の現場で土日閉所を基本とした4週8閉所以上を取得



■ 4週4閉所以下 ■ 4週5閉所 ■ 4週6閉所 ■ 4週7閉所 ■ 4週8閉所以上(通期) ■ 4週8閉所以上(土日閉所)
出典：円滑な施工の確保に関するアンケート調査（日建連／2024年11月）

B) 完全週休二日の課題と対応策

◆ 完全週休二日の課題

- ①従来の通期・月単位の週休二日では、悪天候等により平日が休みとなった場合、作業を土日に振り替えてリカバリーできたが、土日閉所の場合はそれができず、現場稼働率が低下して工期が延びる。
- ②複数日に渡る連続作業が土日にかかる場合、作業を翌週に延期することが必要となり、通期・月単位の週休二日と比べて工期が延びる。
- ③完全週休二日工事において金曜日夜間作業（土曜日の0:00以降に及ぶ）ができないと判断されると、夜間作業の可能日は週4日（月～木）のみとなる。
⇒ 同じ工事数量でもそれに要する暦日日数が増えるため、余裕を持った工期設定が必要。

C) 完全週休2日の実現等の多様な働き方への支援(国土交通省)

国は令和7年度から完全週休2日(土日)の補正係数を新設。他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け取り組みを進める

令和7年度の週休2日補正係数

	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
＜現場閉所＞			
補正無し		労務費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03
＜交替制＞			
補正無し		労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.02 現場管理費:1.03

出典：令和7年度土木工事・業務の積算基準等の改定（国土交通省／2025年2月）

◆長野建協（令和6年12月13日）

市町村における週休2日制につきましては、適正な工期の設定や補正係数の計上の下で、その普及が進むよう国、県から市町村に対し積極的に働きかけていただきますようお願いいたします。また、民間の建築工事につきましても、適正な工期の設定や必要経費の計上の下で、普及が進むよう国、県からの働きかけをお願いいたします

◆PC建協（令和7年2月4日）

完全週休2日の実施を実現するため、発注者指定型の土日閉所による完全週休2日制モデル工事の発注推進をお願いします。また、地方自治体やNEXCO等の発注機関についても、各管内のブロック発注者協議会などの場において、完全週休2日制モデル工事の発注への取組みの継続的な周知をお願いします。

◆日建連（令和7年6月16日）

日建連では2018年9月に「労務費見積り尊重宣言」を策定、取組みを進めているところであるが、本年3月の国土交通大臣との建設業4団体の意見交換を踏まえ、国土交通省においては「労務費見積り尊重宣言」モデル工事の大幅な拡大、国土交通省以外の発注機関においては同モデル工事の導入をお願いしたい。

◆日建連 意見交換会(令和7年6月16日:中部) 日建連HP掲載「2025年度公共工事の諸課題に関する意見交換会」説明資料より

2.(6)書類の削減と様式の統一



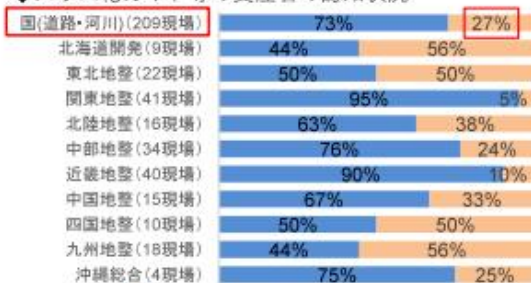
現場における時間外労働発生要因のうち約4割が「書類作成」であり、提出書類の削減や簡素化を求める声が多いことから、書類作成マニュアルやスリム化ガイド等を現場の末端まで周知するとともに、ウィークリースタンスやワンデーレスポンスの徹底等により業務環境の更なる改善を図っていただきたい。

また、書類の削減に効果の大きい書類限定検査について、既契約工事も含む全ての工事で導入するとともに、国土交通省以外の発注機関においても書類限定検査や電子契約を導入していただきたい。さらに、発注機関毎に異なる工事関係書類について、必要とする書類に関する規定を含め国土交通省の様式へ統一をお願いしたい。

A) スリム化ガイド等の周知徹底

現場の末端までスリム化ガイド等の周知をお願いしたい

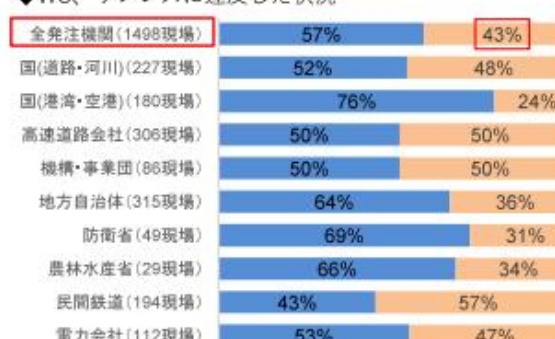
◆スリム化ガイド等の受注者の認知状況



出典：円滑な施工の確保に関するアンケート調査（日建連／2024年11月）

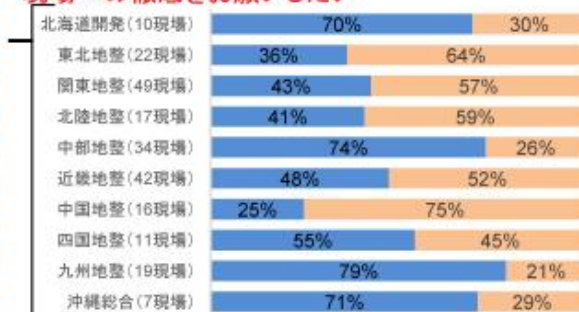
B) ウィークリースタンス(WS)、ワンデーレスポンス(ワンレス)の徹底

◆WS、ワンレスに違反した状況



■ WS・ワンレス違反なし ■ WS・ワンレス違反あり

WS、ワンレスに違反した事例が見受けられるため現場への徹底をお願いしたい



出典：円滑な施工の確保に関するアンケート調査（日建連／2024年11月）

C) 書類限定検査の適用の徹底

既契約工事を含む全ての工事での適用の徹底をお願いしたい

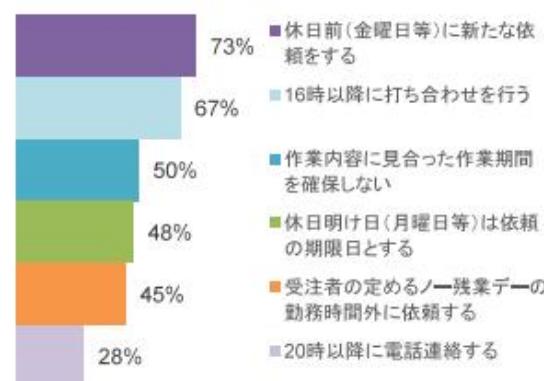
◆書類限定検査の実施割合



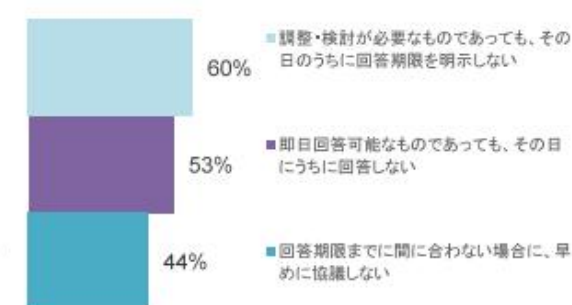
■ 1. 実施されている ■ 2. 実施されていない

出典：円滑な施工の確保に関するアンケート調査（日建連／2024年11月）

◆WSに違反した内容【複数選択可】（94現場）



◆ワンレスに反した現場【複数選択可】（86現場）



出典：円滑な施工の確保に関するアンケート調査（日建連／2024年11月）

◆岐阜建協（令和6年8月2日）

DXの推進について

ASPの活用は、県発注工事において普及が図られ書類簡素化にも効果が生まれてきていることから、市町村においても活用が促進されるよう、市町村に対する指導等をお願いします。

◆三重建協（令和6年8月19日）

公共工事の先導による新技術の民間への浸透

生産性向上に必要なASPなどIT化について、下請け含めた業界全体への普及浸透に向けた企業の負担軽減のために、標準仕様・基準に適合させてアプリケーション間で安易に連携できるようなシステムの統一・標準化の推進を要望します。

◆長野建協（令和6年12月13日）

時間外労働が特に多い現場技術者の労働時間を削減するため、工事書類の更なる簡素化及び公共発注機関間における書式の標準化・統一化を進めるとともに、設計変更に係る業務の受発注者間の役割分担の適正化を図るようお願いいたします。

◆道建協（令和7年5月29日）

書類の簡素化・合理化の推進

発注者に提出する工事関係書類のうち、設計図書と現場との相違による変更書類や関係機関および関係住民等に説明する資料など、その作成に多大な労力が必要になります、各整備局において、マニュアル等を作成し、周知していただいておりますが、いまだに書類の二重提出を求められ簡素化に沿わない事例も見受けられます。

4. 速やかな繰越手続きについて

- ・ 財務省東海財務局

速やかな繰越手続きについて（１）

工事又は事業を実施する中で、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由（繰越事由）が発生した場合には、繰越明許費の活用（速やかな繰越手続き）により、施工時期の平準化を図ることができます。

①繰越申請件数の推移

繰越申請件数（箇所数）は依然として高水準

※平成28年度を100
とした場合の指数



②R6年度 繰越申請の年度末処理の状況

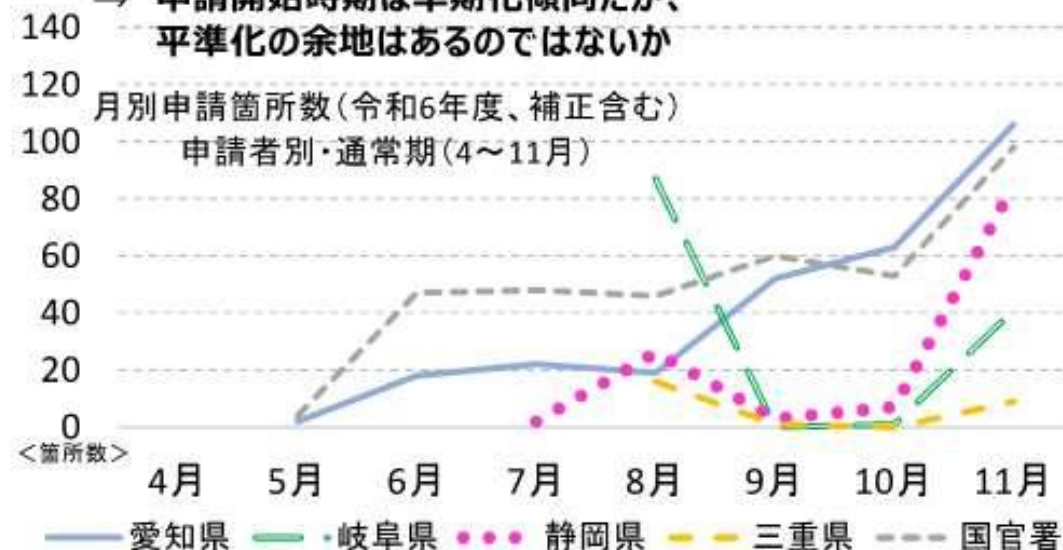
⇒ 繰越申請は年度末に集中（12～3月で全体の9割超）



③R6年度 通常期（4～11月）の繰越申請の状況

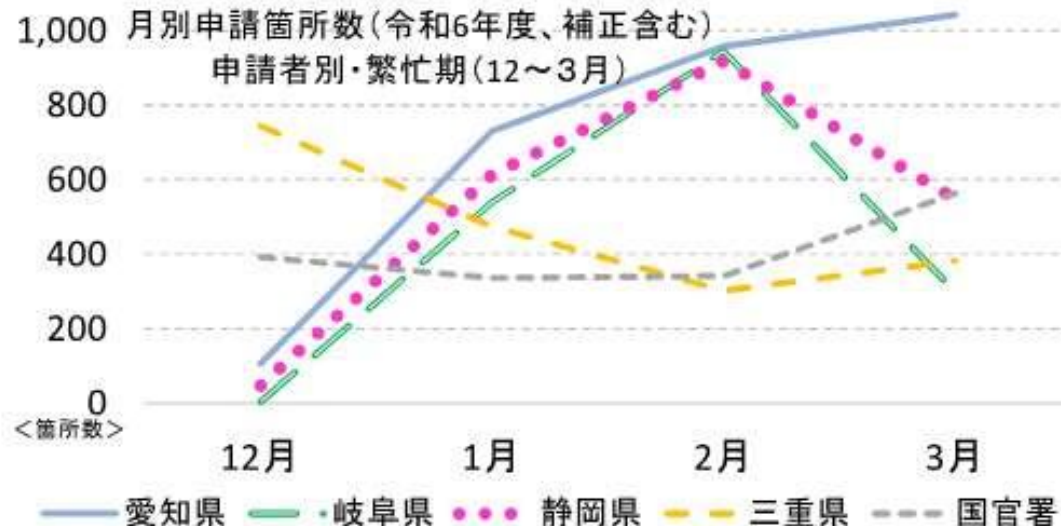
⇒ 申請開始時期は早期化傾向だが、
平準化の余地はあるのではないか

月別申請箇所数（令和6年度、補正含む）
申請者別・通常期（4～11月）



④R6年度 繁忙期（12～3月）の繰越申請の状況

⇒ 2月の申請が増加し、2～3月に申請が集中する傾向は悪化



速やかな繰越手続きについて（２）

⑤R6年度 速やかな繰越手続き（第3四半期までの申請）の状況（直近5か年）

⇒ 第3四半期まで（年内）の繰越申請数は減少傾向にあり、割合でも頭打ち

<箇所数> 第3四半期までの申請箇所数の推移（補正分含む全体）



※ 処理割合＝第3四半期までの申請箇所数／当該年度の年間申請箇所数

<箇所数> 第3四半期までの申請箇所数の推移（補正分除く）



⑥繰越明許費の当初予算計上について

地方自治法（抜粋）

第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、**予算の定めるところにより**、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

- 工事又は事業を実施する中で、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由（繰越事由）が発生した場合には、繰越明許費の活用（速やかな繰越手続き）により、施工時期の平準化を図ることができます。
- 地方自治法に規定されている繰越明許費は、国の会計規程に準じて会計年度独立の原則の特例を設けたものであり、**当初予算において「繰越明許費」をあらかじめ計上**することも可能です。

繰越申請手続きに関する地方公共団体等への周知

①申請書類や事例集の掲載
(東海財務局HP)

東海財務局HPの「歳出予算の繰越し」ページに、繰越ガイドブック（財務本省へのリンク）に加えて、**東海財務局オリジナルの事例集**や箇所別調書などの**申請書類の様式**も掲載。

※ 東海財務局HP > 財政 > 国家予算・予算執行調査
> 歳出予算の繰越し



②繰越申請にあたっての留意事項

◆ 令和 7 年度の繰越申請の提出期限は、以下の通りです。期限内提出が難しい場合や期限後に繰越事由が発生した場合などは、個別にご相談ください。

(1)明許繰越・翌債：令和8年3月16日（月）まで

(2)事故繰越※：令和8年1月26日（月）まで

※ 資料の事前提出期限。事故繰越については個別に随時対応を行うが、明許繰越し・翌償申請に比べて必要資料も多く、審査等に時間を要するため、案件が発生した場合は、処理希望日の1ヵ月以上前を目途に、まずは当局担当者まで相談されたい。

◆ 事故繰越の申請には、事故事由を確認できる書類が必要です。客観的な疎明資料がないために、受け付けられなかった申請も過去にあります。

⇒ 事故発生 の 報告を受けた 応接録 など、業者とのやり取りを記録化することが重要 です。

[illegible]

5. 工事看板について

課題

- 社会資本整備に対する、地域住民の理解が薄い。
- 交通渋滞を避けるため、夜間施工が基本になっている現場がある。
- 夜間工事により建設従事者が家族との時間が取れないことを苦に思い、仕事を辞める人もいる。
- 現道は規制時間の制約があり、警察協議でどうしても夜間になることがある。
- 昼間施工でもできそうな箇所でも、思い込みで夜間施工になってしまう事例が散見される。
- 業界からの要望がある。(R7.5.29 道建協、R7.6.16 日建連)

夜間施工が、担い手確保の妨げの原因の1つになっている

解決策

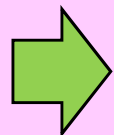
- 地域住民の社会資本整備への協働感を高めることで、昼間施工への理解を高める。
- 警察等の関係機関に、建設業の担い手確保ため、働き方への理解を高める。
- 発注者側の思い込みをなくす。

看板は多くの人が目に見えます。
視覚的に訴えやすいツールです。



施策(案)

工事看板を一目みてわかるような内容表現になっているか振り返る



住民の工事への理解と協力を獲得！



働きやすい職場環境を確立させていく！

6. まんなかホリデーについて

○令和4年度から、現場における更なる**週休2日の意識向上**を図ることを目的として、発注者協議会参加機関における公共工事を対象とした「**まんなかホリデー**」を実施

- ◆実施日 : 毎週土曜日
- ◆実施期間 : 令和5年10月～※

※令和4年7月より取組を開始し、一斉休工日を段階的に増やしている

【実施に関する事項】

○対象工事

原則全ての工事(災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事及び工程上やむを得ない工事は除く)

○対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間

○休工

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されていること(巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く)

○その他

受注者に対し、別途作成するチラシを現場に掲示するよう依頼
静岡県内は「ふじ丸デー」の取り組みと合わせての実施

中部ブロック発注者協議会の取り組みで
令和7年度も引き続き推進しています

建設業者の皆様へ

“まんなかホリデー”
中部地方の公共工事は土曜日を一斉休工日にしよう

なくてはならない建設業を魅力ある職場に！

**毎週土曜日は
一斉休工日です**

令和5年10月～
全ての公共工事を週休2日に！

全ての公共工事

中部ブロック発注者協議会

※工事看板をイメージして作成しています

建設業における働き方改革として、休日の取れる職場環境を目指し、取り組みを後押ししていきます。
各工事におきましては、工事工程の調整にご理解、ご協力をお願いいたします。
なお緊急工事、災害復旧工事等は対象外とします。
※静岡県内はふじ丸デーとして令和3年度から取り組みを実施中

実施機関 中部ブロック発注者協議会・各業団体
国土交通省中部地方整備局・中部運輸局・農林水産省東海農政局
警察庁中部管区警察局・中部管区警察学校・財務省東海財務局・名古屋税関・国税庁名古屋国税局
厚生労働省東海北陸厚生局・岐阜労働局・静岡労働局・愛知労働局・三重労働局
林野庁中部森林管理局・経済産業省中部経済産業局・海上保安庁第四管区海上保安本部
環境省中部地方環境事務所・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・静岡市・浜松市・名古屋市中日本高速道路株式会社名古屋支社・(独)都市再生機構中部支社
(国研)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター・(独)水資源機構中部支社・静岡県道路公社
愛知県道路公社・名古屋高速道路公社・名古屋港管理組合・四日市港管理組合
日本下水道事業団東海総合事務所・岐阜県内市町村・静岡県内市町村・愛知県内市町村・三重県内市町村
(一社)日本建設業連合会中部支部・(一社)岐阜県建設業協会・(一社)静岡県建設業協会
(一社)愛知県建設業協会・(一社)三重県建設業協会・(一社)日本道路建設業協会中部支部
(一社)日本橋梁建設協会中部事務所・(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会中部支部
(一社)愛知県土木研究会

チラシ<https://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/enquete.htm>

4. 各機関の取り組み

東海農政局／岐阜県／静岡県／愛知県／三重県／中部地方整備局

東海農政局の取組み

令和7年7月

		令和6年度の取組	課題	令和7年度目標達成のための 令和7年度の取組予定
工事	地域平準化率 (施工期間の平準化)	- 早期発注に努め、工事着手前に技術者、資機材の確保等の準備を行うための余裕期間や準備期間を見込むなど、適切な工期設定。 - 当該年度内に完了しない工事の工期延伸に対応するための繰越手続については、財務局等に相談、協議し、円滑な対応。 - 年度をまたがる工期が必要となる工事の場合には、国債を活用するなど適切な工期設定（平準化のための国債2件発注）。 平準化率：0.83 (令和5年度 0.74)	既設水路の改修工事が多く、非かんがい期（10月以降）での施工が必要となるため、十分な余裕期間を確保することで早期発注を行ったとしても、実質的な工事の平準化としての効果は限定的となる。	- 早期発注に努め、工事着手前に技術者、資機材の確保等の準備を行うための余裕期間や準備期間を見込むなど、適切な工期とする。 - 当該年度内に完了しない工事の工期延伸に対応するための繰越手続については、財務局等に相談、協議し、円滑な対応をとる。 - 年度をまたがる工期が必要となる工事の場合には、国債を活用するなど適切な工期を設定する。（3件）
	週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	- 受注者希望方式による4週8休の取組を原則全ての工事を対象に実施。 - 令和5年度に公告した東海農政局管内の対象工事の全てで4週8休の目標を達成した。（19件） 目標達成率：1.00 (令和5年度 1.00)		- 引き続き4週8休の取組を継続する。 - 通期の補正を廃止し、週単位及び月単位の補正を新設する。 - 現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上を達成した場合は、履行実績取組証明書を発行し、次年度の総合評価落札方式の工事において加点する。これらの取り組みにより、週休2日の確保を促進する。
業務	地域平準化 (履行期限の分散)	- 原則全ての地質調査、測量、建設コンサルタント業務を対象として、履行期限の平準化に取組む。 - ただし、環境調査及び現場技術業務等のように年間を通じて実施する業務や、建築工事における工事監理のように他律的要因により履行期限が設定される業務については対象外とする。 平準化率：0.92 (令和5年度 0.93)	- 単年度業務による履行であるため、どうしても第4四半期納期業務が多くなる。 3月の履行期限となる業務が、全体の63%となっている。	- 引き続き、地質調査、測量、建設コンサルタント業務を対象として、履行期限の平準化に取組む。 - 業務の早期発注を目指し、可能な範囲で3月の履行期限を、1月～2月の履行期限として平準化の推進をはかる。まずは、3月履行期限の業務数を全体の50%以下を目指す。

1 重点の取組み

(1)適切な工期の設定と工事の円滑な実施

①適切な工期の設定 (H29年度～)

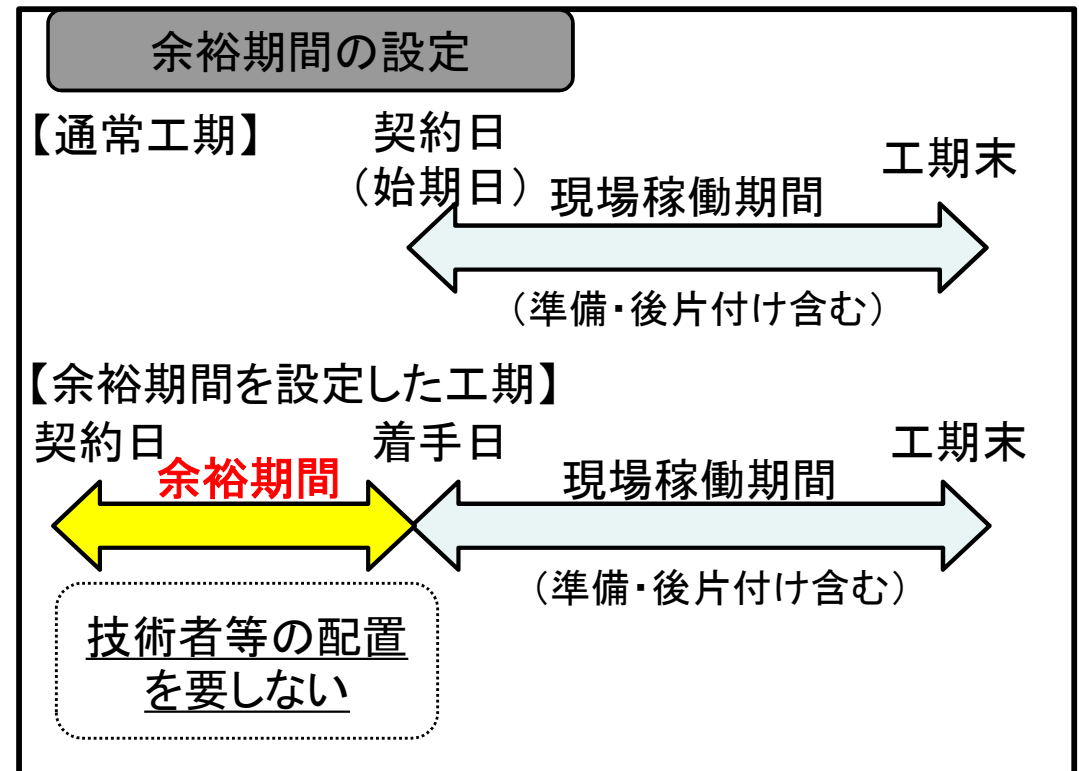
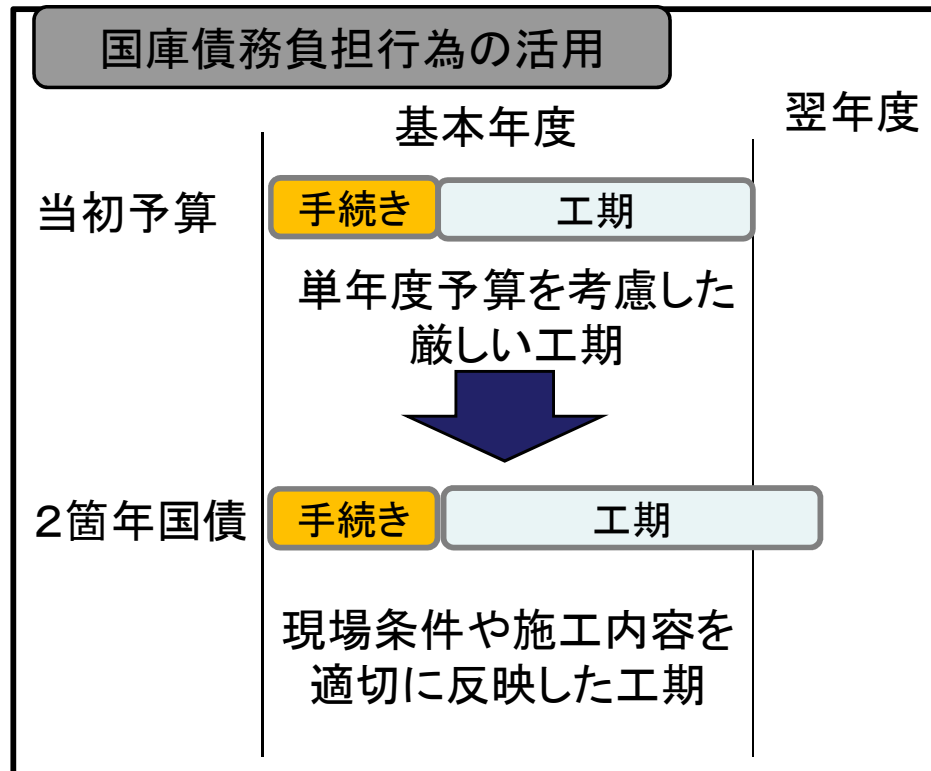
- ・ 準備期間(30日)、後片付け期間(15日)に係る標準日数を確保、工期末を3月上旬に設定し、適切な工期を設定。

②国庫債務負担行為の一層の活用 (H27年度～)

- ・ 工事の現場条件や施工内容などから必要となる工期を設定することを徹底。国庫債務負担行為の一層の活用。
(平準化国債:令和6年度2件実施、令和7年度3件予定)

③「余裕期間制度」の試行 (H27年度～、令和6年度19件実施、令和7年度全件で実施予定)

- ・ 工事の着手前の建設資材や労働者の確保等の準備期間として「余裕期間」を設定し、工事の円滑な実施を確保。
(任意着手方式、フレックス方式にも対応:令和2年1月14日通知)



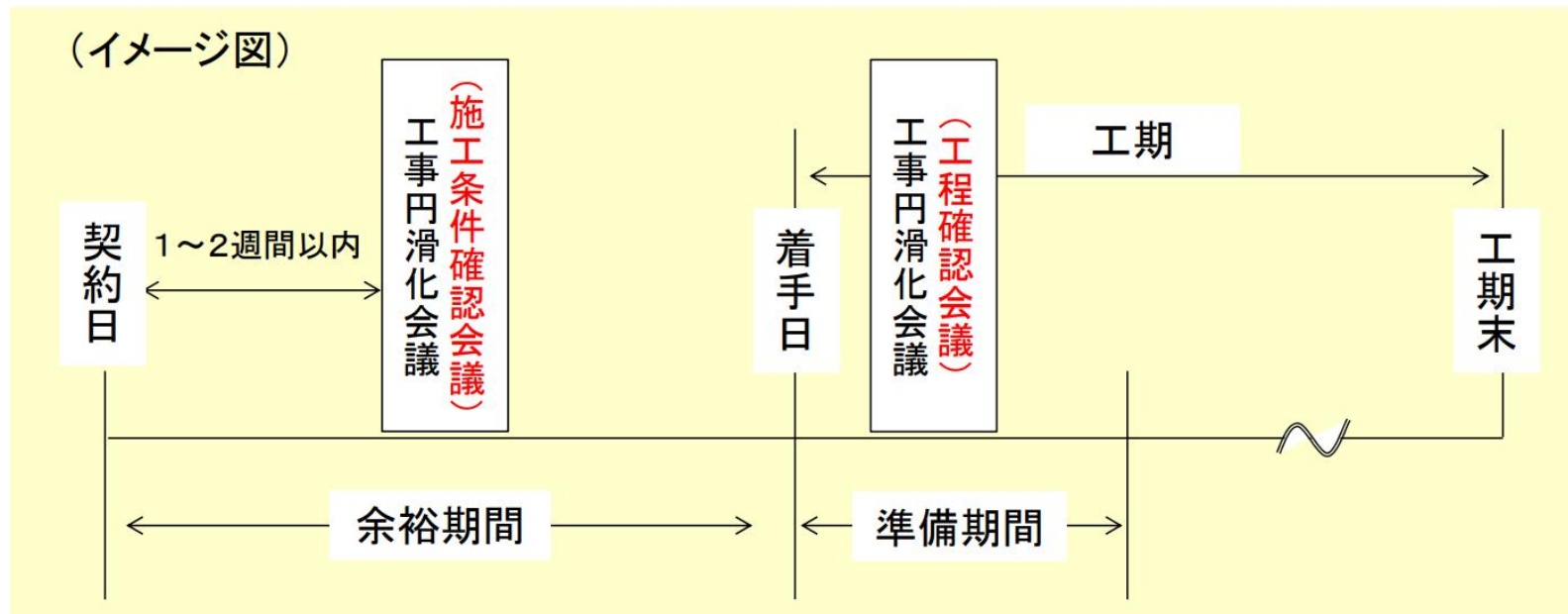
1 重点の取組み(続き)

④コンクリート構造物におけるプレキャスト製品の導入促進(令和4年～)

- ・ 国営土地改良事業等におけるコンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進のため、車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物については、原則、プレキャスト化する。

⑤工事の施工効率向上対策(十分な余裕期間の設定等の試行)(令和5年～)

- ・ 建設業の働き方改革への対応、適切な後期設定に一層取り組んでいくため、十分な余裕期間を確保した上で早期発注を行い、工事契約後速やかに、「工事円滑化会議」を開催する取組を行う。
- ・ 予定価格3億円以上の工事は40日以上、1.2億円から3億円の工事は20日以上、1.2億円以下の工事についても20日以上、余裕工期を原則確保するとともに、1.2億円以下の工事についても20日以上、余裕期間の確保に努める。
- ・ 工事契約後、速やかに(1～2週間以内)工事円滑化会議(施工条件確認会議)を開催し、クリティカルパスを示した発注者工程等を受注者に提示の上、現場着手前の工事円滑化会議(工程確認会議)において受注者の工事工程等を確認する。



- 適切な工期設定に一層取り組んでいくため、令和5年4月1日以降に入札公告を行う工事において、入札公告時に「積算参考資料(工程表)」として概略工程表を参考配布する。なお、数量・単位、班編成、設計作業日数、クリティカルパス、関連工事、制約条件等を幅広く記載することし、設計作業日数、クリティカルパスは必ず明示する。

概 略 工 程 表

[illegible]

1 重点の取組み(続き)

(2) 週休2日制工事の実施

① 工事における週休2日の取得に要する費用の計上(令和2年4月1日通知(令和7年3月改正))

- ・ 休日を確保できる環境の整備を一層推進する観点から、週休2日の確保に当たって必要となる費用(共通仮設費及び現場管理費)の計上を平成29年8月から試行。
- ・ 令和7年3月改正により、週休2日(4週8休以上)について、通期の補正を廃止し、週単位及び月単位の補正を新設。実態調査の結果を踏まえて、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)の経費補正を設定。
- ・ 原則、全ての工事を対象に、発注者指定方式により発注(交替制工事は除く)。

■ 現場閉所による週休2日の補正係数

	R6年度	R7年度	
	4週8休以上	週単位の週休2日	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02	1.02
機械経費(賃料)	1.02	—	—
共通仮設費(率分)	1.02	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.05	1.06	1.05

② 履行実績取組証明書発行(総合評価の企業評価項目の加点評価)

- ・ 現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上を達成した場合は、履行実績取組証明書を発行。

2 その他の取組み(情報化施工)

(1) 農業農村整備における情報化施工技術の拡大に向けて

- ・ 農業農村整備では、「情報化施工技術の活用ガイドライン」を策定・公表(平成29年3月)。
- ・ 策定以降、建設業者へのアンケート等による現場ニーズや国土交通省におけるガイドライン等の策定動向を踏まえ、新たな対象工種の拡充や新技術による出来形管理技術を追加することで、ガイドラインの掲載内容の充実を図り、これまでに10工種・10技術(令和7年4月時点)を掲載。引き続き、現場実証・現場の要望等にあわせて改正を検討。
- ・ 令和7年4月の改正において、これまで施工規模1,000m³以上を対象とする「土工」に加え、新たな対象工種として、施工規模1,000m³未満を対象とする「小規模土工」を拡充。

○情報化施工技術の活用ガイドラインの策定・改定状況【農業農村整備事業】

適用技術 \ 対象工種	土工	ほ場整備工	舗装工	水路工	暗渠排水工	ため池改修工	地盤改良工	法面保護工	小規模土工	付帯構造物工※
TS等光波方式による出来形管理	H29	H29	R2	R5	R5	R5		R6	R7	R3
MC/MG施工技術	H29	H29	R2				R6		R7	
空中写真測量(無人航空機)による出来形管理	H30	H30				R5		R6	R7	
地上型レーザーキャナーによる出来形管理	H30	H30	R2	R5		R5		R6	R7	R3
無人航空機搭載型レーザーキャナーによる出来形管理	R3	R3				R5		R6	R7	
地上移動体搭載型レーザーキャナーによる出来形管理	R3	R3				R5		R6	R7	
TS(ノンプリズム)による出来形管理	R3	R3		R5				R6	R7	R5
施工履歴データによる出来形管理	R5	R3			R5		R6		R7	
RTK-GNSSによる出来形管理	R3	R3		R5	R5	R5		R6	R7	R5
モバイル端末による出来形管理	R5					R5			R7	

※付帯構造物工は、土光、圃場整備工等の関連工工種として実施。

2 その他の取組み(情報化施工)(続き)

(2) 農業農村整備プロセス全体で3次元データ活用

- 農業農村整備における3次元データ活用プロセス(調査設計、施工、維持管理、営農等)の特徴として、営農段階において農家等の一般者による活用が期待されることであり、実用化によりスマート農業の実践にも繋がる。

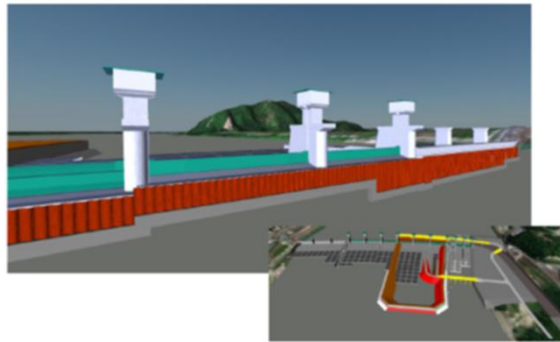


2 その他の取組み(情報化施工)(続き)

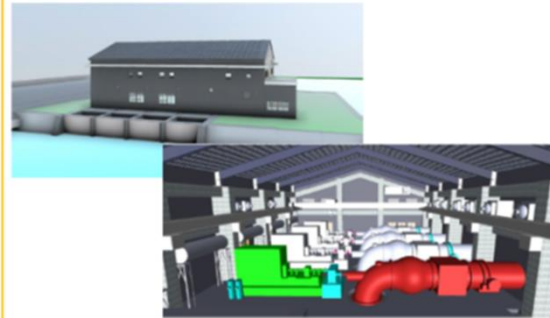
(3) 国営土地改良事業等におけるBIM/CIM活用ガイドラインの策定

- ・ 国営土地改良事業等においてBIM/CIMの活用を推進することを目的として、令和5年3月「国営土地改良事業等におけるBIM/CIM活用ガイドライン」を策定。
- ・ BIM/CIM活用ガイドラインには、主にBIM/CIM活用業務・工事の実施における留意点や活用のポイント等を記載。
- ・ 現在、共通編、土工編、ほ場整備工編、頭首工編、水路工編、ダム編、ため池編、ポンプ場編を策定。
- ・ 策定にあたっては、BIM/CIMモデルの試行作成を実施し、作成時における留意事項等を反映するとともに、現場実証等を踏まえた活用手法の検討及び課題抽出を行い、適宜ガイドラインへ反映。

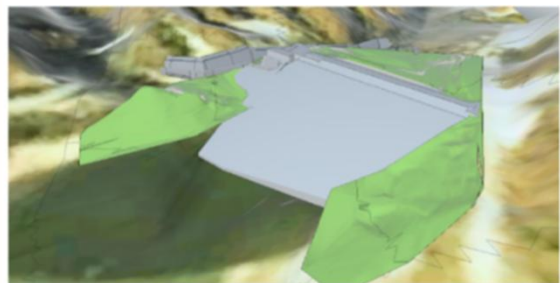
頭首工：「犬山頭首工」（岐阜県・愛知県）



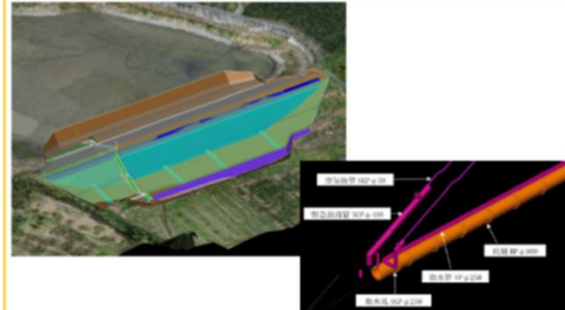
ポンプ場：「流藻川排水機場」（熊本県）



農業用ダム：「羽鳥ダム」（福島県）



ため池「大溜池」（和歌山県）



岐阜県部会の取組状況について

1. 岐阜県及び市町村の取組
2. 岐阜県部会の取組

令和7年7月



国土交通省

中部地方整備局

1. 岐阜県及び市町村の取組

1. 岐阜県・市町村の取組(平準化・週休2日)

		令和6年度の取組	課題	令和7年度目標達成のための 令和7年度の取組予定
工事	地域平準化率 (施工時期の平準化)	県の取組 - ゼロ県債、債務負担行為の活用、速やかな繰越を実施 「フレックス工期による契約方式」の本格導入 - 各自治体を対象としたハンズオン支援による入札制度改善に向けた勉強会を開催 - 各自治体が策定したロードマップのフォローアップの実施	—	- ゼロ県債、債務負担行為の活用、速やかな繰越を実施 「フレックス工期による契約方式」の本格導入 - 各自治体を対象としたハンズオン支援による入札制度改善に向けた勉強会を開催 - 各自治体が策定したロードマップのフォローアップの実施
		市町村の取組 - 令和6年度目標に達している自治体は4自治体 「さしすせそ」の実施に積極的に限り取組んでいるが、地元調整等により予定通りに発注出来ない案件や、短期間で完了する案件もあり、平準化率の達成に至っていない自治体がある。 - ハンズオン支援による勉強会を経て、入札制度改善に向けたロードマップを作成		- 早期発注に向けた体制の整備、技術職員の確保。 - 関係各課へ平準化（早期発注）の周知。 - 工事発注スケジュール等の見直しを図り、平準化に向けた取組みを推進。 - 他自治体の取組状況を関係各課へ共有 - 令和5年度に策定した入札制度改善ロードマップの実行
	週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	県の取組 - 原則全ての工事を、発注者指定型「完全週休2日制」で実施。 - 各自治体が策定したロードマップのフォローアップの実施	—	原則全ての工事を、発注者指定型「週休2日」の現場閉所で実施。
		市町村の取組 - 令和6年度の実績において、目標に達している自治体は7自治体 - 取組を進めている自治体もあれば、検討中の自治体もある。 - 令和5年度に策定した入札制度改善ロードマップの実行		
業務	地域平準化率 (履行期限の分散)	県の取組 早期発注のほか、適宜適切に繰越を行った。	—	引き続き、早期発注及び適宜適切な繰越を行う。
		市町村の取組 - 令和6年度目標に達している自治体は6自治体 - 取組を進めている自治体、検討中の自治体、ばらつきがある。		
		- 災害発生等による発注時期の遅れや既契約案件の遅れ等により1～3月期が納期となることがある。 - 通年業務の委託もあり平準化率の改善につながっていないと考える自治体がある。		- 関係各課との連携等による発注スケジュール等の見直しを図るとともに、平準化に向けた取組みを推進。 - 他自治体の取組状況を関係各課へ共有 - 債務負担行為の積極的活用、すみやかな繰越手続きの実施等

入札契約改善に向けたハンズオン支援の取組



※国土交通省HPより

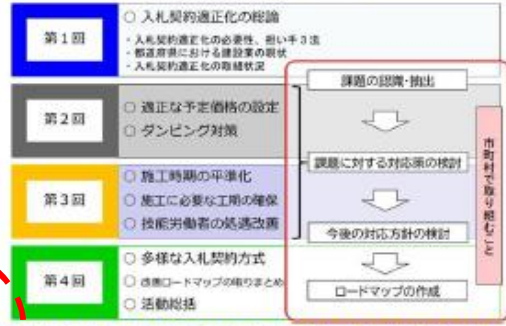
- 国土交通省が支援事業者と共に、地方公共団体における入札契約改善の取組を支援。
- 管内市町村が参加し、勉強会等を通じて、各団体で個別に抱える入札契約に関する課題等を確認した上で、各団体に応じた支援を実施。

支援の概要

支援の枠組み



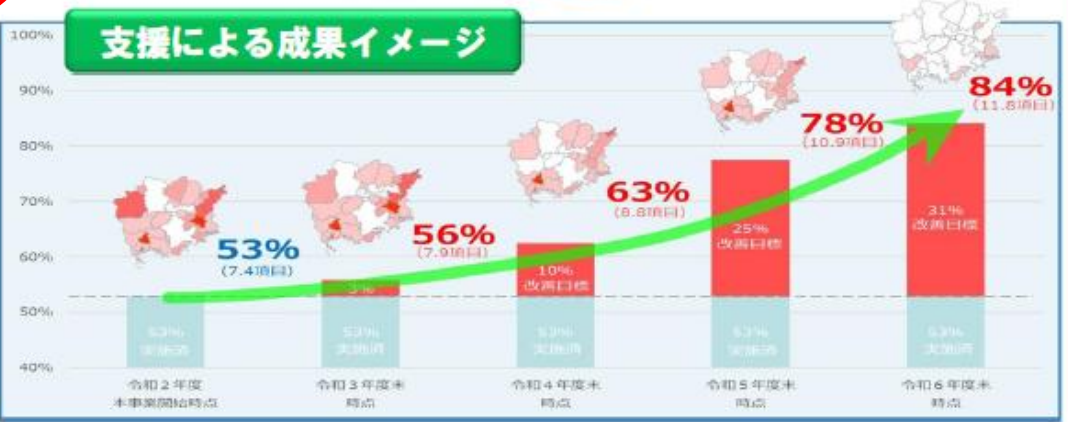
勉強会の開催



入札契約改善に向けた重点取組

① 総合評価落札方式の活用	⑩ 週休2日工事の実施
② 低入札価格調査制度(算定式)	⑪ 施工時期の平準化の取組
③ 低入札価格調査制度(公表時期)	⑫ 設計変更ガイドラインの策定
④ 最低制限価格制度(算定式)	⑬ スライド条項の適用基準の策定
⑤ 最低制限価格制度(公表時期)	⑭ 下請からの社会保険等未加入事業者の排除
⑥ 法定福利費の適切な計上	⑮ 第三者機関等の設置
⑦ 予定価格の公表時期	⑯ 義務付け事項の実施

支援による成果イメージ



入札契約改善に向けた岐阜県の実践(市町村平均)



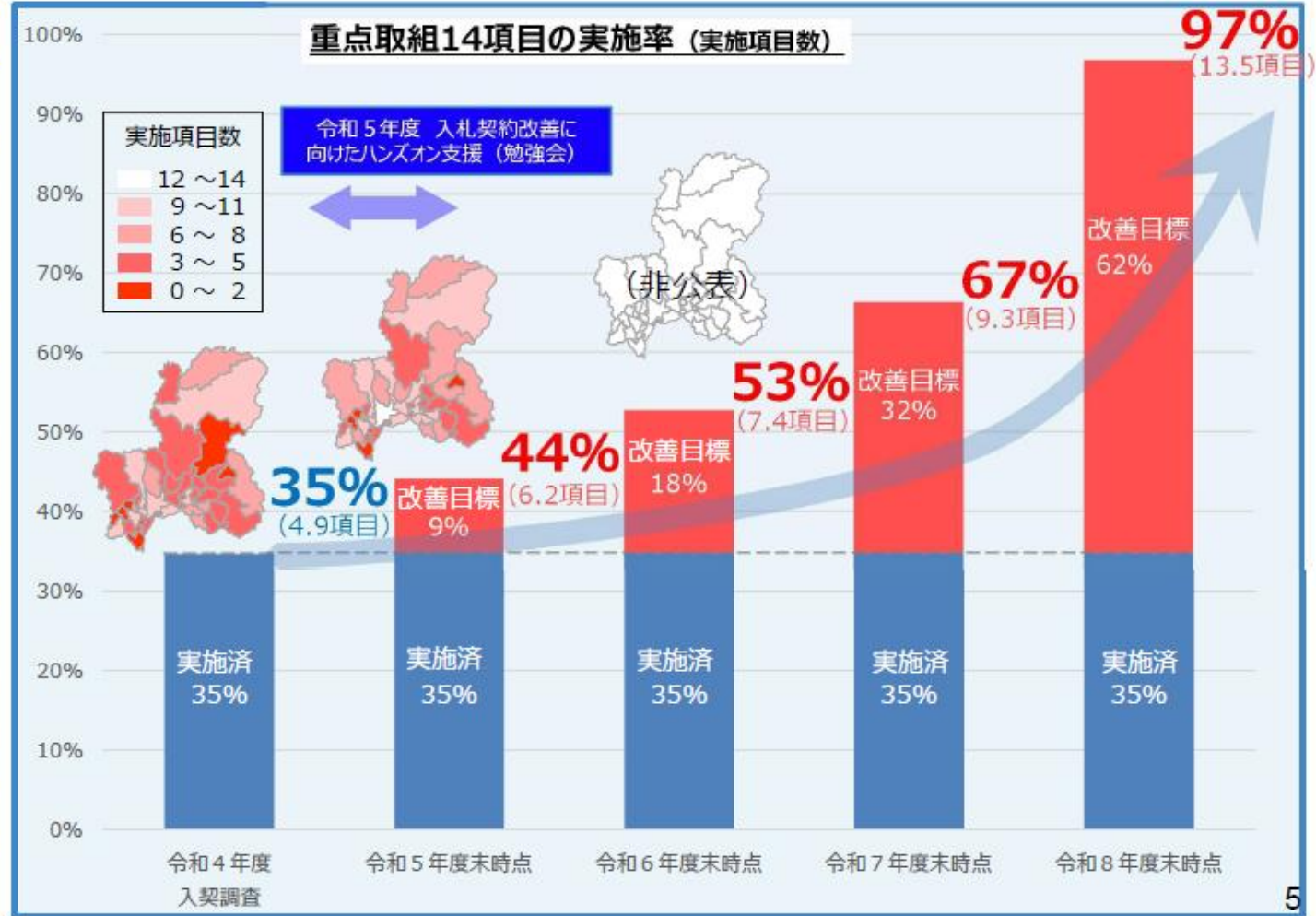
※国土交通省HPより

重点取組14項目について、

- 令和4年度入契調査では、実施率の市町村平均が約3割強
- 令和8年度末時点では、市町村平均で9割以上の実施率を目指す

入札契約改善に向けた重点取組14項目

- ① 総合評価落札方式の活用
- ② 低入札価格調査制度(算定式)
- ③ 低入札価格調査制度(公表時期)
- ④ 最低制限価格制度(算定式)
- ⑤ 最低制限価格制度(公表時期)
- ⑥ 法定福利費の適切な計上
- ⑦ 予定価格の公表時期
- ⑧ 週休2日工事の実施
- ⑨ 施工時期の平準化の取組
- ⑩ 設計変更ガイドラインの策定
- ⑪ スライド条項の運用基準の策定
- ⑫ 下請からの社会保険等未加入業者の排除
- ⑬ 第三者機関等の設置
- ⑭ 義務付け事項の実施



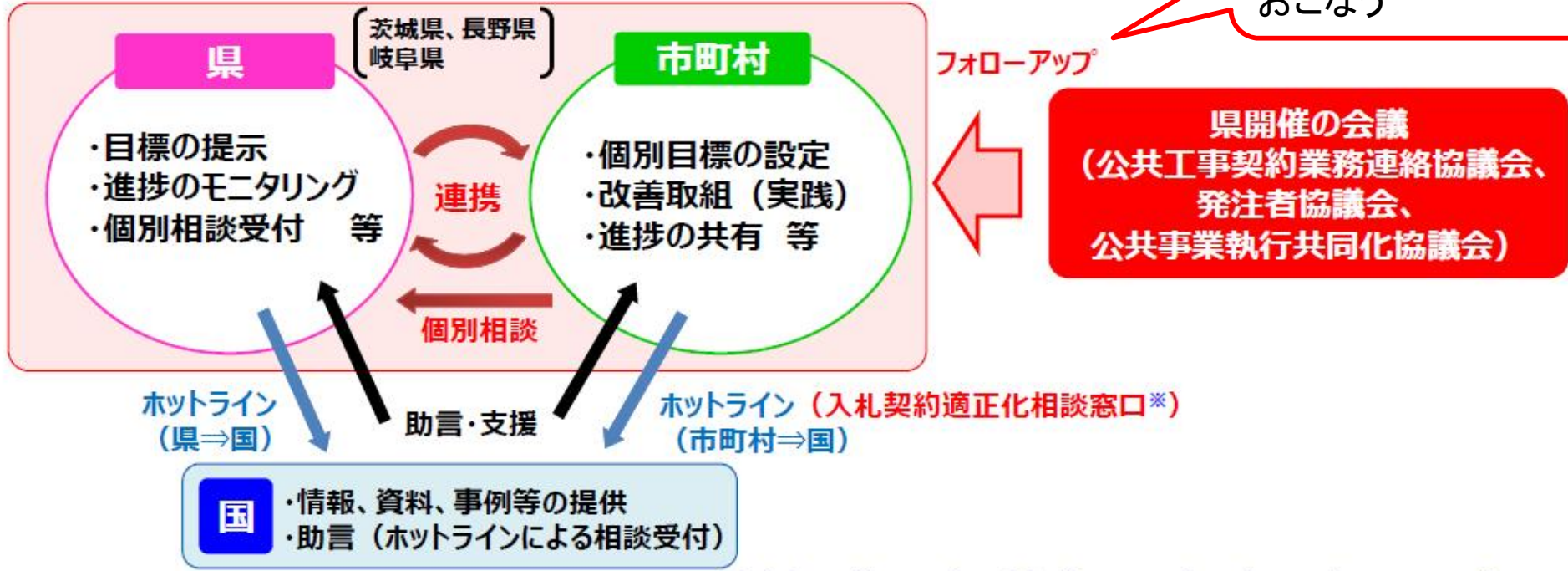
今後の取組に向けて(フォローアップ)



※国土交通省HPより

- 市町村での各年度の実行計画（ロードマップ）による改善に向けた実践を行い、各県との連携や国への相談窓口の活用を図り、**目標達成に向けた継続した取組が必要。**
- また、市町村全体の改善状況の可視化・共有を行うことにより、県開催の会議を通じたフォローアップを図り、県内市町村全体の入札契約改善に繋がることを期待。

令和8年度の目標達成が図られるよう、フォローアップをおこなう



(※) <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001486415.pdf>

岐阜県の取組(1/6)

概要

- 建設業は、地域の社会資本の整備・維持管理の担い手であるとともに、災害時の応急復旧や冬期の除雪作業など、地域の安全・安心の守り手であるが、29歳以下の若年層の入職数の低下に加え、今後の就労者の高齢化による大量の離職が見込まれることから、**将来の深刻な担い手不足が懸念**されている。
- 令和7年度は、ICTの活用を促進するため、引き続き、ICTを活用したモデル工事を行うほか、リーディング認定企業制度においてWebプロモーションなどを行い、若い世代の入職を促進するなど、**人材確保事業の取組みを拡充**していく。

項目	取 り 組 み			
①適正な利潤の確保	○適正な予定価格の設定 ・実態に即した労務及び資材単価の設定	○ダンピング受注対策 ・低入札価格調査制度 ・最低制限価格制度 ・失格判断基準制度	○適切な設計変更 ・設計変更ガイドライン ・工事の一時中止にかかるガイドライン	○建設職人基本法 岐阜県計画の推進
②生産性向上	○ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度 ・制度及び認定企業の各種PR ・SNSを活用した認定企業取組み紹介 ・ ブラッシュアップセミナー、認定促進セミナー ○総合評価落札方式での評価 ・建設工事 人材育成の取組を加点項目とした試行を継続 ・建設関連業務 人材育成の取組を加点項目とした試行を継続 ○ぎふ建設人材育成・確保連携協議会 ・人材育成・確保に関する取組みの基本方針決定 ・建設関連企業と学生の交流サロン、ICT体験学習 ・研修参加負担金支援 ・安全教育講習会負担金支援 ・高校生等を対象とした建設産業出前授業 ・建設業における女性の就業に関する意見交換会 ・ 建設業における女性の就業推進事業	○ICTを活用したモデル工事(H29～) ○ASP方式の情報共有システムを活用した業務の効率化 ○情報機器を活用した遠隔臨場の試行 ○工事書類の簡素化・効率化 ○設計業務の品質向上	○施工時期の平準化 ・ゼロ県債等を活用した発注時期の平準化 ・フレックス工期契約制度の活用 ○社会保険未加入対策 ・建設業許可・更新における適切な社会保険加入の要件化 ○法定福利費の適切な支払い ○週休2日制モデル工事(H29～) ○建設現場環境改善モデル工事(H29～) ○ 建設キャリアアップシステム活用モデル工事(R3～)	○建設職人基本法 岐阜県計画の推進【再掲】 ○ウィークリースタンス
③労働環境改善		○建設ICT人材育成センターの管理・運営、スキルアップ支援 ・ICTによる生産性向上研修 ・ドローン操作研修 ・ 技術力・経営力向上研修 ・新人育成に関する研修 ・外国人材に関する相談窓口の案内業務やセミナー等	○若手及び女性技術者の登用・育成を支援するモデル工事 ○技術者及び企業の表彰 ・優秀建設現場従事者表彰 ・優良工事施工者表彰	
④人材育成		○建設業関連団体(センター含む)の魅力発信 ・人材育成センターHPでの情報発信 ・工事現場見学会(工業高校、教諭、女性、小中学生の親子) ・意見交換会(工業高校教諭と建設業者、女性技術者等) ・工業高校OBによる就職サポート	○ 外国人材の受入れ支援 ○保護者や小中学生等を対象とした魅力発信、人材育成・確保支援 ・小学生、中学3年生・高校生向け情報誌、新聞への特集記事掲載 ・PR冊子の配布、PR動画の配信 ・中学生向け出前授業 ・転職希望者等を対象とした業界セミナー ・高校生等の資格取得支援 ・ ぎふの土木フォト&動画コンテスト	
⑤魅力発信		○オール岐阜・企業フェスの開催 ・建設産業のPR	○オール岐阜・企業フェスの開催 ・建設産業のPR	

新規：赤(太字+下線)
拡充：青(太字)

市町村への取り組み展開

1. 債務負担行為の活用

年度当初時期の工事量の減少を緩和するため、平成29年度からゼロ県債を9月補正予算で設定している。
なお、工事発注のほか調査設計業務についても対象としている。

令和6年度	単独事業	交付金、補助事業
ゼロ県債設定額	10億円（10億円）	20億円（20億円）

※()内は令和5年度実績

2. 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

平成26年度から任意着手方式として受注者が最大90日間で工事開始日を選択することができる「フレックス工期による契約方式」を一部の工事で試行し、令和3年度から本格導入を行っている。
令和3年2月15日から、発注者指定方式の適用を開始。

3. 速やかな繰越手続

当該年度で完成しないことが明らかな工事については、平準化の観点からも速やかに対応するため、平成27年度から繰越明許費の設定時期を12月補正予算時点から9月補正予算時点に繰り上げて行っている。

議会提出		件数
令和6年度	9月議会	84（113）
	12月議会	395（336）
	3月議会	1,380（1,562）
	合計	1,859（2,011）

※()内は令和5年度実績

週休2日制モデル工事について

対象工事

- ・平成29年度～
県土整備部の発注工事
- ・令和2年度～
都市建築部(公共建築課を除く)、農政部、林政部の発注工事
- ・令和5年度～
都市建築部の発注工事
現場閉所が困難な工事は「交替制」で実施(8月～)

実施状況・入札結果

H30	: 発注者指定型	41件	受注者申入れ	8件	合計	49件
R01	: 発注者指定型	73件	受注者申入れ	60件	合計	133件
R02	: 発注者指定型	154件	受注者申入れ	127件	合計	281件
R03	: 発注者指定型	336件	受注者申入れ	245件	合計	581件
R04	: 発注者指定型	653件	受注者申入れ	119件	合計	772件
R05	: 発注者指定型	912件	受注者申入れ	24件	合計	936件
R06	: 発注者指定型	861件	受注者申入れ	0件	合計	861件

令和7年度の対応

原則、発注者指定型として週休2日の「現場閉所」により発注し、「現場閉所」が困難な工事は「交替制」を適用している。

なお、発注者指定型以外の工事において、契約後に受注者からの申入れがあった場合、受発注者の協議により実施することができる。

今年度要領を改訂し、原則、発注者指定型として「週単位の週休2日」による発注とする予定。

建設現場環境改善モデル工事について

対象工事

- ・平成29年度～
県土整備部の発注工事
- ・令和2年度～
都市建築部(公共建築課を除く)の発注工事
- ・令和4年度～
農政部、林政部の発注工事(受注者申入れのみ)
- ・令和6年度
都市建築部(公共建築課及び住宅課を除く)の発注工事

実施状況・入札結果

H30	： 発注者指定型	94件	受注者申入れ	3件	合計	97件
R01	： 発注者指定型	202件	受注者申入れ	19件	合計	221件
R02	： 発注者指定型	222件	受注者申入れ	14件	合計	236件
R03	： 発注者指定型	328件	受注者申入れ	74件	合計	402件
R04	： 発注者指定型	737件	受注者申入れ	26件	合計	763件
R05	： 発注者指定型	767件	受注者申入れ	6件	合計	773件
R06	： 発注者指定型	768件	受注者申入れ	4件	合計	772件

令和7年度の対応

- ・発注者指定型で各土木事務所の予定価格5,000万円以上の工事は「快適トイレ」、「快適休憩所」、「標準的な現場環境改善」の全項目、5,000万円未満の工事は快適トイレに取り組む。
- ・発注者指定型以外の工事であっても、初回打合せ時に施工者の取り組む意向を確認できた場合には、モデル工事とする。

ICTを活用したモデル工事について

対象工事

- ・平成29年度～
県土整備部の発注工事
- ・令和2年度～
都市建築部の発注工事(農政部、林政部は独自に運用)
- ・ICTを活用できる工種の拡大
H29: 土工1,000m³以上、H30: 路盤2,000m²以上、R01: 河川浚渫工
R02: 法面工(植生工・吹付工)、付帯構造物設置工、床掘工、地盤改良工(浅層・中層)
R03: 舗装修繕工(切削工)、法面工(吹付法枠工)、地盤改良工(深層)
R04: 土工(小規模施工)、構造物工(橋台・橋脚)、R05: 基礎工、擁壁工
R06: 構造物工(橋梁上部工)、暗渠工

実施状況・入札結果

H30	: 発注者指定型	9件	受注者希望型	18件	その他	5件	合計	32件
R01	: 発注者指定型	11件	受注者希望型	15件	その他	6件	合計	32件
R02	: 発注者指定型	26件	受注者希望型	13件	その他	7件	合計	46件
R03	: 発注者指定型	44件	受注者希望型	4件	その他	23件	合計	71件
R04	: 発注者指定型	51件	受注者希望型	10件	その他	23件	合計	84件
R05	: 発注者指定型	98件	受注者希望型	8件	その他	13件	合計	119件
R06	: 発注者指定型	96件	受注者希望型	29件	その他	8件	合計	133件

令和7年度の対応

1,000m³以上の土工を含むものについては「発注者指定型」とし、500m³以上1,000m³未満の土工、2,000m³以上の路盤工を含むものについては、「施工者希望型」として発注している。
 さらに、その他の工事であっても受注者からの「申入れ」があった場合は、協議によりモデル工事として適用している。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事について

対象工事

- ・令和3年度～
県土整備部の発注工事
- ・令和4年度～
都市建築部の発注工事
- ・条件、基準
 - 事業者登録 : 元請のみ。下請の登録は求めない。
 - 技能者登録 : 1名以上
 - 管理者ID登録 : 当該現場の登録
 - カードリーダー設置 : 実働日数30日以上 of ICカード読取

実施状況・入札結果

R03	: 発注者指定型	12件	受注者申入れ	制度なし
R04	: 発注者指定型	30件	受注者申入れ	3件
R05	: 発注者指定型	116件	受注者申入れ	7件
R06	: 発注者指定型	183件	受注者申入れ	10件

令和7年度の対応

- ・発注者指定型で各土木事務所Aランク工事の8割以上を実施予定
- ・発注者指定型以外の工事であっても、初回打ち合わせ時に施工者の取り組む意向を確認できた場合には、モデル工事とする。

ぎふ建設人材育成・確保連携協議会

産学官が一体となって入職者の増加及び若者の定着等を目指す

産

(企業、団体等)

学

(大学、高専、高校)

官

(岐阜県等)

ぎふ建設人材育成・確保連携協議会

【設置目的】県内の建設人材を育成・確保するための対策について、その取り組み方針を決定

【基本方針】取り組み方針に沿った事業を推進

【設 立 日】平成30年6月13日

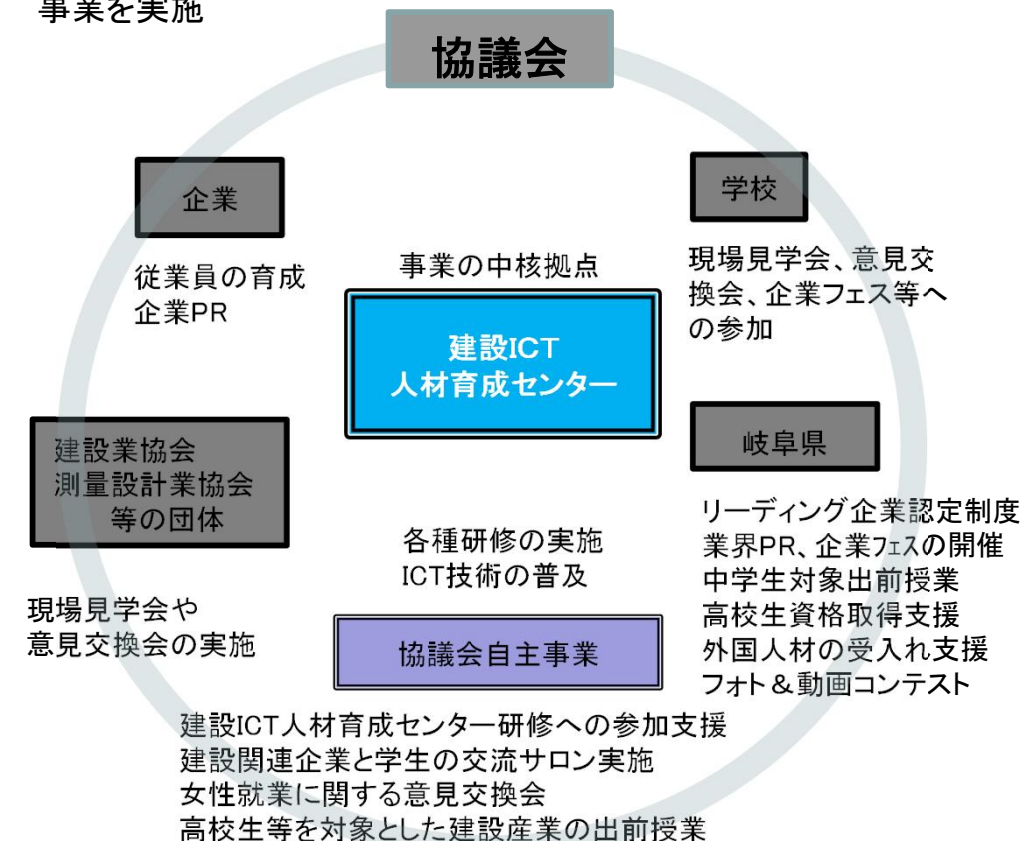
【会 員 数】208社
(令和7年6月3日現在)



会 長 : 企業代表
構成員【産】企業建設関連団体
(県建設業協会・県測量設計業協会等)、
(公財)岐阜県建設研究センター
【学】岐阜大学、岐阜高専、
県高等学校教育研究会(工業部会建設系分科会)
【官】県、国(オブザーバー)等

取り組み方針に基づき効率的かつ効果的に事業を展開

◎協議会に参画する各団体が連携・協働し、研修や魅力発信事業を実施



将来の建設業を担う若者・女性・学生

建設ICT人材育成センター

平成30年4月に、建設業の人材育成・確保施策の推進拠点として、岐阜県建設研究センター内に設置。建設現場における生産性向上のための研修や、建設業の魅力発信に関する事業等を行っている。

○新規入職者の確保・定着と建設業の担い手育成に関する取組み

	R6実績回数	R6受講者数	R7予定回数
外国人材に関する相談窓口の案内業務	随時	0人	随時
建設業初任者研修	2回	51人	2回
OJT研修	1回	26人	1回
ICT土エー括研修	1回	17人	1回
ドローン操作研修	3回	79人	3回
建設ICT PC研修	2回	52人	2回
建設ICT普及研修	1回	82人	1回
建設ICT技術研修	8回	215人	8回
建設ICTマネジメント研修	5回	37人	5回
技術力向上セミナー	5回	202人	6回
技術者基礎能力向上研修	6回	160人	6回
経営力向上セミナー	7回	111人	8回
合計	41回	1,032人	43回

○建設業界のイメージアップに関する取組み

	R6実績回数	R6受講者数	R7予定回数
建設業担い手確保支援事業等のPR	随時	—	随時
中学生を対象とした建設ICT体験学習	19回	1,557人	15回
小・中学生の親子土木バスツアー	2回	54人	1回
合計	21回	1,611人	16回



<受講者の感想>

- ドローン操作の基本から便利な機能を学ぶことができた。法令関係のことが分かって良かった。
(ドローン操作研修)
- 実際にソフトを使用しながらの研修で分かりやすかった。データの作成だけでなく、便利な操作方法を教えていただき参考になった。
(建設ICT技術研修)
- 若手社員獲得のための広報について、自社にどのツール合うのか、どんな投稿ができそうか考えながら受講することができた。
(経営力向上セミナー)
- 現場の実情に沿った説明で分かりやすかった。グループワークで他社のベテラン社員から具体的な意見を聞いたことが良かった。
(技術力向上セミナー)

建設関連企業と学生の交流サロン

建設関連企業の技術者と学生の交流を通して、学生が抱える建設業界への不安や疑問を拾い上げるとともに、それらを解消し、さらに建設関連業の魅力を伝えることで、建設業界への就職促進や就職後のミスマッチの防止を図る。

○令和7年度予定

開催時期: 9月～2月

開催回数: 12回

対象者: 高校1～2年生

実施概要: ①建設産業の概要説明

②グループワーク(建設業の良いイメージ、悪いイメージを書き出す)

③意見交換(生徒と企業担当者)

④グループワーク(意見交換後に感じているイメージを書き出す)

⑤グループ発表

⑥総括



○令和6年度実績

開催時期: 9月～2月

開催回数: 12回(11校／大垣工業高校、可児工業高校、中津川工業高校、岐阜総合学園高校、高山工業高校、岐南工業高校、飛騨高山高校、関商工高校、岐阜農林高校、恵那農業高校、岐阜工業高校)

【生徒の感想】

- ・企業の方から直接話を聞くことができて有意義な時間になった。
- ・建設業とかは肉体労働とか休みがないとか残業が多いとかのイメージが多かったけど、今回の交流サロンでイメージがガラッと変わった。
- ・女性でも働きやすくなっていて、就職先に建設業を視野に入れて考えても全然いいなと思った。

【企業の感想】

- ・学生が抱えている建設業界へのイメージを聞くことができ、今後の採用活動での参考になった。
- ・学生に建設業の魅力を伝えることができた。今後も交流サロンの継続をお願いしたい。
- ・学生さんたちが実際に働いている職員の話を聞くことで、建設業へのイメージを少し変えることができたように感じた。

ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度

人材の確保、育成や職場環境の改善等に積極的に取り組む建設業者等を「岐阜県建設人材育成企業」として登録するとともに、実際の取り組みが特に優秀な企業を「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定し、幅広く広報することで建設業者及び建設関連業者の取り組みを支援し、建設業への人材の入職、育成及び定着を図る。

○「岐阜県建設人材育成企業」の登録条件

下記の3つの項目について、会社をあげて積極的に取り組むことを宣言した企業を「岐阜県建設人材育成企業」として登録。

- ①労働環境の整備、処遇の改善
- ②将来の建設産業を担う人材の確保・育成
- ③魅力ある建設現場等の環境づくり

○「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定条件

認定評価項目の達成状況に応じて、下記の3つのランクに分けて認定。

- ①ゴールドランク：評価項目についての達成状況が非常に優秀な企業
- ②シルバーランク：評価項目についての達成状況が優秀な企業
- ③ブロンズランク：評価項目についての達成状況が優良な企業

○認定企業数(R4年度分以降記載)

認定年度	R4 ○ R1 (第4回/第5回) 認定更新						R5 ○ R2 (第6回) 認定更新						R6 ○ R3 (第7回) 認定更新						第1回～第10回 累計			
認定回	第8回						第9回						第10回									
認定月	(R4.11)						(R5.11)						(R6.11)									
業種	建設			建設関連			建設			建設関連			建設			建設関連						
認定種別	新規	ランク アップ	同/下位 ランク更新	新規	ランク アップ	同ランク 更新	新規	ランク アップ	同/下位 ランク更新	新規	ランク アップ	同ランク 更新	新規	ランク アップ	同/下位 ランク更新	新規	ランク アップ	同ランク 更新		建設	建設 関連	
認定数	42	25	39	3	2	7	36	46	75	1	1	6	47	38	41	1	2	1	383	361	22	
ラ ン ク	ゴールド	4	14	13	0	2	7	3	23	39	0	1	6	2	22	17	0	1	1	154	137	17
	シルバー	13	11	9	2	0	0	12	23	17	1	0	0	15	16	13	1	1	0	124	120	4
	ブロンズ	25		17	1		0	21		19	0		0	30		11	0		0	105	104	1
登録数	75			3			105			1			118			3			817	793	24	
業種別認定数	106			12			157			8			126			4						
年間認定総数	118						165						130									

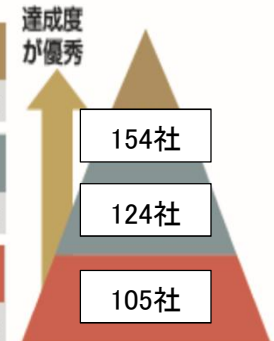
届出・申請期間…7～8月、認定…11月中、認定証授与式…12～1月

認定の審査項目

左記8項目の点数（各項目の達成度に応じて1～3点）の合計が

■評価項目

I	①休日・休暇	18点以上	ゴールドランク	達成度 が優秀
	②所定外労働時間			
	③給与・福利厚生			
II	④若者・女性の雇用	15点以上	シルバーランク	
	⑤社員のスキルアップ に対する支援			
III	⑥生産性向上	12点以上	ブロンズランク	
	⑦現場の安全管理/ 多様な働き方制度			
	⑧建設産業の魅力発信			



R7.1.1改正

○各種セミナーの開催

- ①ブラッシュアップセミナー(R3～R5、R7)
既に認定を受けている企業の取組意識の向上を図るセミナー
(ランクアップセミナー)

- ②認定促進セミナー(R5、R7)
まだ認定を受けていない企業に対し、リーディング企業認定取得に向けた、労働環境整備等に関するセミナー

建設業の人材確保・育成や職場環境改善等を支援する総合評価落札方式の試行

平成29年度に開始した「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」の充実を図るとともに、建設業における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的として、「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定及び「岐阜県建設人材育成企業」としての登録がある企業の活用に関する条件を付加した「人材育成型総合評価落札方式」の試行を平成30年度から開始、令和7年度も継続する。

○人材育成の取組

評価内容	評価基準	評価点 (技術提案、 簡易型1, 2)	評価点 (地域型)
ぎふ建設人材 育成リーディ ング企業への認 定状況	ゴールド認定	2.0	1.0
	シルバー認定	1.5	0.75
	ブロンズ認定	1.0	0.5
	上記以外	0.0	0.0

○県内企業の活用率

評価内容	評価基準	評価 点
県内企業の 活用状況	県内企業活用金額率 90%以上かつ 登録企業活用金額率が50%以上	1.5
	県内企業活用金額率 90%以上かつ 登録企業活用金額率が50%未満	1.0
	県内企業活用金額率 50%以上かつ 登録企業活用金額率が50%以上	0.75
	県内企業活用金額率 50%以上かつ 登録企業活用金額率が50%未満	0.5
	県内企業活用金額率 50%未満	0.0

令和7年度も積極的に実施予定

人材育成(企業能力評価)型総合評価落札方式モデル工事の試行

○次世代を担う若手技術者が実績を積む機会の拡大目的とし、令和4年2月1日から試行開始

○「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定や「岐阜県建設人材育成企業」の活用を評価

■人材育成型との違い

	人材育成型	人材育成(企業能力評価)型
一般競争入 参加資格要件	配置技術者の施工実績	項目削除
総合評価落札方式の加点項目 (簡易型①の場合のみ)	配置技術者能力	項目削除

■試行対象

《考え方》

工事難易度が高くなく、配置技術者の施工実績の評価を付加しないことが適当であると認められる工事

- ・県土整備部発注工事において試行開始
- ・3年間の試行を踏まえ一般化検討

建設関連業務の人材確保・育成や職場環境改善等を支援する総合評価落札方式の試行

「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」では、令和元年度よりコンサルタント会社等も認定対象となったことから、この制度の充実を図るとともに、建設関連業務における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的として、令和2年度から「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定及び「岐阜県建設人材育成企業」としての登録がある企業の活用に関する条件を付加した「地域型(人材育成型)総合評価落札方式」試行を令和7年度も継続する。

地域型(人材育成型)

- ・ 技術提案を求めず、地域に根差し人材育成に取り組んでいる企業を評価する。
- ・ 県土整備部予算の事業であって、予定価格が100万円以上の業務を対象とする。

評価項目	評価内容	評価基準	技術評価点
人材育成の取組み	ぎふ建設人材育成リーディング企業への認定状況	ゴールド認定あり	4.0
		シルバー認定あり	3.0
		ブロンズ認定あり	2.0
		登録あり	1.0
		登録・認定なし	0.0

オール岐阜・企業フェス

平成28年度から県が開催している企業及び学生が集う県内最大規模の合同企業説明会において、県内建設業者の魅力を発信する機会を創出する。

○令和7年度予定

開催方法 : インターンシップ・オープンカンパニーの日(R7.6.8~9)、高校生の日 岐阜会場(R7.12.16~17)、
高校生の日 東濃会場(R7.12.8)、新卒・転職の日(R8.2.25~26)
出展数 : 200社程度(東濃会場は100社程度)
主な対象 : 県内外の大学生、第2新卒、既卒、高校生、保護者など
主催 : 岐阜県、産学官連携人材育成・定着プロジェクト推進協議会

○令和6年度実績

【高校生の日(開催場所:じゅうろくプラザ)】

開催日 : 令和6年12月17日~18日(2日間)
参加者数 : 1,779人
出展数 : 232社(うち建設関連企業は49社)

【IT・理系の日(開催場所:じゅうろくプラザ)】

開催期間 : 令和6年12月19日(1日間)
参加者数 : 90人
出展数 : 102社(うち建設関連企業は21社)

【一般開催日(開催場所:じゅうろくプラザ)】

開催期間 : 令和7年2月25日~27日(3日間)
参加者数 : 456人
出展数 : 334社(うち建設関連企業は75社)

【参加者アンケート】

○「とても良かった」:86%(IT・理系の日)
76%(一般開催日)
○楽しく参加でき、就活がスタートできてよかった。
○一般開催日は就活のスタート時期と重なっていて良い。
○係の方が丁寧でよかった。

【出展企業アンケート】

○「満足」及び「やや満足」:20%(IT・理系の日)
80%(高校生の日)
36%(一般開催日)
○熱心な学生がみえた。
○引き続き学生との接点を増やせるよう、イベントを開催してほしい。
○岐阜や大垣の学生が多いため中濃や東濃の学生も参加できるイベントだとありがたい。

将来的な建設業の担い手確保を図るため、PR冊子の配布や出前授業等により、建設業の役割、建設業で活躍する若者や女性の声、ICT等の最先端の技術等を紹介し、子供や学生に対して建設業のイメージアップを図る。

○令和7年度予定

- ①小中高校生向けの子ども・学生新聞への掲載
小学生:「マナビのトビラ」年3回
中学3年生及び高校生:「高校ダイアリー」年3回
- ②新聞への特集記事の掲載
岐阜新聞 年1回、特集紙面(見開き2ページ)
- ③PR冊子「建設業の現在」を県内公立高校生へ配布
- ④中学生向け出前授業の実施 15回(15校)

- ⑤工業高校等を対象とした土木関係の資格取得支援
2級土木施工管理技士等の資格取得に係るテキスト購入費支援
- ⑥転職希望者等を対象とした建設業界セミナーの開催
岐阜・大垣・美濃加茂・中津川の4か所と連携して実施 計6回
- ⑦【新規】SNSを活用した建設業フォト&動画コンテストの開催
若い世代を中心に利用されているSNSを活用し、県内の土木構造物や現場の人達を撮影したフォト&動画コンテストを実施

○令和6年度実績

- ①小中高校生向けの子ども・学生新聞への掲載
小学生:「マナビのトビラ」年3回
中学3年生及び高校生:「高校ダイアリー」年3回
- ②新聞への特集記事の掲載
岐阜新聞 年1回、特集紙面(見開き2ページ)
- ③PR冊子「建設業の現在」を県内公立高校生へ配布
- ④中学生向け出前授業の実施 19回(19校)

- ⑤工業高校等を対象とした土木関係の資格取得支援
2級土木施工管理技士等の資格取得に係るテキスト購入費支援
- ⑥転職希望者等を対象とした建設業界セミナーの開催
岐阜・大垣・多治見の3か所と連携して実施 計5回
- ⑦【新規】若手人材交流会の開催
3年以内に新たに採用された職員を対象に、離職防止につなげるための交流会を開催

○学生を対象としたその他の広報

- ①リーディング企業認定制度を紹介したチラシ・ポスターを配布
- ②専用Webサイトによるリーディング認定制度と企業を紹介
- ③Instagramによる建設産業の魅力や情報を発信



2. 岐阜県部会の取組

岐阜県公共事業執行共同化協議会の組織概要 (R6.6.12時点)

岐阜県公共事業執行共同化協議会

H19.11.1設立

会 長：各務原市（市長会会長）
副 会 長：大野町（町村会会長）
協議会員：県内全市町村、県

オブザーバー
中部地方整備局
企画部技術開発調整官

岐阜県公共事業執行共同化協議会 幹事会

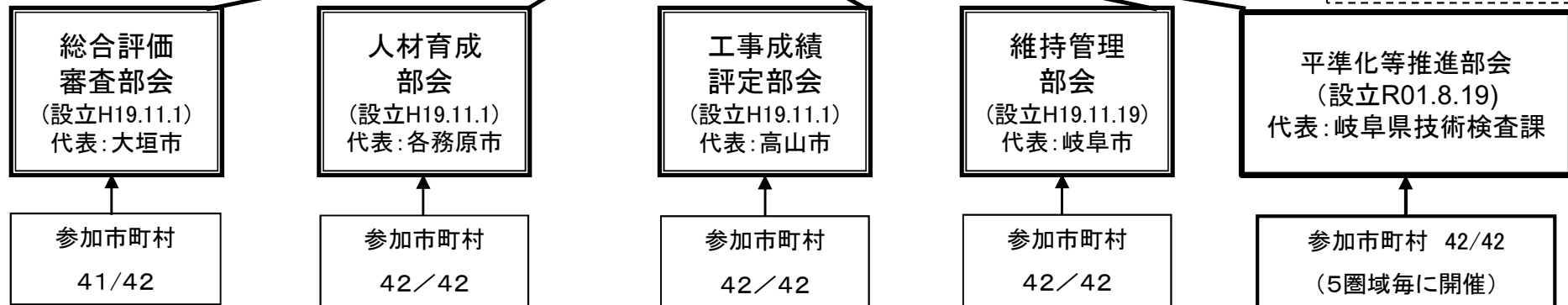
幹 事 長：各務原市（市担当課長（会長指名））
副幹事長：大野町（町村担当課長（会長指名））
幹 事：岐阜市、大垣市、関市、多治見市、高山市（各圏域市町村担当課長1名以上）
岐阜県 県土整備部 技術検査課長

協議会

幹事会

部会

実施機関(委託先)
(公財)岐阜県建設研究センター



※岐阜市は独自で審査部会を設けている

事務局

各務原市、岐阜県(技術検査課)

平準化等推進部会

【設立趣旨】

令和元年6月に品確法、建設業法、入契法(担い手3法)が改正され、施工時期の平準化など発注者の責務等が明記されたことに伴い、岐阜県及び岐阜県内市町村が、これらの責務等を確実に実施し、働き方改革、生産性の推進・向上を図るために、必要となる具体的取組みを積極的に推進することを目的として、岐阜県公共事業執行共同化協議会(岐阜県部会)に平準化等推進部会(以下「部会」という。)を新たに設置。

【組織】

- ・代 表: 岐阜県技術検査課長
- ・副代表: 岐阜県技術検査課建設技術企画監、各土木事務所副所長
- ・会 員: 市町村の財務及び工務の管理職
- ・事務局: 岐阜県技術検査課

■令和6年度 平準化等推進部会実績

区分	開催日
5圏域合同	令和6年9月3日
5圏域個別	令和6年11月14、18、19、21、22日

※「地方公共団体における入札契約改善に向けたハンズオン支援勉強会」に合わせて実施

○岐阜県公共事業執行共同化協議会の概要

各自治体が、公共工事の設計、入札、工事管理、検査、維持管理の各段階において、公平性、透明性の確保を図るとともに、事務の共同化による効率化を目的として「岐阜県公共事業執行共同化協議会」を設立。次の実務を(公財)岐阜県建設研究センターがサポート。

- ①総合評価審査：学識経験者の意見聴取を行い、総合評価の審査を行っている。
- ②人材育成：人材育成に係る研修等を県及び市町村を対象に行っている。
- ③維持管理：公共施設の維持管理計画を策定・推進する検討委員会に関する事務などを行っている。

○岐阜県公共事業執行共同化協議会の活動状況

全市町村(42市町村)を対象とした協議会。

協議会の支援組織として、岐阜県建設研究センター(発注者支援機関)を活用

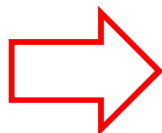
令和6年度の岐阜県公共事業執行共同化協議会の実績

①総合評価審査(岐阜市を除く41市町村)

- ・総合評価共同会議を 23 開催(会議形式 13回、メール形式 10回)
- ・審査自治体 10市町(24%) 10/42
- ・審査案件 68案件

②人材育成

- | | | |
|----------------|------------|--------|
| ・岐阜県建設研究センター主催 | 25講座(全30回) | 871人 |
| ・岐阜県社会基盤整備協会等 | 8講座(全8回) | 185人 |
| 合計 | 33講座(全38回) | 1,056人 |



令和7年度も岐阜県公共事業執行共同化協議会での活動及び活用を図る

○発注者支援機関((公財)岐阜県建設研究センター)の概要

建設事業に関する調査、研究、研修、設計、積算、現場管理、建設ICT等の業務を通じて、県内社会基盤の品質の確保と県、市町村など自治体の発注者ニーズに応えられる「建設行政総合支援機関」。

○発注者支援業務の内容

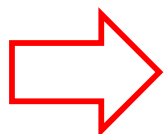
公共工事の品質確保・更なる向上を目的として、中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』の定めに基づき、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の選定に関する協力の一環としての公共工事発注者支援機関に再認定され、次の業務を行っている。

- ①設計・積算補助(工事発注作業の補助業務)
- ②技術審査(総合評価方式の審査等)
- ③監督補助(現場での監督業務の補助)
- ④検査補助(工事の完成検査補助業務)
- ⑤用地業務補助(用地取得にかかる調査等補助業務)
- ⑥公共物管理業務(道路パトロール、河川パトロール等業務)
- ⑦橋梁点検・施設点検等
- ⑧長寿命化計画策定

○発注者支援業務の活用状況

県、全市町村を対象に委託契約を締結し、令和6年度の実績は次のとおり。

・市町村「90件」＜193件＞、 県「69件」＜78件＞ ＜ ＞内は令和5年度



令和7年度も必要に応じて発注者支援機関を活用していく

静岡県取組について

1. 静岡県部会の取組
2. 静岡県の取組

令和7年7月

1 静岡県部会の取組について

県部会(R6)の開催実績

▶ 資料は技術調査課HPで公開

1) 第1回県部会 対面・WEB開催

○令和6年8月8日開催

○議事

- ・中部ブロック発注者協議会の取組 【中部地整】【東海財務】
- ・静岡県の取組【静岡県】
- ・静岡県部会の取組【静岡県】
- ・発注者支援について
- ・品質確保法改正の概要説明

⇒ 品確法改正の概要を市町と共有

⇒ 市町の進捗状況を確認、好事例を展開

2) 第2回県部会 対面・WEB併用開催

○令和7年3月19日開催

○議事

- ・規約の改正
- ・中部地方整備局からの情報提供
- ・静岡県部会の取組
- ・一斉休工「ふじ丸デー」等について
- ・静岡県からの情報提供

⇒ ロードマップについて市町の進捗状況を確認

⇒ 市町の取組の好事例を展開



第1回県部会の様子



市町への啓発活動の様子

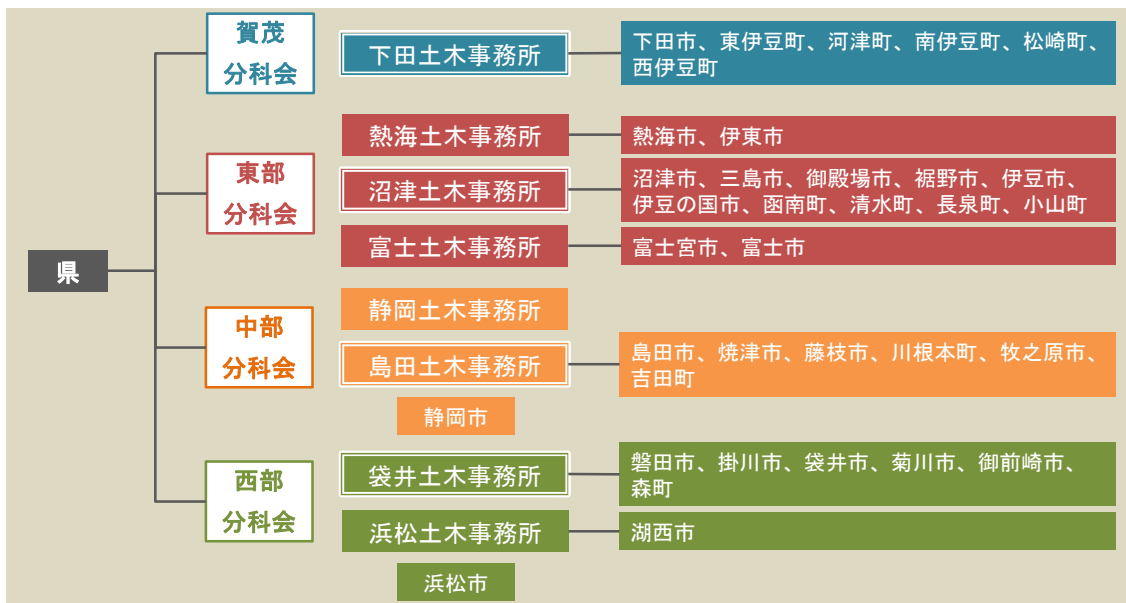
分科会(R6)の開催実績

【目的】

分科会

公共工事の品質確保の促進に向けた取組を各市町の実務担当まで浸透させるため、**地区単位で市町を支援し**取組の推進を図る。

【構成】



分科会(令和6年11月)

対面・WEB併用開催 (計1回)

- 中部地整からの情報提供
- 令和6年度の取組状況等
- 意見交換

⇒市町ロードマップの進捗状況・課題について
意見交換

【市町ロードマップ】

標準化率a

4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

↑：目標を超える改善
→：概ね目標達成
↓：未達成

○：実施、×：未実施

参考資料

市町	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (目標)	R5実績 (実績)	目標 達成	評価・分析（目標達成に向けた取組・課題等）	さ：債務負担行為の設定				ず：遅やかな繰越手続き				R6 (目標)	R4稼働 工事量 (参考)	
							土木	上下水	建築	農林	土木	上下水	建築	農林			
静岡県	静岡県	0.69	0.67	0.83	0.70	↓	(例)・市内関係部局ごとに目標設定している。 ・平準化や事業執行に向けた担当者会議を開催。 ・工期1年未満の工事について財政部局と債務設定協議中。 ・遅やかな繰越について議会手続きを実施中。	○	○	○	○	○	○	○	○	0.85	3,916
	下田市	0.49	0.43	0.72	0.45	↓	・引き続き早期発注や債務負担の活用について周知を図ったところであるが、効果は見込めず、目標に届かない見込みとなっている。 ・今後は積算の前倒しや債務負担の活用を発注担当課に依頼することで、平準化率の向上に努めたい。	○	○	○	×	○	×	×	×	0.80	41
	東伊豆町	0.34	0.52	0.60	0.40	↓	・発注担当の異動が多く、早期発注の件数が例年より少なかった。 ・今後も発注担当へ平準化へ向けた取り組みを依頼していく。	×	-	×	-	×	-	○	-	0.80	18
	南伊豆町	0.49	0.72	0.79	0.71	↓	・年度前設計・早期発注を各担当課に周知している。	×	×	×	×	○	×	×	×	0.80	26
	河津町	0.56	0.53	0.75	0.32	↓	・市内に設計書の前倒しについて周知を行った。 ・ゼロ債務負担行為の発注や繰越工事があるため、上回る見込み	×	×	○	×	×	×	○	×	0.80	13
賀茂	松崎町	0.61	0.62	0.80	0.84	↑	・議会へ平準化について説明し、遅やかな繰越、翌年度予算計上予定の工事を前年度補正予算に計上、同時に繰越手続きを行うことと理解を得られた。	×	×	×	×	○	×	×	×	0.80	9
	西伊豆町	0.49	0.42	0.70	0.58	↓	・小規模工事の年度内完成が多いため目標に達しなかった。	×	×	○	×	×	×	×	×	0.80	20
	熱海市	0.41	0.75	0.50	0.43	↓	・発注担当職員数の減少により発注時期の見直しを余儀なくされた	○	○	○	○	○	○	○	○	0.80	94
	伊東市	0.42	0.39	0.74	0.42	↓	・令和4年度に引き続きゼロ債務の活用することで平準化に努めている。	○	○	×	×	○	○	○	○	0.80	95
	沼津市	0.67	0.69	0.65	0.63	↓	・早期繰越のため、議会手続きを実施。 ・市内関係部局にゼロ債務の活用を周知し、意識付けを促す	○	○	×	×	○	○	×	×	0.80	365
東部	三島市	0.76	0.67	0.82	0.80	↓	・ゼロ債を活用した発注に市内一丸となって取り組んでいる。 ・繰越手続きについても状況を見つつ進めている。	○	○	○	×	○	○	○	×	0.85	122
	御殿場市	0.49	0.52	0.76	0.60	↓	・市内の各会議で平準化の呼びかけを引き続き行っていく	○	×	○	×	○	×	×	×	0.80	123
	裾野市	0.48	0.47	0.71	0.42	↓	・市内関係部局にゼロ債務の活用を改めて周知	○	×	×	×	×	×	×	×	0.80	67
	伊豆市	0.60	0.55	0.75	0.42	↓	・発注担当課に平準化促進を依頼	○	×	○	×	○	○	○	×	0.80	64
	伊豆の国市	0.57	0.82	0.73	0.51	↓	・今年度は債務負担行為、早期繰越の対象案件なし。また、7月発注の案件が多かったため、来年度工事は担当課に早期発注を呼びかける。	×	×	×	×	×	×	×	×	0.80	73
	函南町	0.47	0.25	0.73	0.30	↓	・工事件数が少なく、担当課にて必要性を感じていない。	×	×	×	×	×	×	×	×	0.80	36
	清水町	0.42	0.51	0.75	0.61	↓	・年度当初の発注件数を増やした。	×	×	×	×	○	○	○	×	0.80	45
	長泉町	0.60	0.63	0.72	0.44	↓	・ゼロ債務負担行為を昨年度に引き続き2件実施し、今年度も2件発注。 ・債務負担行為を設定した工事を3件発注した。 ・会議で早期発注について工事担当に依頼。	○	×	○	○	×	×	×	×	0.80	70
	小山町	0.82	0.58	0.77	0.54	↓	・4月～6月の稼働数が少ないためではないが、それ以外の期間の発注が多く、目標達成できない見込み。	○	×	○	×	○	○	○	×	0.80	53
	富士宮市	0.72	0.50	0.71	0.60	↓	・市内全課を対象とした次年度予算説明会時に平準化の必要性について説明し、主に市単費工事についてゼロ債務負担行為の設定を依頼。	○	○	×	×	○	○	○	×	0.80	162
富士市	0.46	0.53	0.70	0.59	↓	・ゼロ債の件数を増。繰越については発注課において判断し遅やかに手続き	○	○	○	○	○	○	○	○	0.80	520	

1. 静岡県部会の取組

【静岡県】

ロードマップ

各市町の年度目標も設定

R7.3

項 目		取組指標			【県+35市町】目標・実績の集計値					【中部ブロック発注者協議会 ／県部会】 R6目標
					R2	R3	R4	R5	R6	
①	平準化	平準化率α	地域平準化率 4～6月期の工事平均稼働件数 ／年度の工事平均稼働件数 【県・市町の加重平均】	目標		0.68	0.73	0.78	0.83	地域平準化率 α：0.83以上
				実績	0.64	0.66	0.64	0.69	0.73	
②	週休2日 推進工事	週休2日対象工事 の設定	設定率 週休2日対象工事発注件数 ／全発注工事件数(週休2日に馴染 まない工事は除く) 【県・市町の加重平均】	目標		0.53	0.60	0.74	0.95	週休2日対象工事 設定率：1.0
				実績	0.34	0.41	0.48	0.61	0.94	
		適正な工期設定	実施率 週休2日が確保できる工期設定 の有無 (実施市町／35市町)	目標	0.51	0.86	1.00	1.00	1.00	(週休2日工事) 適正な工期設定 +必要経費の補正
				実績	0.37	0.49	0.66	0.89	0.91	
③	ダンピング対策	(工事)	低入札または 最低制限価格 の設定	目標		0.94	0.95	0.96	1.00	低入札又は最低制限 の設定率 1.0
				実績	0.91	0.94	0.94	0.95	0.99	
		(業務)	低入札または 最低制限価格 の設定	目標		0.85	0.93	0.94	0.99	低入札又は最低制限 の設定率 1.0
				実績	0.82	0.85	0.88	0.90	0.93	

進捗に遅れ

目標どおり

残り3市町

目標どおり

進捗に遅れ

2 静岡県の実施について

標準化の実施

■債務負担行為の活用拡大

- ・ 1年未満の短期工事における年割債務
- ・ 維持管理業務を7月からの13か月契約
- ・ ゼロ債務設定に公共関連事業の追加【平成28年度～】

■柔軟な工期の設定

- ・ 「工事着手日選択型工事」の導入【平成28年度～】
⇒単年度及びゼロ債務に加え、複数年債務も対象【令和2年度～】
- ・ 「工事着手日選択型工事」をすべての工事に拡大【令和3年度～】
- ・ 「着手期限日」を「90日」から「180日」に拡大【令和7年2月～】
- ・ 「工事着手日選択型工事（発注者指定タイプ）」を追加【令和7年度～】

■速やかな繰越手続き

- ・ 2月議会から12月議会に前倒し計上【平成24年～】
⇒ 9月議会に前倒し計上【令和2年度～】

■発注見通しの早期公表

- ・ 業務委託も含め、4月公表開始から前年度の3月中に早めることで、受注希望者の計画的な施工体制確保を図る

【令和5年度～】 ⇒発注者協議会幹事及び県部会員に農林担当部局を加え連携を強化

2. 静岡県の取組(週休2日推進工事)

【これまでの取組】

【静岡県】

週休2日推進工事の取組

	～令和6年9月	令和6年10月～
対象工事	原則、全ての工事を対象とする。ただし、以下を対象外とする。 ① 施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事 ② 通年維持工事、 緊急性の高い応急対策工事等 ③ 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事	変更なし
発注方法	○発注者指定型 発注者指定型により発注する。（4週8休以上）	○発注者指定型 発注者指定型により発注する。（ 月単位の週休2日 ）
工事成績	現場閉所率に応じ、以下のとおり「 <u>創意工夫</u> 」項目で加点を行う。 4週8休以上 : 2.0点 4週7休以上4週8休未満 : 1.0点 4週6休以上4週7休未満 : 0.5点 ※創意工夫項目は担当監督員の評価であり、×0.4が乗じられるため、実際の加点は以下のとおりとなる。 4週8休以上 : 0.8点 4週7休以上4週8休未満 : 0.4点 4週6休以上4週7休未満 : 0.2点	現場閉所率に応じ、以下のとおり「 <u>創意工夫</u> 」項目で加点を行う。 月単位の週休2日 : 2.0点 通期の週休2日 : 1.0点 ※創意工夫項目は担当監督員の評価であり、×0.4が乗じられるため、実際の加点は以下のとおりとなる。 月単位の週休2日 : 0.8点 通期の週休2日 : 0.4点

【週休2日推進工事契約件数】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発注者指定型	524件(19.1%)	594件(22.1%)	1,992件(73.5%)	1,882件(81.6%)
受注者希望型	1,023件(37.3%)	1,251件(46.6%)	11件(0.1%)	—
内、月単位				520件
小計	1,547件(56.4%)	1,845件(68.7%)	2,003件(73.9%)	1,882件(81.6%)
週休2日対象外	1,198件(43.6%)	842件(31.3%)	706件(26.1%)	426件(18.4%)
合計	2,745件	2,687件	2,709件	2,308件

2. 静岡県の取組(週休2日推進工事)

【 静 岡 県 】

一斉休工日“ふじ丸デー”

【概要】

働き方改革の機運醸成を図るため、県内建設業界団体及び行政機関が、産官連携による一斉休工に取り組むことで、建設産業における労働環境の改善を目指す。

【対象工事】

災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事及び工程上やむを得ない工事を除き、原則全ての工事を対象とする。

【対象期間】

工事着手日から工事完成日までの期間のことをいう。

【これまでの取組】

- 令和3年度から毎月第2土曜を一斉休工日として取組開始
 - 令和4年度から毎月第2・第4土曜に拡大
 - 令和5年4月からは毎月第2・第3・第4土曜日に実施
 - 令和5年10月からは毎週土曜日に実施
- 業界からも民間工事への波及が期待されるとして高く評価

【令和7年度】

- 令和7年度も取組を継続、建設産業における働き方改革の定着を図る
- 受注者に対し、現場掲示用チラシを現場に掲示するよう依頼

現場掲示用チラシ

毎週土曜日は
“ふじ丸デー”

県内公共工事は
一斉休工日です!



「ふじ丸」とは・・・
県内建設産業の働き方改革の
取組を応援することをイメージ
したロゴマークの愛称です。

建設現場も働き方改革@静岡

周知用チラシ

毎週土曜日は一斉休工!
“ふじ丸デー”

～県内公共工事は一斉休工日です!～



働きやすい職場環境を目指しています!
皆様の御理解と御協力をお願いします。

「ふじ丸」とは・・・
県内建設産業の働き方改革の取組を
応援することをイメージした
ロゴマークの愛称です。

建設現場も働き方改革@静岡

◆一斉休工日“ふじ丸デー”

(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県建設産業団体連合会
国土交通省中部地方整備局
静岡県
静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、
島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、
袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、
伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、
西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、
川根本町、森町(全35市町)

※災害対応・復旧工事等緊急性の高い工事は除きます。

遠隔災害支援システムについて

2. 静岡県の取組：遠隔災害支援システムについて

1 事業概要

- ・ 能登半島の震災支援を例に、高度な測量技術（3次元点群データ）とクラウドサーバを活用するとともに、災害支援を現地業務と遠隔業務に区分し、遠隔地から災害設計や計画の策定等、災害支援のシステム及び協力体制の構築を図る。

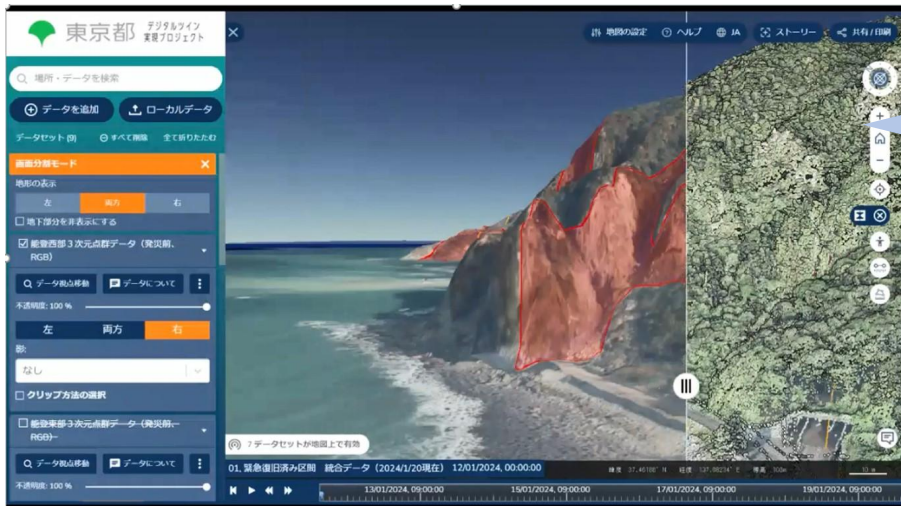
2 政策目的等

- ・ 被災状況及び測量データを全国各地から確認・入手可能とすることにより被災地に負荷をかけず遠隔地からの支援を可能とする
- ・ 大規模地震において、様々な団体や研究機関の知見や情報を収集し、迅速な災害対応を可能とする

2. 静岡県の取組：遠隔災害支援システムの概要

3次元点群データの今後の展開（能登半島地震を教訓にして）

東京都との連携による点群データ閲覧WEBブラウザシステム
【次世代プラットフォーム】R5. 4月～運用開始

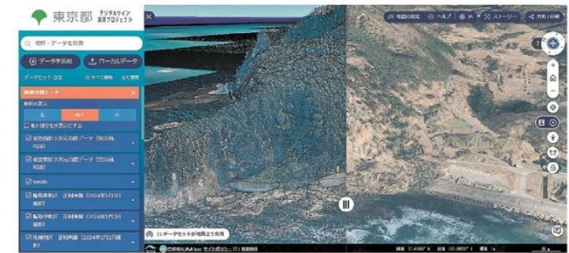


データ搭載後、SNSや新聞等の各メディアの報道、情報が発信

令和6年(2024年)2月3日(土曜日) 静岡新聞

3次元点群データ 全容把握一助に

本県と東京都
公開遠隔支援



被害状況の全容把握に難航する能登半島地震の被災地や居住者を支援しようと、静岡県と東京都は2日、石川県が被災前に取得していた3次元点群データの公開を代行し、被災前後の地形などを比較できる画像データを、本県と東京都共同運用するプラットフォームに掲載した。被災前後の地形を比較し、一部地域の崖部隆起や、確認が困難な山間地などの被害状況、リスクの把握が可能になり、復旧作業時の安全確保などに役立つという。

本県は1年の熱海市伊豆山の土石災害で3次元点群データを活用し、落下残りの盛り土の確認や流出土量などの早期把握に活用した実績がある。データをオープン化してため、外部業者からの知見を得ることができた。この経験に基づき、石川県がデータを提供していることを知った県職員が、データ活用の有用性を石川県側に説明していた。

静岡県幹部には、今回の取り組みが大規模災害時に対応に迫られる被災自治体に対するブッシュ型での遠隔支援のモデルケースになるなどの考えもある。山形県史シナリオ戦略担当部長は「状況把握に困難を極める自治体の効率化につながる。自治体や国のオープンデータへの理解促進につながることも願っている」と話した。

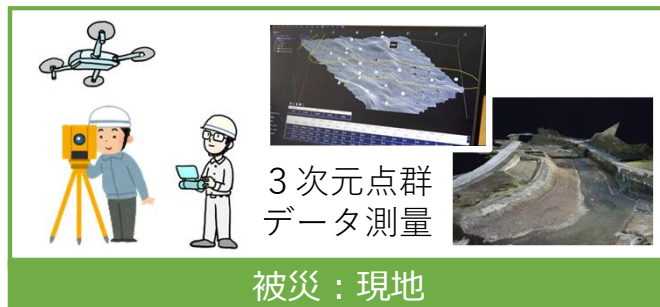
（政治部・青島英治）

R 6. 2月 プラットフォームに能登半島の点群データ（被災前に石川県が取得）を搭載。（東京都と連携）

期待可能な施策展開【遠隔地からの相互的災害支援】

施策イメージ 【実施内容】

- ① 災害業務の棚卸（現地支援、遠隔支援の区分） → 県内間支援（県土木事務所間での県と静測協との連携支援）
- ② 3次元点群データの共有クラウド化（システム構築） → 遠隔地支援（東京都、埼玉県、兵庫県、長崎県等との連携支援）



UL



DL



データの共有 遠隔支援

2. 静岡県の取組：遠隔災害支援システムの構築スキーム

Phase 1) 県内支援システムの構築と試行



① 災害時業務のD X化

- ・災害発生時における、土木事務所職員の業務棚卸
 - ① 現地において実施が求められること
 - ② データ活用により遠隔でも支援できること の明確化
- ・静岡県設計測量業協会の支援検討
 - ① データ活用と支援方法の確認

② 点群データ研究会での検討会（仕組作り）

3次元点群データを保有し活用している、本県、東京都、兵庫県、長崎県、埼玉県、岡山県、神奈川県、山梨県、山口県や国で構成する研究会との検討を進める

Phase 2～3) 県外支援システムの構築と試行



Phase 4～) 多様な情報基盤化

国機関との連携

① 国土交通省の情報連携

国が取得する被災地のデータ（3次元点群データ・航空写真等）の情報連携を実施

② その他省庁の情報連携

被災地支援情報（物資・医療等）のニーズとシーズを地図クラウドサーバで共有・連携

※熊本県・岩手県は災害支援協定県

愛知県の取組について

1. 愛知県部会の取組
2. 愛知県の取組

令和7年7月

愛知県部会の取組について

発注者協議会関連会議

■令和6年度実績

年度	協議会等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度 実績	中部ブロック 発注者協議会												
	幹事会			第1回 (6/28)					第2回 (11/7)				
	県等調整会議	第1回 (4/26)		第2回 (6/18)			第3回 (9/17)					第4回 (2/13)	
	個別ヒアリング						●豊山町 ●高浜市 ●大府市 ●瀬戸市 ●犬山市 ●扶桑町					●美浜町	
	自己評価				結果公表 (7/19)								
	愛知県公共事業 発注者協議会					第1回 (8/6)							第2回 (3/6)
	推進会議 ＋ 意見交換会							第1回 尾張・一宮地区 (10/10) 海部・知多地区 (10/11) 三河地区 (10/15)					
	個別ヒアリング						●豊山町 ●高浜市 ●大府市 ●瀬戸市 ●犬山市 ●扶桑町					●美浜町	
	取組状況調査 (RM調査)						第1回					第2回	
	情報提供	好事例等の情報発信											

■令和7年度予定

- 各種指標の**取組好事例を情報提供**する予定。各市町村に対し**個別相談**を随時受付。
- 令和6年度と同様のスケジュールで進める予定

協議会の開催状況

- 目 的 : 中部ブロック及び愛知県発注者協議会における各種取組について、**市町村の取組を支援、推進、強化**する。
- 出席者 : 県内全市町村(**課長級職員**)、中部地方整備局
東海財務局、愛知県
- 開催日 : 令和6年8月6日
- 開催方法 : 対面＋オンライン形式
- 議 事 :
 - 1 中部地方整備局より情報提供
 - ・中部ブロック発注者協議会について
 - ・品確法の改正について
 - 2 東海財務局より情報提供
 - ・速やかな繰り越し手続き等
 - 3 愛知県より情報提供
 - ・発注協スケジュール
 - ・品確法について
 - ・R5自己評価結果

協議会の開催状況

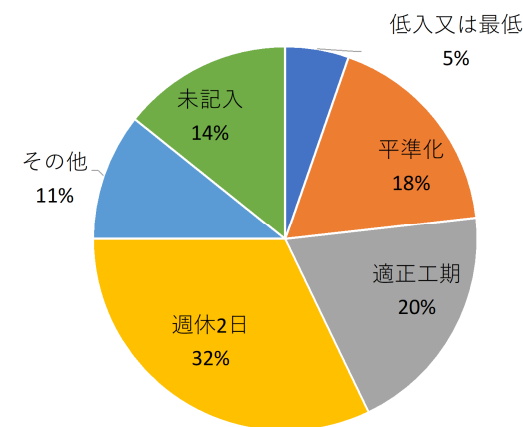
- 目 的 : 中部ブロック及び愛知県発注者協議会における各種取組について、**市町村の取組を支援、推進、強化**する。
- 出席者 : 県内全市町村(**課長級職員**)、中部地方整備局、愛知県
- 開催日 : 令和7年3月6日
- 開催方法 : オンライン形式
- 議 事 :
 - 1 中部地方整備局より情報提供
 - ・運用指針について
 - 2 愛知県より情報提供
 - ・R7自己評価
 - ・発注協の取組
 - ・市町村の取組推進状況
 - ・その他情報提供
 - ・他部局より情報提供
 - 3 市町村の事例紹介
 - ・大治町
 - ・蒲郡市

推進会議の開催状況（R5～）

- 目的：中部ブロック及び愛知県発注者協議会における各種取組について、市町村の取組状況や事例、課題等を意見交換し、市町村ならではの課題解決策や取組ポイント等を共有することで取組の促進を図る。
- 出席者：県内全市町村（実務担当職員）、愛知県
- 開催日：令和6年10月10日（尾張・一宮地区）
令和6年10月11日（海部・知多地区）
令和6年10月15日（三河地区）
- 開催方法：地区ごとに対面形式で開催
- 議 事：
 - 1 中部地方整備局より情報提供
 - ・全国統一指標の実績及び目標値等
 - ・まんなかホリデー
 - 2 愛知県より情報提供
 - ・発注協概要
 - ・各種指標、取組状況
 - 3 意見交換
 - ・市町村ごとに取組事例の共有、意見交換



■ 意見交換会の様子



■ アンケート結果（今後取組めそうな指標）

個別相談の実施状況

■ 目的：中部ブロック及び愛知県発注者協議会における各種取組について、**市町村の個別の取組状況や課題等**について助言し、取組の促進を図る。

■ 出席者：希望の市町村、愛知県、中部地方整備局

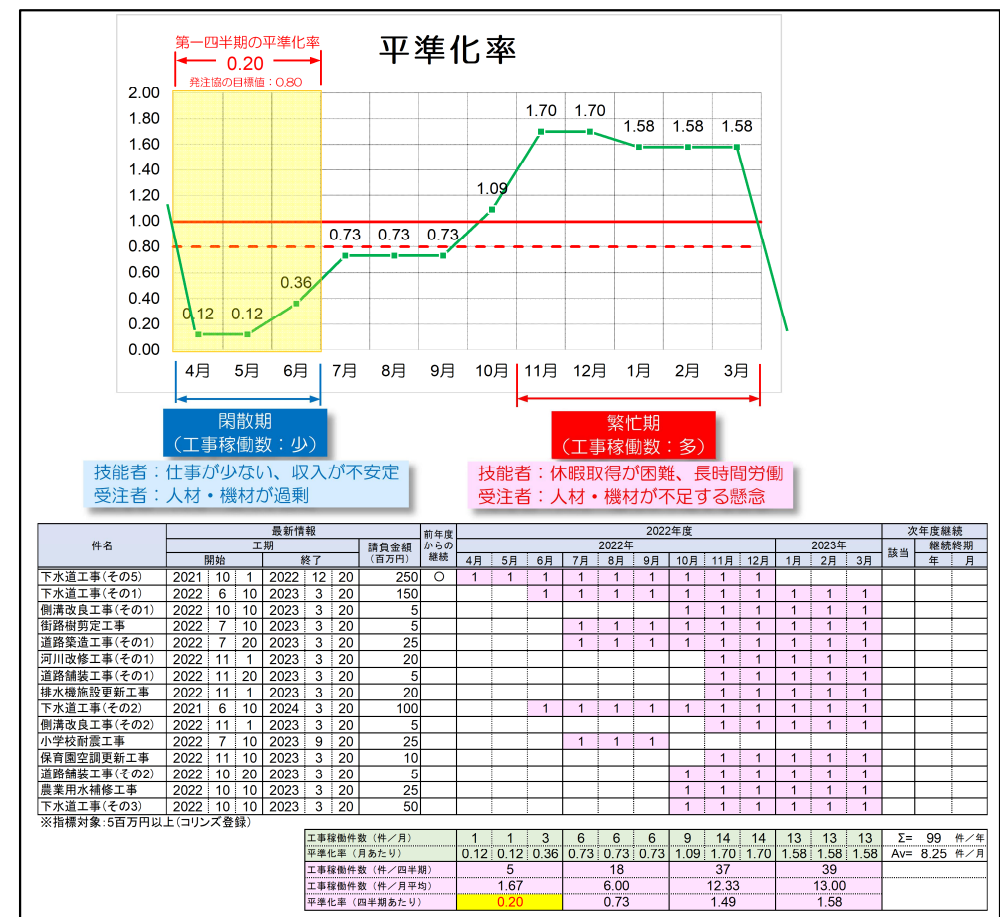
令和6年度実績（4市3町）

・豊山町 ・高浜市 ・大府市 ・瀬戸市
・犬山市 ・扶桑町 ・美浜町

■ 開催日：随時受付

■ 開催方式：**対面形式**

■ 議 事：
・市町村の取組状況と課題把握
・県や他市町村の課題解決策の共有
・その他相談



■ 課題解決策例(平準化算定シートの活用)

愛知県の取組について

愛知県における平準化の取組(1/3)

■業務執行マネジメントチーム設置【土木】

【目的】建設局及び都市・交通局の事業について、関係者が情報を共有し、施工時期の平準化に向けて計画的かつ早期発注を図る。(R2.2～)

【実績】令和6年度は 業務執行マネジメント会議を3回開催。

- 発注計画の作成、地方機関との調整
- 発注計画及び執行状況のとりまとめ、確認
- 早期執行に向けた取組の検討
- 令和7年度の目標設定

■余裕期間制度（フレックス方式）【土木・建築※(R6～)・農林・企業庁】

【目的】全体工期の範囲内で請負者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度（フレックス方式）により、工期の設定や施工の時期の選択を柔軟にし、請負者の円滑な工事施工体制の確保を図る。（※建築局は、「発注者指定方式」「任意着手方式」を採用）

（単位：件数）

【実績】

部局名	R2	R3	R4	R5	R6
土木	13	93	268	419	480
建築	-	-	-	-	10
農林	-	24	24	232	268
企業庁	-	3	5	13	25
合計	13	120	297	664	783

※R7.3末時点

愛知県における平準化の取組(2／3)

■当初予算における繰越明許費の拡大見直し【土木】

【内容】 ○年間を通じて工事等の計画的な発注や適正な工期の設定が行えるように、建設部門では令和2年度当初予算から繰越明許費の計上額を拡大見直し。

○ 原則として、公共事業については25%を、さらに単県事業についても10%を計上。

■近年の当初予算における繰越明許費【建設部門】

(単位：億円)

年度 公・単	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
公共	53	59	222	201	201	202	205	209
単独	0	0	48	45	51	59	63	71
合計	53	59	270	246	252	261	268	280

【効果】 ○ 年間に必要となる繰越明許費に基づいた発注見通しを立てることにより、工事等の前倒しを図り、さらなる「施工時期の平準化」につなげていく。

○ 工事の規模や難易度などを考慮した工期設定が契約段階において可能となることから、「適正な工期」を確保し、計画的な発注を行うことができる。

○ 施工時期の平準化等により年間の工事量が安定すれば、現場技術者の処遇改善や経営の健全化に寄与し、ひいては品質確保につながる。

愛知県における平準化の取組(3/3)

■ 愛知県建設部門における令和6年度2月補正予算の円滑な執行に向けた対応 【土木・建築】

【内容】 愛知県の建設部門では、工事の円滑な発注と事業の早期執行を図るため、2月補正予算に係る追加事業の入札・契約の運用について、以下のとおり対応する。

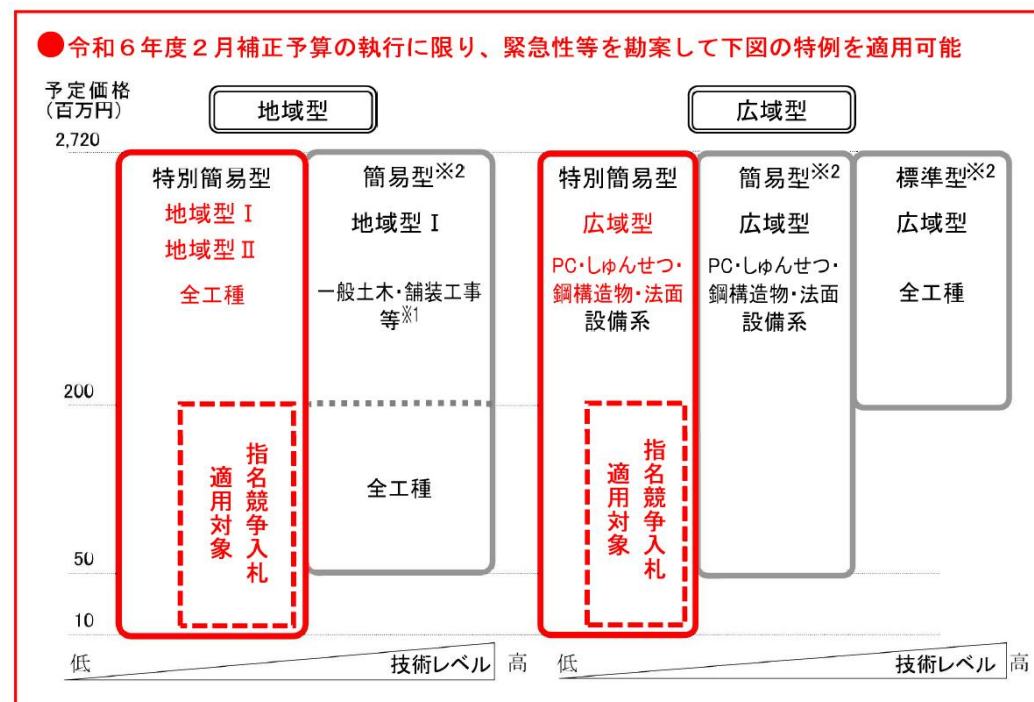
○ 指名競争入札の適用拡大

- ・ 総合評価落札方式のうち技術的な工夫の余地が小さく、施工条件等が簡易な工事において、指名競争入札の適用範囲を5千万円未満から2億円未満に拡大

○ 総合評価落札方式に係る運用

- ・ 2億円以上※の工事についても技術提案を求めないことができる特例的な運用

※建築関係工事について1.5億円以上



愛知県における週休2日工事の取組

■週休2日工事の取組経緯【土木】

- 平成28年度～ ・原則として土曜日及び日曜日を休工とする「完全週休2日制工事」を実施
- 令和3年度～ ・休工日を土日に限らない「週休2日制工事（4週8休）」を導入
 - ・対象工事を原則全ての工事に拡大
 - ・発注者指定型の件数を拡大
- 令和4年度～ ・休工日を土日に限らない「週休2日制工事（4週8休）」の取組実績を総合評価の加点対象に追加
- 令和5年度～ ・発注者指定型の件数を原則全ての工事に拡大
- 令和6年度～ ・月単位の週休2日の導入

■取組実績【土木・建築・農林・企業庁】

(単位:件数)

部局名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
土木	18	100	108	103	119	334 (155)	359 (150)	1439 (308)	1331 (153)
建築	-	-	-	-	-	-	4	81	236
農林	-	-	?	?	102 (102)	72 (72)	177 (112)	430 (182)	417 (122)
企業庁	-	-	-	3 (3)	18 (18)	27 (26)	27 (25)	77 (48)	58 (32)
合計	18	100	108	106 (3)	239 (120)	433 (253)	567 (287)	2027 (538)	2042 (307)

※ R7.3末時点

※ () は完全週休2日の件数で内数を示す

※ ? は件数不明

愛知県におけるICT活用工事の取組

■取組経緯【土木】

R1	➤ 「発注者指定型」の規模要件引き下げ (予定価格8千万以上⇒5千万円以上、土工量10,000m ³ 以上⇒5,000m ³ 以上)
R2	➤ ICT土工に「受注者希望1型」を新設し、土工量1,000m ³ 以上の工事を対象に 実施協議を必須 ➤ ICT建設機械による施工を総合評価の加点対象に追加
R4	➤ ICT土工に「発注者指定簡易型」を新設し、予定価格5,000万円以上かつ土工量1,000m ³ 以上の工事を対象に、 「ICT建設機械による施工」、「3次元出来形管理等の施工管理」のいずれか必須
R6	➤ 「発注者指定簡易型」の規模要件引き下げ（金額要件の廃止）

■普及促進【土木】

- ICT現場研修会の開催（H30～、R6：2回開催） ➤ 建設技術研修（ICT活用工事实務講座）の開催（R2～年1回）
 【対象】県職員、市町村職員、施工業者 【対象】県職員、市町村職員

■取組実績【土木・農林・企業庁】

（単位：件数）

部局名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
土木	4	2	11 (4)	21 (6)	54 (33)	100 (69)	130 (52)	141 (36)	141 (19)
農林	-	-	-	-	-	9 (9)	11 (11)	21 (21)	25 (25)
企業庁	-	-	-	1 (1)	2 (1)	5 (3)	3 (2)	1 (1)	3 (1)
合計	4	2	11 (4)	22 (7)	56 (34)	114 (81)	144 (65)	163 (58)	169 (45)

※ R7.3末時点

※ () は受注者希望型の件数で内数を示す

建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及促進

■普及促進【土木】

○入契法に基づく指針

「・・・（発注者はCCUSの）現場利用に対する工事成績評価における加点措置など、・・・必要な条件整備を講ずる。」

○業界の声：特に技能労働者の業界団体から普及促進の強い要望あり

○令和5年度～ 工事成績及び入札参加資格で評価

■工事成績での評価【土木・建築・農林（R6～）・企業庁】

○創意工夫のその他で加点点評価（工事成績に直接加点されるわけではない）

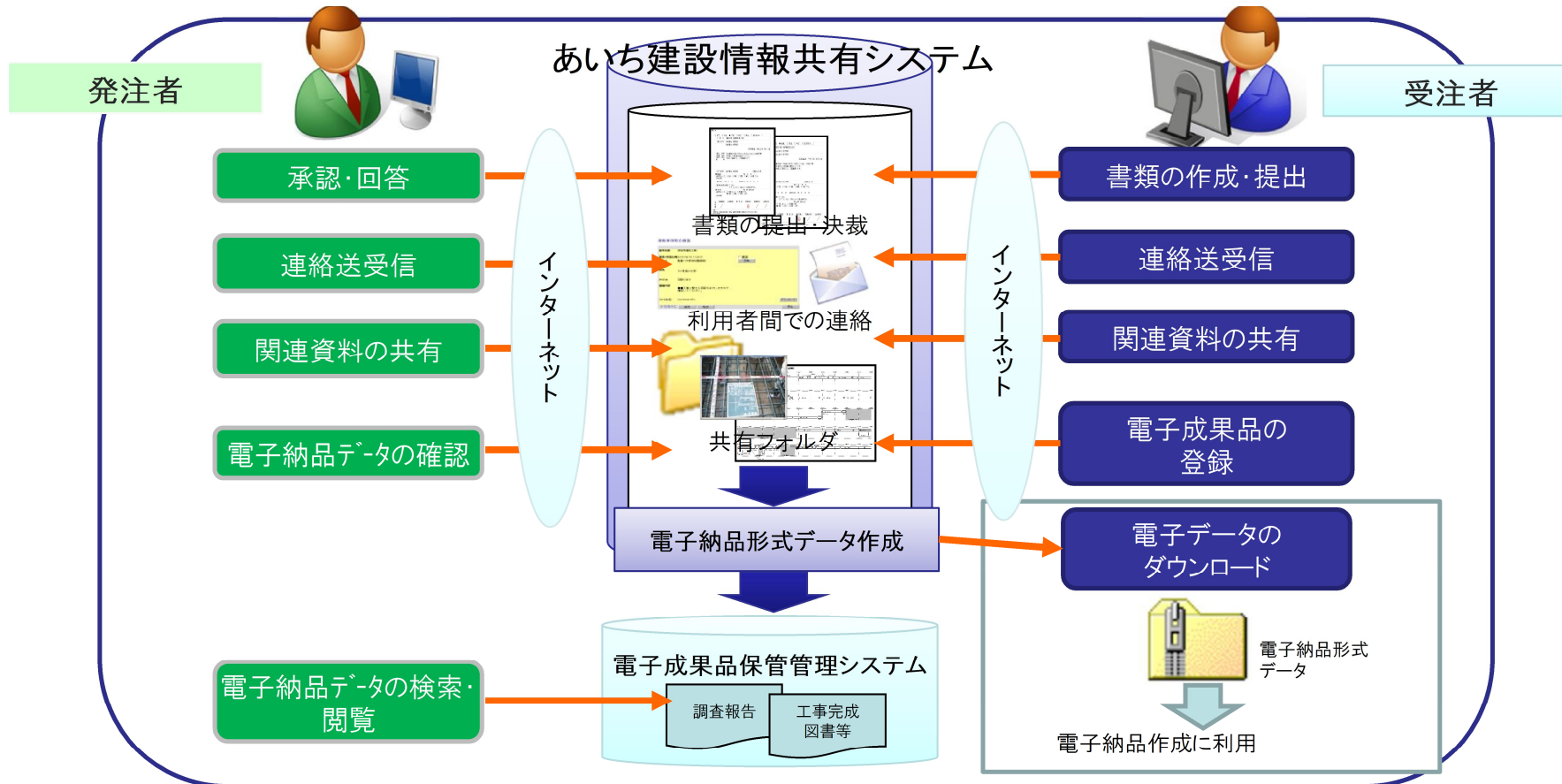
○県内業者の導入率（約30%[※]）を踏まえ、取り組みやすい判断基準とした。（※R4.7月時点）

評価対象項目	判断基準	配点
(1)事業者登録	元請のみ(下請の登録は求めない)	1点
(2)CCUS活用の申し出	工事着手までに工事打合せ簿により提出	2点
(3)技能者登録	1名以上	
(4)現場登録(管理者ID(現場管理者)登録)	当該現場の登録	
(5)現場へのカードリーダー設置等	利用状況が確認できること(利用回数は問わない)	

※表は、土木・農林・企業庁の評価基準を示す
※建築局は、(1)～(5)全て達成で1点の加点

あいち建設情報共有システムの運用開始【土木・建築・農林・企業庁】

- インターネットを利用し、受発注者間で工事施工中に関する様々な情報を共有し相互利活用。
- 令和2年度から建設局及び都市・交通局で本格運用を開始。
- 令和3年度から企業庁、令和4年度から農業水産局、農林基盤局でも本格運用を開始。
- 令和2年度から建築局でも段階的に運用を開始し、令和7年度から本格運用を開始。
- 市町村に対しても、本システムのメリット等を説明し、導入を促進。（47/54市町村で目標達成済み）



担い手確保の取組(建設分野の魅力発信)

■ あいち建設みらいサロン【土木】

これから進路を決定する学生と、行政や建設会社、建設コンサルタントなどの建設分野に携わる技術者とが交流する場として開催し、建設分野の魅力を発信するとともに、建設分野のみらいを担う若手人材の育成を行う。

年度	学校名	参加者数		
		学生	社会人	計
H25～R5		759	426	1185
R6	椋山女学園大学	10	7	17
	愛知総合工科高等学校	19	7	26
	大同大学	60	6	66
	名古屋工業高等学校	24	5	29
	名古屋工業大学	55	17	72



あいち建設みらいサロンの様子



■ 出前講座・現場見学会【土木】

小学校の特別授業の一部として「出前講座」を、小学生～大学生を対象に「現場見学会」を開催し、社会資本の役割について理解を深める。

年度	出前講座		現場・施設見学会		
	学校数	参加人数	学校数	参加人数	その他(一般向け)
R6	40校	2,998人	16校	335人	59回 1,457人

■ YouTubeチャンネル【土木】

令和4年8月にチャンネル(愛知県庁・土木[公式])を開設。

- 動画数: 45本
- チャンネル登録者数: 589人。
- 最新の投稿: R7.4「愛知県職員採用 職員メッセージ(土木)」

現場見学会

チャンネル内最高再生回数15,000回超

(R7.5.23時点)



チャンネル登録



三重県部会の取組状況について

1. 三重県部会の取組
2. 三重県の取組

1. 令和6年度の県部会の状況

●第1回県部会（令和6年8月7日WEB）

- 三重県部会の取組（重点取組の決定）
- 中部ブロック発注者協議会の取組
- 三重県の取組 他



○地域分科会(令和6年10～11月対面)

- ・取組周知・意見交換



○重点取組のフォローアップ（13市町）
（令和7年1月～2月対面）



●第2回県部会（令和7年3月12日WEB）

- 三重県部会の取組
- 中部地方整備局からの情報提供
- 三重県活性化プラン2024の取組

＜中部ブロック発注者協議会＞

●第1回発注者協議会幹事会

- ・令和6年6月28日WEB
- 年度別達成目標値の設定 他

●第2回発注者協議会幹事会

- ・令和6年11月7日
 - 品質確保法改正による運用指針（案）の説明
- ※県内市町担当者もWEBにて視聴

2. 第1回地域分科会（推進会議）の状況

●第1回地域分科会

- ・ 令和6年10月7日～11月15日の間に10建設事務所単位で開催。
- ・ 5つの重点取組について、現状や課題について意見交換。

主な意見

①週休2日制工事

- ・ 営繕工事や教育施設の工事では、工期の制約から導入が遅れている。
- ・ 小規模工事（工期30日未満）での導入が難しい。

②施工時期の平準化

- ・ 小規模工事に債務を設定することが、財政部局、議会の理解を得にくい。
- ・ 積算の前倒しにより平準化に努めている。

③低入対策

- ・ 請負業者より工事の最低制限価格を上げて欲しいと要望がある。

④ICT活用工事

- ・ ICT活用が便利という実感できる場が必要
- ・ 小規模工事が多く、割高になる
- ・ 発注者に関する知識・情報が不足

⑤ASPの導入

- ・ 電子決裁の体制が整っていない。
- ・ 小規模企業の理解が難しい。
- ・ 発注者の負担が無いことを初めて知った。



10/7 四日市建設事務所管内
(四日市市、菰野町、川越町、朝日町)

・ 第1回地域分科会から見える課題や令和6年度の取組状況をもとに、個別にフォローアップを実施

3. 重点取組のフォローアップの状況

- ・ 週休2日への取組が遅れている市、低入対策の改善が必要な市町を中心に、県幹部から市町幹部職員へ重点取組の必要性和取組の推進を要請（13市町に実施）
- ・ ICT・ASP活用について、取組の周知を目的とした市町担当者向けの研修会を開催

フォローアップ（市町意見）

【週休2日制工事の推進】

- ・ 来年度は、対象外以外は土日完全週休2日制を原則として発注する。
- ・ 週休2日制工事に職員の理解が進んでいないため、理解促進が必要。

【低入対策の改善】

- ・ 来年度から工事も委託も最低制限価格の算定式を導入する。
- ・ 工事については、南海トラフ等の際に助けてもらう必要があるため、県レベルの最低制限価格の設定が必要。

【施工時期の平準化】

- ・ 債務負担行為を活用していきたいと考えているため、議会で制度的に主張できるものがあるとありがたい。
- ・ 市では予算は単年度主義といった考えがいまだにある。

【ICT・ASP活用工事】

- ・ 3/3にCALS/EC研修を開催。
- ・ ICTやASPの活用メリット等を周知。



1/26 伊勢市都市整備部長、関係部長へ重点取組の推進を要請

4. 令和6年度 重点取組結果

(1) 週休2日制工事

取組指標	R5実績	R6実績(目標)
導入済市町数	28	29 (29)
市町発注率	0.3	0.9(1.0)

(参考) 週休2日工事発注件数(市町計) R5d_571件⇒R6d_1,817件
 発注率10%未満 1市(名張市)
 発注率100% 14市町(桑名市、いなべ市、四日市市、菰野町、亀山市、津市、松阪市、明和町、伊勢市、玉城町、南伊勢町、伊賀市、紀北町、熊野市)

(2) 施工時期の平準化

取組指標		R5実績	R6実績(目標)
市町平準化率	工事	0.55	0.54 (0.8)
	業務	0.54	0.49 (0.4以下)

(3) 低入札対策

取組指標		R5実績	R6実績(目標)
低入札価格調査基準、最低制限価格の設定(市町)	工事	0.97	0.99 (1.00)
	業務	0.90	0.86 (1.00)

(参考) 全発注案件(工事) 設定市町 24市町
 全発注案件(業務) 設定市町 19市町 (全案件未設定3町: 明和町、南伊勢町、度会町)

(4) ICT活用工事の導入

取組指標	R5実績	R6実績(目標)
導入済市町	4	5(29)

(参考) 導入済: 津市、伊勢市、名張市、紀北町、尾鷲市

(5) ASP活用工事の導入

取組指標	R5実績	R6実績(目標)
導入済市町	2	4(29)

(参考) 導入済: 鈴鹿市、亀山市、伊勢市、名張市

総括

(1) 週休2日制工事

- ・ **全市町が制度導入。**
- ・ **すべての工事を週休2日として発注する市町が14市町**となり大幅に増えた一方、**発注率が低い市町もあり**、取組に格差がある。

(2) 施工時期の平準化

- ・ 工事は令和5年度実績と同程度となっている。市町工事の約40%はコロナ登録されていない工事のため、市町の取組が反映されていない可能性もある。
- ・ 業務については、令和5年度より改善されており、取組が促進している。

(3) 低入札対策

- ・ 工事、業務とも多くの市町で全案件を対象に低入札価格調査基準または最低制限価格を設定としている一方、**業務の入札案件で3町が未設定**となっている。

(4) (5) ICT活用工事、ASP活用工事

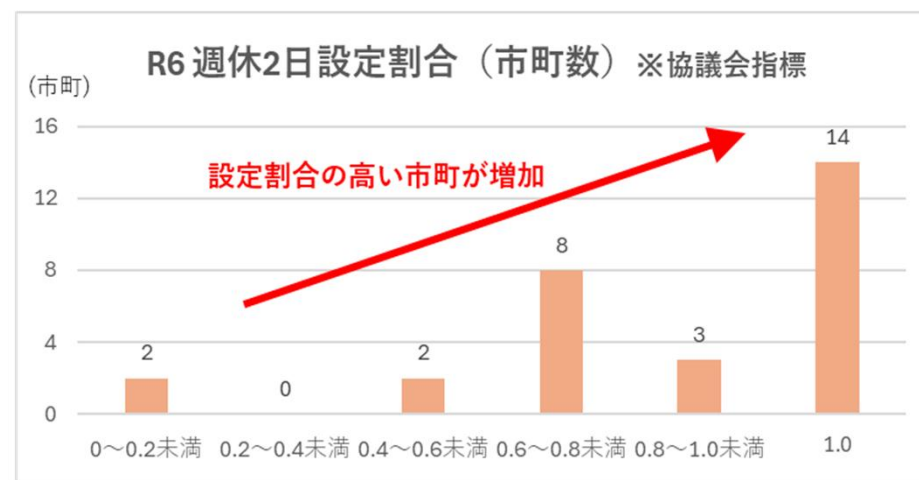
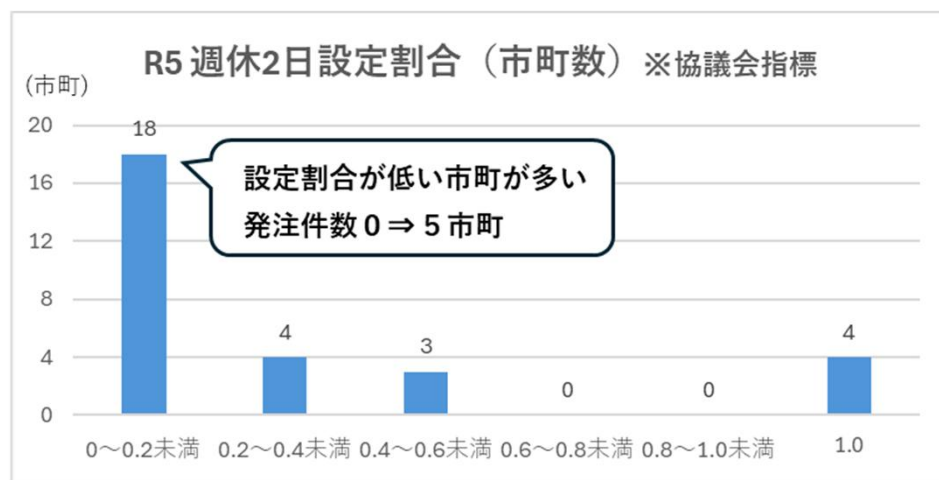
- ・ 一部の市町で導入がされたが、依然、対象案件が無い事や、**職員の理解不足、職員数の不足等**の課題が払拭できず取組が浸透していない。

◆ 週休2日制工事

フォローアップ ⇒ 週休2日への取組が遅れている市町へ県幹部から市町幹部へ取組を要請

【R5年度】19市町に対して実施

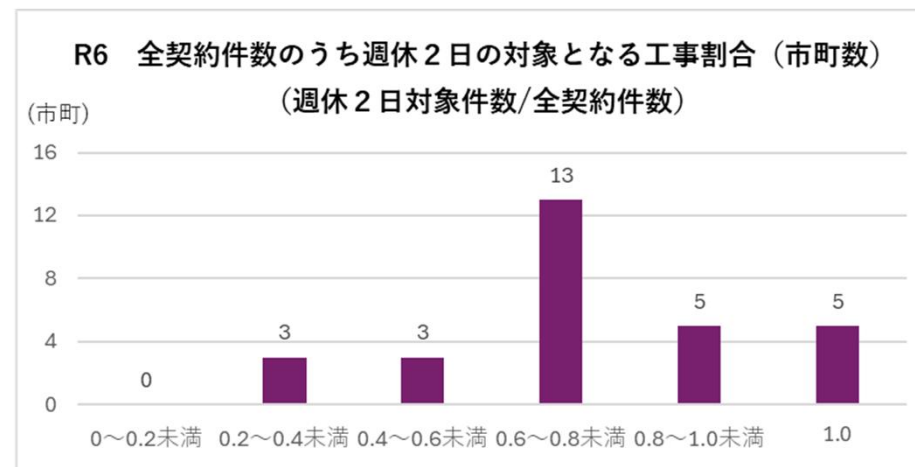
【R6年度】13市町に対して実施



課題 ⇒ 週休2日の対象となる工事件数が少ない

【R6年度】すべての工事を週休2日の対象としている市町は5市町（右図の「1.0」）

業界全体で週休2日を促進していくためには、週休2日を対象とする工事を増やしていく必要がる。



5. 令和7年度取組予定

● 1. 三重県部会の予定

(第1回) 令和7年7月～8月

- ・第三次全国統一指標の審議・中部独自指標の提案
- ・R7年度取組、県部会 重点項目設定

(第2回) 令和7年12月

- ・第三次全国統一指標・中部独自指標の目標値の設定

(第3回) 令和8年3月

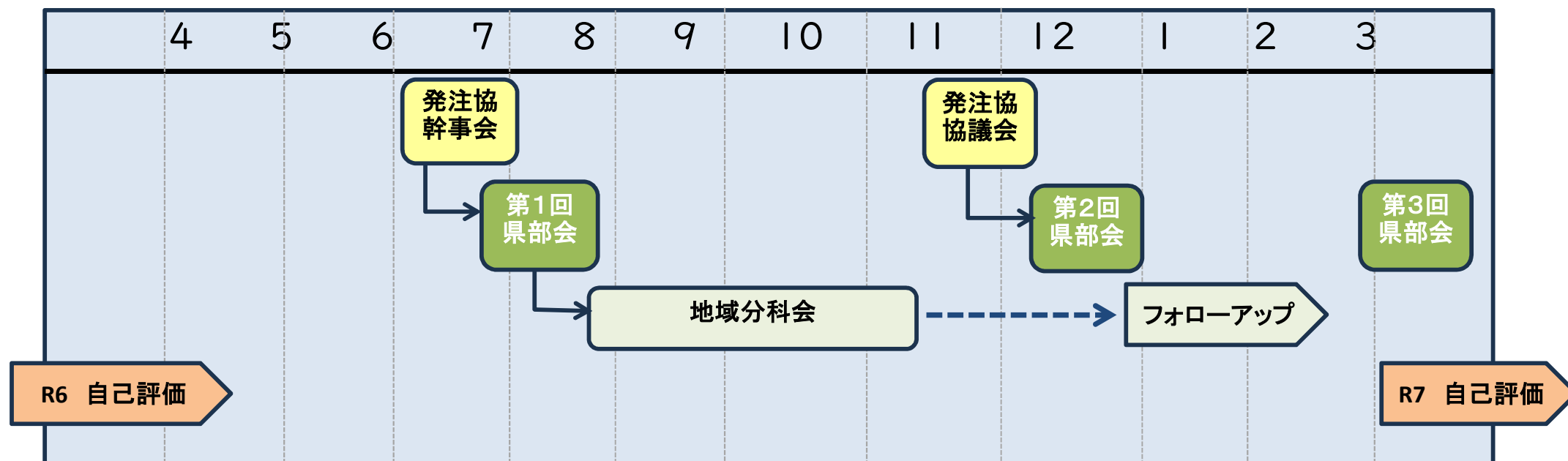
- ・R7年度取組総括
- ・R8年度取組予定

● 2. 地域分科会の予定

令和7年8月～11月

地域分科会にて進捗状況の確認を行い、必要に応じてフォローアップしていきます。

令和7年度スケジュール(案)





2. 三重県の実施（三重県建設産業活性化プラン2024）

三重県建設産業活性化プラン2024

令和6(2024)年度～令和9(2027)年度

地域を支える建設業の将来像イメージ



三重県建設産業活性化プラン2024 HP

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci400016378.htm>

令和6年4月

1. 将来ビジョン

時代の変化に対応した経営により、地域の建設企業が将来にわたり存続し続ける

計画期間

【 令和6(2024)年度 ～ 令和9(2027)年度 】

2. 取組方針

地域の建設業が地域の守り手としてその役割を担い続けることができるよう、適正な利潤の確保に配慮しつつ、この4年間では、次の3つの取組方針を柱として、相互に連携し、相乗効果を生み出しながら、新たな将来ビジョンを目指します。

【取組方針1:担い手の確保】

「担い手の確保」では、新卒者やU・Iターン人材の建設業界への入職が定着するよう、①教育機関・建設業界・行政が連携し、②生徒・学生への魅力発信・動機付け等を行うとともに、③U・Iターン人材等への働きかけに取り組めます。

【取組方針2:労働環境の改善】

「労働環境の改善」では、自分・家族の時間が大切になれるよう、①週休2日制の定着や②施工管理の効率化・分業化による労働時間の削減に取り組めます。また、就業者が業界に定着するよう、③安全で快適な労働環境の実現を目指すとともに、④人材育成や福利厚生が充実するための支援などに取り組めます。

【取組方針3:生産性の向上】

「生産性の向上」では、①建設DXの導入を支援し、ICTやBIM/CIM等の②建設DXの活用を促進させるとともに、新技術の活用等、③建設DXの持続的な推進に取り組めます。

【3つの取組方針を支える企業の安定経営に向けた取組方針】

「担い手の確保」、「労働環境の改善」、「生産性の向上」の取組方針にある施策を推進していくため、建設企業の経営状況の確認と適正な利潤の確保などに取り組めます。

◆ 各取組の関係性のイメージ





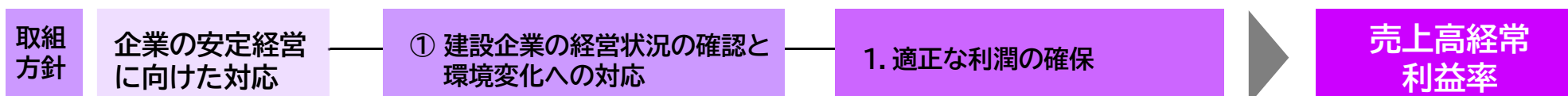
2. 三重県の実施（三重県建設産業活性化プラン2024）

3 施策体系

以下の3つの取組方針のもと、10施策、23項目を実施するとともに、これらの取組に不可欠な企業の安定経営に向けた取組を継続的に実施します。



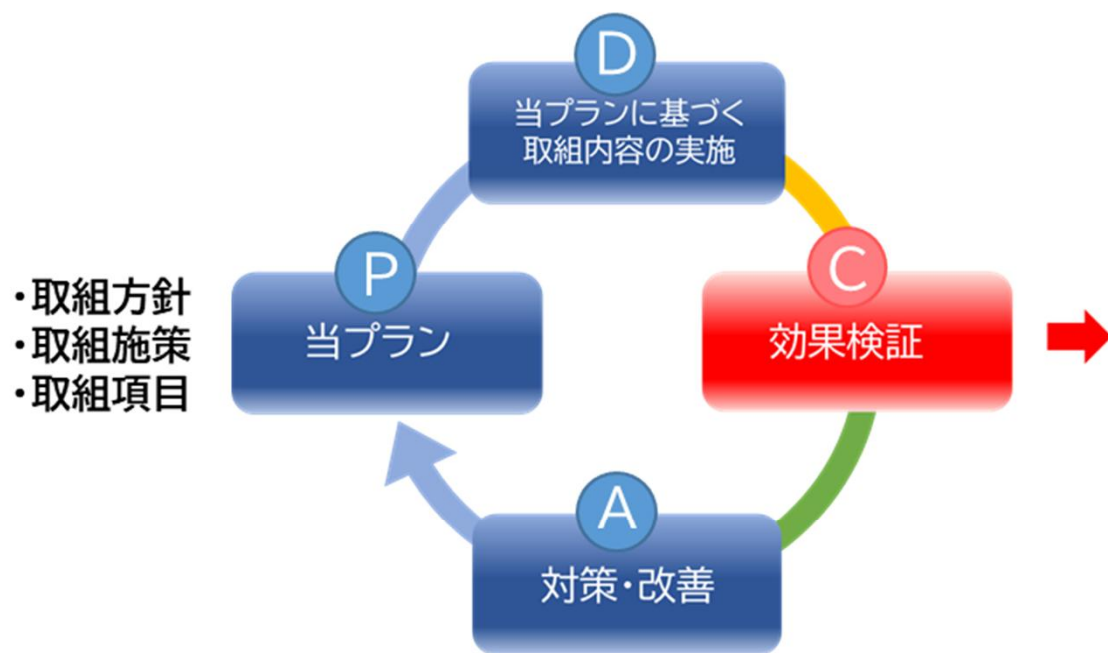
3つの取組方針を支える企業の安定経営に向けた取組方針



4. 実組の効果検証

- ・ 実組を効果的に進めるため、各実組の効果を検証する会議を開催し、委員と意見交換を実施することで、対策・改善を行いながら実組を推進
- ・ 統計資料やアンケート調査等により実組方針の進捗を代表する実組指標や各実組項目の達成状況を確認

実組の具体内容の実施



実組状況の確認

- ・各種統計資料からの確認
- ・アンケート・ヒアリングによる確認
(教諭・生徒・保護者(親)・企業・その他関係機関)

分析・効果検証

- ① 実組指標の達成状況の確認
- ② 各実組の有効性・的確性の検証
- ③ 関連性のある実組の相乗効果の検証

関係者との意見交換

意見交換

(検討会議委員・建設業団体・教育機関等)

アンケート① 各実組実施後のアンケート
アンケート② 建設企業の現状に関するアンケート
アンケート③ 建設企業で働く若手就業者へのアンケート

次ページ → 令和6年度効果検証時の資料



2. 三重県の実践（三重県建設産業活性化プラン2024）

担い手の確保

【①-1】令和6年度 学校訪問

取組目標：学校訪問数 目標：25校 実績：26校



明野高校

【取組時期】 主に4月下旬～6月上旬

【訪問校】26校（県と業団体が一緒に訪問した学校）

桑名西、桑名北、桑名工業、いなべ総合、白山、久居、飯南、明野、昴、宇治山田商業、名張、あけぼの、尾鷲、木本、紀南、久居農林、伊勢工業、津田、海星、三重、伊勢学園、皇學館、英心、三重短、三重大、大同大

出前授業等、魅力発信機会の開催を依頼
多くの取組が実現



津田学園

◎出前授業・実習授業・就職説明会（★：探究の時間）

★桑名西、久居農林、飯南、尾鷲、紀南、★三重、英心、★海星、三重短、三重大、伊勢学園、白山、伊勢工業

◎現場見学会（学校訪問を経由したものに限り）

紀南、★桑名西、飯南、尾鷲、★三重

◎企業と進路教諭の交流会 伊賀地域（名張）、東紀州地域（尾鷲）、松阪地域（飯南）

◎女性技術者交流会 伊勢工業

◎採用活動向上セミナー 北勢地域（桑名北）

※記載した取組以外にも、企業
独自に教育機関と連携し実施
している取組も多数あります。

効果・検証

- 学校訪問により、地域の建設業と学校（進路指導教諭）との関係性が構築。
- 学校のカリキュラムに合わせた取組の提案により、多くの出前授業等の開催が実現。
- 生徒が就職に際し重要視しているポイント（例えば労働環境・給与）など、各種アドバイスをいただき、採用活動や各種取組に活かした。
- カリキュラムが詰まっており、授業機会を失う可能性があるため、**取組を実施できている学校に対して、毎年継続的な訪問が必須。**



2. 三重県の実践（三重県建設産業活性化プラン2024）

担い手の確保

【①-2】令和6年度 高校教諭等と建設企業の交流会

取組目標：交流会への参加企業数 目標：30社 実績：27社

【尾鷲・熊野地域】（尾鷲、木本、紀南）

- 高校教諭5名 参加企業11社



建設業の紹介



名刺交換

【伊賀地域】（名張、上野、桜丘、あけぼの）

- 高校教諭5名 参加企業13社



意見交換会



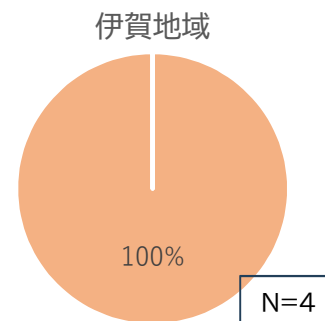
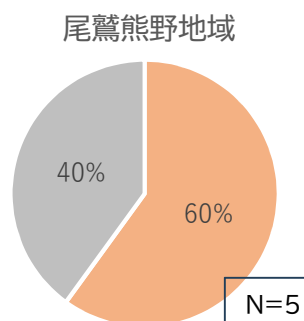
若手職員インタビュー

【松阪地域】（飯南、昴学園）

- 高校教諭2名 参加企業3社

アンケート①（交流会に参加した教諭向けアンケート）

・今回の説明を受けて建設業のイメージが変わったか

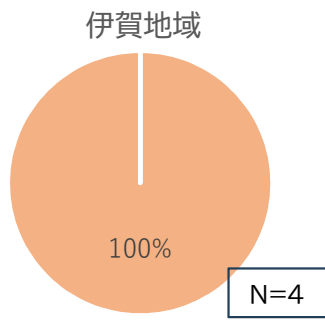
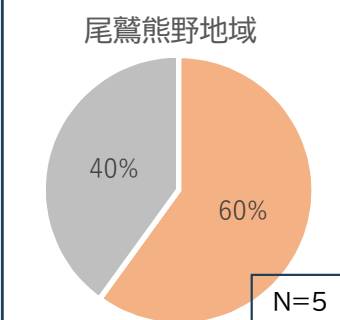


■ イメージが変わった ■ あまり変わらない

【意見】

- ・ ICTが進んでいる。かつての3Kのイメージとは異なると感じた
- ・ 旧3Kが払拭されてきて、建設業界全体が働きやすい職場へ変わってきていることが分かった
- ・ 若い社員が活躍できる場が多いことが分かった
- ・ 意見交換時の発言企業が1社のみだったため、もっと多くの企業の状況が聞きたかった。

・今回の説明を受けて就職先や進学先に建設関係を提案したいか



■ 提案したい ■ あまり勧めない ■ どちらとも思わない

【意見】

- ・ 地域を問わず必要とされている業種であるため、生活の場所や人生のステージが変わっても働き続けやすいと感じたから
- ・ たくさんの専門職があることが分かったので勧めやすい
- ・ 女性でも十分に働ける職場だということが分かったから
- ・ 労働環境改善に向けた取組を熱心に行っているから

効果・検証

- 「建設業の今」と題し、現在の建設業の働き方や休暇の状況などを高校教諭等へ説明したところ、ほとんどの教諭が建設業界のイメージが変わり、就職先や進学先の建設関係を提案したいという結果となった。
- 進路指導協議会の会議の一コマを利用した形での開催であり、十分な時間の確保が難しかったことから、短時間でも効果的な取組内容の検討が必要。
- 一部の企業のみが説明を行っており、参加企業ごとのPRができていない。
- 多くの企業が発言を行うなど、参加した企業名が教諭の印象に残る工夫が必要。



2. 三重県の実践（三重県建設産業活性化プラン2024）

担い手の確保

【①-3】令和6年度 採用活動における連携

取組目標：勉強会に参加する企業数 目標：20社 実績：26社

建設業採用活動セミナー

- 講師 三重県立桑名北高等学校 井上和也 主幹教諭(写真)

- 日時 5月31日

- 参加者 26社 42名

- 対象地域 北勢地域
(桑名・四日市)

- 内容 高校生の就職事情
高卒求人票の書き方
自社アピール方法 など

進路指導部代表

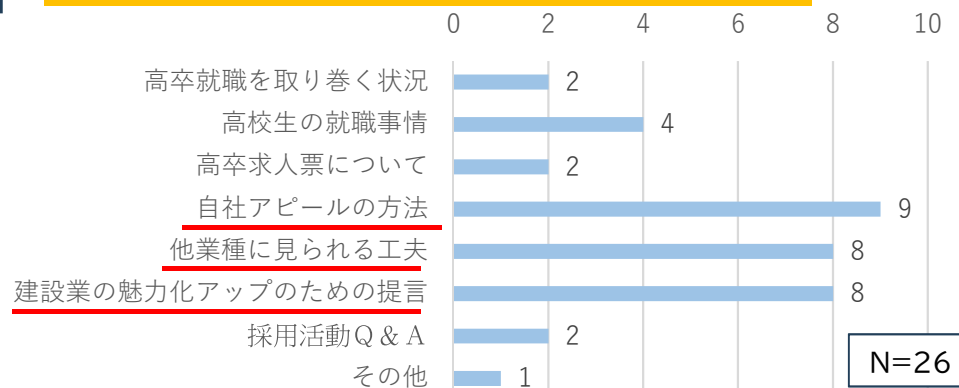


アンケート①(勉強会に参加した企業向けアンケート)

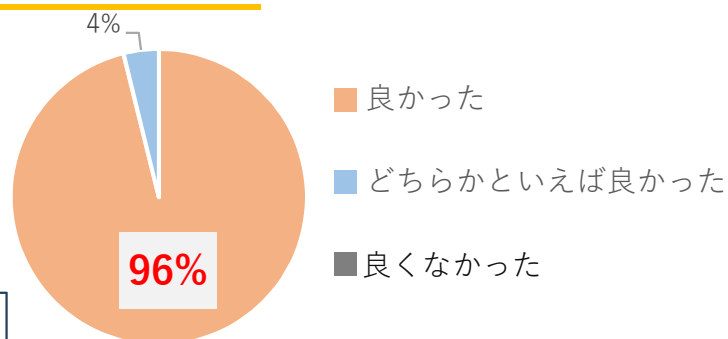
・セミナーを受けて印象に残った内容(複数回答可)



・セミナーを受けてより深く聞きたい内容(複数回答可)



・セミナーの講義内容について



効果・検証

- 高校生の就職活動に向けて、建設企業が効果的な採用活動(高校生の就職動向、他業界における求人の動向、求人票の書き方など)できるようセミナーを実施したところ、96%の企業が講義内容に対して「良かった」と回答。
- 印象に残った内容について「自社のアピール方法」が多く、より深く聞きたい内容については「他業種に見られる工夫」や「建設業の魅力化アップのための提言」が多い。
- 北勢地域での開催が好評であったことから、他地域への展開を検討。講師を務めていただく進路指導教諭の協力が必要不可欠。
- **開催時期が、求人票提出直前であったため、もう少し早い時期(4月)での開催が効果的。**



2. 三重県の実践（三重県建設産業活性化プラン2024）

担い手の確保

【②-1】令和6年度 出前授業等の開催

取組目標：出前授業等の経験企業数（累計） 目標：70社 実績：90社

令和6年度 取組実績（予定含む）

出前授業・実習授業・就職説明会：21回（15校）

現場見学会（高校）：12回（12校）

現場見学会（小学校）：13回（13校）

出前授業（探究の授業）「桑名西高校」



生徒が考えた地域の課題に対して、建設企業が解決策をアドバイス

出前授業＋現場見学会「飯南高校」



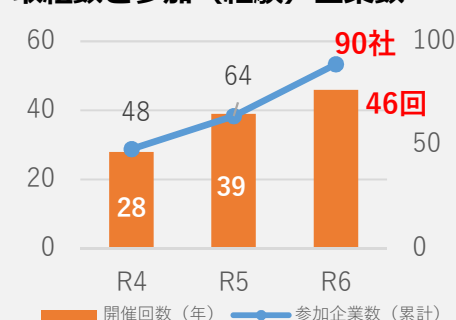
普段は入れない、建設現場で、実際の仕事を体験！



実習授業「久居農林高校」

専門技術者からレクチャーを受け、校内でアスファルト舗設を体験！

取組数と参加（経験）企業数

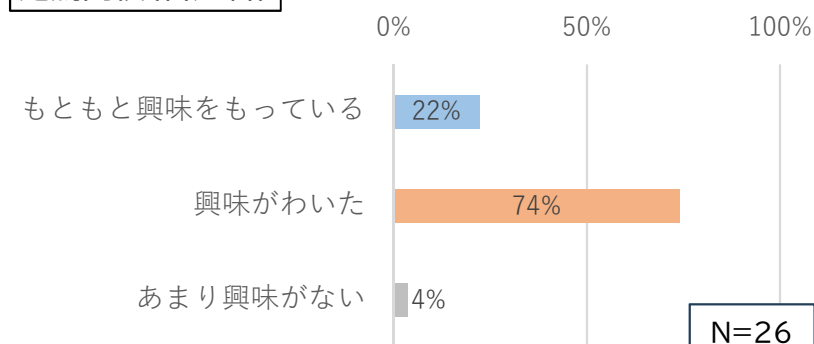


※県が関与・支援した取組に限る
企業数は2月末、開催数は3月末予定含む

アンケート①（参加者した生徒向けアンケート）

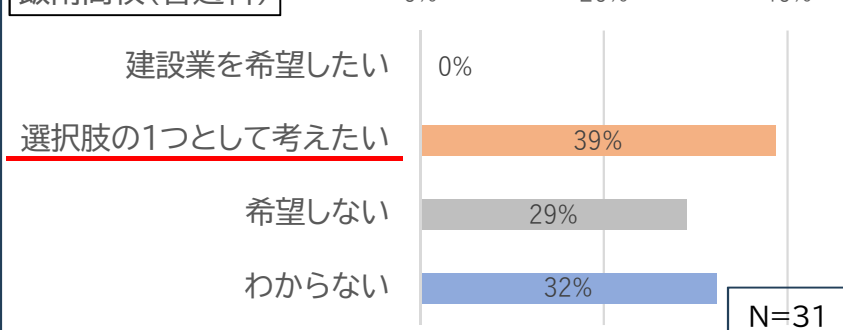
・出前授業等を受けて、建設業に魅力を感じたか。

尾鷲高校（普通科）



・将来、建設業に関する勉強や仕事をしたいと思いますか。

飯南高校（普通科）



効果・検証

- 過年度からの学校訪問の継続により、出前授業等の開催回数が増え、経験企業も増加。取組回数が多い企業（団体）は経験値が上がり、授業内容に独自の工夫を取り入れるなど質が向上している。一方、取組企業の固定化も見られ、意欲に差が生じている。
- 出前授業等を受けて、普通科の生徒においても、建設業の役割や仕事内容が理解できたことや建設業に魅力を感じた生徒が多い。
- 普通科である飯南高校では、過年度からの継続した取組により内容が充実した結果、約4割もの生徒が「就職先の1つとして考えたい」と回答。
- 取組の継続・拡大ができるよう引き続き学校との関係性を密にしていけることが必要。



2. 三重県の実践（三重県建設産業活性化プラン2024）

担い手の確保

【②-2】令和6年度 多角的な広報活動

取組目標：SNS・動画で発信している企業の割合 目標：20% 実績：39%

①魅力発信 冊子・動画の作成と活用



ホームページで公開し、誰もが使えるツールに！
出前授業や就職イベントなどで活用

③メディアの活用

- ・ 取組が県民に知れ渡るよう、積極的な報道提供を実施。
- ・ ほとんどの取組が一般紙に掲載

【中日新聞】松阪・紀勢版 5/8



④SNSの活用

- ・ 出前授業等の取組後は、「担い手確保支援チーム」のInstagramにポスト。
- ・ 学校側のホームページやSNSにも掲載を依頼。



【担い手確保支援チーム SNS】【三重高校ダンス部 SNS】

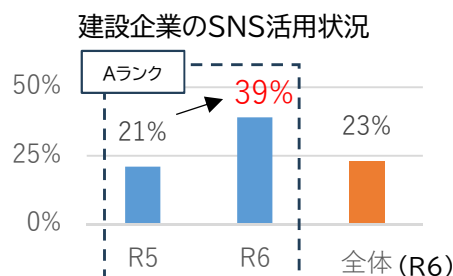
②小中学生向け魅力発信ツール

- ・ 小中学生に親しまれるよう、漫画・アニメを制作中。
- ・ 令和7年度より、ツールを出前授業やSNS等で活用予定



イラストイメージ

アンケート②
(建設企業の現状に関するアンケート)



アンケート①
(海星高校 出前授業)



効果・検証

- 誰もが使える冊子、動画により、出前授業や各種イベントで建設業の魅力が伝えやすくなった。
- 令和6年度に動画やSNSを活用した広報活動を実施した企業は、Aランクでは39%(48社/123社)であるが、**全体では23%(72社/320社)と少ない**。生徒の多くはSNSから情報をとっているため、SNSの活用を促す必要がある。
- また、SNSは生徒の多くが利用しているYouTube、Instagram、TikTokによる広報活動が有効。
- 現在作成中の漫画・アニメも活用し、小中学生を対象とした魅力発信が有効。
- **生徒・保護者が情報をキャッチできる手法の検討が必要。**



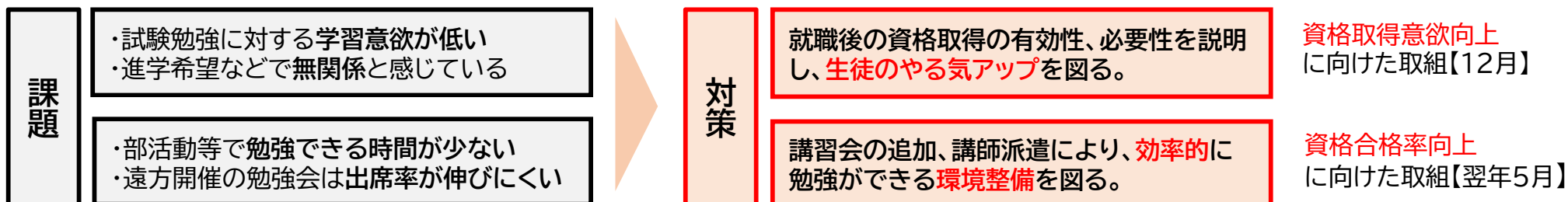
2. 三重県の実践（三重県建設産業活性化プラン2024）

担い手の確保

【②-3】令和6年度 資格の取得支援

取組目標：資格の合格者数 目標：100人 実績：111人

・建設系学科のある高校へのヒアリングの結果



【資格取得意欲向上に向けた取組】

- 講師 株式会社田村組
- 参加者 久居農林高校 土木・機械コース 1年生25名
- 内容 取組の目的 建設業の資格 建設現場での1日 など



アンケート①（意欲向上の講義を受講した生徒向け）

資格試験に対する意欲は？

受講前

受講後

意欲向上！

3.32

3.96

※5段階評価（最大値5.00）

主な感想（自由意見）

- ・資格の重要性：建設業で働くためには**資格が重要**であること、**資格を取ることが大切**
- ・資格取得の意欲：早いうちから資格の勉強を始めたい、**積極的に資格を取りたい**
- ・将来の就職に対する考え：建設業に対する関心が高まり、**将来の就職先を考えるきっかけになった**

効果・検証

- 講義を受けた生徒へのアンケート調査の結果、生徒の資格試験に対する意欲は大きく向上した。
- 講義を受けることで、**建設業に対する関心が高まり、将来の就職先を考えるきっかけ**となっている。
- 高校生と歳の近い若手技術者（卒業生）から説明を行うことで、より現実味のある講義となった。
- 4月に予定している「合格率向上」の取組を実施し、**合格率の推移を注視する必要がある。**

【③-1】U・Iターン人材の確保

取組目標:U・Iターン就職説明会への参加企業数 目標:4社 実績:19社

多数のイベントに参加でき、地域の建設企業のPR機会が拡大

他部局・他機関と密に連携

- ・ 県雇用経済部
- ・ 産業支援センター
- ・ おしごと広場みえ など

就職イベントの開催情報をキャッチするとともに、**建設企業の参加枠確保を調整**

HP、SNSへの掲載
業団体への情報提供

若者と企業の交流会(12/17)



(ミエツドイミナツドエin大同大学)

市町U・Iターン窓口へのリンク



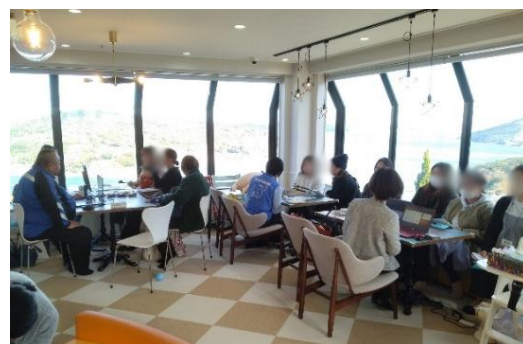
建設産業活性化プランHP 雇用経済部所管 HP

若者と企業の交流会(12/22)



(マルシェforビジネス in fork fork)

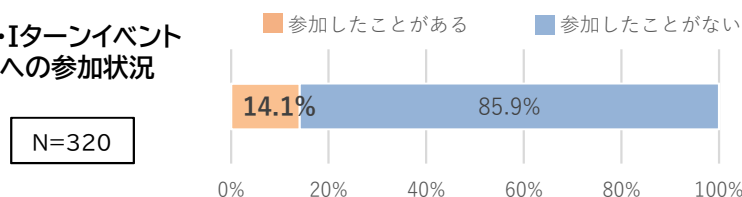
子育て世代との交流会(12/12)



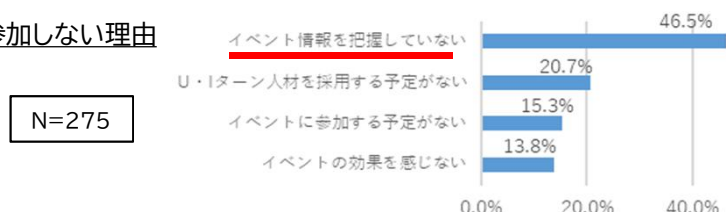
(in 鳥羽ビューホテル花真珠キッズパーク)

その他、WEB合同企業説明会、SNSによる企業PR企画などに多数参加

U・Iターンイベント への参加状況



参加しない理由



効果・検証

- **他部局との連携を強化**にしたことにより、企画段階(企業が参加できる段階)での情報をキャッチできた。その結果、各種のイベントに建設企業が参加できるようになった。
- 一方、**企業の参加意欲に偏りがあり**(情報をキャッチする意識)、**U・Iターンに関するイベントに参加したことがある企業は、約14%**と少ない。また、その理由の約半数が「**イベント情報を知らない**」であった。このため、イベントの周知方法の検討や企業の情報収集力の向上が必要である。
- 引き続き、他部局、他団体との連携を密に行い、各種イベントに建設企業が参加できるよう調整を図る必要がある。



2. 三重県の取組（三重県建設産業活性化プラン2024）

担い手の確保

【③-3】外国人雇用への対応

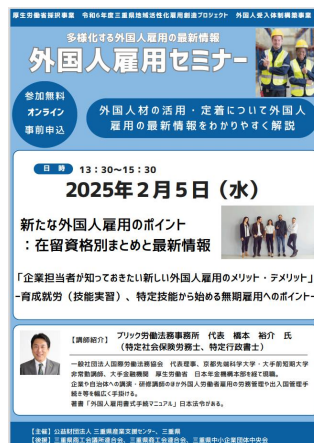
取組目標：外国人雇用に対する相談対応 目標：実施 実績：実施

外国人雇用制度の理解促進

他部局との関係性の構築によりセミナー（オンライン）
情報をキャッチ。SNS等で周知



⇒県内建設業4社が参加



令和7年3月に建設業に特化したセミナーを開催

＜講師＞
一般社団法人建設技能人材機構

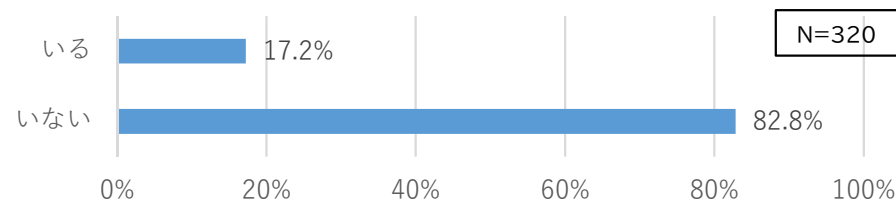
＜開催方式＞
対面＋WEB

＜内容＞
外国人雇用制度の説明など

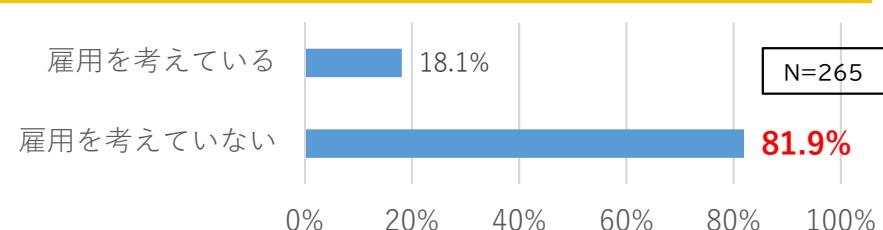


アンケート②（建設企業の現状に関するアンケート）

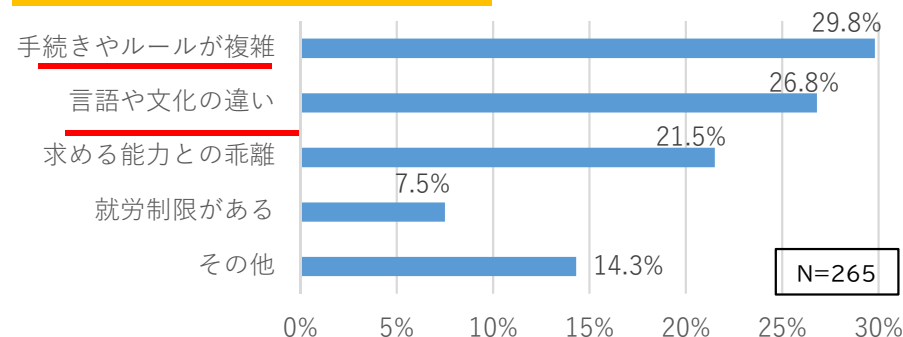
・外国人労働者の雇用について



・雇用の方向性について（外国人労働者を雇用していない企業）



・外国人労働者を雇用しない理由



効果・検証

- 他部局・他機関との関係性を構築したことにより、セミナー情報を周知することができ、建設企業のセミナー参加の機会を創出できた。
- 県内建設企業のうち、外国人雇用を考えていない企業は約8割であり、外国人雇用については消極的である。その要因としては制度への理解不足や言語や文化の違い（コミュニケーションが困難）となっている。
- 県土整備部や他部局が開催するセミナー等への参加を呼びかけ、制度理解を促す必要がある。



2. 三重県の実践（三重県建設産業活性化プラン2024）

労働環境の改善

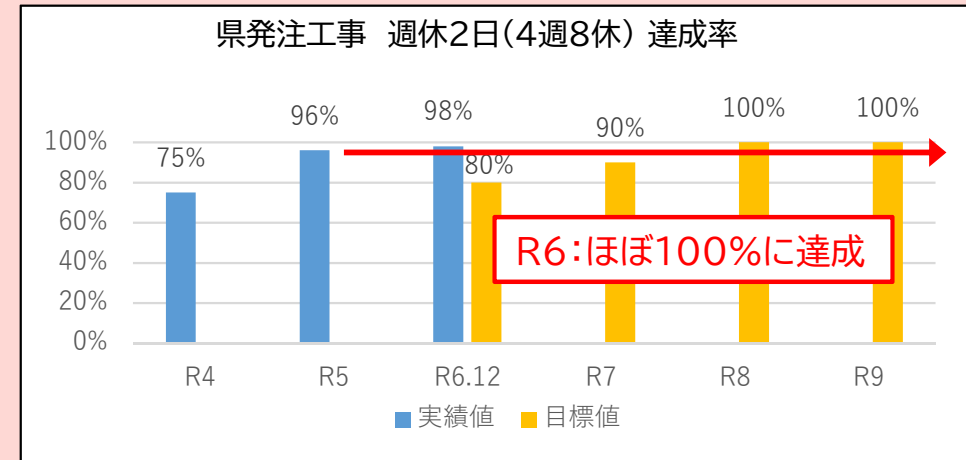
【①-1】週休2日制（4週8休）の定着

取組目標：県発注工事による週休2日制工事（4週8休）の達成率
目標：80% 実績：98%

三重県発注工事 ⇒ 月2回土日完全週休2日

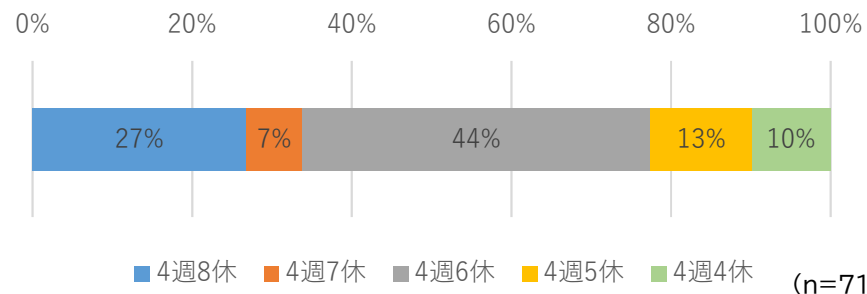
県土整備部	対象	達成条件
令和4年度	すべての工事 (発注者指定・受注者希望)	対象期間全体での 4週8休
令和5年度	すべての工事 (発注者指定のみ)	対象期間全体での 4週8休
令和6年度	すべての工事 (発注者指定のみ)	月単位での 4週8休を導入
		対象期間全体での 4週8休

取組拡大



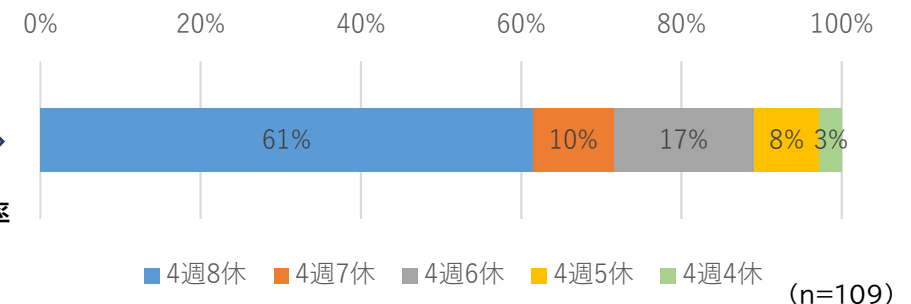
アンケート③（建設企業で働く若手就業者向けアンケート）

技術者の休日状況（R4）



4週8休取得率
増加

技術者の休日状況（R6.12月）



効果・検証

- 県発注工事の週休2日（4週8休）の達成率は、令和6年12月時点でほぼ100%となっている。
- 週休2日制の「質」の向上の取組を段階的に実施しており、令和6年度は月単位での週休2日制（4週8休）工事を導入した。
- 県工事の週休2日の達成率に対し、技術者の週休2日（4週8休）の達成率（61%）が低いため、**業界全体での取組が必要**。
- 今後は土日完全週休2日といった「質」の向上への取組が必要。



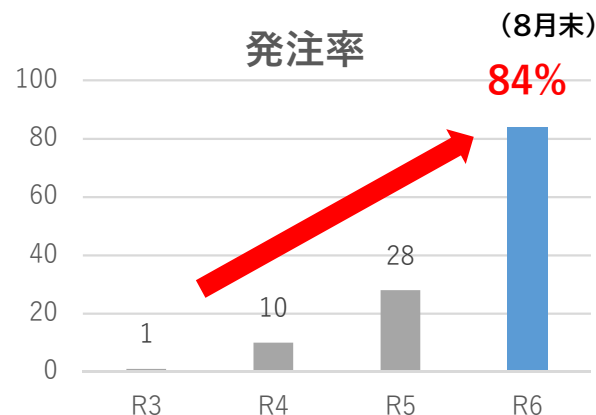
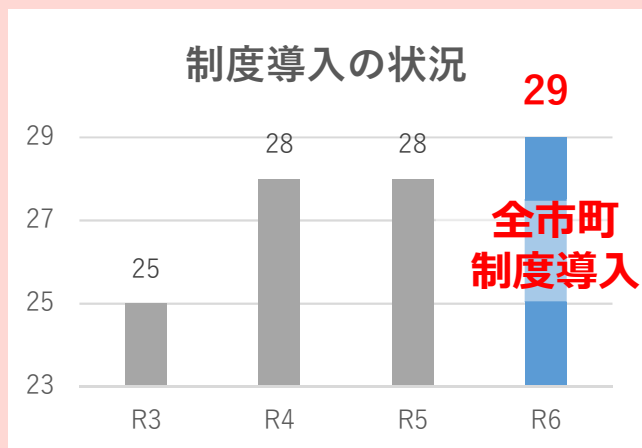
2. 三重県の実践（三重県建設産業活性化プラン2024）

労働環境の改善

【①-2、3】市町・民間発注工事における週休2日制工事の促進

取組目標：市町工事の週休2日制工事の発注率
目標：50% 実績：84%

市町の週休2日制工事の促進



民間の週休2日制工事の促進



労働局と連携し、週休2日を含めた適正工期の確保等について、建築確認審査機関を通じて民間企業（発注者）に周知を依頼

市町のフォローアップ



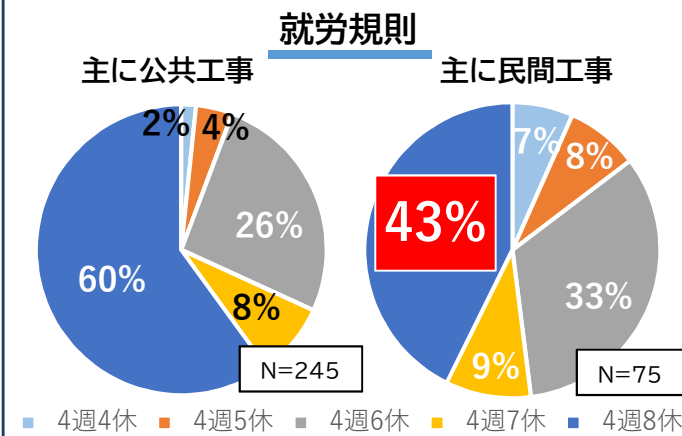
市町幹部への取組要請 13市町で実施

発注者協議会地域分科会



県内10会場で開催。
全市町へ取組の推進を要請

アンケート②（建設企業の現状に関するアンケート）



効果・検証

- 発注者協議会県部会での要請や過年度の市町へのフォローアップなどきめ細やかな取組の効果もあり、全市町での制度導入が完了。
- 全工事件数に対する週休2日制工事の割合（発注率）も84%となり、市町においても週休2日制工事が浸透してきているが、**一部ではあるが発注率が低い市町がある。**
- 今後は、更なる発注率の向上と週休2日の達成率を上げていくため、一層のフォローアップが必要である。
- 公共工事（国・県・市町）を主とする企業に比べ、**民間工事を主とする企業では週休2日（4週8休）が浸透していないため、既存取組の継続と民間団体等へのアプローチが必要。**



2. 三重県の実践（三重県建設産業活性化プラン2024）

労働環境の改善

【②-1】施工管理の社内分業化の支援

取組目標：説明会の開催回数 目標：1回 実績：1回

現場とバックオフィスの業務連携に向けた仕組みづくりをサポート（コンサルティング）

長時間労働の削減に！参加企業募集

令和6年度

バックオフィス業務 説明会・経営者セミナー

参加費：無料

- 建設現場とオフィスをつなぐ新たな職域、バックオフィス業務に関する説明会・セミナーを実施します。バックオフィス業務は技術者（現場代理人等）の負担を軽減し、長時間労働の削減に寄与する取組の一つです。ぜひご参加ください。

① バックオフィス業務説明会

日時・場所
令和7年2月13日(木) 9:30～11:00 三重県伊勢庁舎 4F 402会議室（伊勢市勢田町628番地2）
令和7年2月13日(木) 14:00～15:30 三重県尾鷲庁舎 5F 大会議室（尾鷲市坂西町1番1号）
令和7年2月14日(金) 10:00～11:30 JA三重ビル 5F大会議室（津市栄町1丁目960）
令和7年2月14日(金) 14:30～16:00 三重県四日市庁舎 6F 大会議室（四日市市新正4-21-5）
【各回受付 最大60名まで】

主な内容：バックオフィス業務に関する概要、現場とオフィスの業務連携の必要性等
対象者：建設企業の経営者、技術者、建設ディレクター等
申し込み：二次元バーコードまたは以下のアドレスからお申込み下さい。二次元バーコードを読み込めない場合など、ご不明な点は、お問い合わせ先にご連絡ください。
https://logoform.jp/f/cX0aP
締切日：令和7年2月6日（木）



② バックオフィス経営者セミナー

日時：令和7年2月28日（金）14:00～16:30（受付 最大60名まで）
場所：三重県勤労者福祉会館 6階研修室（三重県津市栄町1丁目891番地）
主な内容：バックオフィスの実例などから、社内体制の整備手法、適切な組織マネジメント等の課題を示し、バックオフィスに関する理解を深める。
対象者：バックオフィス業務説明会を受講した建設企業の経営者の方
申し込み：二次元バーコードまたは以下のアドレスからお申込み下さい。二次元バーコードを読み込めない場合など、ご不明な点は、お問い合わせ先にご連絡ください。
https://logoform.jp/f/SbnYv
締切日：令和7年2月20日（木）



お問合せ先

三重県 県土整備部 技術管理課 技術管理・DX推進班
TEL 059-224-2918 E-mail gijyutsu@pref.mie.lg.jp
（受託者）一般社団法人 建設ディレクター協会

R6年度説明会・セミナー募集案内



バックオフィス業務説明会開催状況（津会場）



バックオフィス経営者向けセミナー

【主な意見】

- ・バックオフィスによる分業化を自社に取り入れていきたい
- ・労働局の助成金を積極的に活用し研修等を受けていきたい
- ・新規社員を採用するか既存の社員を活用するか検討していきたい

令和6年度【導入編】

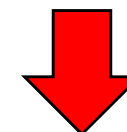
STEP1 バックオフィス説明会

- バックオフィス業務を紹介し、建設業の方に広く知ってもらうことを目的とする

STEP2 経営者向けセミナー

- 一般的な事例から社内体制の整備手法などの経営支援を目的とする
- 一般経営者の疑問に対して、その場で助言・指導を行う

説明会の継続
（導入企業増大）



セミナー高度化
（分業化の促進）

令和7年度（新）【活用編】

STEP1 バックオフィス説明会

STEP2 経営者向けセミナー

STEP3 技術者向けセミナー【新規】

- 業務連携のチームマネジメント（意識改革等）
- 作業所勤務と支援部門の連携の重要性
- 技術者とバックオフィス人材の業務整理

効果
検証

- バックオフィス業務説明会を受講した複数の企業よりバックオフィスによる分業化を進めたいとの前向きな意見があった。
- バックオフィスの導入を促進していくためには、企業にバックオフィスの考え方・取り組み方を周知していく必要がある。
- 経営者向けセミナーの内容を、実践企業の事例をレクチャーするなど、より高度なものにしていく必要がある。



2. 三重県の実践（三重県建設産業活性化プラン2024）

労働環境の改善

【②-2】施工管理の効率化の支援

取組目標：県発注工事のASP利用指定発注率 目標：40% 実績：77%

・令和6年度のASPの取組状況

県土整備部においては、発注するすべての工事を対象として実施。
農林水産部、企業庁においては、各事務所各課1件程度の実施を目標とする。

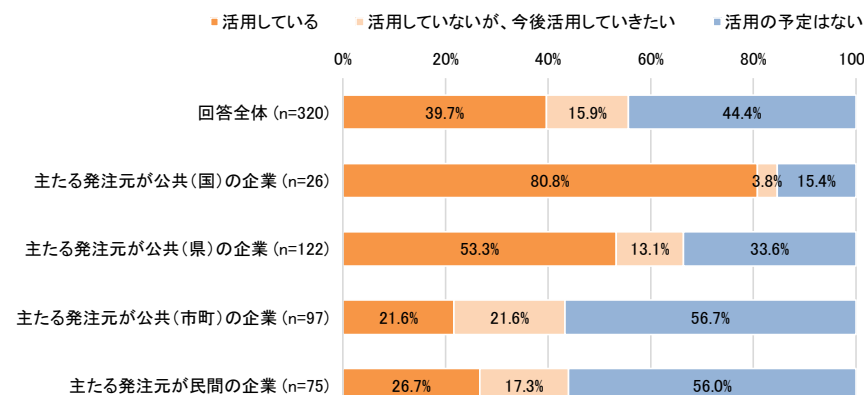
【令和6年度ASP指定発注率：73%（12月末時点）】

【令和6年度ASP活用率：79%（12月末時点）】

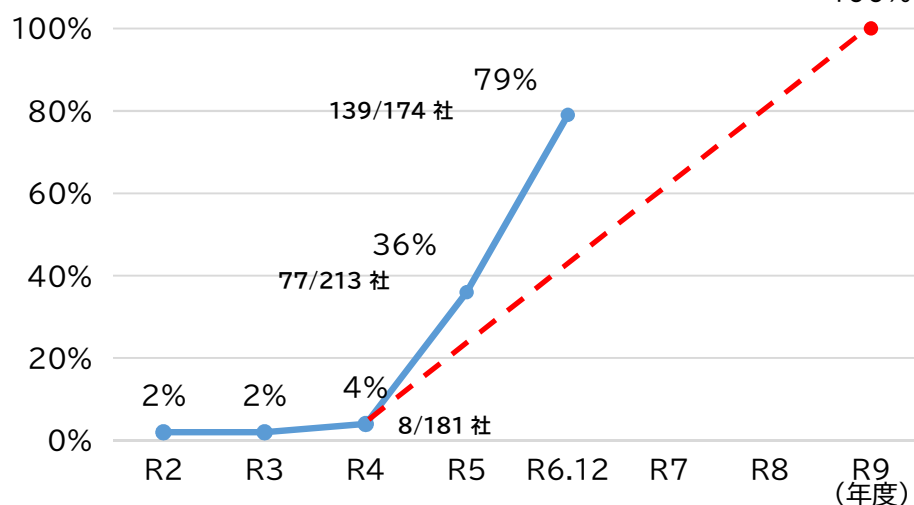


アンケート②（建設企業の現状に関するアンケート）

・ASPの活用状況（プランに関するアンケートより）



Aランク建設企業のASP活用率



効果・検証

- 国は原則すべての工事をASP・遠隔臨場の活用対象にしているため、活用率が高くなっていると考えられる。
- 県においては、県土整備部では令和6年度から、すべての工事でASP・遠隔臨場の利用指定で発注しているが、他部局では部分的な利用指定での工事発注のため、国と比べると活用率は低い。
- 市町で活用率が低いのは、インターネット環境構築などASP・遠隔臨場を活用する環境整備の遅れによることが考えられる。
- 令和6年度に県土整備部で全ての工事をASP利用指定の対象としたことでASP利用指定発注率は目標を大きく上回っている。
- 三重県内企業のASP活用の更なる向上を図るため、農林水産部、企業庁においてもASP利用指定発注工事の対象を拡大していく必要がある。
- 市町発注工事でのASP・遠隔臨場の活用向上のため、引続き発注者協議会でASP・遠隔臨場の活用について市町に働きかける必要がある。



2. 三重県の実践（三重県建設産業活性化プラン2024）

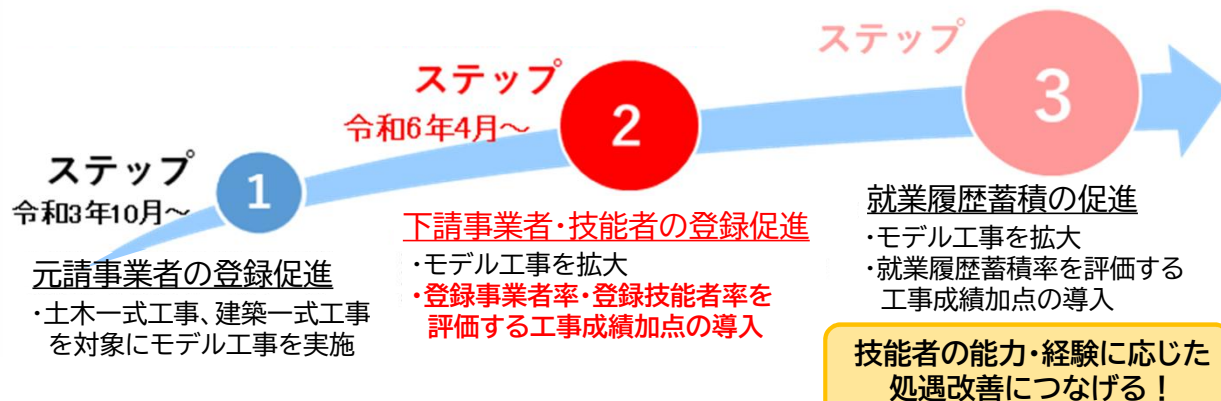
労働環境の改善

【④-1】技術の継承と処遇改善

取組目標：CCUS活用モデル工事において目標達成した工事件数 目標：10件 実績：22件

・CCUS活用促進の取組

モデル工事を段階的に実施し、CCUS活用を促進



・事業者(土木一式工事)の登録状況

事業者登録率		単位：者	
ランク	事業者	登録者	登録率
Aランク	226	221	98%
Bランク	198	165	83%
Cランク	1184	437	37%
計	1608	823	51%

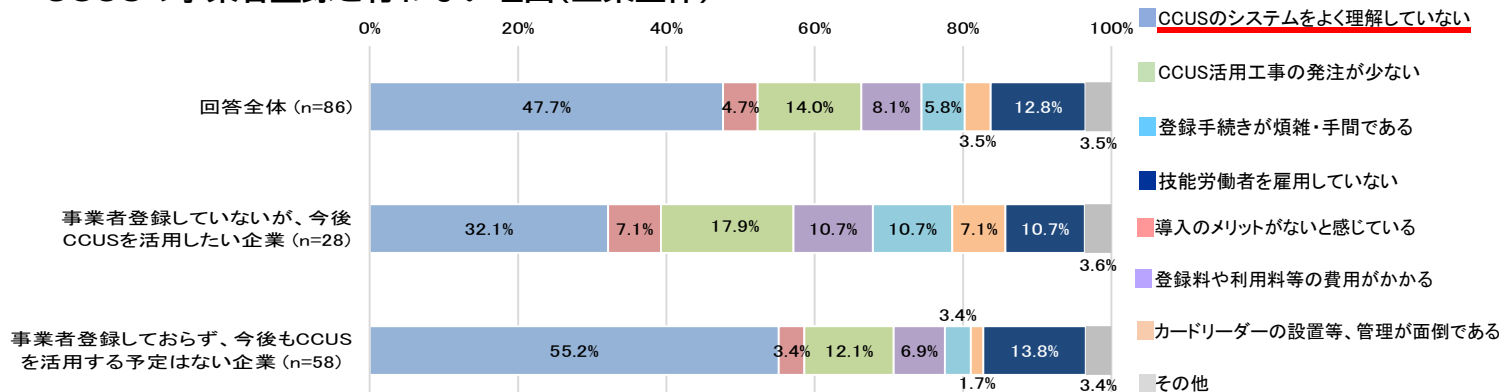
令和6年12月末時点



事業者向けCCUS説明会
(令和3年度から毎年3会場で開催)

アンケート②（建設企業の現状に関するアンケート）

・CCUSの事業者登録を行わない理由(企業全体)



効果・検証

- 土木一式工事(Aランク)事業者では、概ね全事業者が登録済みとなっている。土木一式工事事業者における全体の事業者登録率は、5割程度であることから、引き続き事業者登録の促進に取り組む必要がある。
- 講師を招いて事業者向け説明会を開催しており、更なるCCUS普及促進に向け継続的な開催が必要。
- 企業アンケート結果では、CCUSの事業者登録を行わない理由として「**CCUSのシステムをよく理解していない**」という意見が多く見られることから、チラシの配布等を通じて幅広い事業者への周知が必要。
- 建設業法の改正に基づき、適正な労務費の確保など労働者の処遇改善への対応が必要。



2. 三重県の実践（三重県建設産業活性化プラン2024）

生産性の向上

【①-1】建設DXの導入支援

取組目標：建設DX促進説明会の参加者数 目標：650名 結果：656名

【令和6年度建設DX促進説明会の開催状況】

・受注者向けに情報共有システム(ASP)活用、遠隔臨場、ICT活用工事について説明

・開催管内・参加者の実績

桑名管内 (8/23)	参加者	4名
四日市管内 (9/4)	参加者	25名
鈴鹿管内 (8/28)	参加者	8名
津管内 (9/17)	参加者	19名
伊賀管内 (8/28)	参加者	10名
松阪管内 (9/11)	参加者	19名
伊勢管内 (9/6)	参加者	12名
志摩管内 (9/6)	参加者	21名
尾鷲管内 (9/13)	参加者	21名
熊野管内 (9/13)	参加者	20名

全管内 参加者 159名



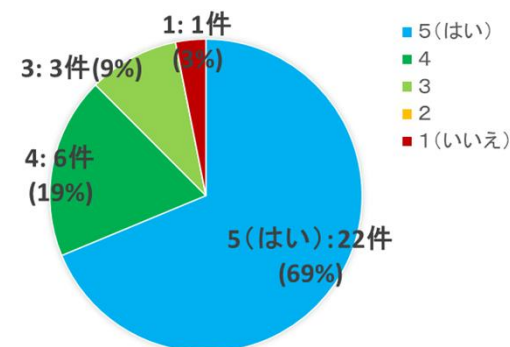
桑名管内



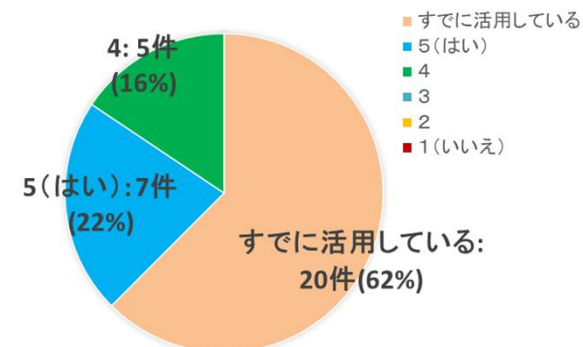
松阪管内

アンケート①(建設DX促進説明会参加者のASPに対する意見)

・情報共有システム(ASP)の取組について理解できましたか【回答者32名】



・受注した工事で情報共有システム(ASP)を活用しようと思われましたか【回答者32名】



【主な意見】

- ・ 作業が軽減されて助かる
- ・ 移動時間がなくなり効率的
- ・ 打合せ簿を確実に共有保存できる
- ・ 書類作成が容易、慣れると楽
- ・ 全ての工事で取り入れるべき
- ・ 打ち合わせは対面で行いたい
- ・ 対面での説明と理解は重要

効果・検証

- 多くの回答者がASPの取組について理解し、今後ASPを活用しようと思ったと積極的な意向を示している。
- 多くの回答者が既にASPを活用しており、ASPの有用性を認めている意見が多く、徐々にASPが浸透してきていると考えられる。
- ASPに対する意見や要望では全ての工事で取り入れるべき等、ポジティブな意見が多く、ASPの効率性や利便性が評価されているが、一方でASP活用の有用性についてさらに周知が必要と思われるネガティブな意見もあった。
- 回答者の多くにASPの活用の取組について理解してもらっているが、更に受注者の意識の向上を図っていくために、建設DX促進説明会等の受注者向け研修を継続して実施していく必要がある。



2. 三重県の実践（三重県建設産業活性化プラン2024）

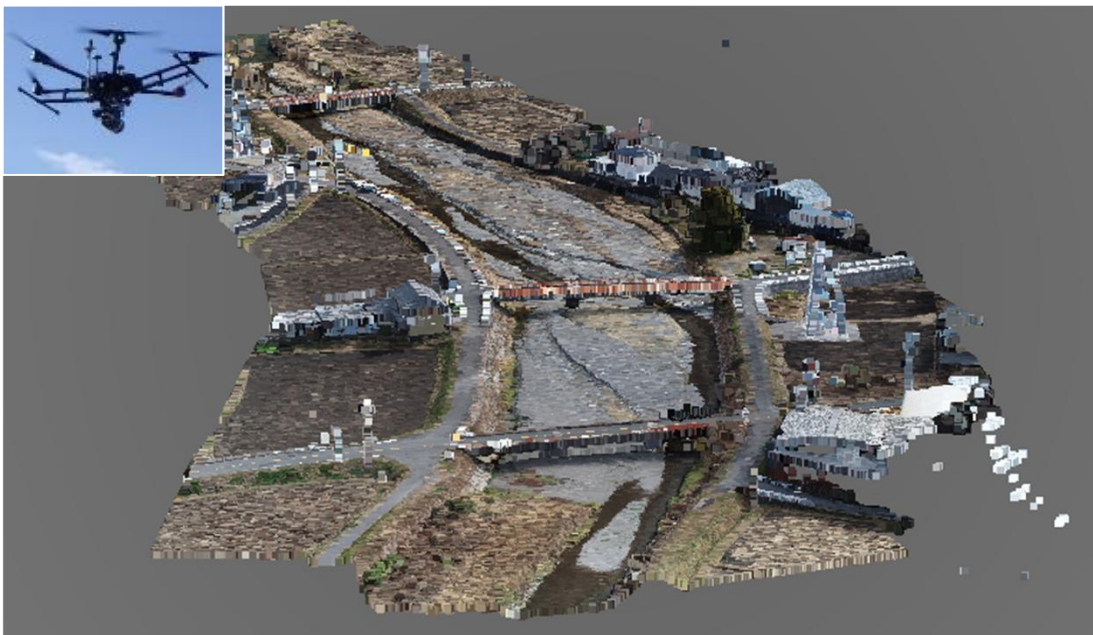
生産性の向上

【②-2】ICT活用工事の推進

取組目標:3次元測量データの提供件数 目標:10件 結果:13件

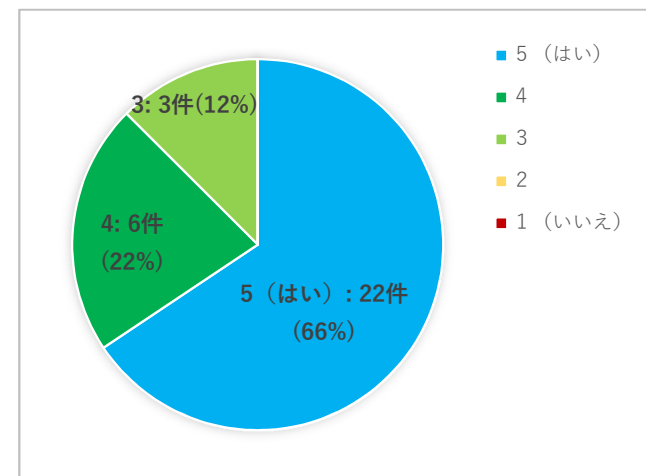
【令和6年度ICT活用工事実施率：72%(12月末時点)】

3次元データの提供



発注者によりプロセス①3次元測量を実施
R6年度実施工事 13工事

・ICT活用工事の取組について
理解できましたか 【回答者32名】



- ・ 3Dデータが発注者から提供されると活用しやすくなる
- ・ 締固め工事で効果がある堆積土砂撤去工事で効果が大きい

効果・検証

- ICT活用未経験の建設企業に、県から3次元測量データを提供することで、ICTを活用することが省人化・省力化に繋がることを実感してもらうことができた。
- 今まで外注していた3次元起工測量を契約から早い段階で入手できたので、その後の工程を早めることができた。
- 3次元起工測量を受注者が外注すると、現場条件により県積算金額よりも高額になることがあったが、発注者から提供を受けることにより、その心配がなくなる。
- 受注者の負担を軽減するため、発注者による3次元測量データの提供工事を増やしていく必要がある。



2. 三重県の実践（三重県建設産業活性化プラン2024）

企業の安定経営

取組項目	具体内容	R6取組
適正な利潤の確保	・ 入札契約制度の改善	・ 入札契約制度の改善では、令和6年4月の最低制限価格引き上げに伴い、建設工事の平均落札率は令和5年度の92.9%に対し、令和6年度は令和6年12月末時点で94.4%まで上昇した。
	・ 総合評価方式の改善	・ 総合評価方式の改善では、令和6年6月に調査基準価格未満の入札をした場合は評価値を減点する算定式の見直しを行い、低入札価格調査の実施件数の減少につながった。
	・ 適正な予定価格等の設定継続	・ 適正な予定価格等の設定では、価格変動による公共工事の積算時点と当初契約時点の資材価格差に対応するため、令和6年12月に「資材価格等に対する特例措置」を策定し、資材価格高騰に適切に対応した。
	・ 市町・民間への働きかけ	・ 最低制限価格の設定が不適切な市町に対し、発注者協議会県部会や個別訪問にて取組要請を行った。（対象市町：12市町）

参考（入札契約制度の改善）

最低制限価格の引き上げ

① 令和4年7月
国の最低制限価格算定式改定に伴う
引き上げ



R4取組

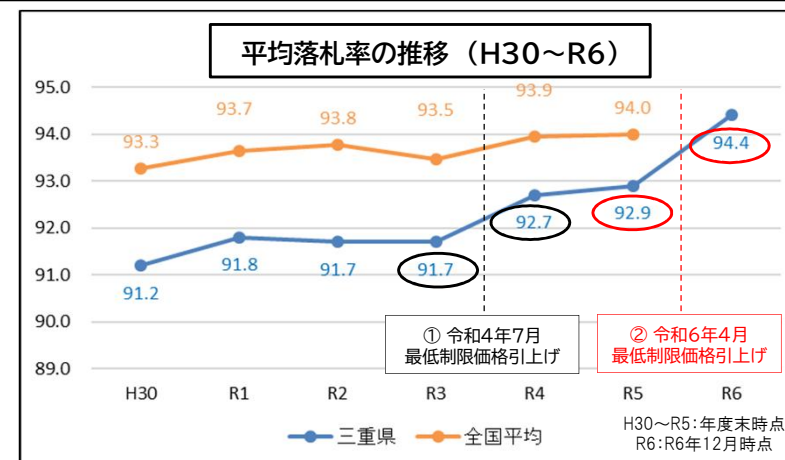
平均落札率の上昇 +1.0%
令和3年度末 91.7%
令和4年度末 92.7%

② 令和6年4月
活性化プランによる建設企業の適正
な利潤確保に向けた引き上げ



R6取組

平均落札率の上昇 +1.5%
令和5年度末 92.9%
令和6年12月 94.4%



中部地方整備局の取組について

令和7年7月

- 中部地方整備局（港湾空港部除く）において、①年度開始前手続きの実施、②平準化目標率の設定、③繰越・国債制度等の積極活用に関する事務連絡に基づき、継続して取り組みを実施。

工事・業務 ①R6.11.5付け事務連絡「令和7年度契約等における年度開始前手続きについて」

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）に基づき、適切な工期設定と併せ、施工時期の平準化を「必ず実施すべき事項」として位置付け実施しているところであるが、工事、測量・建設コンサルタント業務等、物品調達・役務の提供等の契約の工期末及び発注手続きが年度末に集中することを避けるため、第3四半期から契約手続きを開始することができることとする。

工事

②③R6.12.16付け事務連絡「令和6年度補正予算成立日以降の工事・業務の積算及び入札契約等における対応方針について」

工事実施時期の平準化については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（第7条）において発注者の責務とされており、中部ブロック発注者会議においても令和6年度の平準化率として具体的な目標（0.8）を定め、国、地方公共団体等の発注者が主体的に取り組んでいるところである。工事発注担当課においては、各事業の計画的な工事発注計画を立案し、繰越制度、国庫債務負担行為も活用しつつ、工事実施時期の平準化に努められたい。

業務

②③R6.12.16付け事務連絡「令和6年度補正予算成立日以降の工事・業務の積算及び入札契約等における対応方針について」

- ・ 当該年度に履行期限を迎える業務件数の比率を上半期50%、下半期50%とすることを目標とし、履行期限を上期・下期に2分割することを習慣化させること。
- ・ 当初予算発注する業務のうち、対象業務については、『履行期限としてはならない期間』を設定する。
→ 当初予算発注業務は第4四半期の履行期限は原則不可、変更契約も同様
- ・ 翌債・繰越制度の活用、業務国債の活用、履行期限設定のマネジメント

○国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための国庫債務負担行為（2か年国債及びゼロ国債）を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

○中部地方整備局

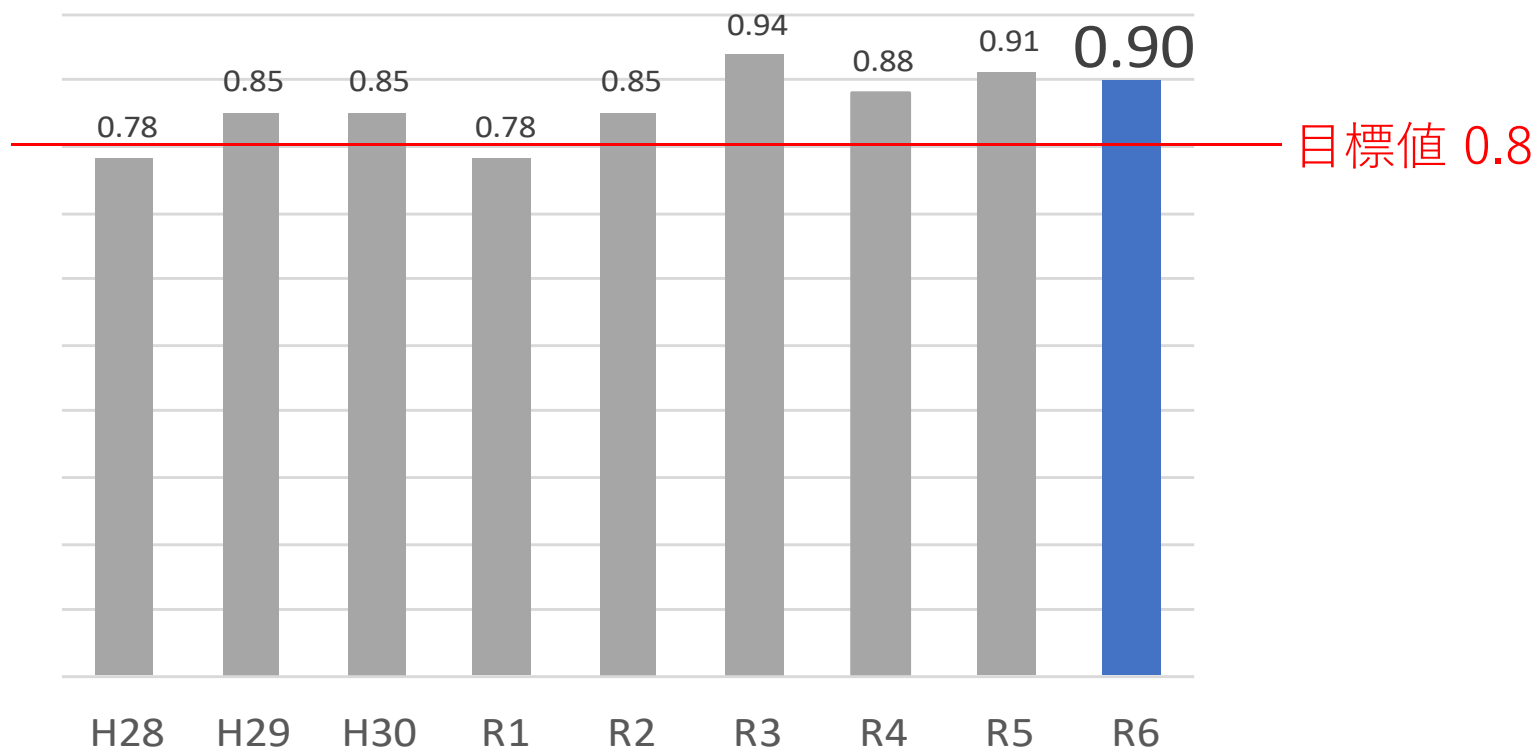
	R 2 補正 + R 3 当初	R 3 補正 + R 4 当初	R 4 補正 + R 5 当初	R 5 補正 + R 6 当初	R 6 補正 + R 7 当初
直轄予算額	3,907億円	3,672億円	3,607億円	3,746億円	3,832億円
工事発注件数	850件	820件	768件	748件	789件
うち 国債 件数	239件	311件	279件	290件	315件
うち 事業加速円滑化国債債務件数	－	50件	68件	48件	30件
国債での工事発注率	28.1%	37.9%	36.3%	38.8%	39.9%

※直轄予算額：中部地方整備局関係予算の概要

※発注件数：PPIベース

- 中部地方整備局 発注工事の平準化率(件数)は以下に示すとおりであり、中部ブロック発注者協議会で定めるR6目標値を達成。
- 年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等を図る。

$$\text{平準化率（件数）} = \frac{\text{第1四半期（4～6月期）の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$



目標：上半期 50%、下半期 50%と、履行期限を上期・下期に2分割する

平準化に向けた取り組み

1. 履行期限の制限

- 歳出予算発注業務は第4四半期の履行期限を原則不可とする。
(変更契約も原則適用)

2. 早期発注の活用

- 翌年度業務の入札手続きを年度開始前から開始する。

3. 翌債・繰越制度の活用

- 繰越制度を積極的に活用する。“発注前繰越”の事例集を共有し、繰越手続きの早期化を図る。

4. 国債の活用

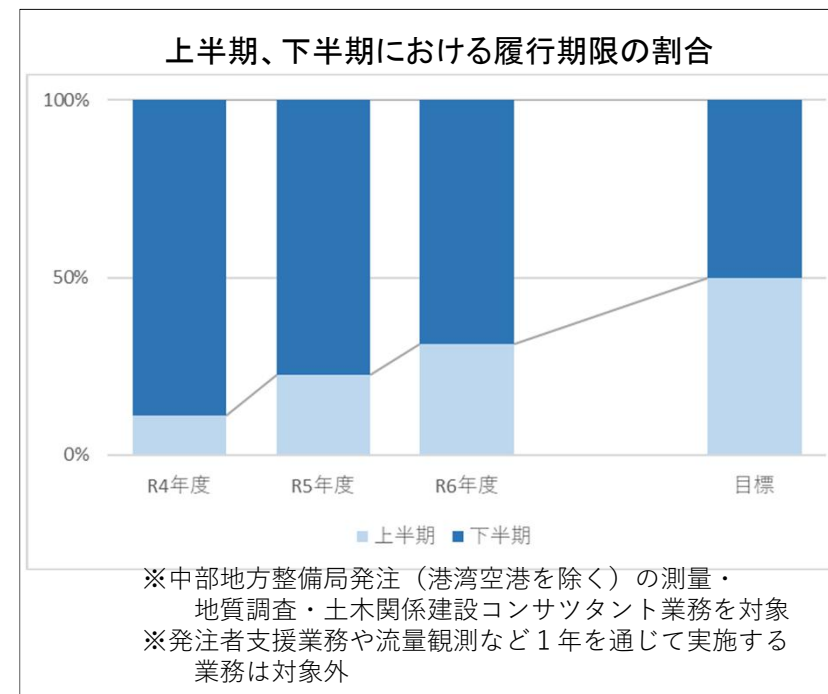
- 履行期限の平準化を図るため、ゼロ国債・平準化国債を積極的に活用する。

※例年、年度当初4月～年度末3月を履行期間として発注している業務については、業務成果を必要とする期日を考慮した上で国債を活用し履行期間の見直しを検討。

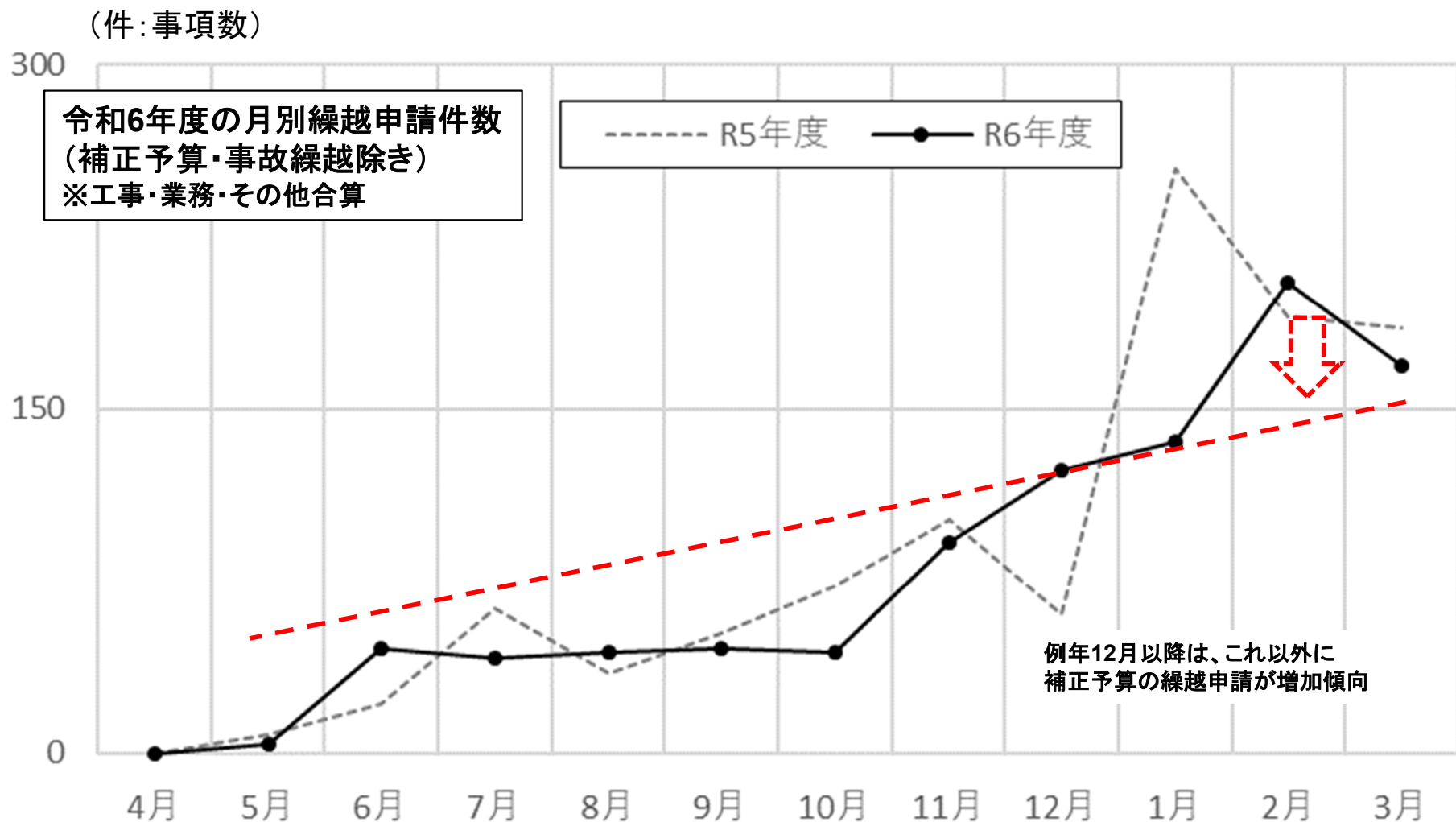
5. 履行期限設定のマネジメント

- 災害復旧等、緊急に対応が必要となったやむを得ない理由により、第4四半期を履行期限として業務発注（変更契約含む）を行う場合は、他業務の履行期限を変更するなど、各部署で計画的に平準化に取り組む。

(目標のイメージ)



- 繰越申請件数について、中部地方整備局も他機関同様に第4四半期に多い傾向にある。
⇒事由発生後の速やかな繰越手続きにより、申請時期と履行期間の平準化を目指す。
⇒発注前の繰越手続きにより、適正な履行期間を確保する。



翌債(主に発注前)の早期申請イメージ

GOAL 平準化による申請

⇒ 平準化を理由とした
繰越事由区分の創設

STEP3 一括申請の実施

⇒ 翌債申請する業務を一括化
翌債申請のさらなる簡素化を図る

さらなる
簡素化

STEP2 繰越事由の統一化

⇒ 繰越事由を数パターンに統一化
統一事由によって翌債申請の簡素化を図る

簡素化

STEP1 早期(第1四半期内)翌債申請の習慣化

⇒ 発注前の翌債申請事例集を作成
事例を参考に、発注前翌債申請の拡大を図る

発注前申請を
あたりまえにする

(これまで)

平成28年度から週休2日モデル工事を実施。令和6年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、取組件数を順次拡大。【休日の量の確保】

(これから)



現在のモデル工事は通期で週休2日を目指す内容となっており、月単位で週休2日を実現できるよう取組の推進が必要。【休日の質の向上】

施策パッケージ 【令和7年度の継続事項】

①完全週休2日を標準とした取組への移行

追加特記仕様書等の基準類を、完全週休2日を標準とした内容に改正

②工期設定のさらなる適正化

天候等による作業不能日や猛暑日等を適正に工期に見込めるよう、工期設定指針等を制定

③柔軟な休日の設定

災害その他避けることのできない事由等を非対象期間と設定

④他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組

※併せて、直轄事務所と労働基準監督署との連絡調整の強化

8. 完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方への支援

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。
※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。
※完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。
- 中部地方整備局では、本官工事において発注者指定で完全週休2日(土日祝日閉所)、分任官工事において発注者指定で完全週休2日(土日閉所)に取り組む。



9. 国交省直轄工事におけるスライド条項の取扱いについて

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

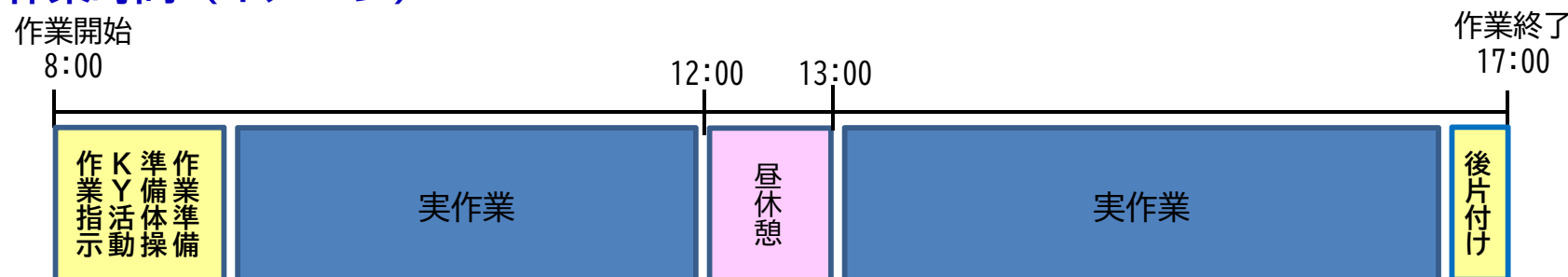
項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

10. 移動時間等を踏まえた歩掛改定

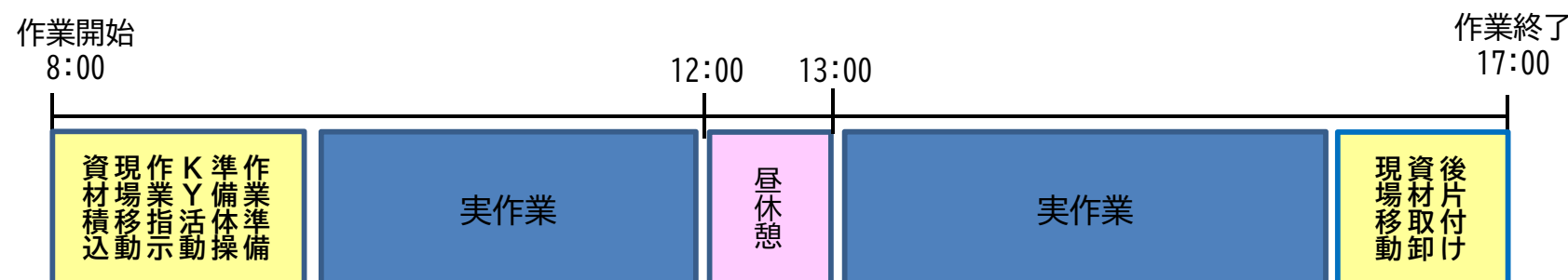
時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

- KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等是一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
- 路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施。
- 令和6年度は、路上工事だけでなく仮設工事においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）



- 切削オーバーレイ工など**10工種**で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R7年度歩掛改正に反映

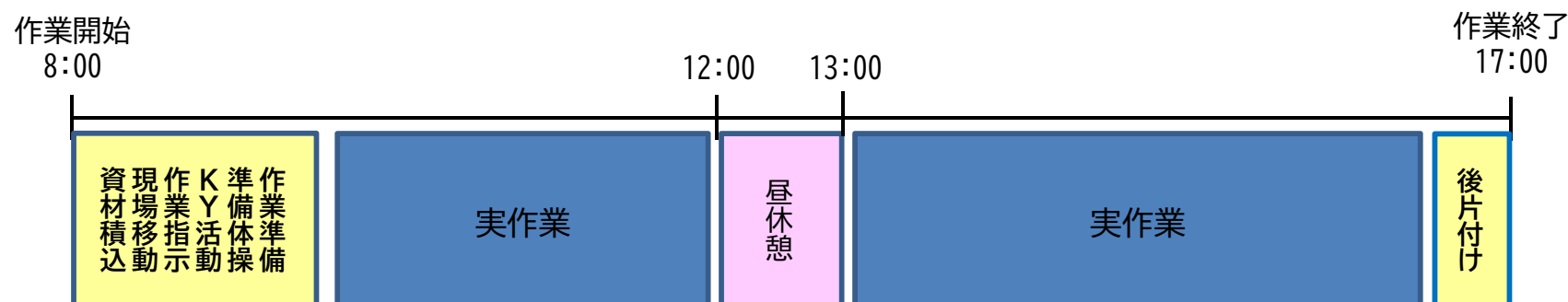
切削オーバーレイ工、構造物補修工（断面修復工）、油圧圧入引抜工、床版補強工、塵芥処理工、排水構造物工（暗渠排水管）、路盤工、路盤工（ICT）、透水性アスファルト舗装工、沓座拡張工

11. 移動時間等を踏まえた歩掛改定

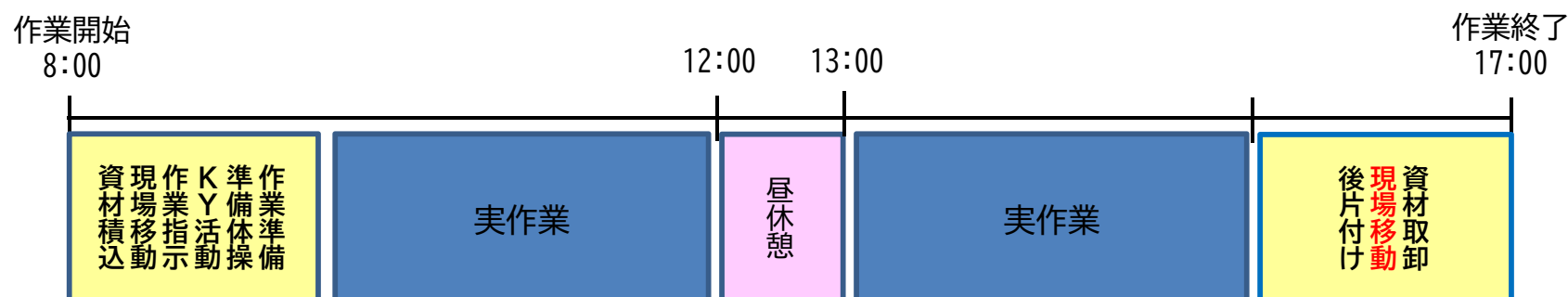
時間外労働の上限規制対応【建設機械の回送時間を考慮した歩掛の改正】

- 令和6年度は、建設機械を日々回送して使用する工種において、日当たり施工量に変動が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



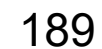
■移動時間の増加により変化した作業時間（イメージ） ※日々回送する移動式クレーン



- 鋼橋架設のバント設備にかかる工種において、移動式クレーンが日々回送することで実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒ 令和7年度歩掛改正に反映

鋼橋架設工（バント設備設置・撤去、バント基礎設置・撤去）

8. 令和7年度 協議会スケジュール



中部地方整備局HPにて公表

◆相談窓口一覧

(R7.4.1現在)

		事務所名等	役職	担当者名	連絡先【電話】	
公共工事発注者支援本部	本 局	総務部 企画部 港湾空港部	(総括窓口) 技術管理課 課長補佐	大場 浩樹	0 5 2－9 5 3－8 1 3 1	
		営繕部	(公共建築相談窓口) 技術・評価課 課長補佐	下津 耕治	0 5 2－9 5 3－8 1 9 7	
	県代表事務所	岐阜県	木曽川上流河川事務所	副所長(技)	田島 健	0 5 8－2 5 1－1 3 2 1
			岐阜国道事務所	副所長(技)	安藤 裕通	0 5 8－2 7 1－9 8 1 1
		静岡県	静岡河川事務所	副所長(技)	増田 進一	0 5 4－2 7 3－9 1 0 0
			静岡国道事務所	副所長(技)	辻 英雄	0 5 4－2 5 0－8 9 0 0
			清水港湾事務所	副所長(技)	飯田 基	0 5 4－3 5 2－4 1 4 6
			静岡営繕事務所	(公共建築相談窓口) 技術課長	諏訪 篤志	0 5 4－2 5 5－1 4 2 1
		愛知県	庄内川河川事務所	副所長(技)	山田 哲士	0 5 2－9 1 4－6 7 1 1
			名古屋国道事務所	副所長(技)	竹内 秋広	0 5 2－8 5 3－7 3 2 0
			名古屋港湾事務所	副所長(技)	林 寿史	0 5 2－6 5 1－6 2 6 6
			三河港湾事務所	副所長(技)	中野 昭人	0 5 3 2－3 2－3 2 5 1
		三重県	三重河川国道事務所	副所長(技)	原 幹彦	0 5 2－2 2 9－2 2 1 1
			四日市港湾事務所	副所長(技)	鬼頭 孝明	0 5 9－3 5 1－1 3 5 7
		長野県	天竜川上流河川事務所	副所長(技)	古瀬 友紀	0 2 6 5－8 1－6 4 1 1
飯田国道事務所	副所長(技)		奥村 賢二	0 2 6 5－5 3－7 2 0 0		
その他事務所		『改正品確法運用指針』に関するご相談は、上記担当者を窓口と致しますが、各事務所に設置の地域総合支援室「担当者」でも受け付けます。				

9. 情報提供

■中部ブロック発注者協議会では、「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」に基づき、各発注機関が個別に公表している発注見通しを地区ごとに集約し「地区別発注見通し」として公表を行っているところです。

■令和7年4月1日（少額随契の基準額の見直し）における、発注見通しに関する事項の公表について、公表対象金額を次の通りにします。

	改正後	改正前
工事	4 0 0 万円以上	2 5 0 万円以上
業務	2 0 0 万円以上	2 5 0 万円以上

中部地方整備局の場合

■令和7年7月1日から適用

四半期ごとに提出してもらっていますが、第3四半期分の10月提出より反映させてください。
なお、第2四半期分は移行期間と考え、どちらの金額での提出でも可とします。

◆発注関係事務を支援する「公共工事発注者支援機関」

発注者の業務負担増、人員不足に対応し、発注関係事務を適正に実施するための支援（積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査）を行う。

公共工事発注者支援機関（10機関）

○認定機関[土木]

(公財)岐阜県建設研究センター
(公財)愛知県都市整備協会
(公財)三重県建設技術センター
(一社)中部地域づくり協会
(一社)ふじのくにづくり支援センター

○認定機関[建築]

(公財)岐阜県建設研究センター
(一財)静岡県建築住宅
まちづくりセンター
愛知県住宅供給公社
(公財)三重県建設技術センター
(一社)中部地域づくり協会

活用

地方公共団体

地方公共団体

地方公共団体

■発注者支援業務の活用例（土木工事の発注）

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
通常発注	①											①	②											
平準化発注	①							① ②													③			

○通常、年度末に①工事の完了手続き、次年度に②の工事の発注手続きを実施する。⇒平準化発注のため11月頃、①工事の締めと、②工事の発注準備が前倒しで同時進行となる。
※①工事の締めを職員が実施。②工事の積算業務、技術提案の審査等を発注者支援業務にお願いする。

職場における熱中症対策の強化について

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至させない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方

見つける → 判断する → 対処する

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

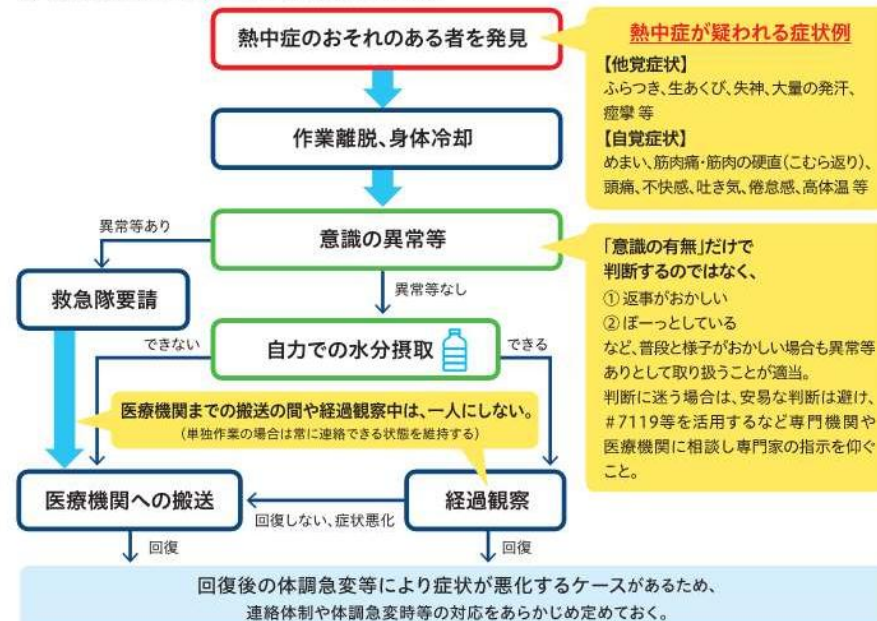
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について



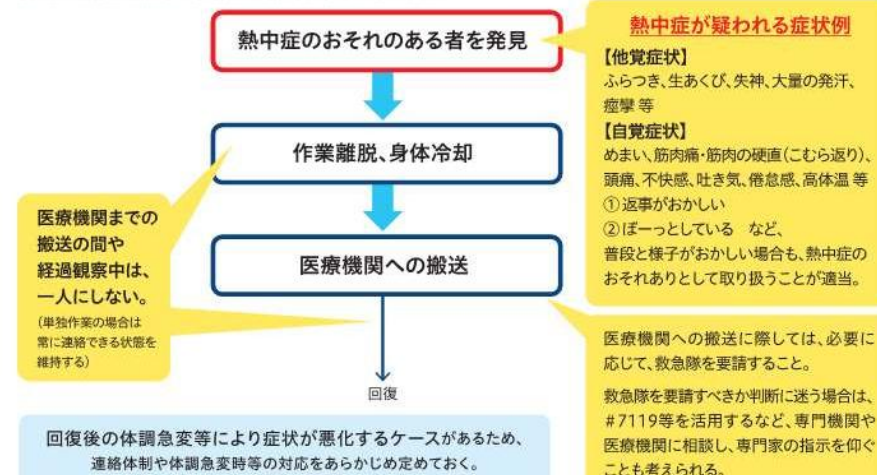
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



- 従来、国土交通省直轄工事の積算では、ミストファン等の設備対応を共通仮設費（現場環境改善費）、経口保水液・空調服等の労務管理にかかる費用を現場管理費（真夏日の日数に応じて補正）にて計上。
- 工期設定では、猛暑日を考慮して設定。想定以上に猛暑日が確認された場合、適切に工期変更（延長）を行い、工期延長日数に応じて増加費用を計上。
- 令和7年度より、「現場環境改善費」（率計上）から避暑（熱中症対策）・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」（率計上）の50%を上限に、設計変更を実施。

<共通仮設費（現場環境改善費）>

現行

率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費 3. 避暑（熱中症対策）・避寒対策
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）



今後

率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）

積み上げ計上費目（精算時の設計変更対象）

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、設計変更。なお、積み上げ計上の場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の50%を上限。



令和7年記者発表

インフラ分野のDXに関する 優れた取り組みを表彰



★技術開発者も要注目！—インフラDX大賞受賞がNETIS“有用な新技術”への登録につながります—

募集期間

令和7年6月18日(水) ～ ~~9月18日(木)~~

整備局への提出期限は
別途事務連絡を参照

【お問い合わせ先】

国土交通省大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 西上
直通：03-5253-8120（代表：03-5253-8111）（内線 22339）

国土交通省大臣官房公共事業調査室 課長補佐 佐藤
直通：03-5253-8258（代表：03-5253-8111）（内線 24296）

■受付対応時間 月曜日～金曜日 09:30～12:00、13:00～17:00

募集内容など詳細はこちら



令和6年度 インフラDX大賞の
受賞者はこちら



令和7年度 インフラDX大賞の募集

令和6年度インフラDX大賞受賞取組概要
(地方公共団体等の取組部門)

今回の依頼範囲

令和6年度 インフラDX大賞受賞者一覧

○工事・業務部門

	事業者名	工事／業務名	所在地等
(1)	福岡開発株式会社	令和4～5年度 仁淀川中島地区下流護岸外(その1)工事	四国
2	優秀賞 村土土建開発工業株式会社	十勝川改修工事の内 西土狩築堤河岸保護外工事	北海道
3	優秀賞 鹿島・前田・竹中土木特定建設工事共同企業体	成瀬ダム堤体打設工事(第1期)	東北
4	優秀賞 高田機工(株) 仙台営業所	国道4号 稲堤高架橋上部工事	東北
5	優秀賞 アジア航港株式会社	R4利根砂防管内自律飛行型UAVによる点検計画検討業務	関東
6	優秀賞 株式会社浜屋組	R4矢板出張所管内路面補修工事	関東
7	優秀賞 敦賀旭土建株式会社	敦賀港(御山北地区)防波堤(改良)基礎工事(その2)	北陸
8	優秀賞 株式会社市川工務店	令和4年度 一般県道松原手島線川島大橋下部工事	中部
9	優秀賞 株式会社小森組	すさみ県道田並地区地盤補修工事	近畿
10	優秀賞 若築・あおみ・吉田特定建設工事共同企業体	堺東北港汐見沖地区岸壁(-12m)築造工事(第2工区)	近畿
11	優秀賞 カナツ技建工業株式会社	佐陀川 防交交付金(広域河川)(仮称)新武代橋A2橋台工事第6期	島根県
12	優秀賞 株式会社 白海	令和5年度関門航路(大瀬戸～早瀬瀬戸地区)航路(-14m)浚渫工事	九州
13	優秀賞 あおみ建設・丸尾建設JV	令和5年度石垣港(新港地区)防波堤(外)築造工事	沖縄
14	優秀賞 日本工営株式会社	令和4年度 国営沖縄記念公園DX推進業務	沖縄

○地方公共団体等の取組部門

	団体名	取組名	地域
(2)	馬木県	ICT・AI技術を活用した道路交通の円滑化	関東
15	優秀賞 長崎県	情報共有システム及びWeb会議併用による災害査定効率化	九州

○I-Construction・インフラDX推進コンソーシアム会員の取組部門

NO	表彰の種類	事業者名	取組名	本社所在地
17	国土交通大臣賞	小澤建設株式会社	令和4年度 美和ダム上流土砂対策工事におけるデータマネジメントの活用	長野県
18	優秀賞	株式会社妙子組	現場コンシエルジによるプロセス革命	北海道
19	優秀賞	一社)日本橋梁建設協会、一社)建設コンサルタント協会	鋼橋のデータ連携実装に向けた共同開発	東京都
20	優秀賞	応用地質株式会社	地盤の3次元可視化から4次元地中モニタリングへ	東京都
21	優秀賞	株式会社EARTHRAIN	Smart Construction®による建設現場のデジタル化・可視化 ～ICT施工StageⅡの実現～	東京都
22	優秀賞	株式会社大林組	建設用3Dプリンターの大型土木構造物への適用	東京都
23	優秀賞	ジオ・サーチ株式会社	掘削工事の生産性向上への取り組み(ちかデジの開発)	東京都
24	優秀賞	東亜建設工業株式会社	ICT対応型水中バックホリによるリモートオペレーション	東京都
25	優秀賞	株式会社 吉光組	河川災害復旧工事における建設3Dプリンターの活用	石川県
26	スタートアップ奨励賞	ONESTRUTION株式会社	建設プロセスの最適化ワークフローを実現する「OpenAEC」の開発	東京都

(2)

令和6年度インフラDX大賞受賞取組概要 (地方公共団体等の取組部門)

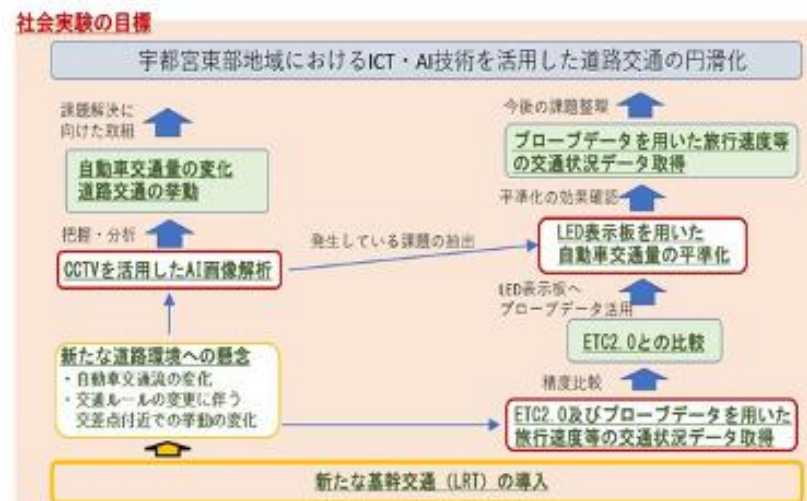
推薦整備局等	関東地方整備局
地方公共団体名	栃木県
取組主体	栃木県

【取組概要】

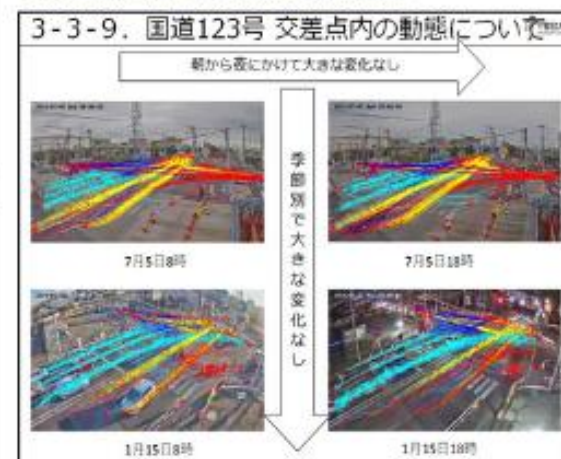
宇都宮東部地域では、LRTが令和5年8月に開業することで、既存道路の車線が減少することや、信号現示サイクルが複雑になるなどの交通ルールの変更により、一定程度の混乱が生じることが懸念されていた。

今回の取組では、周辺道路環境への影響を確認するため、ICTやAI技術を活用して、自動車交通流の変化や、交差点付近での挙動の変化などに着目し、LRT開業したことにより交通状況を分析すると共に、発生している課題の改善を試みた。

具体的には、WEBカメラのAI画像解析等により交通状況を分析した中で、LRTを導入する際に車線を減少させた主要地方道宇都宮向田線を避けて、並行する市道白楊高通りに過剰に迂回している状況が確認され、混雑度に偏りが生じていたため、ICTを活用した民間プローブデータにより、リアルタイムの旅行速度を計測し、LED表示板により現地で情報提供を行ったことで、並行路線の自動車交通量の平準化に寄与したことを確認した。



●交差点付近での自動車挙動確認



●LED表示板を用いた現地実証実験



- ICTやAI技術を活用することで、幅広くデータを収集・蓄積でき、分析までの即時性が向上。リアルタイムにLED標
示板により現地での情報提供を行うことで、混雑度の偏りを22%～56%低減。
- LRTの開業により周辺道路環境が大きく変化したことへの影響を、ICT・AI技術を活用することで
即時的に効果的に把握することができ、他の周辺道路環境の変化の影響分析にも適用可能。

16.情報共有システム及びWeb会議併用による

(2)

令和6年度インフラDX大賞受賞取組概要
(地方公共団体等の取組部門)

推薦整備局等	九州地方整備局
地方公共団体名	長崎県
取組主体	長崎県

【取組概要】
地方自治体は、災害発生時において被災状況の把握や災害査定資料の作成など、多くの作業を短時間で実施する必要がある。また、近年の豪雨災害が激甚化・頻発化するなか、効率的かつ迅速に災害査定を受検し、復旧工事のための予算を確保し、早期に完了させることが求められる。しかしながら、長崎県は、離島・半島を多く有することから、災害査定時の移動に多大な時間を要することや荒天の場合に離島への移動手段が遮断される可能性があるなど、災害査定の確実な実施が難しい状況もあり、災害査定を確実に実施できる体制づくりが必要である。
そこで、長崎県では、情報共有システムにより、県・市町にて作成された災害査定で用いるデータをクラウド上で保管・共有し、Web会議システムを活用することで、リモートでの災害査定を実現した。



▲県庁会議室（査定官・立会官）の状況



▲点群取得できる機器としてUAVとスマートフォンLiDARを活用



▲情報共有システムのビューアも用いたデータの閲覧状況

▲格納データ構成

No.	ファイル名	拡張子	容量	サイズ
1	1. 調査計画書.pdf	pdf	490.1KB	
2	2. 調査計画書.pdf	pdf	5.6MB	
3	※このマークを押して閲覧する！！		1,012.6MB	
4	4. 調査計画書.pdf	pdf	1.4MB	
5	5. 調査計画書.pdf	pdf	1.6MB	
6	6. 調査計画書.pdf	pdf	1.2MB	
7	7. 調査計画書.pdf	pdf	191.8MB	
8	8. 調査計画書.pdf	pdf	3.6MB	
9	9. 調査計画書.pdf	pdf	721.5MB	
10	10. 調査計画書.pdf	pdf	1.2MB	
11	11. 調査計画書.pdf	pdf	1.6MB	

▲保存ファイル一覧からビューア機能によるデータ閲覧状況

- 離島・半島という地理的条件下で、デジタル技術（情報共有システム及びWeb会議）を活用したリモートによる災害査定を実施しており、移動に要する時間や労力を省略化。
- 実務で利用している情報共有システムやWEB会議を組み合わせるだけで、災害査定の効率的な実施が可能となることから波及性が大きい取り組み。

トップの意識を変えて、現場が変わる。

担い手確保につなぐ、全ての人が働きやすく働きがいのある魅力ある建設産業の実現へ

✓ 本計画は、**官（国土交通省）、民（建設業団体等※）が共同で策定**。官民一体となって、取組を推進。

（取組内容と取組主体を明記）

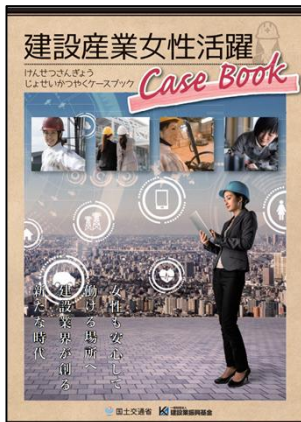
※ 日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会、
全国建設産業団体連合会、住宅生産団体連合会、建設産業女性定着支援ネットワーク

女性の定着促進に向けた建設産業行動計画

～働きつづけられる建設産業を目指して～

「働きつづけられるための環境整備」など**定着を中心**とした取組。

平成29年度予算事業



建設産業女性定着支援ネットワークの活動の様子

R2.1

令和5年度予算事業



R7.3

- ✓ 毎年度取組状況の確認・課題把握
- ✓ 計画策定後の官民連携による取組の着実な推進

H26.8

もっと女性が活躍できる建設業行動計画

建設業界を挙げて女性の更なる**活躍を歓迎する**というメッセージ

建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画

～**トップの意識**を変えて、**現場**が変わる。担い手確保につなぐ、
全ての人が働きやすく働きがいのある魅力ある建設産業の実現へ～

<計画の主なポイント>

- (1) 建設産業の魅力向上・発信 ～選ばれる建設産業を目指して～
- (2) 働きやすい現場の実現
～現場で働く女性のハード・ソフト両面からの環境整備～
- (3) 女性活躍・定着促進に向けた取組の裾野拡大
～取組の普及・実行計画のフォローアップ～



（参考：国交省HP特設ページ）

建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画(概要) ①

～トップの意識を変えて、現場が変わる。担い手確保につなぐ、全ての人が働きやすく働きがいのある魅力ある建設産業の実現へ～

新たな実行計画の策定について

- 建設産業は、社会資本の整備、災害対応、復旧・復興など、地域社会に欠かせない重要な存在であり、将来にわたってこうした役割を引き続き果たしていくには、**将来の担い手確保による持続可能な建設産業の実現が必要不可欠**。
- 建設産業における女性活躍・定着促進に向けては、平成26年8月、令和2年1月に計画を策定し、官民が一体となって、女性の入職促進や就労継続に向けた活動に取り組んできた。女性の就業状況については、**技術者・技能者ともに増加傾向にあり、一定の成果がみられるものの、入職者に占める女性の割合は低く留まり、また、「入職者数に対する離職者数の割合」についても全産業と比べて高い年があるなど、女性の定着はまだ不十分**。
- 建設産業の最重要課題の一つである担い手確保に向けては、まずは、**トップである経営者層の意識を変え、現場で働く労働者全ての意識を変えていくことで、現場を持つ産業という特色を踏まえつつ、全ての人にとって魅力的で選ばれる産業となっていくことが必要**。

- 全体に共通する基本的考え方として、「**トップの意識を変えて、現場が変わる。担い手確保につなぐ、全ての人が働きやすく働きがいのある魅力ある建設産業の実現へ**」を実行計画の副題に据え、この考えの下に、魅力的な建設産業を実現し、若者入職促進等の担い手確保につなげるものとして女性活躍・定着促進に取り組む。

「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画」の主なポイント

(1) 建設産業の魅力向上・発信 ～選ばれる建設産業を目指して～

- 全ての人が働きやすく働きがいのある魅力ある産業を目指した意識改革
(まずは**経営者層**、さらに**現場までの意識改革・理解醸成**、**一人親方**として女性が働く場合の**留意点**整理)
- 働きやすく柔軟な働き方のできる環境整備 (**仕事と家庭の両立**)
- スキルアップできる環境整備 (多様で柔軟な**キャリアパス**、**ロールモデル**の提示)
- 建設産業の魅力・働きがいの効果的な発信 (**ターゲット**に応じた**きめ細かい戦略的な広報**)



建設産業の魅力を動画で発信

(2) 働きやすい現場の実現 ～現場で働く女性のハード・ソフト両面からの環境整備～

- 現場のハード面からの環境整備 (**自治体発注工事**、**民間工事**含め**快適なトイレ**や**更衣室**の整備)
- 現場における働き方改革 (**適正工期**の確保、**ICT活用**、**朝礼の運営見直し**など**働きやすい環境**の整備)
- 現場における意識改革 (現場の**トイレ**や**更衣室**等の**利用ルール**の徹底、**現場の理解醸成**)



民間集合住宅現場における快適なトイレ活用事例

(3) 女性活躍・定着促進に向けた取組の裾野拡大 ～取組の普及・実行計画のフォローアップ～

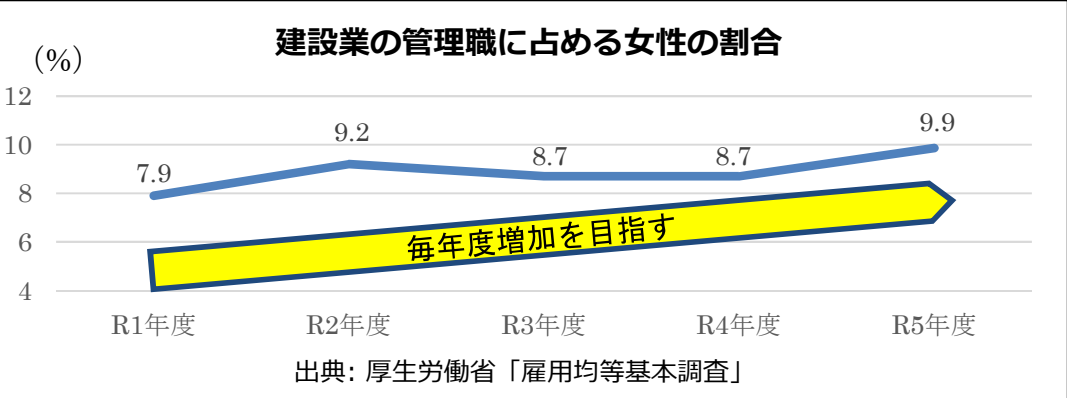
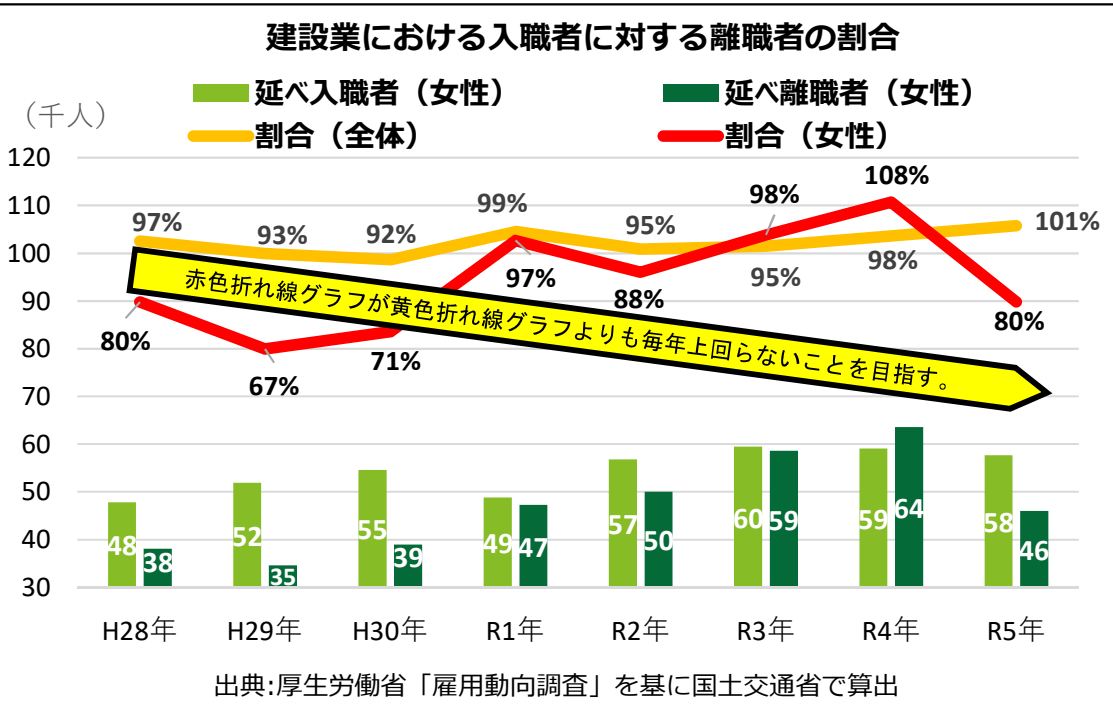
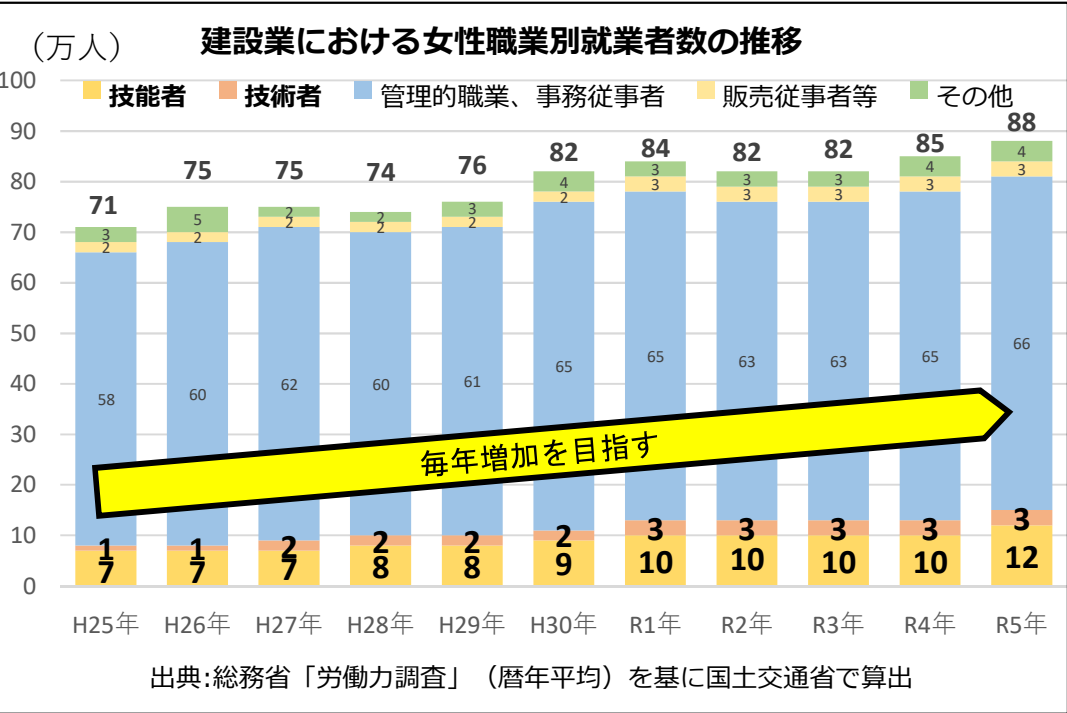
- 建設産業女性定着支援ネットワークの活動の全国展開・取組充実 (**業界団体との連携強化**や**相談体制の強化**)
- 計画策定後のフォローアップ・取組内容の展開 (実行計画**普及**、毎年度の**取組状況の確認**・**課題把握**・**取組深化**) など



建設産業女性定着支援ネットワークの活動の様子

実行計画の取組目標

- 令和11年までの間、「建設業における女性技術者・技能者の人数」を毎年増加させる
- 令和11年までの間、「女性入職者に対する女性離職者の割合」を「建設業全体の入職者に対する離職者の割合」よりも、毎年上回らないようにする
- 令和11年度までの間、「建設業の管理職に占める女性の割合」を毎年度増加させる
- 令和11年度までに、都道府県単位で活動している団体の「建設産業女性定着支援ネットワーク」への加入を全ての都道府県で目指す



建設産業女性定着支援ネットワークへの加入状況

団体登録のある都道府県の数 33都府県(R6.12時点)

(全国活動17団体/都道府県活動38団体)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
全国	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知
17		1	1	1	1		1	1			1		2	1	2		1		1	1	1	1	
24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
1	1	1	2	1		1	1	1	1		1	2			1	2		1	1	1		1	1

○ 実行計画策定に当たり、重点的に検討を行った「きめ細かい広報戦略の展開」や「現場環境整備」に関する事例集を作成し、実行計画の参考資料として添付。

○ 建設産業 × 広報 事例集

～建設産業の魅力発信に悩んでいる企業・団体の皆様へ！

ターゲット別 広報事例集～

イベント・体験型、動画・テレビ、SNS・HP、多様なツールと
いった様々な方法による先進的な広報について、ターゲッ
トを明確にして整理

01

関西鉄筋工業協同組合

お仕事体験イベントの出版・女子大学とのコラボ企画

～親しみある業界を目指し、新しい視点・試みを～

【ターゲット】

保護者小学生

取組概要

①お仕事体験イベントの出版
小学生を対象としたお仕事体験イベントである「みらいのたからばこ」に2日間出版。
5つの体験ブース(組立体験、加工体験、職人体験、VR圧接体験、鉄筋重さ当てクイズ)を設置。
②女子大学とのコラボ企画
梅花女子大学とコラボし、子どもたちに鉄筋工事をわかりやすく伝える絵本を制作。
実施後、関西鉄筋工業協同組合より絵本を制作してくれた学生へ感謝状を授与。
(みらいのたからばこへの出版及び絵本制作等で予算約900万円。)※①、②ともに厚生労働省等の助成金を活用。

関係者

みらいのたからばこ実行委員会、建設企業(会員企業)、梅花女子大学 等

取組の経緯

<お仕事体験イベント>
・15年程前より工業高校等へ出前授業等を実施していたが、参加対象者の高校生は進路等が決まっていることが多く、人材確保
にたがりにくかったため、前段階の世代へアプローチする必要があると考え、当該イベントへの出版を決定。
<絵本制作>
・イベント実行委員会より梅花女子大学のゼミ活動の紹介を受け、産学連携が決定。
・学生に「子どもたちに鉄筋の楽しさを伝えるためには何が必要か考えてほしい」との打診をしたところ、学生達から「教育に
は「導入」という概念があり、体験の前には知識を入れる段階が必要。絵本で前提知識を伝えてから体験してもらうはどうか」という提案を受け、絵本制作がスタート。

反響

<お仕事体験イベント>
・ブース来場者数：約500～550人+保護者 計 約900人。展示は迫力があり、「すごいな、カッコいいな」という声があった。
<絵本制作>
・500部準備し、体験者全員(大半が小学校低学年)に絵本を配布。制作に携った学生からも「制作を通じて、これまで興味
関心を寄せなかった鉄筋工の重要性を理解し、仲間との共同制作を通じて自分の成長を感じた」との感想。

取組の工夫点等

<お仕事体験イベント>
・子どもたちが「鉄筋」に興味を持って馴染んでもらうことを意識して、体験ブースの内容を構成。
・保護者層にも、ブースの鉄筋工技能者との交流を通じて、業界イメージを改善してもらえることを期待。
・展示場について、少人数で迅速に組み立て、かつ、簡単に解体できるかを考慮して設計した。
<絵本制作>
・説明のわかりやすさと、何度読み返しても新たな発見があるような物語構成を意識して、ひとつの絵本にまとめた。

団体名：関西鉄筋工業協同組合 URL：https://kantetu.com/

みらいのたからばこ ブースMAP

みらいのたからばこ 開催風景

梅花女子大学とのコラボ絵本
(キャラクター名はピンク：こっこ、
黄：ぶーぶー、黄：たあた)

みらいのたからばこ開催風景

梅花女子大学 × 関西鉄筋工業協同組合
コラボ絵本 表彰式

コラボ絵本 表彰式

○ 建設現場における

「快適に利用できるトイレ」に関する事例集

特に、自治体や民間発注工事での対応や小規模現場での
対応の観点から、快適なトイレ環境の整備を工夫して行っ
ているものについて、工夫のポイントがわかるよう整理

01. 集合住宅工事（民間発注） 広くて快適なトイレ

国土交通省

国土交通省 国交省標準 快適トイレ

住宅版 快適トイレ

女性への配慮

臭気対策

狭小地対策

暑気対策

トイレカテゴリ	単体連結型トイレ
特筆すべき 快適トイレ基準要素	①洋式（洋風）便器 ②便房内寸法（広さ）
洗浄方式	水洗式
処理方式	下水道（浄化槽を含む）
寸法	W1,732×D1,152×H2,240mm

- 【ポイント】
- 単体トイレ2つを連結させたことで通常のトイレの2倍の
広さを確保し、「手洗い場」と「鏡」を装備している。
 - オプションで着替え台やサニタリーボックスを追加するこ
とで簡易な更衣室としても活用することが可能。
 - 水洗式のため、臭いの心配がない。
 - 利用者からも洋式トイレ、温水洗浄便座を採用したことによ
る快適性が向上したとの声が挙がっている。



- 建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画の策定に当たり、国土交通省、業界団体、建設産業女性定着支援ネットワークからなる検討会を設置。有識者ヒアリング、地方ブロック単位での意見交換会、企業アンケートも実施して、内容を検討。
- 令和7年3月14日付で「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画」を策定し、中野大臣に本実行計画を手交。

検討体制

【目的】

建設産業における女性活躍・定着を促進するため、過年度の取組状況を踏まえ、官民一体となって取り組むべき事項を実行計画として整理することを目的に、検討会を実施。

【構成員】

- ・日本建設業連合会 ・建設産業専門団体連合会
- ・全国建設業協会 ・全国建設産業団体連合会
- ・全国中小建設業協会 ・住宅生産団体連合会
- ・建設産業女性定着支援ネットワーク ・国土交通省
- ・厚生労働省（オブザーバー）



中野大臣への手交の様子

検討の方向性

- ・ 現行計画のように、官民それぞれが行うべき取組を体系的に整理しつつ、より効果的に女性活躍・定着促進のために重点的に検討するテーマを以下のとおり設定。

テーマ1：女性の入職促進に向けたきめ細かい広報戦略の展開

テーマ2：新たな活動領域への着目

テーマ3：トイレの環境整備・理解の促進などハード・ソフト両面からの現場における環境整備

策定経緯

第1回検討会（8月21日）

<有識者ヒアリング、地方ブロック単位での意見交換会、企業アンケートを実施>

第2回検討会（11月20日）

- ・夏～秋にかけて行ったヒアリング・意見交換・アンケート結果の紹介
- ・新計画骨子案

第3回検討会（2月3日）

- ・新計画案、新計画の推進方策

計画の大臣への手交、公表（3月14日）

自己評価指標 [工事・業務] の実績・目標

実績：前年度の実績値及び内容

目標：当年度の目標値及び内容

自己評価指標〔工事〕 実績・目標

中部ブロック発注者協議会

No	自己評価指標〔工事〕	内容
1	適正な工期設定	変更無し
2	週休2日制工事の実施状況	設定条件修正
3	平準化率	設定条件修正
4	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	変更無し
5	建設ICTの導入状況	変更無し
6	受発注者間の工事情報の共有状況	変更無し

自己評価指標〔工事〕 実績・目標

中部ブロック発注者協議会

No	自己評価指標	実績				目標			
1	適正な工期設定	①		②		①		②	
		a	工期の設定基準を策定	a	工期に関する基準 (中央建設業審議会) を適用	a	工期の設定基準を策定	a	工期に関する基準 (中央建設業審議会) を適用
		b	未整備	b	その他	b	未整備	b	その他

No	自己評価指標	実績					目標				
2	週休2日 工事の実 施状況	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
2	週休2日 工事の実 施状況	設定 割合	00件／000件 4週8休以上達 成工事件数／ 年度内の完了 工事件数	a	(設定割合) 0.9以上	a	完全週休2日 (土日)工事の 実施	a	(設定割合) 0.9以上	a	完全週休2日 (土日)工事の 実施
				b	0.8以上0.9未満	b	未実施	b	0.8以上0.9未満	b	未実施
				c	0.7以上0.8未満			c	0.7以上0.8未満		
				d	0.6以上0.7未満			d	0.6以上0.7未満		
				e	0.6未満			e	0.6未満		

【設定条件修正】

設定した工事件数⇒ 4週8休以上達成工事件数／年度内の発注工事件数⇒ 年度内の完了工事件数²

中部ブロック発注者協議会

No	自己評価指標	実績						目標					
3-1	平準化率 (閑散期のボトムアップ)	①		②		③		④		①		②	
		数値	平準化率(α) α =稼働件数	a	平準化率(α) 0.9以上	数値	平準化率(β) β =稼働金額	a	平準化率(α) 0.9以上	a	平準化率(α) 0.9以上	a	平準化率(β) 0.9以上
				b	0.8以上0.9未満			b	0.8以上0.9未満	b	0.8以上0.9未満		
				c	0.7以上0.8未満			c	0.7以上0.8未満	c	0.7以上0.8未満		
				d	0.6以上0.7未満			d	0.6以上0.7未満	d	0.6以上0.7未満		
				e	0.6未満			e	0.6未満	e	0.6未満		
No	自己評価指標	実績						目標					
3-2	案 平準化率 (繁忙期のピークカット)	①		②		③		④		①		②	
		数値	平準化率(α) α =稼働件数	a	平準化率(α) 1.0以上1.05未満	数値	平準化率(β) β =稼働金額	a	平準化率(α) 1.0以上1.05未満	a	平準化率(α) 1.0以上1.05未満	a	平準化率(β) 1.0以上1.05未満
				b	1.05以上1.10未満			b	1.05以上1.10未満	b	1.05以上1.10未満		
				c	1.10以上1.15未満			c	1.10以上1.15未満	c	1.10以上1.15未満		
				d	1.15以上1.20未満			d	1.15以上1.20未満	d	1.15以上1.20未満		
				e	1.20以上			e	1.20以上	e	1.20以上		

自己評価指標〔工事〕実績・目標

中部ブロック発注者協議会

No	自己評価指標	実績				目標			
		①		②		③		①	
4	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	設定割合 〇〇件／ 〇〇〇件 設定した工事件数／年度内に契約した工事件数	a	(設定割合) 0.9以上	a	最新のモデルを適用(準拠含む)	設定割合 〇〇件／ 〇〇〇件 設定する工事件数／年度内に契約する工事件数	a	(設定割合) 0.9以上
			b	0.8以上0.9未満	b	旧モデル(準拠含む)や独自モデルなどを適用		b	0.8以上0.9未満
			c	0.7以上0.8未満	c	制度未導入		c	0.7以上0.8未満
			d	0.7未満				d	0.7未満

No	自己評価指標	実績		目標	
5	建設ICTの導入状況	①		①	
		a	導入	a	導入
		b	未導入	b	未導入

No	自己評価指標	実績		目標	
6	受発注者間の工事情報の共有状況(ASP等)	①		①	
		a	導入	a	導入
		b	未導入	b	未導入

自己評価指標〔工事〕 実績・目標

中部ブロック発注者協議会

No	取組状況把握 (県・政令市・市町村のみ)	実績		目標	
6-①	工事書類の統一化	①		①	
		a	実施	a	実施
		b	未実施	b	未実施

No	取組状況把握 (県・政令市・市町村のみ)	実績		目標	
6-②	工事書類の簡素化	①		①	
		a	実施	a	実施
		b	未実施	b	未実施

No	自己評価指標〔業務〕	備考
1	平準化率	
2	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	
3	受発注者間の情報の共有状況(ASP等)	新規設定

自己評価指標〔業務〕実績・目標

中部ブロック発注者協議会

No	自己評価指標	実績				目標			
1	平準化率 (納期率)	①		②		①		②	
		数値	第4四半期の平準化率 第4四半期に完成した業務件数 年度の業務稼働件数	a	0.4未満	数値	第4四半期の平準化率 第4四半期に完成する業務件数 年度の業務稼働件数	a	0.4未満
				b	0.4以上0.5未満			b	0.4以上0.5未満
				c	0.5以上0.6未満			c	0.5以上0.6未満
				d	0.6以上			d	0.6以上

No	自己評価指標	実績				目標			
2	低入札 価格調 査基準 又は最 低制限 価格の 設定	①		②		③		①	
		設定割合 〇〇件／ 〇〇〇件 設定した業務 件数／年度内 の契約業務件 数	a	(設定割合) 0.9以上	a	最新の国交省運 用に準じた価格設 定	設定割合 〇〇件／ 〇〇〇件 設定する業務 件数／年度内 の契約業務件 数	a	最新の国交省運 用に準じた価格設 定
				b	0.8以上0.9未満	b		b	旧モデルなどを適 用(準用含む)又 は独自の価格設 定
				c	0.7以上0.8未満	c		c	制度未導入
				d	0.7未満			d	0.7未満

自己評価指標〔業務〕 実績・目標

中部ブロック発注者協議会

No	自己評価指標	実績		目標	
3	受発注者間の情報の共有状況 (ASP等)	①		①	
		a	導入	a	導入
		b	未導入	b	未導入